城陽市地域防災計画

風水害等対策計画・震災対策計画編

（令和８年９月）

城陽市防災会議

目　次

第１編　総　　則

第１章　計画の策定方針
第１節　計画の目的 ---------- 1- 1
第２節　計画の視点 ---------- 1- 1
第３節　他の計画及び法令に基づく計画との関係 ---------- 1- 3
第４節　計画の修正 ---------- 1- 3
第５節　計画の習熟 ---------- 1- 3
第６節　計画の用語 ---------- 1- 4

第２章　防災機関の任務分担
第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ---------- 1- 5
第２節　城陽市の防災組織 ---------- 1- 12

第３章　市の概況と既往の風水害及び地震災害
第１節　自然条件 ---------- 1- 13
第２節　社会条件 ---------- 1- 17
第３節　既往の風水害 ---------- 1- 18
第４節　既往の地震災害 ---------- 1- 20

第４章　被害想定
第１節　風水害の危険性と被害の特徴 ---------- 1- 23
第２節　地震災害の危険性と被害の特徴 ---------- 1- 30

第２編　災害予防計画

第１章　防災型まちづくりの推進
第１節　災害予防の基本方針 ---------- 2- 1
第２節　市街地の整備、住環境の整備 ---------- 2- 2
第３節　市街地整備に当たっての雨水対策 ---------- 2- 3
第４節　防災空間の整備・保全 ---------- 2- 4
第５節　道路を中心とした交通施設の整備 ---------- 2- 5
第６節　建築物の安全性の確保 ---------- 2- 6
第７節　河川等の防災対策 ---------- 2- 10
第８節　土砂災害対策 ---------- 2- 15
第９節　農林水産物の風水害対策 ---------- 2- 21
第10節　ライフライン施設の安全性の確保 ---------- 2- 23
第11節　防災拠点の整備・強化 ---------- 2- 29

第２章　災害の防止、被害の軽減
第１節　火災予防対策 ---------- 2- 42
第２節　林野火災対策 ---------- 2- 46
第３節　危険物施設等災害予防計画 ---------- 2- 48
第４節　地震による浸水防止計画 ---------- 2- 51
第５節　建築物等災害予防計画 ---------- 2- 53

第３章　防災知識の普及・防災訓練計画、自主防災組織の整備
第１節　防災知識の普及 ---------- 2- 54
第２節　防災訓練計画 ---------- 2- 57
第３節　防災調査の実施 ---------- 2- 59
第４節　自主防災組織の育成計画 ---------- 2- 60

第４章　体制・組織の整備
第１節　災害活動体制の整備 ---------- 2- 63
第２節　情報連絡体制の整備 ---------- 2- 65
第３節　水防用応急復旧資機材の確保に関する計画 ---------- 2- 68
第４節　避難体制の整備 ---------- 2- 69
第５節　飲料水・食料等の確保に関する計画 ---------- 2- 73
第６節　交通輸送体系の確保 ---------- 2- 75
第７節　医療計画 ---------- 2- 77
第８節　ボランティアの育成 ---------- 2- 79

第５章　要配慮者への対策
第１節　要配慮者への対応 ---------- 2- 81
第２節　高齢者や障がい者に配慮したまちづくり計画 ---------- 2- 86

第６章　災害危険箇所の調査や災害の防止に関する調査・研究 ---------- 2- 87

第３編　災害応急対策計画

第１章　応急活動体制の整備
第１節　組織計画 ---------- 3- 1
第２節　動員配備計画 ---------- 3- 15
第３節　応援要請計画 ---------- 3- 19
第４節　ボランティアの受入れ ---------- 3- 25
第５節　災害救助法の適用範囲 ---------- 3- 27

第２章　情報の収集・伝達
第１節　災害情報収集・伝達計画 ---------- 3- 29

第２節　通信連絡体制 ---------- 3- 46
第３節　広報計画 ---------- 3- 49
第４節　広聴活動計画 ---------- 3- 52

第３章　消防活動等
第１節　消防活動計画 ---------- 3- 53
第２節　水防活動計画 ---------- 3- 64
第３節　危険物施設等応急対策計画 ---------- 3- 67
第４節　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び
山地災害危険地区等に対する応急対策計画 ---------- 3- 69
第５節　救出計画 ---------- 3- 71

第４章　避　　難
第１節　応急避難計画 ---------- 3- 73
第２節　避難所開設・運営計画 ---------- 3- 85

第５章　救援・救護・医療
第１節　給水計画 ---------- 3- 90
第２節　給食計画 ---------- 3- 92
第３節　生活必需品供給計画 ---------- 3- 95
第４節　医療・救護計画 ---------- 3- 97
第５節　防疫・保健衛生計画 ---------- 3-100
第６節　行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬計画 ---------- 3-102

第６章　交通の確保及び災害警備
第１節　輸送計画 ---------- 3-105
第２節　交通規制 ---------- 3-109
第３節　災害警備 ---------- 3-112

第７章　ライフラインの応急対策
第１節　上水道 ---------- 3-113
第２節　下水道 ---------- 3-114
第３節　電　力 ---------- 3-115
第４節　ガ　ス ---------- 3-117
第５節　通信施設 ---------- 3-120

第８章　建築物及び土木施設等の応急対策
第１節　建築物等の応急対策 ---------- 3-121
第２節　土木施設の応急対策 ---------- 3-125
第３節　農林業施設等の応急対策 ---------- 3-127

第９章　被災地の応急対策
第１節　障害物除去計画 ---------- 3-129
第２節　清掃計画 ---------- 3-130
第３節　環境保全に関する計画 ---------- 3-132
第４節　文教応急対策計画 ---------- 3-133
第５節　要配慮者対策計画 ---------- 3-136
第６節　住宅応急対策計画 ---------- 3-139
第７節　労務供給計画 ---------- 3-142
第８節　義援金品等に関する計画 ---------- 3-143
第９節　り災証明の発行 ---------- 3-145

第４編　災害復旧計画

第１章　民生安定のための緊急措置に関する計画
第１節　生活確保に関する計画 ---------- 4-　1
第２節　文教復旧計画 ---------- 4-　8
第３節　住宅復旧計画 ---------- 4- 10
第４節　中小企業への支援 ---------- 4- 12

第２章　公共施設等の復旧計画
第１節　公共土木施設の復旧計画 ---------- 4- 13
第２節　農林業施設の復旧計画 ---------- 4- 15
第３節　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 ---------- 4- 17
第４節　激甚災害の指定 ---------- 4- 18

資料目次

資料－　１　震度階級 ---------- 1
資料－　２　被害程度の認定基準 ---------- 3
資料－　３　災害救助法による救助の基準 ---------- 5
資料－　４　城陽市の行政機構 ---------- 9
資料－　５　城陽市防災会議条例 ---------- 10
資料－　６　城陽市災害対策本部条例 ---------- 12
資料－　７　城陽市災害対策本部条例施行規則 ---------- 13
資料－　８　城陽市防災会議委員・幹事名簿 ---------- 15
資料－　９　城陽市自主防災組織運営補助金交付要綱 ---------- 18
資料－１０　城陽市地域防災リーダー設置要綱 ---------- 20
資料－１１　防災協定 ---------- 22
資料－１２　社会条件の概況 ---------- 27
資料－１３　防火地域の指定状況 ---------- 27
資料－１４　公園・緑地の整備状況 ---------- 28
資料－１５　公共施設一覧表 ---------- 29
資料－１６　文化財一覧 ---------- 34
資料－１７　防災地区の設定 ---------- 38
資料－１８　防火対象物一覧 ---------- 39
資料－１９　消防水利の状況 ---------- 40
資料－２０　消防車両等の現況 ---------- 41
資料－２１　消防無線設置状況 ---------- 42
資料－２２　危険物施設一覧 ---------- 44
資料－２３　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 ---------- 45
資料－２４　防災備蓄品一覧 ---------- 46
資料－２５　消防本部水防資器材一覧 ---------- 47
資料－２６　城陽市防災無線設置状況 ---------- 48
資料－２７　広報車の保有状況 ---------- 51
資料－２８　要配慮者利用施設一覧 ---------- 52
資料－２９　城陽市外国人住民の推移 ---------- 55
資料－３０　給水車の保有状況 ---------- 55
資料－３１　日赤奉仕団 城炊会 ---------- 55
資料－３２　市内の米穀販売業者一覧 ---------- 56
資料－３３　炊き出し施設・設備の状況 ---------- 57
資料－３４　医療施設一覧表 ---------- 58
資料－３５　防疫用薬品の備蓄量 ---------- 61
資料－３６　即時調達可能防疫薬品販売店等一覧 ---------- 61
資料－３７　防疫用機械の配置状況 ---------- 62
資料－３８　火葬場の状況 ---------- 62

資料－３９　市所有車両の状況 ---------- 62
資料－４０　市内の民間輸送業者の状況 ---------- 62
資料－４１　水道施設の概要 ---------- 63
資料－４２　建設土木業者・器材一覧 ---------- 63
資料－４３　土地改良区 ---------- 63
資料－４４　ごみ収集車等一覧 ---------- 64
資料－４５　ごみ処理施設一覧 ---------- 64
資料－４６　生し尿収集車及び設備等一覧 ---------- 64
資料－４７　し尿処理施設一覧 ---------- 64
資料－４８　給水場所一覧表 ---------- 65
資料－４９　給水場所マップ ---------- 66
資料－５０　応急仮設住宅建設候補地一覧 ---------- 67

様式目次

様式－　１　自衛隊災害派遣要請について ---------- 1
様式－　２　災害情報 ---------- 2
様式－　３　災害概況即報 ---------- 3
様式－　４　被害状況報告 ---------- 4
様式－　５　火災・災害等即報（火災） ---------- 6
様式－　５-1 火災・災害等即報（特定の事故） ---------- 7
様式－　５-2 火災・災害等即報（救急・救助事故） ---------- 8
様式－　６　住民避難状況調べ ---------- 9
様式－　７　避難所開設日誌 ---------- 10
様式－　８　緊急通行車両確認申出書 ---------- 11
様式－　９　緊急通行車両標章 ---------- 12
様式－１０　緊急通行車両確認証明書 ---------- 13
様式－１１　義援金品受付状況報告 ---------- 14
様式－１２　義援金品配分状況報告 ---------- 15
様式－１３　り災証明申請書 ---------- 16
様式－１３-1 罹災証明書---------- 17

＜ 第１編　総　則 ＞

第１章　計画の策定方針

第１節　計画の目的

「城陽市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき城陽市防災会議が作成する計画で、城陽市の地域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　計画の視点

この計画は、城陽市域の防災に関し、国、府及び市、その他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

ここでは、本計画の指針となる、防災基本計画及び第４次城陽市総合計画を踏まえた基本テーマを掲げ、それに基づく６つの基本方針を提示することにより、今後の具体的な防災対策が進められるようその方向性を明確にする。

（１）基本テーマ

城陽市の防災に取り組む２つの基本姿勢「行政だけでなく、市民とともに災害に強いまちをつくっていく」「災害に対して受け身でなく、積極的な防災型のまちづくりを推進する」をもとに、市民にわかりやすい基本テーマを次のように定める。

市民とつくる災害に強いまち・城陽

（２）基本方針

①防災型の都市整備を推進する

災害が起きてから対応するのではなく、被害をできるだけ発生させないよう、事前対策型の都市防災のまちづくりを推進する。

・耐震性、防火性を備えた建築物により構成された市街地に転換を図る。
・防災空間（公園・街路）や防災拠点の整備を推進する。
・耐震性をもったライフラインの整備と自立型都市づくりを進める。
・河川の疎通能力を高め、また雨水貯留や調整池整備等総合的な治水対策を推進する。

②行政・市民・企業の協同による防災対策を推進する

市民や企業の日常的な災害への備えと的確な災害時の対応が、最も大きな力となることは、これまで多くの事例が示しているところである。従来型の地域コミュニティが弱体化している現状を踏まえ、自主防災組織の育成強化、市民の防災思想・防災知識の普及、啓発を図る。

・行政、市民、企業の間で相互に災害に関する情報の提供を行う。
・自主防災組織育成の支援・援助を行う。
・ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化を図る。

③災害時に即応できる組織・体制の整備を図る

災害時において市の役割を的確に果たすため、市内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関連機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

・災害対策本部の強化
・防災関連組織の確立
・各職員の明確な役割分担と動員体制の整備
・広域的な防災体制の整備

④要配慮者の視点できめ細かな防災対策を進める

高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者が、災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としていることは、阪神・淡路大震災の結果にも示されている。

要配慮者に配慮した施策は、わかりやすい・使いやすい等健常者についても好ましいものであり、福祉施策との連携を図りながら、要配慮者の視点でチェックしたきめ細やかな整備を進める。

・災害時に的確な情報提供を行う。
・避難誘導、救護・救済対策の確立を図る。
・地域ごとのきめ細やかな支援体制を整備する。
・要配慮者の意見や体験を防災対策に反映させる。

⑤災害に関しての情報を収集し、また調査・研究を日常的に行う

国、府、その他の防災関連機関と防災に関する情報を交換するとともに、防災に関する調査、研究を行い防災施策に反映させる。

・災害に関して情報を収集するとともに、市民・企業に対して情報を提供する。
・地理情報システム（ＧＩＳ）の防災面での有効活用についての検討を進める。

⑥水害、土砂災害対策を推進する

国や府等と連携して、水害、土砂災害等の危険箇所における災害防止工事の推進を図るとともに、危険箇所の把握、住民への周知、監視体制や警戒避難体制の整備に努める。

・ハザードマップ等により洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の市民への周知等に努める。
・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域ごとに監視体制、警戒避難体制の整備に努める。

第３節　他の計画及び法令に基づく計画との関係

この計画は、市における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、この計画は、防災基本計画、防災業務計画や京都府地域防災計画との整合性を図る。

また、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき府知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条に基づき市長に委任された場合の計画又は府知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第４節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年城陽市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに城陽市防災会議に計画修正案を提出するものとする。

第５節　計画の習熟

城陽市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が充分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関並びに住民と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めなければならない。

第６節　計画の用語

この計画における用語の定義は以下に示すとおりである。

NO	用　　語	定　　義
1	本部	城陽市災害対策本部
2	消防本部	城陽市消防本部
3	消防団	城陽市消防団
4	水防団	城陽市消防団に同じ
5	府本部	京都府災害対策本部
6	指定地方行政機関	参照：P1-7～1-11
7	指定公共機関	
8	指定地方公共機関	
9	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	

第２章　防災機関の任務分担

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

城陽市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、城陽市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

国、府、市及びその他の防災関係機関等は、防災に関しおおむね次の事務又は業務を処理する。

（１）市及び府

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
城陽市	1）城陽市防災会議及び城陽市災害対策本部に関する事務 2）防災に関する施設、組織の整備と訓練 3）交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策 4）災害に関する予警報の連絡 5）災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6）防災思想の普及及び防災訓練の実施 7）自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進 8）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 9）避難情報の発令 10）災害の防除と拡大の防止 11）救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 12）避難所における良好な生活環境の確保 13）災害応急対策及び復旧資材等の確保 14）消防、水防、その他の応急措置 15）被災企業等に対する融資等の対策 16）被災市営施設の応急対策 17）食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 18）災害時における文教対策 19）災害対策要員等の動員 20）災害時における交通、輸送の確保 21）被災施設の復旧 22）市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 23）被災者の援護を図るための措置 24）前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京都府 山城広域振興局、山城北土木事務所、山城北保健所、山城教育局	1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項 2) 防災に関する施設、組織の整備 3) 災害に関する予警報の連絡 4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施 6) 自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境整備その他住民の自発的な防災活動の促進 7) 避難情報等の対象地域、判断時期等に係る助言 8) 災害の防除と拡大の防止 9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保 11) 被災企業等に対する融資等の対策 12) 被災府営施設の応急対策 13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 14) 災害時における文教対策 15) 災害時における公安の維持 16) 災害対策要員の動員 17) 災害時における交通、輸送の確保 18) 被災施設の復旧 19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっせん等 20) 前各号の目的を達成するための地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

（２）警察機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京都府城陽警察署	1) 救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関すること 2) 検視及び行方不明者の調査等の支援に関すること 3) 緊急通行車両等の先導と被災地域に対する交通総量の抑制に関すること 4) 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること

（３）自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第４施設団	1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

（４）指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1）管区内各警察の指導調整に関すること 2）他管区警察局との連携に関すること 3）関係機関との協力に関すること 4）情報の収集及び連絡に関すること 5）警察通信の運用に関すること
近畿財務局 京都財務事務所	1）公共土木等被災施設の査定の立会 2）地方自治体に対する災害融資 3）国有財産の無償貸与等 4）災害時における金融機関の緊急措置の指示
近畿農政局	1）農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 2）農業関係被害情報の収集報告 3）農産物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 4）被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導 5）管理又は建設中の農業用施設の防火管理並びに災害復旧 6）土地改良機械の緊急貸付け 7）食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 8）災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所、木津森林事務所	1）国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 2）国有林における予防治山施設による災害予防 3）国有林における荒廃地の復旧 4）災害対策用資材の供給
大阪管区気象台 京都地方気象台	1）気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2）気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表 3）気象、地象及び水象の資料及び情報の収集並びに発表 4）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1）電波及び有線電気通信の監理 2）非常時における重要通信の確保 3）非常通信協議会の育成指導 4）非常通信訓練の計画及びその実施訓練 5）防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 6）災害対策用移動通信機器等の貸し出し
近畿地方整備局 淀川河川事務所、京都国道事務所	1）国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2）応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3）国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4）指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること 8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
近畿厚生局	1) 救護等に係る情報の収集及び提供
近畿経済産業局	1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援 4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達
中部近畿産業保安監督部（近畿支部）	1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
近畿運輸局 京都運輸支局	1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請 5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供
京都労働局	1) 産業災害予防対策 2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施 3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
近畿地方環境事務所	1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること 2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

（５）指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
ＮＴＴ西日本株式会社京都支店、ＫＤＤＩ㈱、㈱ＮＴＴドコモ 関西支社、ソフトバンク㈱、ＮＴＴドコモビジネス㈱	1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、府民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 京都府支部	1）災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2）災害時における被災者の救護保護 3）災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4）義援金の募集及び義援品の募集・配分
西日本旅客鉄道㈱ 城陽駅、長池駅、山城青谷駅	1）鉄道施設等の保全 2）災害時における救助物資及び避難者の輸送 3）ＪＲ通信施設の確保と通信連絡の協力
日本放送協会 京都放送局	1）市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2）市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3）社会事業団等による義援金品の募集配分
関西電力送配電㈱	1）電力供給施設等の整備と防災管理 2）災害時における電力供給 3）被災施設の応急対策及び復旧
日本銀行 京都支店	1）災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導
日本通運㈱ 京都支店、福山通運㈱、佐川急便㈱、ヤマト運輸㈱、西濃運輸㈱	1）災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
水資源機構 木津川ダム総合管理所	1）木津川河川の水防予警報の伝達及び水害応急対策 2）高山ダム放流連絡等の伝達
大阪ガスネットワーク㈱ 京滋事業部	1）ガス施設等の整備と防災管理 2）災害時におけるガス供給 3）被災施設の応急対策及び復旧
日本郵便㈱ 城陽郵便局	1）災害時における郵便物の送達の確保 2）被災地あて救助用郵便物等の料金免除 3）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4）被災者が差し出す郵便物の料金免除 5）郵便局の窓口業務の維持
西日本高速道路㈱	1）高速道路の保全 2）高速道路の応急対策及び災害復旧
㈱ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ、㈱ローソン、㈱ファミリーマート	1）支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等 2）帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

（６）指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
㈱京都放送、㈱エフエム京都	1）市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2）市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3）社会事業団等による義援金品の募集配分

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿日本鉄道㈱ 久津川駅、寺田駅、 富野荘駅	1）鉄道施設等の保全 2）災害時における救助物資及び避難者の輸送 3）通信施設の確保と通信連絡の協力
一般社団法人京都府医師会	1）災害時における医療救護の実施
公益社団法人京都府看護協会	1）災害時における医療救護の実施 2）避難所における避難者の健康対策
一般社団法人京都府薬剤師会	1）災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2）調剤業務及び医薬品の管理
一般社団法人京都府歯科医師会	1）避難所における避難者の健康対策 2）遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力
城南衛生管理組合	1）し尿処理施設及びごみ処理施設等の整備と防災管理 2）被災処理施設の応急対策 3）災害時におけるし尿処理体制及びごみ処理体制の確立

（７）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南部土地改良区、内川土地改良区、城陽市青谷土地改良区	1）水門、水路等の施設の整備及び防災管理 2）農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧 3）たん水の防排除施設の整備と運用
エフエム宇治放送㈱	1）市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2）市民に対する災害応急対策等の周知徹底
京都京阪バス㈱	1）安全輸送の確保 2）災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
報道機関	1）市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2）市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3）社会事業団等による義援金品の募集配分
京都やましろ農業協同組合	1）共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2）被災組合員に対する融資又はあっせん 3）生産資材等の確保又はあっせん
城陽商工会議所	1）物価安定についての協力 2）救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん 3）災害時における中央資金源の導入 4）商工業者への融資あっせんの実施
宇治久世医師会	1）災害時における医師、看護師等の派遣体制の確立 2）災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
社会福祉施設の管理者	1）施設の防災管理と避難訓練の実施 2）災害時における収容者の保護
金融機関	1）被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
学校法人	1）避難施設の整備と避難の訓練 2）災害時における応急教育対策 3）被災施設の復旧
ガス類取扱機関	1）ガス施設等の整備と防災管理 2）災害時におけるガスの供給 3）被災施設の応急対策及び復旧
石油類取扱機関	1）石油類貯蔵施設等の整備と防災管理 2）災害時における石油類の供給 3）被災施設の応急対策及び復旧
日本水道協会京都府支部	1）応急給水活動 2）応急復旧作業

第２節　城陽市の防災組織

災害の予防応急対策及び復旧対策等防災諸活動に対応するため府、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力を得て総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。城陽市における防災組織の概要を整理する。

（１）城陽市防災会議

災害対策基本法第 16 条及び城陽市防災会議条例に基づき設置された機関で、市域における防災に関する基本方針及び市域内外の公共的団体その他関係機関の業務等を包括する総合的な地域防災計画の作成並びにその実施推進を図る。また、災害発生時又はそのおそれのある場合、関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整を行うとともに、市域に係る防災に関する重要事項を審議・進言するなど、防災活動全般の円滑な推進と有機的運用を図るものとする。

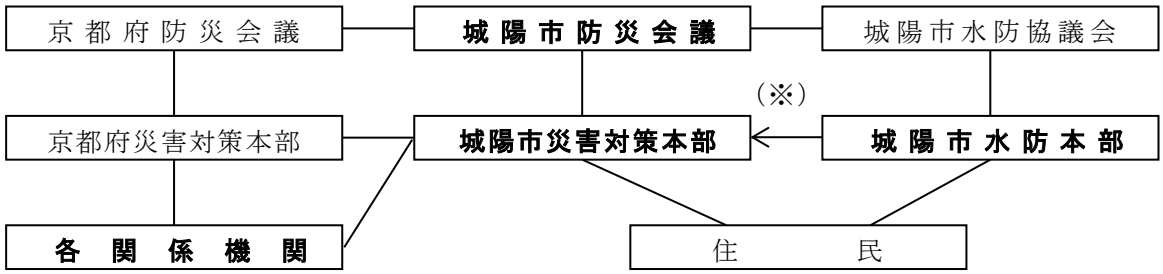
なお城陽市防災会議は、会長である城陽市長及び委員 45 名以内をもって組織し、会議運営の事務は危機・防災対策課において処理する。

（２）城陽市災害対策本部

市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、速やかに防災活動を行う必要があると認めるとき市長は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき城陽市災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び運営については、第３編　災害応急対策計画　第 1 章　第 1 節　組織計画に基づくものとする。

■城陽市地域防災組織総括図



（※）城陽市災害対策本部が設置されたとき、水防本部は災害対策本部に吸収される。

第３章　市の概況と既往の風水害及び地震災害

第１節　自然条件

（１）位置及び面積

本市は京都から南へ約 20 ㎞、京都・奈良のほぼ中間にあり、また山城盆地の中央部に位置している。市域の北は宇治市及び久御山町に、東は鴻ノ巣山を経て宇治田原町に、南は井手町に、西は木津川を隔てて八幡市、京田辺市に隣接している。

本市の面積は 32.71ｋ㎡で、その広がりは東西に 9.0 ㎞、南北に 5.4 ㎞である。

■城陽市の位置及び面積

面　積	位　置		広　が　り		海　抜	
	東　経	北　緯	東　西	南　北	最　高	最　低
32.71ｋ㎡	135° 47′ 08″	34° 51′ 36″	9.0 ㎞	5.4 ㎞	430.2ｍ	13.0ｍ

■位置図



（２）地形と地質

①地　形

本市の地形は、大きく２つに区分することができる。

西部の低地（木津川河谷低地）は、谷底平野の中央を木津川が通り、その両岸に自然堤防状の微高地が発達し、微高地には古くから集落が点在している。また、木津川に注ぎ込む長谷川及び青谷川は天井川となっている。これにより低い低湿地部では内水災害が発生しやすい。

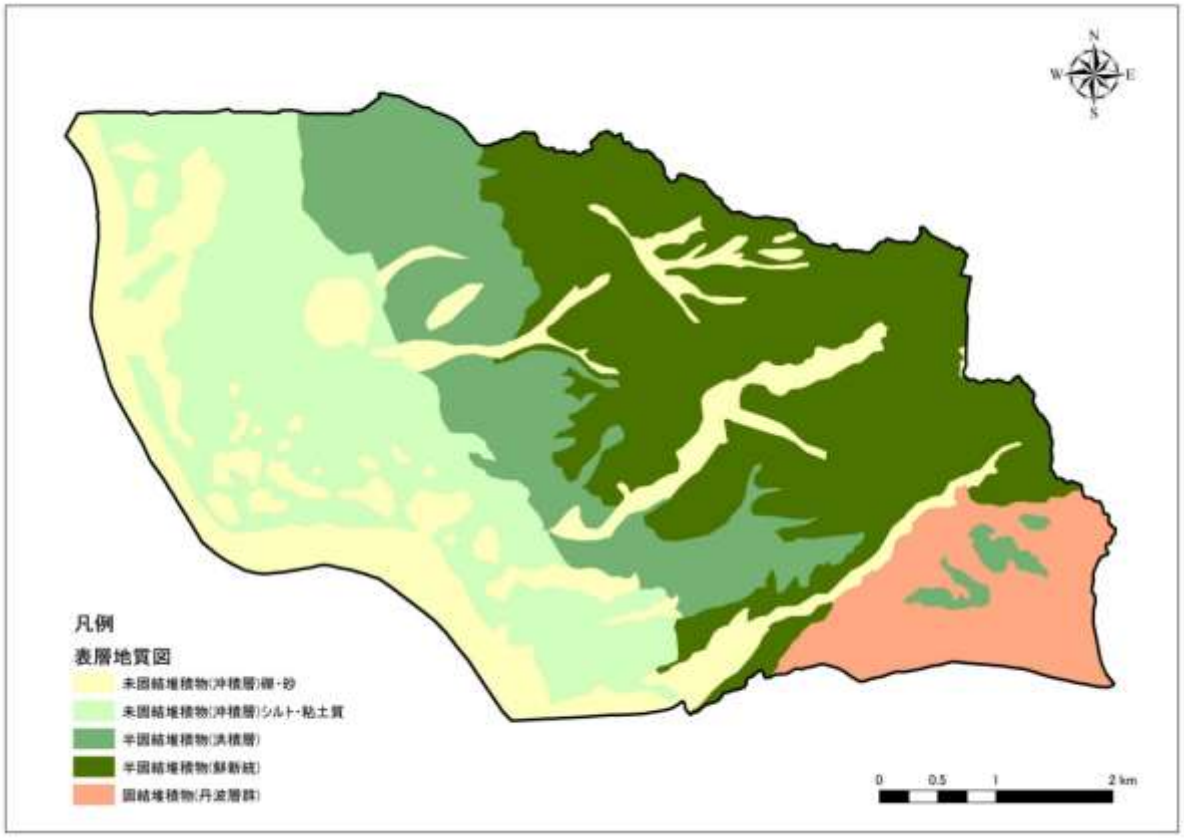
東部の丘陵地（宇治丘陵）は、東の標高 250m から西の京都盆地に向かって扇状地状に広がりながら緩やかに傾斜している。また、この一帯には山砂利採取跡地が多く、土砂崩壊・流出に対する十分な対策が必要である。

②地質と地盤条件

本市の西部の低地は、沖積層の未固結堆積物（礫、砂、シルト、粘土質）、洪積層の半固形堆積物からなる。微高地の地盤条件は良好であるが、谷底平野・氾濫平野は軟弱な地盤を形成している。

東部の丘陵地は、鮮新世の半固形堆積物（花崗岩質の粗粒砂を多く含む礫層）と丹波層群の固結堆積物（泥岩を主とし、チャート・砂岩レンズ状岩体を含む）からなるが、半固結堆積物の花崗岩質の部分は、風化しやすく、崩壊の危険性が高い。

■地質図



※土地分類基本調査表層地質図（昭和 56・57 年京都府調査）を基に作成

（３）気象

①気象の概要

京都府の気候は、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系の分水嶺に沿って、南部と北部とに大別される。南部は太平洋側（瀬戸内海型）の、北部は日本海側の気候特性を示す。本市域は府南部の瀬戸内海型の気候特性で、暖候期における多量の雨で特徴づけられる。

■京都及び城陽の気象概況

（2011 年～2020 年観測値の平均）

	月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
京都	気温(℃)	最高	8.9	10.1	14.9	20.2	26.0	28.4	32.4	34.3	29.3	23.6	17.4	11.2
		最低	1.5	1.9	4.6	9.3	15.0	19.6	24.1	25.2	20.9	14.9	8.9	3.5
		平均	4.7	5.5	9.3	14.4	20.1	23.5	27.6	29.0	24.5	18.8	12.8	7.0
	降水量(mm)		52.4	64.9	101.7	128.2	130.3	196.9	251.3	179.6	230.6	157.3	69.4	60.1
京田辺	気温(℃)	最高	9.3	10.1	14.9	20.2	25.8	28.2	32.2	34.0	29.0	23.4	17.4	11.5
		最低	-0.8	-0.1	2.7	7.1	12.8	18.4	23.0	23.6	19.1	12.6	6.4	1.2
		平均	4.1	4.8	8.8	13.7	19.3	23.0	27.0	28.1	23.6	17.7	11.7	6.2
	降水量(mm)		51.1	68.7	111.0	116.5	124.9	221.1	204.2	212.7	195.2	157.7	75.6	59.0

資料：気象庁気象統計データより算出

（2011 年～2020 年観測値の平均）

	月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
城陽	気温(℃)	最高	13.0	16.6	22.0	27.0	31.7	33.7	37.2	37.7	34.1	29.8	22.8	17.0
		最低	-3.0	-3.0	-1.4	1.8	7.8	14.8	20.6	20.5	14.5	7.3	2.2	-1.6
		平均	4.3	5.1	8.8	14.1	19.9	23.4	27.5	28.7	24.2	18.3	12.2	6.6
	降水量(mm)		47.0	63.6	100.2	106.1	113.8	203.0	185.0	203.5	175.0	139.7	67.8	53.6
	降水日数		5.7	7.3	9.9	10.7	9.4	12.6	12.6	10.5	12.3	10.3	8.1	7.6
	平均風速(m/s)		1.8	1.9	2.1	1.9	1.8	1.6	1.5	1.6	1.7	1.6	1.4	1.7
	最多風向		南東	北北西	北北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	南東	南東	南東
	最大風速(m/s)		9.4	9.4	10.0	10.1	9.5	8.6	9.6	10.5	10.9	8.9	8.5	9.1
	風向		西北西	北北西	北北西	北北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	南東	南東	南東
	最大瞬間風速(m/s)		17.2	16.3	18.2	18.8	16.7	17.2	19.1	19.4	21.4	17.7	15.4	16.6
	風向		北北西	北北西	北北西	北北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北北西	北北西	北北西

資料：城陽市消防本部

②考慮すべき気象条件

ア．台風

一般に風速が 10m／s を超えると日常生活に大なり小なり影響があるが、家屋に被害を与えるのは、おおよそ 20m／s 以上といわれている。

京都府南部で風速 20m／s 以上になるのは強い台風が近くを通った場合に限られているが、そのコースによって風の影響は大きく変わる。これまでの例からみると四国東部あるいは紀伊水道より大阪湾に入り、北北東又は北東に進路をとって京都のすぐ西を通った場合に主として起こっている。

また、台風によって京都府下に大雨がもたらされるのは、九州より東ないし東北東に進み近畿を通る場合、四国又は紀伊水道より日本海へ北上進する場合、四国又は紀伊水道より北東進する場合（京都の西を通る）、紀伊半島より東海地方へ北東進する場合（京都の東を通る）、東海地方から北西進して日本海へ抜ける場合等に顕著である。

イ．大雨

大雨を降らせる原因は、前線、台風（熱帯性低気圧）、低気圧、雷雨等である。台風や低気圧等による大雨は比較的広範囲で、しかも長時間続くが、前線や雷等による大雨は、局地的で、短時間に記録的な大雨になることもある。しかし、それらの内で単独で大雨になる例は少なく、複数が併合して発生する。たとえば、前線と雷雨、次々と発生する低気圧と停滞前線等があげられる。

・梅雨前線による大雨

梅雨期の大雨は前線単独による場合より、低気圧や台風が直接・間接的に影響した場合、雨量が多く、災害につながりやすい。

・秋雨前線による大雨

梅雨期同様、単独前線による場合より、低気圧や台風が複合した場合に雨量が増大し、災害につながりやすい。

・前線による大雨

南山城水害時の大雨パターンである。寒冷前線の停滞による集中豪雨で前線が列島の日本海側を通る場合、城陽市周辺に大雨を降らす可能性が高い。

・低気圧による大雨

梅雨前線を刺激して大雨をもたらす型が典型的である。低気圧は列島の日本海側を通るとき、局地性が高く、城陽市周辺に大雨を降らす可能性が高い。

これらの分類とは別に、最近、全国で頻発する豪雨災害に関しては、次のような特徴があげられる。

・集中豪雨

同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらし、その要因は、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害につながることがある。

・局地的大雨

急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十 mm 程度の雨量をもたらし、その要因は、単独の積乱雲が発達することによって起き、大雨や洪水の注意報・警報が発表される気象状態でなくても、急な強い雨のため河川や水路等が短時間に増水する等、急激な状況変化により重大な事故につながることがある。

第２節　社会条件

本市の令和 2 年の国調人口と世帯数はそれぞれ 74,607 人、30,484 世帯である。人口は、昭和 40 年代に京都・大阪都市圏の住宅都市として急激な宅地開発が行われたこともあり、昭和 40 年から 55 年にかけて急増したが、平成 7 年の 85,398 人をピークに減少に転じている。高齢者人口については年々増加傾向にあり、約 25,400 人、高齢化率 34%となっている。（本市人口統計）

産業については、令和 2 年においては第３次産業の就業者が最も多く、全就業者の 69.3%を占めている。次いで第２次産業の 24.6%となっており、第１次産業は 1.8%とわずかである。第１次産業、第２次産業及び第３次産業の就業者数とも減少傾向にある。

土地利用は、山林・原野が全体の 21.7%、農地が 15.1%、宅地が 19.3%を占めており、山林・原野及び農地は低下傾向、宅地は上昇傾向にある。ＤＩＤ地区は、令和 2 年においては 7.21ｋ㎡となっており、市域の 22%を占めている。また、ＤＩＤ地区の人口は 67,603 人となっており、総人口の 90.6%を占めている。（令和 2 年国勢調査）

交通体系については、鉄道は、近鉄京都線とＪＲ奈良線がほぼ並行して市域の中央を南北に走っている。道路は、京奈和自動車道と新名神高速道路の２本の高速道路の他、２本の国道と 10 本の府道が通っている。国道 24 号と国道 307 号、府道城陽宇治線の３路線の交通量が多く、交通混雑の状況がみられる。

第３節　既往の風水害

過去の水害による浸水や土砂崩れ等の被害区域は、災害に脆弱な地域を示している。そこで、京都府の災害年表及び災害の記録（京都府）、城陽市消防概況を参考に、城陽市内で被害の大きかった風水害についての被害状況、災害発生の状況を示す。

■城陽市における主な風水害

西暦	年　号	月　日	原因等	被害の概要
1876	明治 9 年	11 月		木津川寺田堤防決壊
1884	明治 17 年	7 月 13 日		青谷川決壊 市辺 11.2ha 田地浸水
1885	明治 18 年	7 月 1 日		木津川春日森堤防決壊 25ha 浸水
1889	明治 22 年	6 月 18 日		木津川富野堤防決壊、田地等浸水 540ha
1903	明治 36 年	7 月 10 日		長谷川奈島堤防決壊
1943	昭和 18 年	7 月 1 日		木津川春日森付近で堤防決壊
1953	昭和 28 年	8 月 14 日 ～15 日	集中豪雨	南山城地区で大規模な洪水及び土砂災害 城陽市では流出戸数 2 棟、床上浸水 70 戸、床下浸水 530 戸、り災者総数 2,179 人、道路、橋梁、堤防等に被害、総雨量 東和束 680 ㎜、湯船 428 ㎜
1953	昭和 28 年	9 月 24 日 ～25 日	台風 13 号	府下全域で大きな被害が発生 城陽市では家屋半壊 35 棟、床上浸水 200 戸、床下浸水 1,300 戸、宇治川の堤防決壊
1959	昭和 34 年	8 月 13 日	台風 6 号	長谷川決壊、床上浸水 11 戸、床下浸水 250 戸
1959	昭和 34 年	9 月 26 日 ～27 日	伊勢湾台風	木津川西富野・水主間堤防で漏水 20 ヶ所
1961	昭和 36 年	9 月 15 日 ～16 日	第2室戸台風	家屋全壊 95 棟、半壊 563 棟、死者 1 名、負傷者 34 名
1969	昭和 44 年			木津川上流に高山ダム完成
1982	昭和 57 年	8 月 1 日 ～ 4 日	台風10 号	木津川西富野･上津屋間堤防で漏水･湧水 13 ヶ所、市内床上、床下浸水 9 戸。
1986	昭和 61 年	7 月 21 日 ～22 日	集中豪雨	宇治市、城陽市、八幡市、綴喜郡及び相楽郡で山崩れ、浸水があり、道路、鉄道等に被害が生じた。 城陽市内では床上浸水 99 戸、床下浸水 1,367 戸、田畑冠水・浸水 106.7ha 城陽市で総雨量 321 ㎜ 時間雨量 71 ㎜
1995	平成 7 年	8 月 30 日	集中豪雨	床上浸水 6 戸、床下浸水 277 戸、道路冠水 11 ヶ所、農作物の浸水 20ha 等 城陽市で総雨量 128㎜ 時間雨量 62 ㎜
2004	平成 16 年	10 月 20 日 ～21 日	台風 23 号	京都府北部では由良川の氾濫や崖崩れ等が発生し、舞鶴市や宮津市等で 15 名が死亡 市内では、河川施設、ビニールハウス 4 棟に被害
2008	平成 20 年	7 月 8 日	集中豪雨	長池より北の地域で床下浸水 12 棟 10 分間降雨量　富野久保田 25 ㎜
2009	平成 21 年	6 月 16 日	集中豪雨 ひょう	平川地域で床下浸水 13 棟、ひょうによるテラス等の被害 103 件　　1 時間雨量　平川横道 47 ㎜

西暦	年　号	月　日	原因等	被害の概要
2009	平成 21 年	10 月 7 日 ～8 日	台風 18 号	木津川運動広場 1ha 冠水、農作物被害 24ha
2010	平成 22 年	8 月 10 日	集中豪雨	寺田地域で床上浸水 1 棟、床下浸水 29 棟 1 時間雨量　56 ㎜
2012	平成 24 年	8 月 13 日 ～14 日	集中豪雨	近畿中部を中心に記録的な豪雨となり、城陽市内で床上浸水 53 棟、床下浸水 600 棟、古川・嫁付川・宮ノ谷都市下水路・玉池・正道池等で溢水、文化パルク城陽・東部コミュニティセンターで浸水被害 城陽市で総雨量 313 ㎜、1 時間雨量 73.5 ㎜
2013	平成 25 年	9 月 16 日	台風 18 号による大雨	寺田・中地域で床下浸水 2 棟、城陽市で総雨量 271.5㎜、大雨特別警報発表
2018	平成 30 年	9 月 4 日	台風 21 号	近畿・東海・北陸を中心に記録的な暴風となり、城陽市においても 14 時頃に最大瞬間風速 42.0m/s の強風が発生した。強風の影響により 300 件を超える家屋等や 2 億円を超える農畜産物の被害が発生した。

資料　城陽市史・消防概況等

第４節　既往の地震災害

京都府域に被害をもたらした、主な地震の一覧は以下のとおり。

（資料：「京都府地域防災計画　震災対策計画編」から抜粋）

M‥マグニチュード（規模）

西　暦 年月日	日　本　暦 年月日	震　央 東経　北緯	M	地　域・被　害
701. 5.12	大宝 1. 3.26	135.4° 5.6°	7.0	丹後。地震あうこと 3 日、舞鶴沖の冠島山頂を残して海中へ没した。
827. 8.11	天長 4. 7.12	135.6° 4.9°	6.7	京都。倒壊家屋多数、余震が 1 年以上続く。
856.	斉衡 3.	京　都	6.4	家屋・仏塔倒壊、余震多し。
881. 1.13	元慶 4.12. 6	京　都	6.4	官庁・民家破損多く、御所の石垣崩る。余震多し。
887. 8.26	仁和 3. 7.30	135.0° 3.0°	8.5	五畿七道。被害は近畿地方の全域に及び、京都で、圧死多し。大津波、摂津で被害拡大。
890. 7.10	寛平 2. 6.16	京　都	6	家屋傾く。
934. 7.16	承平 4. 5.27	京　都	6	京中の築垣多く転倒した。
938. 5.22	天慶 1.4.15	135.8° 5.0°	7	京都南部・滋賀県西部に被害、家屋倒れ、石垣崩れ、圧死あり。余震 6 か月に及ぶ。
976. 7.22	天延 4. 6.18 （貞元 1.）	135.8° 4.9°	6.7	山城・近江。社寺・官庁の倒壊多し。圧死 50 人、余震数箇月に及ぶ。
1041. 8.25	長久 2. 7.20	京　都	6.4	法成寺の鐘楼倒る。
1070.12. 1	延久 2.10.20	135.8° 4.8°	6.4	山城・大和。東大寺の巨鐘落つ。石垣崩る。
1091. 9.28	寛治 5. 8. 7	135.8° 4.3°	6.2	山城・大和。法成寺の仏像倒る。金峰山の金剛蔵王宝殿破損。
1093. 3.19	寛治 7. 2.14	京　都	6.4	ところどころの塔破損。
1096.12.17	嘉保 3.11.24 （永長 1.）	137.3° 4.2°	8.4	畿内・東海道。東大寺の巨鐘落つ。諸寺に被害、大極殿破損、勢多橋落つ。津波が伊勢・駿河を襲う。（東南海型）
1185. 8.13	元暦 2. 7. 9 （文治 1.）	136.1° 5.3°	7.4	近江・山城・大和。京都特に白河辺の被害大。社寺・官庁・家屋の倒壊多く、宇治橋落ちる。余震多し。
1245. 8.27	寛元 3. 8.27	京　都		被害少なからず。
1317. 2.24	正和 6. 1. 5 （文保 1.）	135.8° 5.1°	6.7	京都。白河辺の人家悉くつぶれ、社寺の被害多く、死者 5 人。余震多し。
1350. 7. 6	正平 5. 5.23	京　都	6	祇園社の石塔の九輪落ち砕け、余震は 6 月に及んだ。
1361. 8. 3	正平 16. 6.24	135.0° 3.0°	8.4	畿内・土佐・阿波。山城・摂津から紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多し。津波・被害は摂津・土佐・阿波で多く、余震多数。流死 60 人余。
1369. 9. 7	正平 24. 7.28	京　都	6.1	東寺の講堂傾く。
1425.12.23	応永 32.11. 5	京　都	6	築垣多く崩れる。

西　暦 年月日	日　本　暦 年月日	震　央 東経　北緯	M	地　域・被　害
1449. 5.13	文安 6. 4.12 （宝徳 1.）	135.6° 5.0°	6.4	山城・大和。洛中堂塔被害多し。石垣崩れ、淀大橋三条間及び桂橋二間落下。人馬多く死す。余震多し。
1466. 5.29	文正 1.4.6	奈良・京都		天満社・糺杜の石灯籠崩れる。
1520. 4. 4	永正 17. 3. 7	136.0° 33°	7	紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり
1586. 1.18	天正 13.11.29	136.9 6.0°	7.9	畿内・東海・東山・北陸諸道。岐阜県北部を中心に被害大。東寺講堂・三十三間堂の仏像が破損倒壊。
1596. 9. 5	文禄 5 閏 7.13 （慶長 1.）	135.7° 34.8°	7.0	伏見大地震、京都及び畿内。三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天主大破、東寺・天龍寺・社寺・民家倒壊、約 600 人余。堺で死者 600 人余。奈良の社寺にもかなりの被害。
1605. 2. 3	慶長 9.12.16	138.5° 33.5° 134.9° 33.0°		慶長東南海地震　東海沖と紀伊水道沖の 2 つの海溝地震が連続的に起きた。
1662. 6.16	寛文 2. 5. 1	136.0° 35.2°	7.6	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢。京都で町屋 1,000 戸倒壊し、死者 200 人。祇園石鳥居倒れ、五条石橋 20 余間落ち、三条大橋が破損、諸所の城破損。
1664. 1. 4	寛文 3.12. 6	京都・山城	5.9	二条城・伏見城の諸邸破損、洛中の築垣崩れる。
1665. 6.25	寛文 5. 5.12	京　　都	6.1	二条城石垣 12～13 間崩れ、二の丸殿舎破損。
1694.12.12	元禄 7.10.26	丹　　後	6.1	宮津で地割れ、泥を噴出。家屋が倒壊、特に土蔵は大破。
1707.10.28	宝永 4.10. 4	135.9° 33.2°	8.4	宝永地震、五畿七道。わが国最大級地震の一つで津波被害は伊豆半島～九州の太平洋岸。推定被害は死者 2 万余人、全壊家屋約 6 万戸、流出家屋約 2 万戸。
1751. 3.26	寛延 4. 2.29 （宝暦 1.）	京　　都	6	築地・町屋破損、余震多し。
1830. 8.19	文政 13. 7. 2 （天保 1.）	135.7° 35.0° （愛宕山付近）	6.4	京都に大きな被害をもたらした最後の地震。御所破損、二条城本丸大破、洛中の土蔵すべて破損。京都で死者 280 人。余震多し。
1854. 7. 9	嘉永 7. 6.15	136.2° 34.8° （南山城村付近）	6.9	伊賀・伊勢・大和及び隣国。上野・四日市・奈良・大和郡山で民家倒壊多数、死者多し。
1854.12.23	嘉永 7.11. 5 （安政 1.）	137.8° 34°	8.4	安政東海地震。東海道沖の巨大地震 京都の震度Ⅳ～Ⅴ
1854.12.24	嘉永 7.11. 5 （安政 1.）	135.6° 33.2°	8.4	安政南海地震、畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道。安政東海地震の 32 時間後に発生。 京都の震度Ⅳ～Ⅴ
1891.10.28	明治 24.10.28	136.6° 35.6°	8.4	濃尾地震、岐阜・愛知。建物倒壊多数、死者 7,273 人、山崩れ多数、梶尾谷大断層が動く。
1925.5.23	大正 14. 5.23	134.8° 35.6°	6.8	兵庫県城崎付近。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。京都府北部で死者 7 人、住家全壊 20 戸ほか

西　暦 年月日	日　本　暦 年月日	震　央 東経　北緯	M	地　域・被　害
1927. 3. 7	昭和 2. 3. 7	134.9° 35.6°	7.3	北丹後地震、京都府北西部。北丹後一帯に大被害。家屋倒壊・焼失多数、死者 2,898 人建物全壊・全焼 16 千戸。郷村・山田の地震断層が現れた。
1944.12. 7	昭和 19.12. 7	136.2° 33.6°	7.9	東南海地震、静岡県沖。全体で死者・不明者 1,223 人、住家全壊 17,599 戸 半壊 36,520 戸。京都府に被害報告なし。
1946.12.21	昭和 21.12.21	135.8° 32.9°	8.0	南海道地震、紀伊半島沖。全体で死者・行方不明 1,443 人、家屋全壊・全焼・流出 15,640 戸。淀川で京都の船舶 64 隻損失。
1952. 7.18	昭和 27. 7.18	135.8° 34.5°	6.7	吉野地震、奈良県中部。全体で死者９人、家屋全壊 20 戸、京都府で死者１人、家屋全壊５戸
1968. 8.18	昭和 43. 8.18	135.4° 34.2°	5.6	和知地震、和知町付近。綾部市で住家半壊１、破損１、落石、道路亀裂。
1983. 5.26	昭和 58. 5.26	139.1° 40.4°	7.7	日本海中部地震、秋田県沖。日本海沿岸で津波による被害大。京都は無感であったが津波により船６隻が沈没
1990. 1.11	平成 2. 1.11	136.0° 35.1°	5.0	琵琶湖南端部付近。京都市内でビル数箇所で窓ガラスの割れ、壁の一部が落下した。
1995. 1.17	平成 7. 1.17	135.0° 34.6°	7.3	兵庫県南部地震（震央：淡路島） 京都‥震度５　舞鶴‥震度４ 震度Ⅶが制定(46 年以前)後はじめて観測。 直下型地震で多くの建物のほか高速道路、鉄道路線等も崩壊した。全体で死者・不明者 6,437 人、負傷者 4 万人以上、住家全半壊 20 万戸以上。京都府では死者１人のほか城陽市など８市町村で 49 人が負傷
2001. 8.25	平成 13.8.25	35.2° 135.7°	5.4	京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度４を観測したほか、近畿地方と香川県で震度１～３、徳島県から高知県で震度１～２を観測した。この地震により、京都市で負傷者１名の被害があった。
2004.9.5	平成　16.9.5	136.8° 33.0°	7.1	紀伊半島沖・東海道沖の地震（前震） 紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4、京都市で軽傷者2人
2004.9.5	平成　16.9.5	137.1° 33.1°	7.4	紀伊半島沖・東海道沖の地震（本震） 東海道沖。城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度４、加茂町で重傷者１人、府内で住家一部破損１棟

第４章　被害想定

第１節　風水害の危険性と被害の特徴

（１）水害の危険性のある地域

本市において発生する風水害等のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨前線による大雨、台風による大雨及び台風接近の梅雨･秋雨前線の活発化による大雨に伴う洪水害及び土砂災害である。

一般に、洪水により被害を受けやすい地形は、「河川氾濫によって形成された地形」、「周辺から水の集まりやすい地形」等であり、本市においては、ＪＲ奈良線以西の低地一帯がこれに該当する。また、洪水時の破堤箇所は、一般的には、河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であるといわれており、このような地点では、大雨時には、特に注意が必要となる。

本市域では、木津川、古川、長谷川及び青谷川は「水防法」に基づき洪水浸水想定区域が指定されている。

①木津川洪水浸水想定区域

木津川の洪水浸水想定区域は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所により、水防法第 14 条第 1 項に基づき、令和 2 年 3 月に新たに公表された。

この洪水浸水想定区域は、指定時点における対象河川の河道整備状況、既設ダム等の洪水調節施設の状況、ポンプ場等の状況を勘案して、想定最大規模（加茂地点上流域の１２時間総雨量 358ｍｍ）の雨が降ったことにより対象河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況について、シミュレーションにより求められたものである。

この洪水浸水想定区域によれば、本市のＪＲ奈良線以西の低地は、大半が浸水の可能性があり、特にＪＲ奈良線山城青谷駅周辺一帯は浸水深が深くなることが想定されている。

②古川洪水浸水想定区域

古川の洪水浸水想定区域は、京都府により、水防法第 14 条第２項に基づき、令和７年５月に指定された。

この洪水浸水想定区域は、作成時点における対象河川の河道整備状況等を勘案して、古川流域 2 時間総雨量(225㎜)により河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況について、シミュレーションにより求められたものである。

この洪水浸水想定区域によれば、本市では、上津屋、平川、久世、寺田等の地域で浸水の可能性があるものの、想定される水深は 1.0m 未満の地区がほとんどである。

③長谷川洪水浸水想定区域

長谷川の洪水浸水想定区域は、京都府により、水防法第 14 条第２項に基づき、令和７年 10 月に指定された。

この洪水浸水想定区域は、作成時点における対象河川の河道整備状況等を勘案して、長谷川流域の 1 時間雨量 146㎜、総雨量 346㎜ により河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況について、シミュレーションにより求められたものである。

この洪水浸水想定区域によれば、本市の南部一帯は浸水の可能性があり、特に奈島からＪＲ奈良線山城青谷駅周辺にかけての地域は浸水深が深くなることが想定されている。

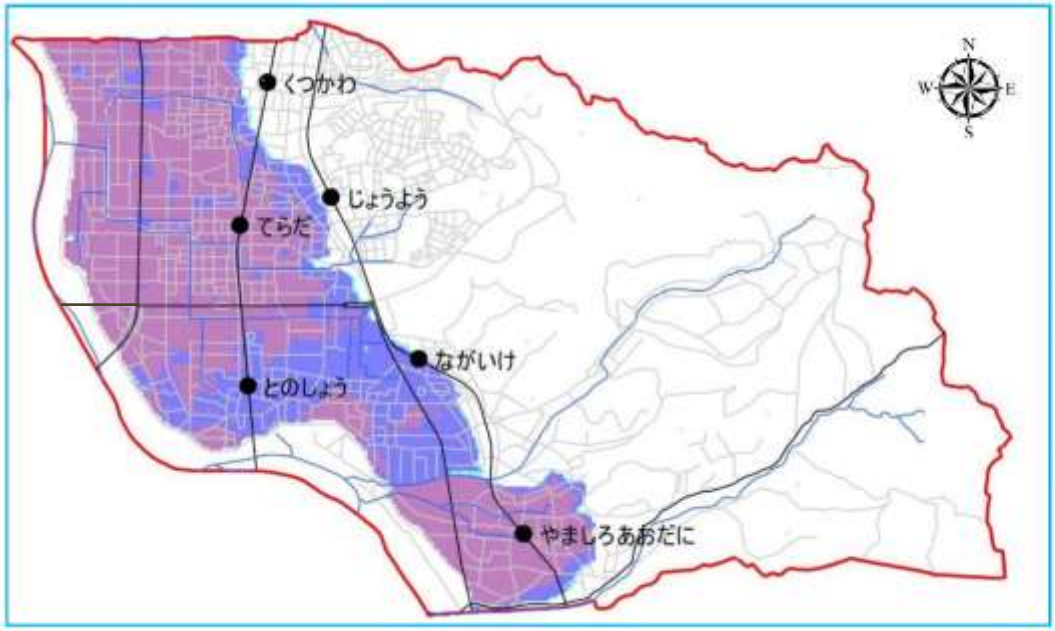
④青谷川洪水浸水想定区域

青谷川の洪水浸水想定区域は、京都府により、水防法第 14 条第 2 項に基づき、令和 7 年 10 月に指定された。

この洪水浸水想定区域は、作成時点における対象河川の河道整備状況等を勘案して、青谷川流域の 1 時間雨量 144mm、総雨量 344mm により河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況について、シミュレーションにより求められたものである。

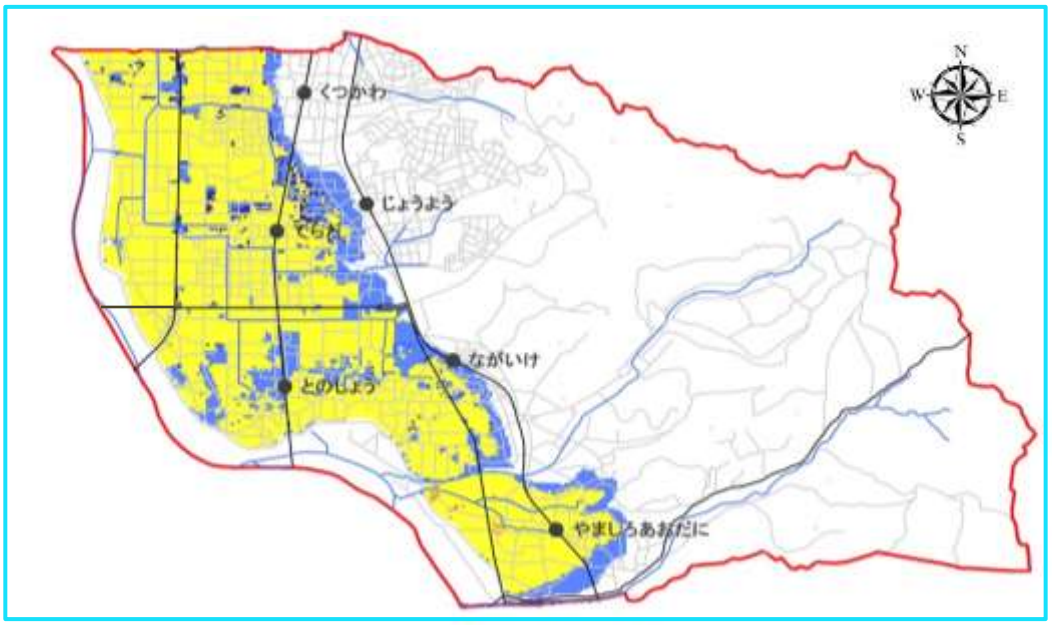
この洪水浸水想定区域によれば、本市の奈島、市辺、中等の一部地域に浸水の可能性があるものの、想定される水深は 1.0m 未満の地区が多い。

■木津川洪水浸水想定区域



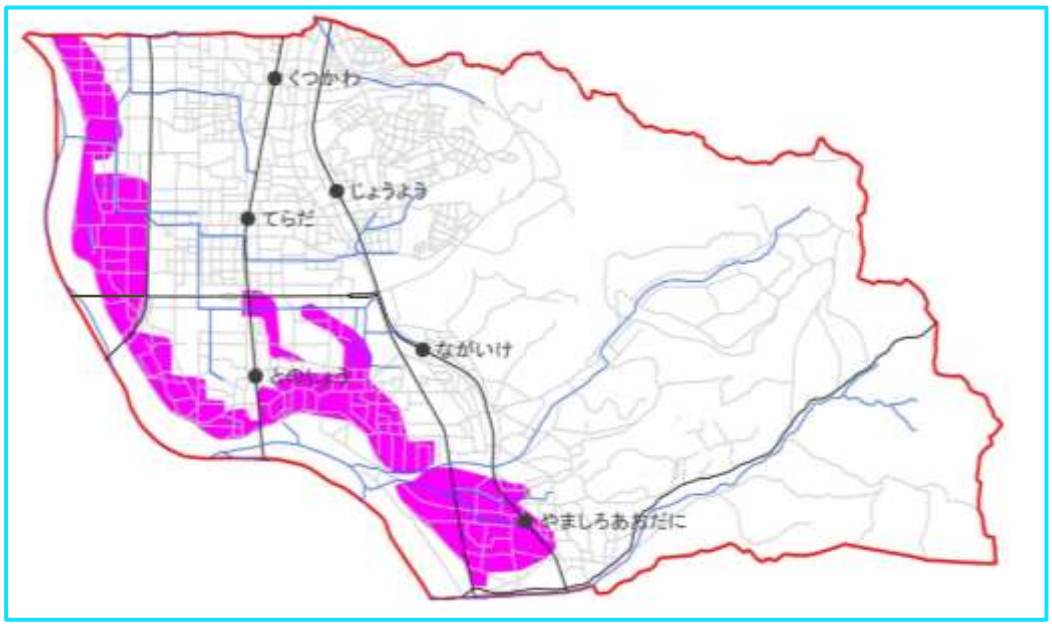
想定の基となった大雨は、
358 ㎜（12 時間雨量）です。
※想定最大規模

■木津川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



想定の基となった大雨は、
358 ㎜（12 時間雨量）です。
※想定最大規模

■木津川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域）

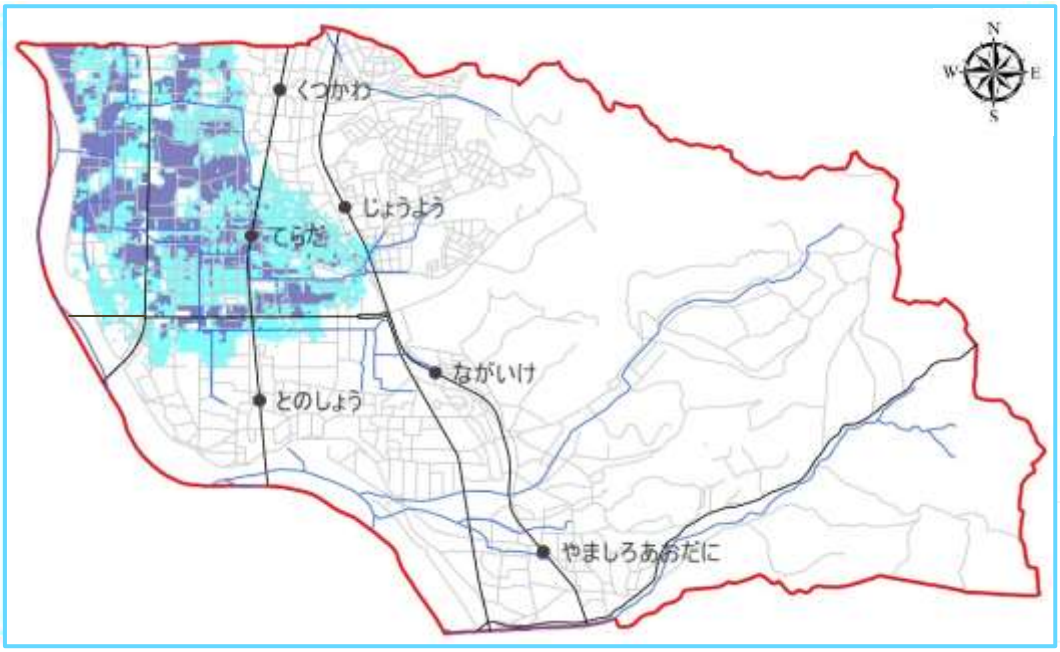


凡　例

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

想定の基となった大雨は、358 ㎜（12 時間雨量）です。
※想定最大規模

■古川洪水浸水想定区域図



凡　例

浸水想定区域（浸水深さ）

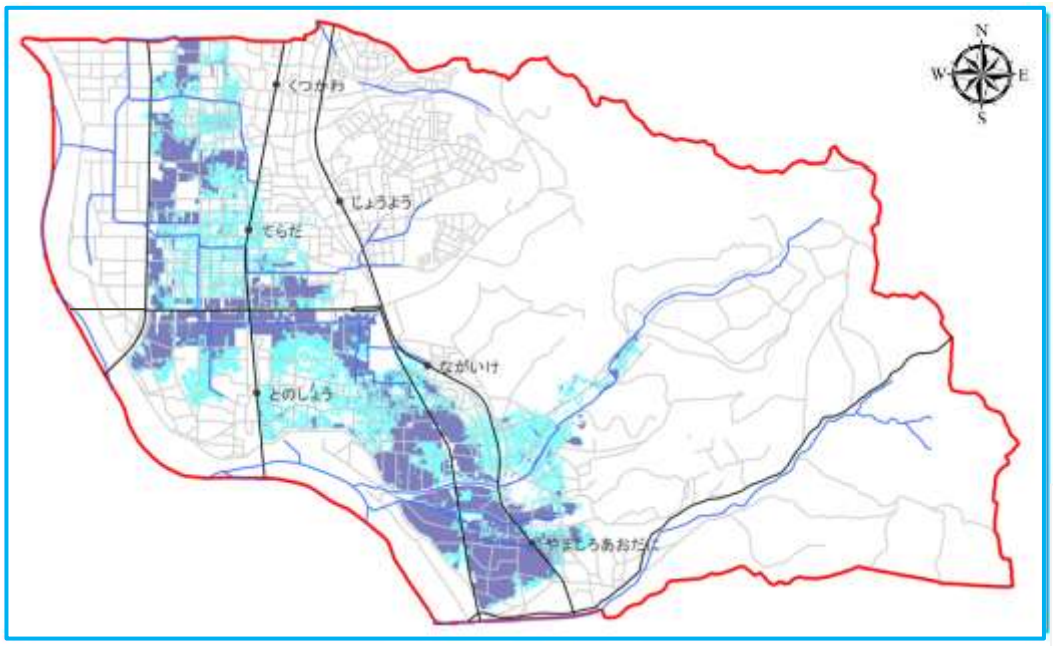
3.0m以上（軒上浸水）

0.5～3.0m未満（床上浸水）

0.5m未満（床下浸水）

想定の基となった大雨は、225 ㎜（2 時間雨量）です。
※想定最大規模

■長谷川洪水浸水想定区域図



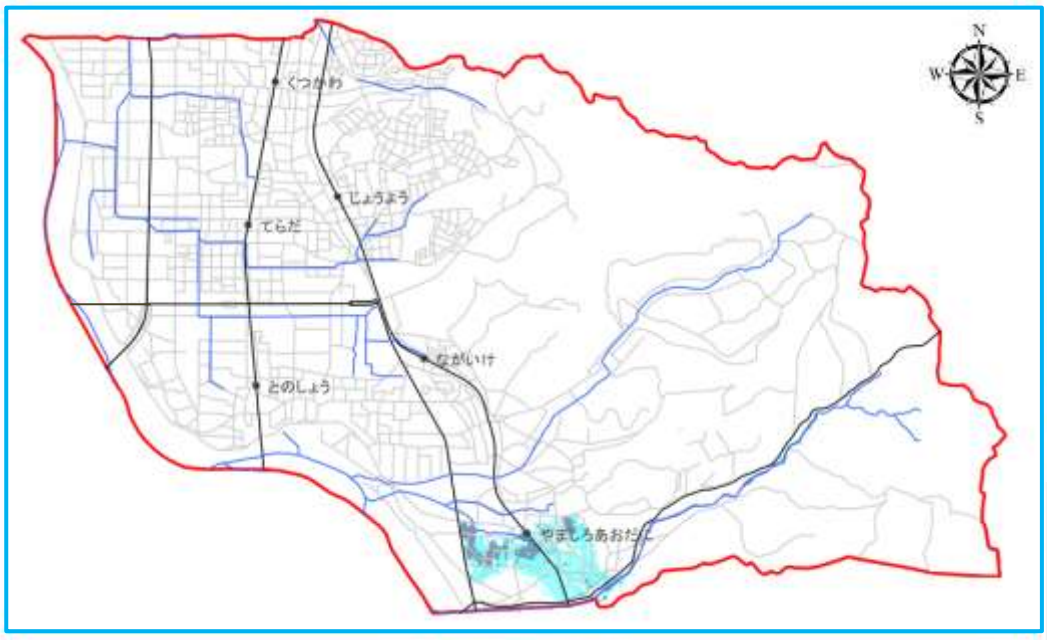
凡　例

浸水想定区域(浸水深さ)

- 3.0m以上(軒上浸水)
- 0.5～3.0m未満(床上浸水)
- 0.5m未満(床下浸水)

想定の基となった大雨は、
146 ㎜（1 時間雨量)、
346㎜(総雨量)です。
※想定最大規模

■青谷川洪水浸水想定区域図



凡　例

浸水想定区域(浸水深さ)

- 3.0m以上(軒上浸水)
- 0.5～3.0m未満(床上浸水)
- 0.5m未満(床下浸水)

想定の基となった大雨は、
144㎜(1 時間雨量)、
344㎜(総雨量)です。
※想定最大規模

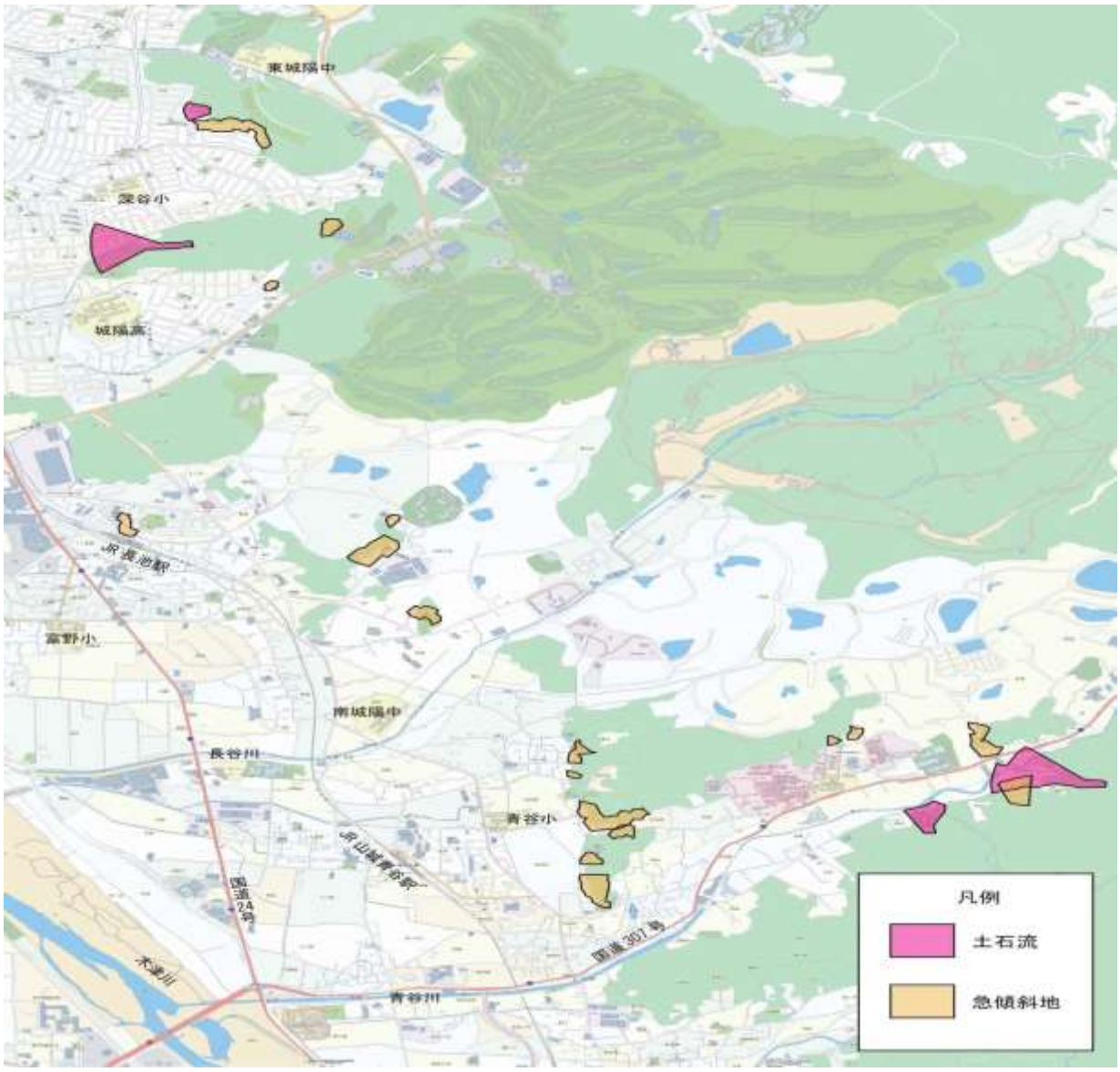
（２）土砂災害の危険性のある地域

土砂災害は、その現象の違いにより岩屑が水と混合して、土砂の流れとなり谷や渓床に沿って流下する「土石流」、山地斜面の崩壊等による「がけ崩れ」、山自体が塊で滑り落ちる「地すべり」の３つに分類される。こうした土砂災害は山地、丘陵地、台地部と平地部の境界部分に発生しやすく、台風や集中豪雨により誘発されるおそれがある。

本市域には急傾斜地 14 箇所、土石流４箇所の計 18 箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、そのうち急傾斜地 14 箇所、土石流１箇所の計 15 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

また、府は、土砂災害から府民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しており、市は、情報伝達や警戒避難体制の整備等を進めている。

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域分布図



（４）土砂災害の被害想定

土砂災害警戒区域は、浸水による被害が想定される区域と比べると警戒すべき地域は狭い範囲に限られるものの、土砂災害が突発的に発生することや、一度発生すると人命に関わることが多いことから、浸水による被害が想定される区域と同様に、十分な警戒避難対策が必要である。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

区域名	箇所番号	所在地	警戒区域	特別警戒区域	自然現象の種類
富野Ａ	き 1003	富野	○	○	急傾斜地の崩壊
富野Ｂ	き 1003-2	富野	○	○	急傾斜地の崩壊
寺田Ａ	き 1003-3	寺田	○	○	急傾斜地の崩壊
寺田Ｂ	き 1003-4	寺田	○	○	急傾斜地の崩壊
寺田Ｃ	き 1003-5	寺田	○	○	急傾斜地の崩壊
寺田１	新き 1001	寺田	○		土石流
寺田２	新き 2002	寺田	○		土石流
長池Ａ	き 2002	長池	○	○	急傾斜地の崩壊
観音堂Ａ	き 2002-2	観音堂	○	○	急傾斜地の崩壊
中Ａ	き 2002-3	中	○	○	急傾斜地の崩壊
中Ｂ	き 2002-4	中	○	○	急傾斜地の崩壊
中Ｃ	き 2002-5	中	○	○	急傾斜地の崩壊
中Ｄ	き 2002-6	中	○	○	急傾斜地の崩壊
中Ｅ	き 2002-7	中	○	○	急傾斜地の崩壊
市辺１	き 501	市辺	○	○	土石流
市辺２	新き 1002	市辺	○		土石流
市辺Ａ	き 2002-8	市辺	○	○	急傾斜地の崩壊
市辺Ｂ	き 2002-9	市辺	○	○	急傾斜地の崩壊

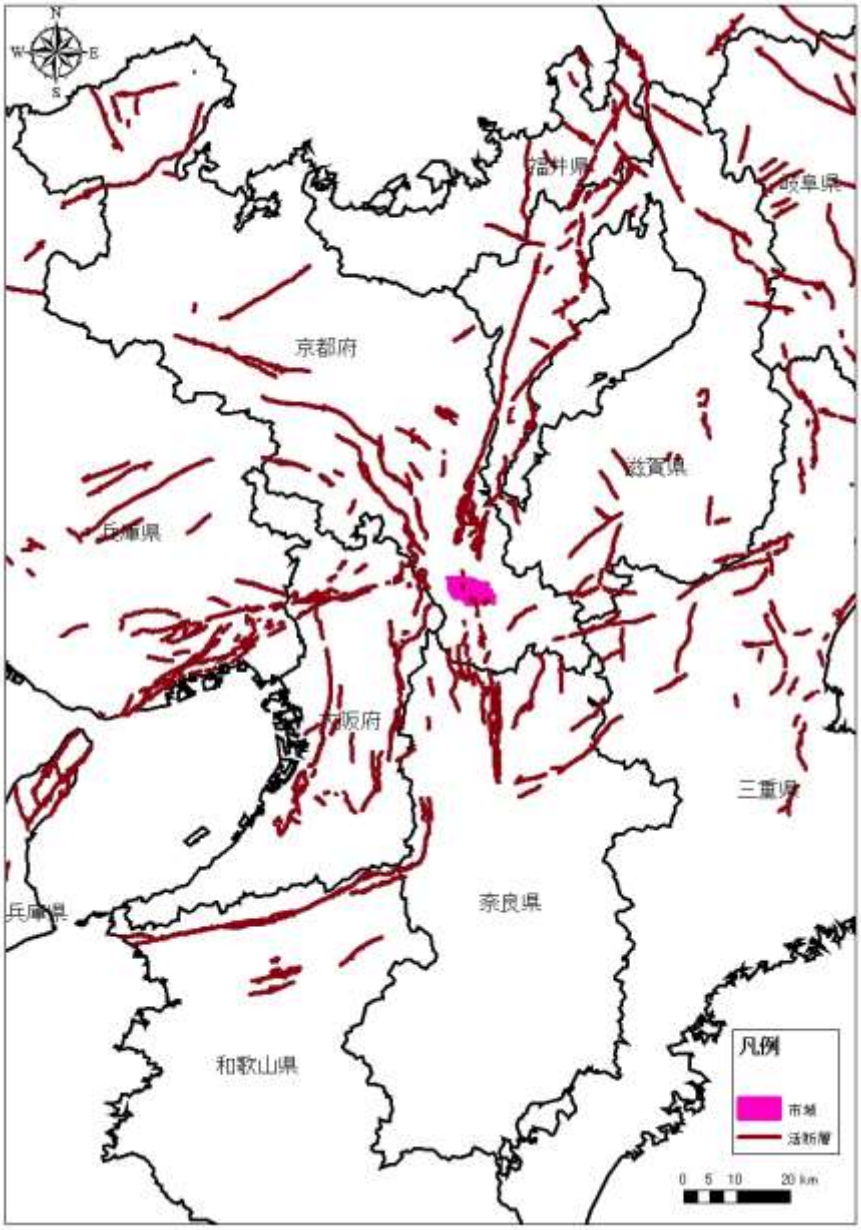
第２節　地震災害の危険性と被害の特徴

（１）想定される地震

市の周辺には、数多くの活断層が分布しており、これら活断層を震源とした内陸直下型地震による被害を受ける可能性があるとともに、周期的に発生するといわれている海溝型地震のうち、東南海地震や南海地震が発生したときに震度５以上の被害を受ける可能性がある。

内陸直下型地震は、発生確率は小さいもののひとたび近隣で発生すれば甚大な被害を及ぼす。また、東南海地震や南海地震は遠方で発生するため、市域への影響は比較的小さいものの、発生確率が高いことに加え広範囲に被害が生じることから、他地域の応援を得られない環境になることが想定されるため、防災上考慮すべき地震である。

■市域周辺の活断層図



※活断層位置は、中田高・今泉俊文編、2002「活断層詳細デジタルマップ」（東京大学出版会）の「活断層シェイプファイル」を使用（製品シリアル番号：DAFM1657）

（２）想定される地震被害

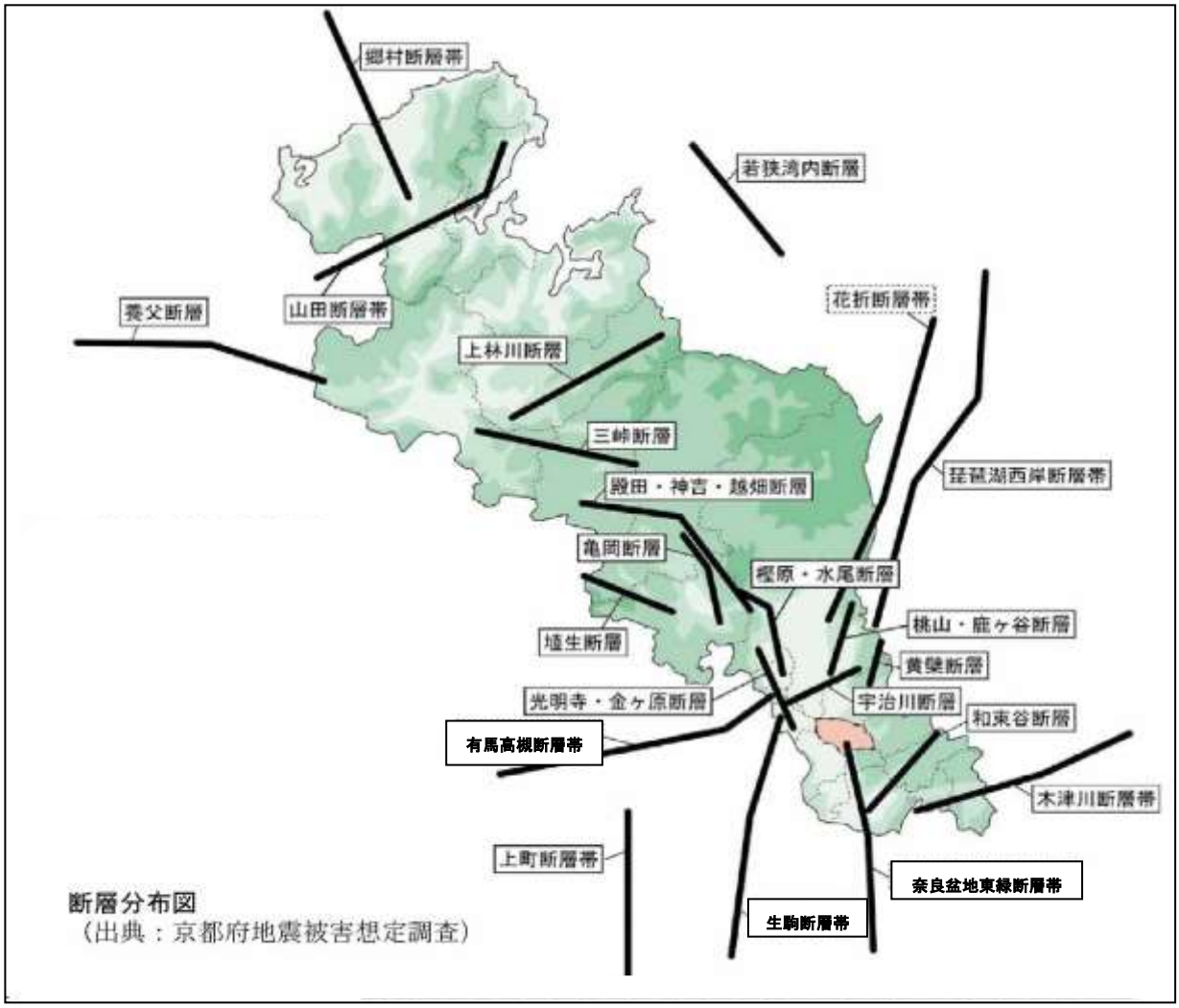
府は、府域へ影響が懸念される活断層（22 断層）による地震及び東南海・南海地震を対象として、最新の震災から得られる知見や、近年の社会情勢の変化を踏まえて、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて地震被害想定調査を実施した。

府が調査・公表した地震被害想定調査結果のうち、本市域に関わる部分を整理した。

①内陸型地震

府では、次に示す活断層を震源としたときの地震被害を予測している。これらの地震による本市域の被害想定は次頁のとおりである。

■想定活断層位置図



断層分布図
（出典：京都府地震被害想定調査）

■活断層で発生する地震の被害想定

断層名		最大予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数（人）	負傷者数		要救助者数（人）	短期避難者数（人）	全壊（棟）	半壊（棟）半壊・一部	焼失建物（棟）
				（人）	重傷者数（人）					
花折断層帯	花折断層帯	6強	68	1,005	106	251	3,621	1,235	4,819	185
	桃山・鹿ケ谷断層	6弱	10	220	10	70	3,450	220	1,440	－
黄檗断層		6弱	30	440	30	160	6,420	510	2,580	130
奈良盆地東縁断層帯		6強	83	882	131	517	6,983	2,407	5,682	585
西山断層帯	亀岡断層	5強	－	20	－	10	320	10	140	－
	樫原・水尾断層	6弱	30	460	30	160	6,580	550	2,650	130
	殿田・神吉・越畑断層	6弱	1	80	2	7	274	68	741	7
	光明寺・金ヶ原断層	6弱	90	960	90	410	12,790	1,470	4,760	230
三峠断層		4	0	0	0	0	0	0	0	0
上林川断層		5弱	0	0	0	0	1	0	0	1
若狭湾内断層		5弱	－	－	－	－	40	－	10	－
山田断層帯		4	0	0	0	0	0	0	0	0
郷村断層帯		5弱	0	1	0	0	6	20	7	2
上町断層帯		6弱	20	390	20	130	5,570	430	2,290	130
生駒断層帯		7	253	1,555	381	1,498	17,040	6,341	6,949	1,312
琵琶湖西岸断層帯		6弱	50	610	50	230	8,580	770	3,390	150
有馬・高槻断層帯	有馬・高槻断層	6強	73	821	115	483	6,668	2,077	5,414	559
	宇治川断層	6弱	30	400	30	140	5,960	460	2,390	90
木津川断層帯		6強	55	717	88	355	5,288	1,649	5,021	491
埴生断層		6弱	1	55	1	4	181	48	514	7
養父断層		5弱	－	20	－	10	360	10	160	－
和束谷断層		6強	90	1,010	90	450	13,280	1,590	4,940	270
東南海・南海地震		6弱	30	450	30	160	6,470	530	2,610	110

京都府地震被害想定調査結果（2008年、2024年及び2025年）

②海溝型地震

南海トラフ沿いの地震は100年から150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、今世紀前半での発生確率が高く、地震の発生が懸念されている。

国が実施した最大規模の地震については、科学的に想定し得る最大規模のものであり、その発生頻度は低いものの、仮に発生すれば西日本を中心に甚大な被害をもたらすと想定されている。

国が実施したこのデータを基に、府が行った本市域の被害想定は次のとおりである。

■南海トラフ地震の被害想定

断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数（人）	負傷者数（人）	重傷者数（人）	要救助者数（人）	短期避難者数（人）	全壊（棟）	半壊（棟）半壊・一部	焼失建物（棟）
南海トラフ地震	6強	70	910	150	150		980		6,030

内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014年）

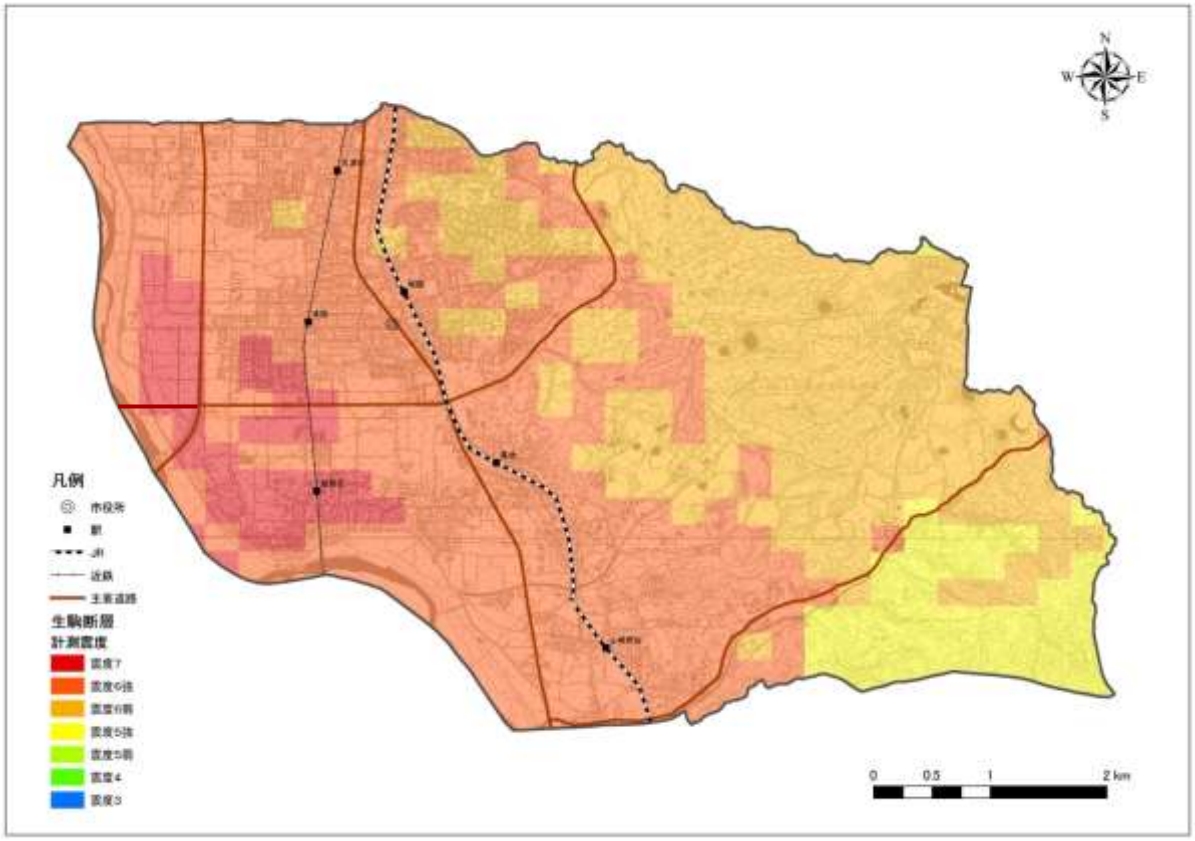
（３）計画想定規模

本計画の性格上、想定し得る最悪の条件を考慮する必要があることから、生駒断層帯を震源とした地震が最大規模で発生した場合を計画規模として位置づけ、各種防災対策を講じる参考値とする。

■計画想定規模

想定地震	生駒断層帯を震源とする地震
想定地震規模	マグニチュード 7.5
想定人的被害	死者数 253 人、要救出者数 1,498 人
想定建物被害	全壊 6,341 棟、半壊 6,949 棟
想定避難者数	短期：17,040 人

■生駒断層帯を震源とした地震の想定震度分布



＜ 第２編　災害予防計画 ＞

第１章　防災型まちづくりの推進

第１節　災害予防の基本方針

＜総務部、まちづくり活性部、都市整備部＞

（１）治山・治水対策の推進

本市では山砂利採取が進み、山地部では荒廃した斜面が多いため、斜面崩壊等の危険性がかなり高いと言える。そこで、山地災害の可及的減少を図るため、崩壊地・山地災害危険地の復旧・予防対策を検討し、森林の防災機能を高めるとともに、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備を進める。

治水対策の面からみると、下流部での河川改修はかなり進んでいるものの、その上流域の荒廃した山地や侵食の進んだ渓岸は、洪水時に土砂を含んだ水を流出させるため、堤防・護岸の崩壊、河道での異常な土砂の堆積等、河川氾濫の原因になりうる。また、宅地化の進展による保水・遊水機能の低下や、河床への土砂堆積による河川の天井川化は、低地部における排水不良の一因となり、大雨時には内水氾濫を引き起こす可能性が高くなる。

そのため、このような災害を未然に防止するためには、流域で一貫した治山・治水対策が必要であり、流域ごとの治山・治水事業整備計画の策定を推進する。

（２）災害に強い都市構造

災害が発生しても「安心して住めるまち」であるためには、まちの構造そのものが防災性を保有し、まちそのものを耐水化・耐風化・耐震化及び不燃化していくことが必要となる。また、広域的な救援や輸送のための道路が安全に確保されることも重要である。さらに、災害による被害の軽減を図るにはハード面での整備に加え、ソフト面での対策の充実も重要であり、市民の防災意識を高め、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災コミュニティの形成を図ることが必要である。

このような観点から、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、住環境の整備、道路を中心とした交通網の整備、建築物の耐震・不燃化、ライフライン施設の耐震化及び安全性の向上、防災拠点の整備・強化といった都市基盤整備や市街地整備を実施するとともに、自主防災組織の育成・強化、市民・企業・行政の間での情報連絡体制の強化、ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化等、市民を中心とした防災体制を整備することにより、市全体の防災性の向上を図り、災害に強い都市を目指す。

第２節　市街地の整備、住環境の整備

＜まちづくり活性部、都市整備部＞

災害の発生を未然に防止し、安全で快適なまちづくりを推進するため、面的な市街地整備や住宅・住環境の整備に努める。

（１）市街地の面的整備

市街地再開発事業や土地区画整理事業等により市街地の面的な整備を推進し、市民の理解と協力を得ながら地域の環境改善や防災性の向上に努める。

また、建築物の耐火性を備えるため防火地域、準防火地域の指定等地域地区制度の活用を図る。特に防火地域は、高度利用を図る地域等において指定されている。

（２）住宅・住環境の整備

老朽化建築物を中心に共同建て替え等を促進し、土地利用の合理化を進めるとともに、災害時における危険度の軽減を図る。

城陽市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震性の低い木造住宅等を対象に耐震診断や耐震改修の促進を図る。

第３節　市街地整備に当たっての雨水対策

＜まちづくり活性部、都市整備部＞

ＪＲ奈良線以西の低地部では、旧河道等の低湿地部が多く、また、木津川へ流れ込む長谷川、青谷川が天井川化していること等から、頻繁に内水氾濫を引き起こしてきた。近年では河川・排水路の改修が進み、改善がなされているが、都市化の進展により低湿地部や丘陵斜面においても宅地開発が進み、新たな雨水対策が必要となっている。

このため、市街地整備に当たっては、水害の発生を抑制するため、以下の計画に基づいた雨水対策を推進する。

（１）保水・遊水機能の確保

大雨等により浸水や湛水、土砂災害が発生するおそれのある区域において宅地造成等を行う場合には、開発事業者に対し雨水を一時的に貯留できるような雨水調整池の整備や透水性舗装等雨水浸透対策の実施、造成を行う際の盛土の抑制、緑化の推進等に関しての指導に努める。

（２）宅地造成等の規制

宅地造成等の行為又は既に宅地造成等の行為によって整備された宅地等について、府と協力の上、事業者等に対し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく指導を行い、宅地等における安全対策の推進を図る。

（３）総合排水計画による施設の整備

城陽市総合排水計画に基づき、雨水浸透施設や雨水調整池の計画等による流出抑制対策、水路改修計画による河道整備を実施し、下流地域での浸水被害の軽減を図る。

第４節　防災空間の整備・保全

＜都市整備部＞

地震時における避難地の確保や、火災延焼の防御等のため、防災的機能を有する公園・緑地の計画的な整備・保全を図る。

（１）避難地のネットワーク

地震災害時において、防災活動の拠点や指定避難所及び指定緊急避難場所となる公共施設や公園・緑地、これらを結ぶ避難路を整備することによって避難地のネットワークの形成を図り、災害に強いまちづくりに努める。

（２）公園・緑地の整備

住宅の周辺では防火帯として、また災害時には一時集合場所や避難場所、緊急時ヘリポートとなるオープンスペースとして、公園・緑地の計画的な整備・保全を図る。

第５節　道路を中心とした交通施設の整備

＜都市整備部＞

地震災害時において、緊急輸送道路や避難路、また延焼遮断帯としての機能を有している道路がその機能を十分に発揮できるよう整備計画を検討し、交通途絶時における代替交通の確保や交通規制の対象道路の指定を考慮した適正な交通ネットワークの形成を図る必要がある。

（１）道路の整備

京都府地域防災計画を踏まえ京都府緊急輸送道路ネットワーク計画で位置づけられている新名神高速道路、京奈和自動車道、国道 24 号、国道 24 号城陽井手木津川バイパス、国道 307 号、主要地方道城陽宇治線、一般府道山城総合運動公園城陽線の整備については、国、府等に要望し、推進を図る。崩土、落石、盛り土の大規模崩壊等の可能性のある道路法面等の危険箇所を把握し、整備対策の必要な箇所については、計画的に整備を推進する必要がある。

また市内の緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路については、交通機能の確保とともに、火災の延焼防止にも寄与する街路樹緑化等、災害に強い道路整備に努める。

（２）橋梁の整備

地震による橋梁の落下等を防止し、交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすよう、関係機関に要請する。

また、必要な場合には、架け換え、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、必要な措置を図る。

（３）道路啓開用器材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用器材の使用について日常的に市内建設業者との連携を深めるとともに、連絡・協力体制の円滑化に努める。

（４）鉄道施設の防災計画　　**＜西日本旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱＞**

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画及び実施する。

ア　橋梁の維持、補修及び改良強化
イ　河川改修に伴う橋梁改良
ウ　法面、土留の維持及び改良強化
エ　建物等の維持、修繕
オ　通信設備の維持、補修
カ　空頭不足による橋桁衝撃事故防止
キ　路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
ク　その他防災上必要なもの

第６節　建築物の安全性の確保

＜都市整備部、企画管理部、消防本部、教育委員会事務局＞

防災上重要な施設について計画的な耐震性の強化を図るとともに、一般建築物の耐震性の強化や不燃化を促進するための対策を推進する。

（１）建築物の地震対策

①耐震性等の確保

建築物の耐震性等の確保については､耐震設計等によるほか､施設機能の代替性の確保、多重化等を検討するなど、災害時における総合的な意味での機能確保を図る。

なお、建築物等の耐震設計は、人命に重大な影響を与えないこと、また機能的に重大な支障が生じないことを基本的な考え方とし、建築物の種類や目的に応じた重要度係数を用いる。

（２）公共施設の防災対策

防災活動の拠点や避難場所に指定されている公共建築物は、防災重要建築物として特に優先的に安全性を強化するため、公共施設管理者等は以下の対策を実施する。

①防災重要建築物安全性強化

ア　公共建築物の新設又は移転に伴う建築敷地の選定に当たっては、大雨、洪水等による不等沈下、陥没、浸水等の被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。

イ　新築時、増改築時においては、浸水時に緊急避難場所として機能するよう、２階建て以上の建築を推進するとともに地下室の浸水対策にも配慮して、豪雨、強風に耐えうる構造とする。

ウ　建築物の経年的機能低下を考慮し、安全性を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全方針を策定する。

エ　既存建築物については、防水性・耐風性・耐火性について定期的に調査・診断し、その結果に基づく改修を促進する。

②防災重要建築物の耐震性強化

ア　新耐震基準より前の基準で建築された既設建築物について、計画的に耐震診断を実施する。

イ　耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

ウ　新設建築物については、耐震・耐火構造化・地盤調査等を実施し、耐震性に考慮した建築を行う。

エ　特に教育施設については、人員収容能力が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上重要であることから、市は教育施設における防災対策を推進する。なお、本市の学校建物についての耐震改修は全て完了している。

③既存不適格建築物の対策

新耐震基準より前の基準で建築された上記②以外の既存建築物(既存不適格建築物)は、城陽市建築物耐震改修促進計画に基づき、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、適正な改修方法を検討し、改修計画を策定し、順次改修を行う。

④施設管理者の役割分担

ア　職員及び入所者に対して避難経路を周知徹底するとともに、施設が浸水した場合の他施設への避難誘導について検討を行い、定期的に避難訓練を実施するなど、自主防災管理体制の整備に努めるものとする。また、関係機関との連絡体制の確立を図る。

イ　夜間における防災管理体制の確立及び避難誘導装置の整備を各施設単位に行う。

（３）一般建築物の防災対策　　＜都市整備部、消防本部＞

一般建築物は多種多様であり、防災性については不明であるものが多く、管理者の防災知識も十分とはいえないことから、防災知識の啓発や建築物の防災性能や耐震性の強化を促進するための対策を推進する。

①防水性・耐風性の強化、不燃化の促進

市は、京都府が行っている以下の事業について、住民への周知を行い、一般建築物の安全性の強化を促進する。

ア　住民に対する建築防災意識の普及啓発推進

イ　建築相談窓口の設置

ウ　建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく定期報告制度を活用した建築物の構造や設備の維持保全の指導

②耐震性の強化の促進

市は、京都府が行っている以下の事業について、住民への周知を行い、一般建築物の耐震性の強化を促進する。

ア　耐震相談窓口の設置、耐震設計や耐震診断・改修についての普及・啓発活動

イ　耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、木造住宅耐震改修等事業による改修の促進

ウ　木造建築技術者に対する、耐震知識・耐震改修技術講習会の実施、人材の育成

エ　建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく定期報告制度を活用した耐震性の維持保全や向上の指導

③城陽市建築物耐震改修促進計画の推進

城陽市建築物耐震改修促進計画に基づき既存建築物の耐震対策を推進する。

上記の計画に基づき、対象建築物及び当該耐震対策の進行状況を把握するとともに、耐震診断、改修の促進を図る。

④住宅の防火対策

長屋住宅、共同住宅等については、城陽市開発指導要綱に基づく協議及び建築確認事前

協議時に建築基準法並びに関係法令の防火に関する規定を遵守するよう促すとともに、消防法による消防設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、人命、避難対策について指導を行う。また、一般住宅等の火気を使用する設備及び使用に際し火災のおそれのある設備の位置、構造及び管理については、城陽市火災予防条例により指導する。

⑤住民に対する防火知識の啓発

空気乾燥による火災発生危険時期及び梅雨期・台風期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、建築物防災週間等全国的に実施される災害予防運動や火災予防運動を考慮し、関係機関との連携の上、次の対策を講ずる。

ア　広報車による啓発

イ　新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

ウ　講演会等の開催

（４）地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により多くの建物が被災した場合、余震等による建物の倒壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、平成７年度に制定された「京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づいて京都府が実施する応急危険度判定士の養成、登録を支援するとともに、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会へ参加し、応急危険度判定制度の実施体制の整備を図る。

①地震による被災建築物等の予測

地震による被害想定等に基づき、応急危険度判定実施のために必要な事項について検討する。

②応急危険度判定制度の推進

「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」において実施される講習会や説明会へ参加し、また、当該協議会が実施する実地訓練、連絡訓練、各種演習等へ参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。

③応急危険度判定制度の普及・啓発

応急危険度判定制度について京都府等が作成するＰＲ用パンフレット等により、その普及、啓発を行い、建築士をはじめ市民の理解に努める。

④判定資機材等の整備

京都府に協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

⑤連携訓練の実施

市内在住判定士への対応要請、情報伝達及び収集を円滑に行うため、「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」と連携した訓練を実施する。

（５）応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

①応急仮設住宅建設適地の確保

市は、平常より、あらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

②既存施設の利用

市は、平常より、あらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

（６）文化財の防災対策　＜教育委員会事務局・消防本部＞

地震時には、火災や倒壊等により貴重な文化財が被害を受けることが少なくない。文化財は貴重な国民的財産であって、保存のためには万全の配慮が必要である。市及び文化財所有者は現況を正確に把握し、防災対策を確立しなければならない。

①文化財の保護対策

ア　指定文化財の管理者は、地区住民の協力を得て防災意識の啓蒙に努め、災害時における防災措置の指導を強化する。

イ　国、府の補助により消防用設備等の充実を図る。

ウ　文化財防火デー等の行事に種々の訓練について計画作成の指導助言を行う。

エ　文化財の防火に関係ある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

オ　管理者は消防用水、消防用設備等の点検整備を図る。

カ　たき火及び喫煙を禁止する立て札を掲出し、火災の防止を図る。

キ　災害時における文化財の避難搬出対策を確立する。

第７節　河川等の防災対策　　＜都市整備部＞

（１）河川に係る防災対策

本市の治水安全度の向上を図り、国に対しては直轄管理である木津川の堤防強化等について、府に対しては府管理の一級河川の一層の整備促進について、強く事業の要請を行うものとする。また、市の準用河川についても、改修の推進に努めるものとする。一方、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対しては河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるためハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図る。

■主要河川の現況

河川名	管理団体	市域河川延長（㎞）
木津川（一級）	国土交通省	7.4
古川　（一級）	京都府	3.1
青谷川（一級）	京都府	4.1
長谷川（一級）	京都府	3.0
今池川（準用）	城陽市	2.7
嫁付川（準用）	城陽市	0.7
十六川（準用）	城陽市	0.7

①木津川

木津川は、その源を三重、奈良の県境を南北に走る布引山脈に発する木津川と、高見山脈に発する名張川が大河原で合流し、笠置、加茂を経て山城盆地を貫流し、京都府・大阪府境付近で淀川に合流する流域面積 1,596ｋ㎡、河川延長 99 ㎞の一級河川である。

木津川の下流は、一部堤防のない区間を除いて、現行の淀川河川整備計画の目標流量である 5,500 ㎥/s は確保できているが、一部の無堤区間、漏水発生区間、深堀発生区間について改修要請を行うものとする。

②古川

古川は、起点の寺田今堀地先から、久御山排水機場を経て、宇治川に流入する流域面積 54.70k ㎡、河川延長 12.1 ㎞の一級河川である。

改修計画延長は 8,500m で、令和４年６月に暫定断面による河川改修が概成したところであり、市域では城陽排水機場が整備済である。

今後、宇治川合流点から順次上流に向け、河川整備計画断面で改修が行われる。

③青谷川

青谷川は、奈島高塚地先の起点から木津川合流地点までの、流域面積 6.7k ㎡、河川延長 4.1 ㎞の一級河川である。

現在下流より約 1,100ｍは天井川となっており、抜本的改修及び老朽化している石積護岸、床止工の補修、並びに堆積土砂の浚渫を要望するものとする。

④長谷川

長谷川は、富野長谷山地先の起点から木津川合流地点までの、流域面積 4.0ｋ㎡、河川延長 3.0㎞の一級河川である。

現在下流より約 1,000ｍは天井川となっており、落差工の改修、護岸の補強工事、並びに堆積土砂等の浚渫を要望するものとする。

⑤今池川

今池川は、富野荒見田地先の起点から、古川合流地点までの、流域面積 4.9k ㎡、河川延長 2.7㎞の準用河川である。

現在 2,200m が暫定改修済であるが、残区間についても早期改修を図っていくものとする。

⑥嫁付川

嫁付川は、平川広田地先の起点から、古川合流地点までの、流域面積 2.67ｋ㎡、河川延長 0.7㎞の準用河川である。

現在、古川改修に合わせた暫定改修は完了している。

⑦十六川

十六川は、国道 24 号から、生れ口桶門までの流域面積 2.38ｋ㎡、河川延長 0.7㎞の準用河川である。現在、護岸改修は完了している。

（２）洪水の警戒避難対策

近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対しては河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるためハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図る。

①危険箇所の周知

市域に係る土地において、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されたときは、洪水ハザードマップの作成、配布等により関係住民への周知に努める。

②警戒避難体制の整備

水防法第 14 条の規定により指定された「洪水浸水想定区域」内に居住する住民については、気象予警報、水位情報並びに避難情報を伝達・周知する体制を整備し、浸水被害が発生する場合にはあらかじめ避難し、人命の安全を確保する体制を確立する。

なお、「洪水浸水想定区域」に位置する要配慮者施設は、資料（要配慮者利用施設一覧）に示す。

③洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設の避難確保計画

洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者は次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告するとともに必要な訓練を実施しなければならな

い。

市は、要配慮者利用施設に必要な指示をすることができ、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する。

・洪水時等の防災体制に関する事項
・洪水時等の避難誘導に関する事項
・洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
・洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
・洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
・自衛水防組織の業務に関する事項

（３）内水防排除対策

市内の内水排除については、平坦地で地形勾配に乏しい地理条件のため、長年内水害防除に努めている。また近年、東部丘陵地での宅地開発が進められているため、新名神高速道路の建設や上流域での大規模開発に際しては、河川への流出抑制方策や流末河川の改修を促進し内水排除に万全を期す必要がある。

このため、総合排水計画を適宜見直し、これに基づいた排水路等の整備計画、調整池の整備計画等の実施に努める。

①排水路等の整備計画

ア　各排水路、河川の拡張と護岸工事を実施する。また、流出抑制対策を図る。
イ　各排水路等の点検を随時実施し、損傷箇所を発見した場合は早急に改修する。
ウ　内水常襲箇所については早急に改修する。

②ポンプ場の整備計画

ア　ポンプ場のポンプ作動装置の自動化を行う。
イ　ポンプ場の維持管理については、下記による。

ａ．排水機器点検要領

管理者は､毎年出水期前に点検を行い､損傷箇所を発見した場合は早急に補修する。

ｂ．ポンプ室周囲

・建物損傷の有無
・スクリーンの清掃
・吐き出側フラップ弁の損傷及び周囲の清掃

ｃ．ポンプ等の状況

・外観的に損傷がないか確認
・スイッチを入れて各メーターの振れが正常か確認
・モーターの温度上昇に注意
・潤滑油等の確認
・運転時の異音に注意
・電源スイッチの損傷に注意

■ポンプ場一覧表

名　　称	性能及び台数	管　理　者
生口排水機場	渦巻ポンプ　1.75 ㎥/sec　1台	城陽市青谷土地改良区
生れ口地区救急排水ポンプ設備	縦軸傾流ポンプ　1.0 ㎥/sec　4台	国土交通省
広田ポンプ場	水中ポンプ　22KW　1台 〃　18.5KW　1台 〃　3.7KW　1台	城陽市
北広田ポンプ場	水中ポンプ　7.5KW　1台 水中ポンプ　3.7KW　1台	城陽市
乾出北ポンプ場	水中ポンプ　15KW　1台	城陽市
高田ポンプ場	水中ポンプ　15KW　1台 〃　3.7KW　1台	城陽市
庭井ポンプ場	水中軸ポンプ　11KW　2台 水中ポンプ　22KW　1台 〃　37KW　1台	城陽市
東ノ口調整池ポンプ場	水中ポンプ　11KW　2台	城陽市
城陽排水機場	縦軸傾流ポンプ（2床式） 5 ㎥/sec　3台	京都府
野原ポンプ場	水中ポンプ　2.2KW　1台	城陽市
嫁付ポンプ場	水中ポンプ　1.5KW　1台	城陽市
西富野ポンプ場	水中ポンプ　0.4KW　1台	城陽市
枇杷庄西ノ口ポンプ場	水中ポンプ　3.7KW　2台	城陽市
丁子口調整池ポンプ場	水中ポンプ　11 KW　2台	城陽市
野原東ポンプ場	水中ポンプ　2.2KW　2台	城陽市
今堀第１ポンプ場	水中ポンプ　7.5KW　1台	城陽市
今堀第２ポンプ場	水中ポンプ　3.7KW　2台	城陽市
今堀第３ポンプ場	水中ポンプ　3.7KW　1台	城陽市

③用排水樋門の整備計画

ア　管理者は出水時に閉鎖の操作が完全にできるように常に点検を行い、損傷箇所を発見した場合は早急に補修する。

イ　管理者は樋門内及び周囲の清掃を行う。

■用排水樋門一覧表

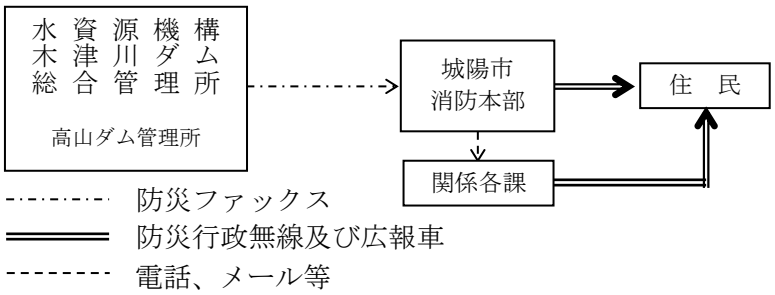
名　　称	位　　置	管　理　団　体
生れ口樋門	奈島生口	国土交通省
春日ノ森用水樋門	枇杷庄東浜	南部土地改良区
佐山用水樋門	上津屋東川端	佐山土地改良区
城陽樋門	寺田北川顔	国土交通省

（４）ダムに係る防災対策

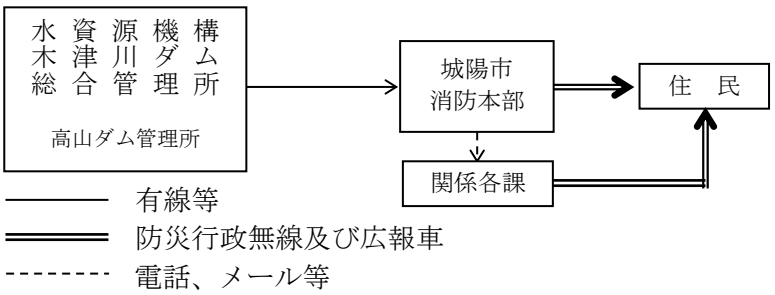
ダム管理者は、ダム設計に関する諸資料を整備し、平時の維持管理を徹底するとともに、老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施している。また、気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止している。

市は、以下の連絡系統に基づき、ダムの放流に関する情報の受信・伝達体制を確立する。

①通常時



②予備的方法



（５）水防月間

国土交通省では、水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する住民の理解を深め、広く協力を求めるため、水防月間を定めている。

市は府と連携し、出水期を前にしたこの月間内に、水防の意義及び重要性について住民の理解を深めるとともに、水害の恐ろしさや水防に対する住民の関心を高めるよう次に掲げる活動を積極的に実施する。

①期間

5 月 1 日～5 月 31 日

②活動内容

・水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及
・水防体制の強化
・河川管理施設等の巡視、点検及び整備等
・水防功労者の表彰

第８節　土砂災害対策　　＜まちづくり活性部､都市整備部＞

（１）急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域に対する災害対策計画

市内には、大雨又は地震等により崩壊するおそれのある急傾斜地があり、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれがある。

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するとともに、その崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じる。

なお、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域とは、傾斜度 30 度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地で、その崩壊で人家等に被害を及ぼす箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）をいう。

①急傾斜地崩壊の対策

ア　急傾斜地の調査と周辺住民への土砂災害警戒区域の周知

イ　避難計画の整備

ウ　土砂災害警戒区域等のうち、避難路、緊急輸送路及び人家について大きな被害が予想され地震防災上緊急度が高い区域においては、防災工事を計画し、災害の未然防止及び被害の軽減を図る。

エ　府が実施する急傾斜地の崩壊対策事業への協力

オ　災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施

（２）土石流等に対する災害対策計画

大雨又は地震時には山地部で土石流等が発生する危険性があることから、土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、荒廃山腹の土砂生産の抑制、上流山地からの流出土砂の抑制、渓流の河床安定を図る縦横浸食防止等、土石流による土砂災害警戒区域における総合的な土石流の対策等の事業の要望を行って災害防止に努めるとともに、その土石流に対する警戒避難体制を整備する等の措置を講じる。

①砂防計画

本市の砂防指定地内を流れる普通河川は、大谷川、長谷川、長谷川源流、青谷川、大河原川、宮ノ谷川、築留川があり、砂防指定地は青谷川、大谷川、大河原川、宮ノ谷川、長谷川、築留川が指定されている。また勾配が 15 度以上で保全人家が存在するか住宅等の新規立地が可能と考えられる渓流から土石流が発生した場合に被害が想定される区域を土石流による土砂災害警戒区域として指定されている。これらの警戒区域については、重点的に砂防工事を府に要請していく。

②砂防指定地、土石流による土砂災害警戒区域

市は、付近住民との連絡体制を確立した上で、平時から以下の状況把握に努める。

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ　渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合

ウ　継続的な降雨にも関わらず渓流の水位が急に減少し始めた場合(上流に崩壊が発生し、

流れが留められている危険があるため）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合

オ　渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

③避難体制の確立

避難場所は、安全性、近接性、機能性、収容性を考慮して指定し、避難体制を確立の上で住民に周知する。

（３）治山対策計画

本市では、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や、病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や渓流）である山地災害危険地区が３か所（鴨谷川、丸山川、水無尾川）あり、土砂流出防備を目的として約 110ha の民有林が保安林に指定されている。

大雨又は地震時には、山地部で山腹が崩壊する危険性があることから、荒廃している森林の復旧整備や土砂の流出を防止し、林地の保全と環境緑化を図るため、復旧治山事業や予防治山事業を推進するほか、人家の裏山等直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業の推進を図る。また、山間道路である林道については、早期に災害箇所を復旧させる。

①林地崩壊の対策

崩壊土砂流出の危険のある荒廃渓流に対し、堰堤工、谷止工、床固工等を施工して土石流による被害を防止するとともに、既設工作物の点検を実施して亀裂や洗掘部の補修を早急に図る必要がある。

また、人家周辺の小規模崩壊等については、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業、府治山事業等によって計画していく。

（４）造林対策計画

森林のもつ土砂流出防備や保水機能により、山地や渓流の崩壊、洪水の予防を図る。併せて、木材資源の保護や培養を図るために造林事業を推進する。

（５）山砂利採取地における災害予防計画

本市の東部丘陵地における山砂利採取は、昭和 35 年頃から始まり、その面積は 420ha あり、本市面積の 13%を占めている。

山砂利採取地での被害を防止するため、各業者には防災設備の整備に万全を期するように指導するとともに災害時における体制を確立するものとする。また、（一財）城陽山砂利採取地整備公社を主体にした防災施設や緑化等の修復整備事業を推進することとする。

①防災機関の対策

ア　体制

山城北土木事務所と連携を図りながら、山砂利採取地の状況を常に把握して、危険箇所の発見、排除に努める体制を確立する。

また、大雨等に伴う沈殿池、調整池の水位上昇時には特別パトロールを実施するとともに、河川への排水が必要となる場合は、河川の水位を監視しながら排水する等被害の防止に努める。

イ　対策

ａ．災害発生危険箇所の発見

ｂ．緊急防災体制の確立

ｃ．応急措置の指導

②事業所の対策

ア　体制

各事業所において防災計画を作成し、それに基づいて全従業員に対する日常的な防災意識の徹底と資材の確保を行うとともに、災害発生危険箇所の把握を行い、災害発生時における防災活動を円滑に実施できるよう体制を整えることとする。

イ　対策

ａ．災害防止のための人員、機械の確保、特に操業時間外における連絡体制の確立

ｂ．巡視による危険箇所の早期発見及び防災関係機関への通報

ｃ．危険箇所に対する応急対策

ｄ．沈殿池、調整池の水位の下降と堤体の補強

（６）宅地防災対策計画

広範な都市化現象の進行による宅地需要の拡大に伴い、市街地周辺部の丘陵地や山麓部における宅地開発が増加しており、崖崩れや土砂の流出等の災害が予想されるため、このような開発行為に対して、府と協力の上、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づき、良好な宅地開発を指導する。また、宅地災害を未然に防ぐために宅地防災月間を定め啓発に努める。

①宅地防災月間

以下の期間を「宅地防災月間」として定め、梅雨期及び台風期に備え住民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与する。

ア　期間

5 月 1 日～5 月 31 日、9 月 1 日～9 月 30 日

イ　活動内容

・防災パトロールの実施

・標識の設置

・ポスターの掲示等

（７）土砂災害防止月間

国土交通省では土砂災害の防止及び被害の軽減に向けて住民の関心と認識を深めるため、土砂災害防止月間を定めている。

①期間

6 月 1 日～6 月 30 日

②活動内容

・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備等の推進
・情報の収集・伝達・共有化の推進
・避難行動要支援者の避難支援体制の整備
・自主防災組織等との連携強化
・土砂災害に対する全国統一防災訓練の実施
・土砂災害に関する防災教育、啓発活動の強化

（８）被災宅地危険度判定制度の整備

大地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、平成１８年に制定された「京都府被災宅地危険度判定実施要綱」に基づく被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、住民の安全確保を図っていく。

また、被災宅地危険度判定士の養成を図るため、府や関係機関が実施する講習会等にも参加する。

①危険度判定用資機材等の整備

府と協力して、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

②被災宅地危険度判定制度の普及・啓発

被災宅地危険度判定制度について、関係機関等が作成する広報媒体の活用や自主防災会の講演等で広く市民に普及・啓発を図る。

（９）誘因の監視

平時から危険箇所の把握を行い、防災パトロールによる湧水や自然環境の変化等の監視活動を行うとともに、土砂災害警報や京都府土砂災害警戒情報システムによる情報等の提供を受けて、監視やパトロールを強化し、警戒避難体制に備える。

（１０）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対する災害対策計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、府による「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

また、市において実施している住宅等土砂災害対策改修支援事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業により、住宅等の改修や移転等を促進する。

（資料 23　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧参照）

①指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為につ

いて制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、必要に応じて移転等の勧告を行うことができる。

②警戒避難体制等

ア　市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

ａ．土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法

情報の収集は「土砂災害警報や土砂災害警戒情報システム等」により行い、避難等の伝達方法は「第３編応急対策計画第４章第１節（４）避難情報の伝達方法」による。

ｂ．避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

・　避難所については、土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、土砂災害警戒時の避難所を指定する。

・　避難経路については、基本的に市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難情報を発令する。また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、高齢者、障がいのある人等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

イ　警戒区域内に主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設においては、利用者の避難誘導等を定めた避難確保計画の作成や避難訓練を実施する。

■情報の伝達方法

・福祉保健部から施設長に電話連絡
・同報系防災行政無線による放送
・広報車による巡回広報
・自主防災組織会長等に電話連絡
・市職員等による戸別訪問
・テレビ、ラジオ（NHK、KBS、FM 宇治放送等による緊急放送）
・エリアメール、緊急速報メール等
・安心・安全メール

なお、土砂災害警戒区域等に位置する災害時要配慮者関連施設は次のとおり。

・和みの家あいあい
城陽市中北石神５　（℡0774-54-2428）
昼間については城陽作業所（℡0774-54-2424）

・軽費老人ホーム ヴィラ城陽
城陽市市辺笹原１　（℡0774-55-1875）

ウ　国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、上記アで定めた事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

エ　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計

画を以下のとおりに定める。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告するとともに必要な訓練を実施しなければならない。

ａ．急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

ｂ．急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難誘導に関する事項

ｃ．急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の設備に関する事項

ｄ．急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

ｅ．急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

オ　市は、要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な指示をすることができ、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第９節　農林水産物の風水害対策　　＜まちづくり活性部＞

（１）農業用排水路等の災害予防対策

大雨等による用排水路の溢水や、それに伴う農地の冠水等を防止するため、施設管理者及び受益者に対して保守管理の徹底を指導するとともに、老朽化や機能障害等で安全性に問題のある施設については必要な補強整備を推進する。

①予防対策

ア　しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
イ　水路中の各種ゲートの整備点検、安全操作の徹底
ウ　老朽化した排水路の修理・改修

（２）防災営農対策

農作物の風水害による被害を最小限に抑えるため、風水害のおそれが予測される場合においては、農家に対して防災的見地からの下記の営農指導を行う。

①水稲

ア　刈取期にあるものは早めに刈り取る。
イ　穂孕期から登熟前半にあるものは倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。
ウ　けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
エ　栽培法では窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうなときは、窒素追肥はしない。

②野菜

ア　現在本ぽに作付けされて収穫期にあるものは早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。キュウリ、つる豆等つる性のものは支柱を倒して地面にはわせる。
イ　育苗中のものは苗床に寒冷紗を覆って保護に努め､状況により定植時期をはずしたり、あるいは補植苗を準備するなど作付け面積の確保に努める。
ウ　直播きのものについては、播種期や間引き時期の繰り下げを行うほか、播種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
エ　寒冷紗等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去、収納する。
オ　ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。
カ　排水溝を整備する。特にハウス周囲は水量が多いので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

③果樹

ア　かき、もも、ぶどう等で収穫期にある果樹は早めに収穫する。
イ　主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ。

ウ　果樹だなの倒壊を防ぐため、支柱を立て、控え線の増加等の補強を図る。

④茶

ア　新植、幼木茶園は風害を受けやすいので、株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺をさける。

イ　傾斜地の茶園は侵食防止のため排水溝を整備する。

ウ　覆小屋の戸口、トタン屋根を十分補強し、雨漏りに注意し覆資材の保全を図る。

⑤畜産対策

ア　飼料は粗飼料の確保とあわせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん農業協同組合においても不足しないよう購入、備蓄及び保管に万全を期すること。

イ　畜舎及び鶏舎等の破損箇所、危険箇所を点検し、早急に修理補強しておくこと。

ウ　畜舎の待避方法について事前に検討するとともに、待避場所、応急仮設畜舎資材等につき検討点検する。

エ　牛乳、鶏卵等の保管、出荷については、事前に災害時のとるべき処置を検討しておく。

オ　災害時には、京都府山城家畜保健衛生所を中心として、防疫並びに救急救護についての実施体制と医薬品の整備をしておく。

第１０節　ライフライン施設の安全性の確保

市は、各関係機関の定めた防災業務計画に協力し、災害時におけるライフライン機能の確保に努める。

また各関係機関は、風水害や地震に対しての施設の安全性や耐震性・耐火性の強化を目指すとともに、各系統の多重化や拠点の分散等による代替性の確保を図る。

（１）上水道施設　　＜上下水道部＞

水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な設備補強を計画的に推進する。

また、水道施設の構造性、周辺の地盤条件を考慮し、それらに適合した耐震設計により水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な施策を実施する。

①水道施設の設計基準

水道施設の設計は、「水道施設設計指針（(公社)日本水道協会)」及び「水道施設の耐震工法指針・解説（(公社）日本水道協会)」に従い、関連する法令、基準に基づき耐震化・更新を行うものとする。

ア　取水、導水施設

管路は、風水害による土砂崩れ等に備えた設計、整備を行い、耐震性を有する管材を使用する。水源については、地下水水源の確保を図り、災害時に原水水質の安全が保持できるようにする。

イ　浄水施設

ポンプ廻りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備等については耐震化等の防災対策を講じた整備を行うとともに施設全体の水害対策及び地震対策を進める。また被災時の停電を考慮して必要最小限の自家発電設備の整備を行う。

ウ　送・配水施設

送・配水の基幹管路については、耐震性を有する管材を使用し、主要な配水池付近には緊急遮断弁を設置し、生活用水の確保に努める。

また、老朽化した管路についても順次更新を行い、漏水防止調査を実施し、維持管理を行う。

②バックアップ機能の強化

地震や土砂崩れ、冠水等により水道施設が被害を受けた場合でも、給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋等で給水の継続を図る。

浄水場の供給停止や能力低下に対応するため、浄水場間に連絡管等を整備し、系統間の相互融通を行うことができるようにする。

③相互応援体制の確立

大規模な災害が発生した場合、応急給水活動や応急復旧作業に人的・物的に支障をきたすおそれがある。そこで（公社）日本水道協会を中心に、相互応援体制により要請を行い迅速な対応を図る。

④維持管理体制の強化

災害時における水道施設の被害に備えて、平時から給水に支障が出ないように維持管理体制の確立に努め、給水に万全を期するものとする。

⑤応急復旧用器材の備蓄

災害発生時に備え、応急復旧に要する機材を備蓄するとともに、京都府及び近隣市町の関係機関との緊密な連携の下、共同備蓄の推進に努めるものとする。

（２）下水道施設　＜上下水道部＞

下水道施設は、地震の影響を受けやすいため、耐震性を向上させ、施設被害やその被害拡大を予防する。

①下水道施設の設計基準

下水道施設の設計に当たっては、『日本下水道協会編：下水道施設耐震対策指針・解説』に基づき、耐震化・更新を行うものとする。

②相互応援体制の確立

大規模な災害が発生した場合､応急復旧作業に人的･物的に支障をきたすおそれがある。そこで（公社）日本下水道協会を中心に、相互応援体制により要請を行い迅速な対応を図る。

③維持管理体制の確立

災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から汚水の疎通に支障が出ないような維持管理体制の確立に努め、排水に万全を期するものとする。

（３）電力供給施設　＜関西電力送配電㈱＞

電力供給施設等の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

①水害対策

ア　送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

イ　変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は､床面のかさあげ､窓の構造､出入口の角落し､

防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが､建物の構造上､上記防水対策の不可能な箇所は主要機器かさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

②風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

③雷害対策

ア　送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ　変電設備

耐雷遮蔽および避雷器を重点的に接地するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

④震災対策

ア　送電設備

架空電線路は電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ　変電設備

機器の耐震は､変電所設備の重要度､その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針・電気技術指針発変電編（日本電気協会)」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ　配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

エ　通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確

保し、通信機能の維持を図る。

（４）ガス施設　　＜大阪ガスネットワーク㈱ほか＞

①都市ガスの安全対策

ア　ガス施設対策

ａ．ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧機等を巡回点検する。

ｂ．新設設備はガス工作物技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入れ替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

ｃ．二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置により導管網のブロック化を進める。

ｄ．地震発生時の二次災害防止のため、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

イ　その他防災設備

ａ．検知・警報設備

災害発生時において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

ｂ．連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ｃ．資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

ウ　教育・訓練

ａ．防災教育

ガス施設にかかる防災意識の高揚を図り、ガスにかかる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

ｂ．防災訓練

災害発生時の対策を円滑に推進するため、年１回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

エ　広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

②プロパンガスの安全対策

ア　検知設備

地震発生時の二次災害防止のために、転倒防止工事の実施、及びマイコンメーターやヒューズコック等の安全機器の普及に努める。

イ　プロパンガス供給体制の充実

プロパンガス供給は、大地震が発生した場合、復旧にかかる所要日数が比較的短期間にでき、簡便に供給再開のできる特性を有している。そのため、市内業者の協力による早期供給体制のほか、プロパンガスを他基地より供給できるバックアップ体制や近隣府県プロパンガス業界の支援体制を整えるなどプロパンガスの供給体制の充実を図る。

ウ　教育・訓練

ａ．防災教育

ガス施設にかかる防災意識の高揚を図り、ガスにかかる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保全規定等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

ｂ．防災訓練

災害発生時の対策を円滑に推進するため、年１回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し､非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する｡また、地域防災訓練に積極的に参加する。

エ　広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

（５）電気通信施設　　＜ＮＴＴ西日本株式会社＞

電気通信施設の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による障害が発生した場合において、電気通信施設又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信が途絶するような最悪な場合でも、最小限の通信ができるように臨時公衆電話を設置し、通信サービスの確保を図る。

①電気通信施設等の整備

災害による故障発生を未然に防止するため、次のように実施する。

ア　大雨、洪水又は大地震による堤防の決壊による洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。

イ　暴風のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

ウ　ＮＴＴビルについて、耐震・耐火構造化を行う。

ａ．交換機・電気通信・無線・電力等の機器は、振動による倒壊損傷を防止するための耐震対策を実施する。

ｂ．鉄塔の耐震診断・補強を実施する。

エ　主要な電気通信施設について、予備電源設備を設置する。

②伝送路の整備

局地的災害による回線の被害を分散するため、主要区間の伝送路について有・無線の併

用及び有線の２ルート化・ループ化を図る。

③回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、回線の切替措置方法、可搬型無線機・移動無線機等及び移動電源車の運用法について定める。

④防災訓練

災害予防措置、災害応急対策措置等を円滑・迅速に実施できるよう次に掲げる訓練を実施する。

ア　気象に関する情報伝達訓練
イ　災害時における通信そ通訓練
ウ　電気通信設備等の災害応急復旧訓練
エ　消防及び水防の訓練
オ　避難及び救助訓練

第１１節　防災拠点の整備・強化　　＜危機・防災対策課＞

災害発生時における防災活動の拠点となる施設や、住民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所、避難路を計画的に整備し、災害に強いまちづくりに努める。

（１）防災地区の設定

災害発生時の本市における応急対策活動及び避難誘導について、どのような状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するためには、本市全域をいくつかの地区に分割し、防災活動に適した単位での応急対策活動を実施することが望ましい。したがって本市では、小学校区を基本として、以下の 10 の防災地区を設定する。このブロック単位ごとに避難場所や防災拠点となる施設を指定し、それぞれの単位での防災体制を整備するものとする。

■防災地区の設定

防災地区
久津川小学校区
古川小学校区
久世小学校区
深谷小学校区
寺田小学校区
寺田南小学校区
寺田西小学校区
今池小学校区
富野小学校区
青谷小学校区

（２）防災拠点の整備

災害時に、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけ､それぞれの防災拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。

①情報通信拠点の整備

本市において災害が発生した場合、城陽市役所は災害対策本部としての機能のほか、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、府等への報告・応援要請等、あらゆる災害・被災情報を統括する情報通信拠点としての機能を求められる。したがって城陽市役所では、施設や設備の耐震化を図り、災害時における職員の防災活動体制及び情報連絡体制を確立する。さらに、城陽市役所が被災し使用不能となった場合に備え、消防本部が代替拠点として機能するよう整備を図る。

また、各小学校、及び各コミュニティセンターを情報通信地区拠点とし、情報通信機器の整備・充実を検討していくとともに、住民に対する情報の窓口として位置づける。

②医療救護拠点の整備

保健センターを医療救護拠点として位置づける。災害時には医療機関相互の連絡調整を図るとともに、後述する医療救護班を編成するなどして本市の医療・救護活動を統括するよう必要な整備を図る。

また、後述する避難場所のうち、小学校を各防災地区の医療救護地区拠点とし、災害時には保健センターとの連携の上で、地区内で必要な医療・救護活動を行う。

③輸送拠点

総合運動公園を援助物資の集出荷施設として輸送拠点と位置づける。今後は、放送施設や緊急時ヘリポート等の機能を整備することで、その機能の充実を図る。

④食料供給拠点

学校給食センターを、災害時において炊き出しを行い各避難場所に供給する食料供給拠点として位置づける。

⑤ボランティアの拠点

市は、災害発生時における被災者の多様なニーズに対応するため、平時から常設型の災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を社会福祉法人城陽市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）事務所に設置し、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動が円滑に実施されるように努める。

また、災害時は、城陽市立福祉センター又は京都府立木津川運動公園等を拠点として、センターを災害時体制に移行しボランティアに関する情報の提供や相談、登録、調整を行う。

なお、センターの設置により、公共施設が通常の利用を制限されることについて、施設利用者に理解と協力を求めるものとする。

⑥給水拠点

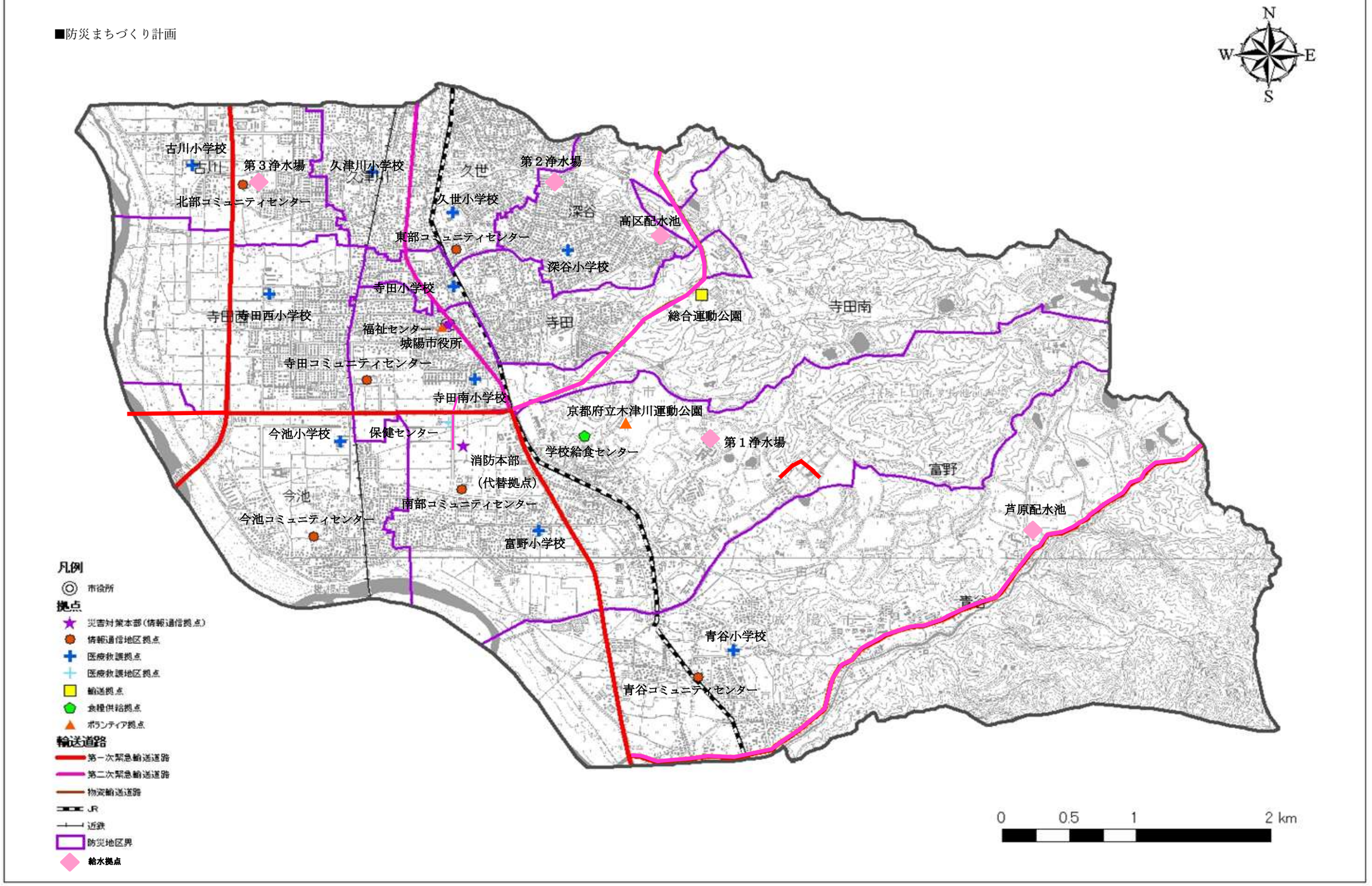
浄水場及び配水池を給水活動の拠点として位置づける。

■防災拠点施設一覧

拠点名称	施設名称	所在地	電話番号
情報通信拠点	城陽市役所(災害対策本部)	寺田東ノ口 16 番地、17 番地	56-4100
代替拠点	城陽市消防本部	富野東田部 33 番地	54-0113 54-0115 54-0116 54-0150
情報通信地区拠点	久津川小学校	平川指月 1	52-1703
	古川小学校	上津屋境端 57	53-1500
	久世小学校	久世芝ケ原 143	52-3670
	深谷小学校	寺田深谷 111-2	53-3200
	寺田小学校	寺田北山田 2	52-2589
	寺田南小学校	寺田新池 23-1	52-6800
	寺田西小学校	寺田西ノ口 65	53-7005
	今池小学校	寺田大畔 177-1	52-2402
	富野小学校	富野堀口 1	52-0009
	青谷小学校	中向河原 1	52-0040
	北部コミュニティセンター	平川広田 67	55-1001
	東部コミュニティセンター	寺田正道 152-1	55-7858
	寺田コミュニティセンター	寺田今堀 1	55-0010
	今池コミュニティセンター	枇杷庄知原 15-1	56-0525
	南部コミュニティセンター	富野東田部 70-1	55-1002
	青谷コミュニティセンター	市辺五島 7-82	53-8273
医療救護拠点	保健センター	富野久保田 1-1	55-1111
医療救護地区拠点	久津川小学校	平川指月 1	52-1703
	古川小学校	上津屋境端 57	53-1500
	久世小学校	久世芝ケ原 143	52-3670
	深谷小学校	寺田深谷 111-2	53-3200
	寺田小学校	寺田北山田 2	52-2589
	寺田南小学校	寺田新池 23-1	52-6800
	寺田西小学校	寺田西ノ口 65	53-7005
	今池小学校	寺田大畔 177-1	52-2402
	富野小学校	富野堀口 1	52-0009
	青谷小学校	中向河原 1	52-0040
輸送拠点	総合運動公園	寺田奥山 1	55-6222
食料供給拠点	学校給食センター	富野森山 39-3	52-2205
ボランティア拠点	福祉センター	寺田東ノ口 17	56-0909
	京都府立木津川運動公園	富野北角 14-8	66-6022

拠点名称	施設名称	所在地	電話番号
給水拠点	第１浄水場	富野柏平 45-2	
	第２浄水場	寺田大谷	
	第３浄水場	平川広田	
	高区配水池	寺田深谷	
	芦原配水池	中芦原	

■防災まちづくり計画


N
W
E
S
古川小学校
古川
第３浄水場
久津川小学校
久津川
北部コミュニティセンター
久世
第２浄水場
久世小学校
深谷
高区配水池
東部コミュニティセンター
深谷小学校
寺田小学校
寺田西小学校
寺田
総合運動公園
寺田南
福祉センター
城陽市役所
寺田コミュニティセンター
寺田南小学校
京都府立木津川運動公園
今池小学校
保健センター
学校給食センター
第１浄水場
消防本部
（代替拠点）
富野
今池
南部コミュニティセンター
芦原配水池
今池コミュニティセンター
富野小学校
青谷小学校
青谷コミュニティセンター
凡例
市役所
拠点
災害対策本部（情報通信拠点）
情報通信地区拠点
医療救護拠点
医療救護地区拠点
輸送拠点
食糧供給拠点
ボランティア拠点
輸送道路
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
物資輸送道路
JR
近鉄
防災地区界
給水拠点
0
0.5
1
2 km

（３）避難場所の整備

①避難場所の選定

災害時における住民の生命の安全を確保するため、各地区に避難場所を指定する。避難場所は、避難者を収容できる安全な建物、空地でかつ身近なところにある公共施設、空地の中から選定するものとし、避難者を有効に収容できるよう努めるものとする。

ア　指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険から緊急に逃れるための場所を指定緊急避難場所として指定する。なお、異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、土石流、地震、大規模な火事）ごとに指定することとする。

イ　指定避難所

災害が発生した場合において被災者の生命の安全を確保し、円滑な救援活動を実施するため、被災者が一定期間避難する場として指定避難所を指定する。

■避難場所の選定基準

ア　鉄筋コンクリート造り（土砂災害が発生する危険性のある地域では必ずこの構造）
イ　収容人員は、有効面積に対し、１人２㎡以上とする。
ウ　要避難人口は、昼間人口も考慮したものとする。
エ　地区の割当は、自治会単位を基本として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民の避難経路等も考慮するものとする。
オ　各避難場所には給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できるようにする。
カ　有線電話・防災行政無線受信機等を具備するものとする。
キ　食料品・寝具の備蓄について２階以上のなるべく湿気の少ない保管場所があるものとする。
ク　浸水の状況を踏まえ、建築物上階のスペースが利用可能であることとする。

②避難場所の安全性確保

避難場所の安全性や施設の耐水性・耐風性及び耐震性について調査を実施し、必要な場合は整備を図る。

③避難場所の防災機能の整備

各避難場所においては、規模に応じて備蓄倉庫、耐震性防火水槽、井戸等の整備を行い、防災機能の拡充を図る。備蓄倉庫については浸水による被害を受けないように努める。

（４）避難路の整備

防災拠点と避難場所、あるいは避難場所間を結ぶ道路や緑道を避難路とし、避難路に埋設されている水道、電気、ガス等の施設について安全性・耐震性の向上を図り、避難路沿いの施設を点検し、一層の安全化に努める。また、避難路上の橋梁については安全性・耐震性を調査し、安全性・耐震性の向上等必要な整備を行う。

（５）避難場所・避難路の周知徹底

災害時の避難場所、避難路及び災害状況に応じた避難の仕方について、防災訓練、道路等に設置する標識、ハザードマップ、広報紙及び市のホームページ等を通じて市民へ周知する。

■指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（建物）

地区	名称	所在地	電話番号	階数	収容人数（人）	地盤面の高さ（m）	指定緊急避難場所				指定避難所
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事	
久津川	久津川小学校	平川指月 1	52-1703	3	1,072	21.5	◎	◎	◎		◎
	久津川保育園	平川大将軍 2	52-4864	2	291	15.0	◎		◎		◎
	北部老人福祉ｾﾝﾀｰ（陽和苑）	平川大将軍 2	52-9670	2	136	15.0	◎		◎		◎
	私立平川幼稚園	平川大将軍 77-3	53-1288	2	333	15.0			◎		◎
				計	1,832						
古川	古川小学校	上津屋境端 57	53-1500	3	1,360	15.5	◎		◎		◎
	北城陽中学校	平川長筬 33	55-1009	4	1,585	14.0	◎		◎	◎	◎
	北部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	平川広田 67	55-1001	2	260	15.0	◎		◎		◎
	私立里の西保育園	久世里ノ西 66-1	55-0243	2	380	15.0	◎		◎		◎
				計	3,585						
久世	久世小学校	久世芝ケ原 143	52-3670	3	644	40.0	◎	◎	◎		◎
	久世保育園	久世芝ケ原 74-1	52-4369	2	273	41.5	◎	◎	◎		◎
	東部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	寺田正道 152-1	55-7858	2	297	22.7	◎	◎	◎		◎
	東部老人福祉ｾﾝﾀｰ（陽東苑）	久世芝ケ原 131	53-3700	2	70	45.2	◎	◎	◎		◎
				計	1,284						
深谷	深谷小学校	寺田深谷 111-2	53-3200	3	1,321	55.5	◎	◎	◎		◎
	東城陽中学校	久世上大谷 24	54-0407	4	1,665	75.0	◎	◎	◎	◎	◎
	地域子育て支援センター	寺田深谷 16	55-9260	1	133	55.5	◎	◎	◎		◎
				計	3,119						

地区	名　　称	所　在　地	電話番号	階数	収容人数（人）	地盤面の高さ（m）	指定緊急避難場所				指定避難所
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事	
寺田	寺田小学校	寺田北山田2	52-2589	3	832	20.3	◎	◎	◎		◎
	城陽中学校	寺田北山田35	52-2708	3	1,354	30.2	◎	◎	◎	◎	◎
	京都府立城陽高等学校	寺田宮ノ平1	52-6811	1	890	47.3	◎	◎	◎	◎	◎
	私立しいの木保育園	寺田林ノ口11-114	54-7556	3	131	27.8	◎	◎	◎		◎
	男女共同参画支援センター	寺田林ノ口11-114	54-7545	3	99	27.8	◎	◎	◎		◎
				計	3,306						
寺田南	寺田南小学校	寺田新池23-1	52-6800	3	881	19.5	◎		◎		◎
	鴻の巣会館	寺田水度坂130	52-0826	3	98	22.0	◎	◎	◎		◎
	私立くぬぎ保育園	寺田庭井36-4	52-1662	2	178	17.0	◎		◎		◎
	市民体育館	寺田奥山1	55-6222	2	1,543	95.3	◎	◎	◎	◎	◎
	文化パルク城陽	寺田今堀1	55-1010	5	880	16.9	◎		◎		◎
	鴻の巣保育園	寺田東ノ口51-5	55-9191	2	225	16.2	◎		◎		◎
				計	3,805						
寺田西	寺田西小学校	寺田西ノ口65	53-7005	3	1,381	15.2	◎		◎		◎
	西城陽中学校	寺田乾出北82	53-1600	3	1,809	15.2	◎		◎	◎	◎
	私立佐伯幼稚園	寺田今橋68	52-3669	2	572	15.5	◎		◎		◎
	西部老人福祉ｾﾝﾀｰ（陽幸苑）	寺田乾出北55	53-9393	2	93	15.7	◎		◎		◎
				計	3,855						
今池	今池小学校	寺田大畔177-1	52-2402	3	1,254	16.8	◎		◎		◎
	今池保育園	富野高井44-3	53-2800	2	308	17.0	◎		◎		◎
	京都府立西城陽高等学校	枇杷庄京縄手46-1	53-5455	2	871	17.8	◎		◎	◎	◎
	今池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	枇杷庄知原15-1	56-0525	1	76	17.7	◎		◎		◎
				計	2,509						

地区	名　　称	所　在　地	電話番号	階数	収容人数（人）	地盤面の高さ（m）	指定緊急避難場所				指定避難所
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事	
富野	富野小学校	富野堀口 1	52-0009	3	900	19.7	◎		◎		◎
	南城陽中学校	観音堂巽畑 17-4	53-7009	4	1,689	33.5	◎	◎	◎	◎	◎
	南部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	富野東田部 70-1	55-1002	2	247	18.8	◎		◎		◎
	（公財）青少年野外活動総合ｾﾝﾀｰ	寺田南中芝 80	53-3566	2	97	55.5		◎	◎		◎
	私立清心保育園	富野荒見田 4	55-0230	2	450	18.8	◎		◎		◎
	保健センター	富野久保田 1-1	55-1111	3	406	19.2	◎		◎		◎
	私立せいじん保育園	富野西田部 64-1	53-1300	2	130	18.0	◎		◎		◎
				計	3,919						
青谷	青谷小学校	中向河原 1	52-0040	3	680	23.7	◎		◎		◎
	総合老人福祉ｾﾝﾀｰ（陽寿苑）	奈島川原口 20	55-1017	1	232	21.0	◎		◎		◎
	京都府立心身障害者福祉センター体育館	中芦原	53-6644	1	744	83.9	◎	◎	◎		◎
	青谷保育園	中樋ノ上 63-1	52-1039	2	183	22.0	◎		◎		◎
	青谷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	市辺五島 7-82	53-8273	3	172	21.0	◎		◎		◎
				計	2,011						
合計					29,225						

◎は、指定する施設等を示す。

■指定緊急避難場所一覧（空地）

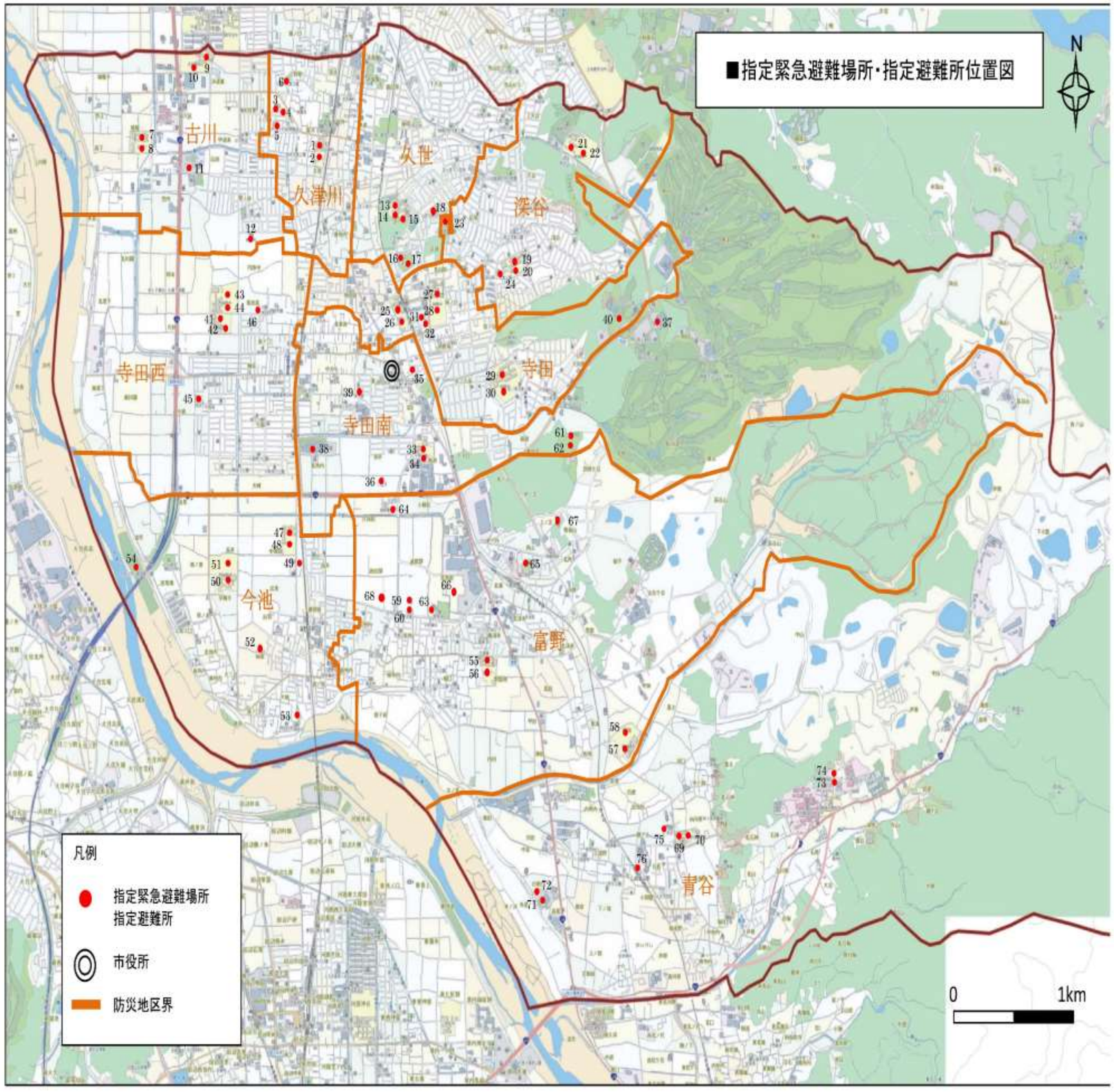
地区	名称	所在地	電話番号	空地面積（㎡）	収容可能人員（人）	地盤面の高さ(m)	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事
久津川	久津川小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	平川指月 1	52-1703	6,257	3,128	21.4	◎	◎	◎	
	久津川児童公園	平川野原 10他		2,289	1,144	16.0	◎		◎	
				計	4,272					
古川	古川小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	上津屋境端57	53-1500	8,087	4,043	15.5	◎		◎	
	北城陽中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	平川長筬 33	55-1009	14,932	7,466	14.0	◎		◎	◎
				計	11,509					
久世	久世小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	久世芝ケ原143	52-3670	5,529	2,764	37.9	◎	◎	◎	
	東部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（空地）	寺田正道152	55-7858	4,619	2,309	26.0	◎		◎	
				計	5,073					
深谷	深谷小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田深谷111-2	53-3200	5,941	2,970	55.0	◎	◎	◎	
	史跡正道官衙遺跡	寺田正道 89他		12,518	6,259	47.5	◎	◎	◎	
	東城陽中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	久世上大谷24	54-0407	17,270	8,635	75.0	◎	◎	◎	◎
				計	17,864					
寺田	寺田小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田北山田2	52-2589	5,631	2,815	21.9	◎	◎	◎	
	城陽中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田北山田35	52-2708	19,857	9,928	29.2	◎	◎	◎	◎
	京都府立城陽高等学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田宮ノ平1	52-6811	18,352	9,176	44.5	◎	◎	◎	◎
				計	21,919					

地区	名称	所在地	電話番号	空地面積（㎡）	収容可能人員（人）	地盤面の高さ(m)	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事
寺田南	寺田南小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田新池 23-1	52-6800	6,610	3,305	19.5	◎		◎	
	総合運動公園	寺田奥山1	55-6222	21,885	10,942	77.1	◎	◎	◎	◎
				計	14,247					
寺田西	西城陽中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田乾出北82	53-1600	18,074	9,037	15.2	◎		◎	◎
	寺田西小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田西ノ口65	53-7005	7,884	3,942	15.2	◎		◎	
				計	12,979					
今池	今池小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	寺田大畔177-1	52-2402	7,724	3,862	16.8	◎		◎	
	京都府立西城陽高等学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	枇杷庄京縄手46-1	53-5455	19,223	9,611	17.8	◎		◎	◎
	枇杷庄公園	枇杷庄大堀138-1他		2,786	1,393	18.0	◎		◎	
	木津川河川敷運動広場	水主下外島23-1地先		35,415	17,707	20.0	◎		◎	◎
				計	32,573					
富野	富野小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	富野堀口1	52-0009	8,317	4,158	19.6	◎		◎	
	(公財)青少年野外活動総合ｾﾝﾀｰ（空地）	寺田南中芝80	53-3566	6,500	3,250	55.5	◎	◎	◎	
	南城陽中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	観音堂巽畑17-4	53-7009	16,458	8,229	33.5	◎		◎	◎
	南部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ空地（空地）	富野東田部70-1	55-1002	2,668	1,334	18.0	◎		◎	
	史跡森山遺跡	富野森山1-1		3,596	1,798	33.2	◎	◎	◎	
	アル・プラザ城陽駐車場（屋上）	富野荒見田112	56-2600	39,663	19,831	18.6	◎	◎	◎	◎
	京都府立木津川運動公園	富野北角 14-8	66-6022	127,000	63,500	50.9	◎	◎	◎	◎
				計	102,100					

地区	名　　称	所　在　地	電話番号	空地面積（㎡）	収容可能人員（人）	地盤面の高さ（m）	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	がけ崩れ・土石流	大規模な火事
青谷	青谷小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	中向河原 1	52-0040	5,072	2,536	23.7	◎		◎	
	総合老人福祉ｾﾝﾀｰ（陽寿苑）（空地）	奈島川原口 20	55-1017	5,926	2,963	21.0	◎		◎	
	京都府立心身障害者福祉ｾﾝﾀｰ（空地）	中芦原	53-6644	7,000	3,500	83.9	◎	◎	◎	
				計	8,999					
合計					231,535					

◎は、指定する施設等を示す。

■指定緊急避難場所・指定避難所位置図



■指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

番号	地区	名称	区分		指定緊急避難場所				指定避難所
			建物	空地	地震	洪水	がけ崩れ土石流	大規模な火事	
1	久津川	久津川小学校	○		◎	◎	◎		◎
2		久津川小学校グラウンド		○	◎	◎	◎		
3		久津川保育園	○		◎		◎		◎
4		北部老人福祉センター（陽和苑）	○		◎		◎		◎
5		私立平川幼稚園	○				◎		◎
6		久津川児童公園		○	◎		◎		
7	古川	古川小学校	○		◎		◎		◎
8		古川小学校グラウンド		○	◎		◎		
9		北城陽中学校	○		◎		◎	◎	◎
10		北城陽中学校グラウンド		○	◎		◎	◎	
11		北部コミュニティセンター	○		◎		◎		◎
12		私立里の西保育園	○		◎		◎		◎
13	久世	久世小学校	○		◎	◎	◎		◎
14		久世小学校グラウンド		○	◎	◎	◎		
15		久世保育園	○		◎	◎	◎		◎
16		東部コミュニティセンター	○		◎	◎	◎		◎
17		東部コミュニティセンター（空地）		○	◎		◎		
18		東部老人福祉センター（陽東苑）	○		◎	◎	◎		◎
19	深谷	深谷小学校	○		◎	◎	◎		◎
20		深谷小学校グラウンド		○	◎	◎	◎		
21		東城陽中学校	○		◎	◎	◎	◎	◎
22		東城陽中学校グラウンド		○	◎	◎	◎	◎	
23		史跡正道官衙遺跡		○	◎	◎	◎		
24		地域子育て支援センター	○		◎	◎	◎		◎
25	寺田	寺田小学校	○		◎	◎	◎		◎
26		寺田小学校グラウンド		○	◎	◎	◎		
27		城陽中学校	○		◎	◎	◎	◎	◎
28		城陽中学校グラウンド		○	◎	◎	◎	◎	
29		京都府立城陽高等学校	○		◎	◎	◎	◎	◎
30		京都府立城陽高等学校グラウンド		○	◎	◎	◎	◎	
31		私立しいの木保育園	○		◎	◎	◎		◎
32		男女共同参画支援センター	○		◎	◎	◎		◎
33	寺田南	寺田南小学校	○		◎		◎		◎
34		寺田南小学校グラウンド		○	◎		◎		
35		鴻の巣会館	○		◎	◎	◎		◎
36		私立くぬぎ保育園	○		◎		◎		◎
37		市民体育館	○		◎	◎	◎	◎	◎
38		文化パルク城陽	○		◎		◎		◎
39		鴻の巣保育園	○		◎		◎		◎
40		総合運動公園		○	◎	◎	◎	◎	
41	寺田西	寺田西小学校	○		◎		◎		◎
42		寺田西小学校グラウンド		○	◎		◎		
43		西城陽中学校	○		◎		◎	◎	◎
44		西城陽中学校グラウンド		○	◎		◎	◎	
45		私立佐伯幼稚園	○		◎		◎		◎
46		西部老人福祉センター（陽幸苑）	○		◎		◎		◎
47	今池	今池小学校	○		◎		◎		◎
48		今池小学校グラウンド		○	◎		◎		
49		今池保育園	○		◎		◎		◎
50		京都府立西城陽高等学校	○		◎		◎	◎	◎
51		京都府立西城陽高等学校グラウンド		○	◎		◎	◎	
52		今池コミュニティセンター	○		◎		◎		◎
53		枇杷庄児童公園		○	◎		◎		
54		木津川河川敷運動広場		○	◎		◎	◎	
55	富野	富野小学校	○		◎		◎		◎
56		富野小学校グラウンド		○	◎		◎		
57		南城陽中学校	○		◎	◎	◎	◎	◎
58		南城陽中学校グラウンド		○	◎		◎	◎	
59		南部コミュニティセンター	○		◎		◎		◎
60		南部コミュニティセンター（空地）		○	◎		◎		
61		（公財）青少年野外活動総合センター	○			◎	◎		◎
62		（公財）青少年野外活動総合センター（空地）		○	◎	◎	◎		
63		私立清心保育園	○		◎		◎		◎
64		保健センター	○		◎		◎		◎
65		史跡森山遺跡		○	◎	◎	◎		
66		アル・プラザ城陽駐車場（屋上）		○	◎	◎	◎	◎	
67		京都府立木津川運動公園		○	◎	◎	◎	◎	
68		私立せいじん保育園	○		◎		◎		◎
69	青谷	青谷小学校	○		◎		◎		◎
70		青谷小学校グラウンド		○	◎		◎		
71		総合老人福祉センター（陽寿苑）	○		◎		◎		◎
72		総合老人福祉センター（陽寿苑）（空地）		○	◎		◎		
73		京都府立心身障害者福祉センター	○		◎	◎	◎		◎
74		京都府立心身障害者福祉センター（空地）		○	◎	◎	◎		
75		青谷保育園	○		◎		◎		◎
76		青谷コミュニティセンター	○		◎		◎		◎

◎は、指定する施設等を示す。

第２章　災害の防止、被害の軽減

第１節　火災予防対策＜危機・防災対策課、消防本部、消防団、各機関＞

密集市街地等での火災や地震時の火災は、時間や季節等によっては延焼拡大し、大規模災害となる可能性がある。また、地震発生時は、同時に多くの火災が発生する可能性が高いことから、出火、初期消火、火災拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等を図る。

（１）出火の予防

市及び消防団は、災害時における出火予防のため、以下の対策を実施する。

①住民に対する防火意識の啓発

市及び各消防機関は、住民に対し地震時における火災防止対策を含めた火災防止思想の普及に努めるとともに、火災及び地震発生時における火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、地震時の出火防止と日頃からの防火意識の向上及び消火方法の周知を図る。

ア　広報活動

市及び各消防機関は毎月１日の火災ゼロの日、春秋２回の火災予防運動、文化財防火運動、特別年末警戒、年末警戒、山火事予防運動、車両火災予防運動及び危険物安全週間等を通じ火災予防意識の普及徹底を行う。予防広報は、市広報車、消防車、広報紙及びホームページ等の広報媒体を通じて行う。

イ　消防訓練等の実施

ウ　自主防災組織における初期消火活動の指導

エ　住宅用火災警報器設置及び維持管理の啓発

②消防法に基づく予防行政の確立

ア　防火管理者制度の推進

消防法第８条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任しなければならない。その有資格者を養成するため、防火管理者新規講習会の開催及び受講指導等により、資質の向上を図る。

また、消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実・促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

イ　防火基準点検済証表示の指導

消防法第８条の２の２に規定する防火対象物に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火基準点検済証の表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

ウ　その他

ａ．消防法第 17 条の 14 の規定による消防用設備等工事着手の届出及び火災予防条例第 43 条の規定による防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

ｂ．消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図る。

③予防査察体制の充実強化

ア　消防本部における対策

消防法及び火災予防条例に基づき学校、病院及び事業所等不特定多数の者が利用する防火対象物において防火管理の徹底を図るため、立入検査を実施する。また通報、避難、消火等の訓練を実施することや消防計画を作成することに対し指導を強化する。

ａ．定期予防査察

公共建物、工事、その他公衆の出入りする場所において、予防査察を行う。

ｂ．危険物予防査察

危険物施設の立入検査を適時実施し、強力な行政指導を行う。

ｃ．特別予防査察

火災予防上、特に必要が生じた場合に、随時特別予防査察を行う。

ｄ．警報発令中の予防査察

火災警報発令中には火を使用する施設、設備及び物品に重点をおいて予防査察を実施するとともに、屋外での火の使用の制限を行う。

④消防職団員の防火教育

消防大学校、京都府立消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて、消防職団員の消防に関する知識及び技術の向上を図る。

（２）初期消火

初期消火は、火災の延焼拡大を未然に阻止する重要な要素であり、都市構造の変化や生活様式の多様化に対応することが求められている。

また、火災の予防は、本来住民一人一人が自らの責任において行うべきものであり、防火指導の充実を強化する必要がある。

①住民の消火活動の条件整備

ア　消防団や自主防災組織等との連携を強化する。

イ　地域の防火組織として、自主防災組織の強化とともに事業所の自主防災体制の強化を図る。

ウ　住民一人一人が初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ消火訓練や意識啓発を行う。

エ　防火対象物に設置されている消防用設備等については、耐火性、耐久性及び耐震性の強化等による機能確保を指導する。

（３）火災の拡大防止

①消防力の強化

市及び消防団は、消防の組織体制の確立と施設整備の近代化を進め、消防力の強化を図る。

ア　常備消防の整備充実

市は常備消防体制の充実を図る。

イ　消防団の強化・充実

市は、団員に対する教養訓練に努め、消防団の強化・充実を図る。

また、若手消防団員の確保対策や女性、大学生等消防団員の採用、機能別分団等の取組等、団員の任用に関する諸対策に努める。

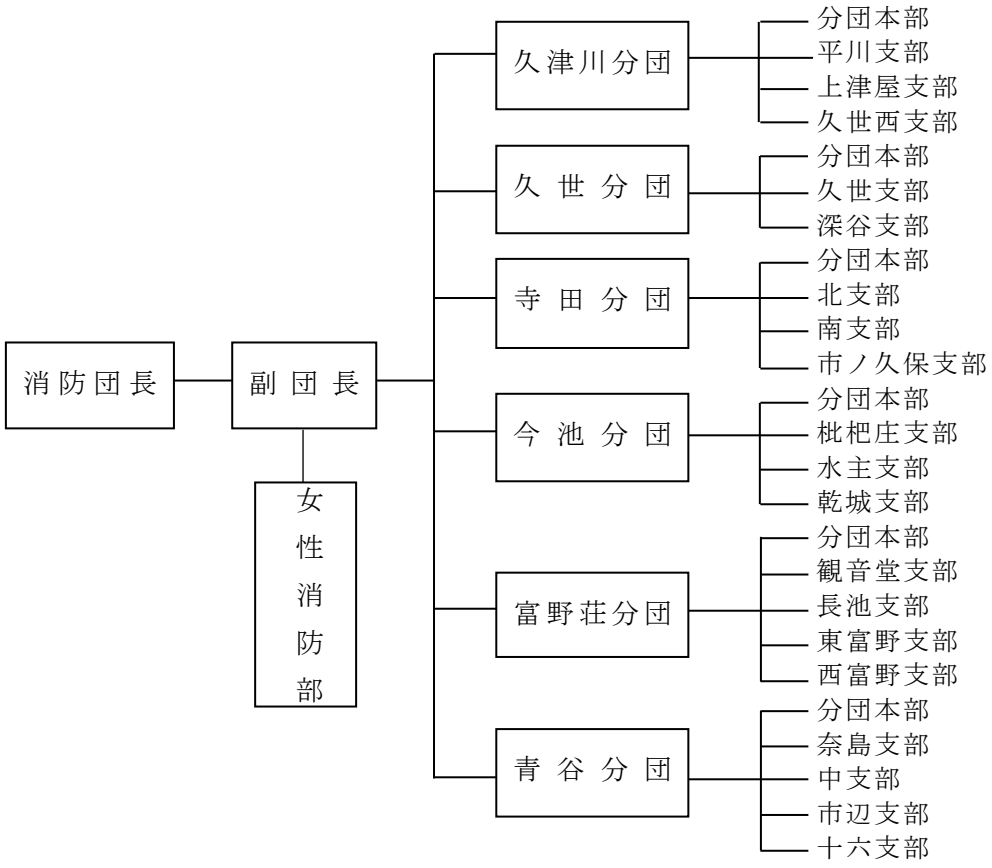
ウ　自主防災組織の整備充実

市は、自主防災組織の活動を支援し、自主防災体制の育成強化を図る。また、職域における自主防災組織についても結成を促進する。

エ　消防関係機関相互の協力体制強化

市及び消防団は、日頃から教育訓練や防災訓練等を通じて緊急時に対応する協力体制をとるものとする。また城陽市消防本部は京都府広域消防相互応援協定に基づき協力体制を強化する。

■消防団の組織図



②消防水利の整備

ア　消防水利の整備に当たっては、消防水利の中枢である消火栓が地震における地盤振動に弱いことを考慮し、防火水槽の増設と既存防火水槽・プールの機能維持に重点を置くものとする。

イ　震災に強い消防水利を確保するため、耐震防火水槽の整備を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利等多様な消防水利の活用を推進する。

ウ　大規模火災に対応するため、地下水の利用可能な地域での消火用井戸の開発を検討する。

③消防施設の整備

市内の消防施設は、消防庁通達により定められている『消防力の整備指針』に準じ整備されている。市は、近年における火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の拡充を促進し、消防力の強化を図る。

ア　消防資機材の充実

東部丘陵地、道路網の整備による交通量の増加等都市構造の変化に対応した消防資機材の充実に努める。

イ　建築物の高層化対策

高層建築物に対する消防力を強化するため、はしご付き消防自動車等の整備・充実に努める。

ウ　消防無線の充実・強化

円滑な消防活動を実施するため、情報通信手段の多重化及び情報通信施設の充実及び耐震性の強化を図る。

④火災拡大要因の除去

市は、住宅密集地における火災延焼防止対策等について検討を進める。

ア　都市防火の推進

市は種々の調査研究をもとに、消防施設の整備と消防活動の強化・効率化を図るとともに、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化等都市防火を推進する。

第２節　林野火災対策　　＜消防本部、消防団、各機関＞

林野火災の発生原因は、ほとんどが人為的によるものであるため、これを予防するための必要な事業又は対策を推進する。

（１）出火防止対策

①気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、消防本部及び関係機関は気象予報、警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

②巡回監視

林野火災の多発する時期においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、特に火災警報及び火災注意報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

③広報活動

林野関係機関と綿密な連携を取り、広報の時期、地域及び対象者等について検討し、有効かつ強力な広報及び啓発を行うものとする。

ア　立て看板、ポスター等の設置

イ　広報紙による広報の実施

ウ　入山口等における広報の実施

④査察活動

消防職団員は林野に近接する文化財建造物等の防火査察を実施し、林野火災から類焼しないよう火災予防の徹底を図る。

⑤火入れ等の防火指導

ア　林野及び林野付近におけるたき火、山・野焼き等に際しては消防長への届出の徹底を図る。

イ　森林法第 21 条の規定により、森林等に火入れをする場合は、市町村長の許可が必要であり、市長が火入れの許可をするときは、消防長及び隣接の山林所有者へ事前に連絡、協議する。

ウ　林野火災の多発する時期においては、たき火又は喫煙等を制限するなど、消防法第 23 条の規定による指導を積極的に行う。

エ　林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、火の使用の制限又は禁止を行う。

⑥林内事業者に対する指導

林内においては事業を営む者に、次に揚げる指導を行うものとする。

ア　林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に監視員を配置する。
イ　林内事業者は、火災時の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図ること。
ウ　事業箇所に火気取扱責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所を設け、標識及び消火設備を完備しておくこと。
エ　林内事業者又は林野の所有者は、自然水利の活用等による消火用の水源確保、その他林野火災予防上の措置を積極的に講ずること。
オ　市長の火入れの許可を受けた場合は、隣接する山林の所有者に火入れをする旨の通知をすること。

（２）出火防止の事前対策

消防本部及び関係機関は、林野の事業者又は、所有者等に林野火災発生時の被害を軽減するため、次に揚げる事項を積極的に推進させるものとする。

①可燃物の整理

ア　伐採後の整理
イ　下草等の処理

②延焼抑制地域の設定

ア　防火樹林等の適正配置と造林
イ　防火帯を兼ねた林道及び空き地の設定、増設

③水利開発

ア　水ます、せき、貯水槽等の設置
イ　池等の整備（接岸、通路）

④消防道路

ア　消防車進入路の重点的設定
イ　消防隊の徒歩登はん路の整備

⑤消火用具等の備蓄

⑥自衛消防組織体制の設備充実

第３節　危険物施設等災害予防計画　　＜消防本部＞

地震発生時には、危険物の漏えい等による二次災害が発生することが多く、被害規模を大きくさせている。平素からこのような二次災害の発生を防止する環境づくりに努めることで、二次災害を抑制することは極めて重要である。こうした視点から危険物施設等の二次災害予防対策を行うものとする。

（１）危険物施設における災害の防止

市は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに保安教育及び訓練の徹底、並びに自衛消防組織の育成と防災意識の向上の徹底を図る。

①保安体制の強化

市は、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定めるところによる適正な施設の維持管理、貯蔵取扱い基準の遵守等を図るとともに、施設の自主防災組織の育成のため種々の活動を推進する。

②予防対策

ア　屋外タンクによる危険物の流出を防止するために、次の区分について重点的に検査指導を行う。

ａ．タンク底板の腐食度
ｂ．防油堤の破損・亀裂の有無
ｃ．通気管及び安全装置の作動状況
ｄ．配管・弁等の損傷の有無
ｅ．計器類の作動状況
ｆ．消火設備、警報設備の維持管理
ｇ．保安教育の徹底

イ　防油堤の維持管理については、事業所に対し定期的に保安点検を実施するよう指導を行う。

ウ　指定数量の 100 倍以上の屋外タンク保有事業所に対し､次の区分について指導を行う。

ａ．消火薬剤の備蓄
ｂ．敷地外流出を防止するための、土のう、せき止め板等の備蓄

エ　冠水等による地下タンクからの油の漏えいを防止するため、給油取扱所及びその他の地下タンク保有事業所に対し､油分離装置､注油口及び計量口等について徹底的に検査・指導を行う。

オ　地震対策について

ａ．建築物内において危険物を貯蔵して取り扱う施設管理者に対し、危険物施設の出入口又は、開口部の機能点検と敷地外流出防止対策の指導を行う。
ｂ．タンクにおいて危険物を貯蔵して取り扱う施設については、可とう性配管と水抜口について重点的に点検を行うよう指導する。

c．屋内貯蔵所は、耐震構造とするとともに架台を設ける場合は、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とするほか、容器等の落下防止措置を講じる。屋外貯蔵所にあっても同様の指導とする。

d．危険物保有事業所の従業員に対し、通報、初期消火及び応急措置等について反復訓練を行わせるとともに、危険物施設周辺の消防活動障害物の排除と事業所相互間の連絡、協力体制を推進させる。

カ　指導の強化

危険物施設の立入検査を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

a．危険物施設の位置や構造、設備の維持管理に関する指導の強化

b．危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

c．危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

d．危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

キ　自衛消防組織の強化促進

a．自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

b．隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

ク　化学消防器材の整備

危険物事業所における化学消火薬剤及び必要器材の備蓄を促進する。

（２）高圧ガス施設における災害の防止

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備に重点をおいて災害予防対策を推進する。

①施設の実態の把握

経済産業省及び府が「高圧ガス保安法」に基づいて許可を行い、届出を受理している市内の事業所について実態を把握し、消防本部における警防活動の参考と防災上の不備欠陥箇所の是正を指導して災害対策を検討し、教育訓練の徹底を図ることで災害予防活動の推進を図る。

②立入検査の実施

施設への立入検査を実施し、防災設備の維持管理についての指導を行い、防災処理を講じさせるとともに、防災管理者等による自主保安体制を確立し、その推進を図る。

③防災資料の収集と分析

高圧ガス貯蔵施設における火災等の災害については、その原因を調査して防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。

④自主保安体制の整備

市は関係機関と連携して、市内の高圧ガス製造事業所・貯蔵所に対して、自主保安教育の実施及び定期自主検査の実施と責任体制を指導する。

（３）毒物劇物施設における災害の防止

毒物又は劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物製造販売業者及び業務上取扱者に重点をおき、事故防止について啓発に努める。

①施設の実態の把握

毒物・劇物関係の消防上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握し、防災上の不備欠陥事項について保健所と協力して関係者を指導するとともに、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

②立入検査の実施

施設への立入り検査を実施し、毒物・劇物の成分、分量、数量、応急対策等を記載したイエローカードの備付けを指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。

③指導体制の確立

毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図るとともに、中和剤の備蓄、拡散防止対策について検討、指導する。

第４節　地震による浸水防止計画

＜危機・防災対策課、まちづくり活性部、都市整備部＞

（１）河川管理施設の災害予防計画

本市には、木津川、古川、青谷川、長谷川等が流れ、木津川に注ぐ青谷川、長谷川は天井川となっている。

地震時には、河川管理施設の損傷等による水害が起こる危険性があるため、河川管理施設の強化等河川の安全度を高めるための工事を国・府に要請し、事業への協力を行う。

①河川の整備

ア　耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ、内水排除を実施する。また、テレメーターシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を計画する。

イ　河川は火災時には防火帯の機能を発揮し、河川管理用通路は非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、それらの機能の向上を目指した河川整備を検討する。

②危険箇所の周知

市は、危険箇所を地域防災計画に明記するとともに、表示及びポスター、パンフレット、ハザードマップの配布等により関係住民への周知に努めるものとする。

危険箇所は、既往浸水区域及び洪水浸水想定区域や土砂災害の発生によって人家や公共施設（官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等）、道路等に被害が及ぶおそれがある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警報区域があげられる。

■市内河川一覧

種　別	河　川　名　称
一 級 河 川	木津川、古川、青谷川、長谷川
準 用 河 川	今池川、嫁付川、十六川

（２）ため池の災害予防計画

市内のため池は、築造された年代が古く年々老朽化の傾向にある。このような老朽化したため池は、地震時には堰堤が崩壊し、水害を招く危険性が高く、その被害は人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。

このため危険なため池等については、改修補強を強力に推進し、災害発生を未然に防止するための対策を計画する。

①事業計画

平常時より堰、堤防、排水整備等について維持管理を徹底して行い、災害の予防に努める。

近年ため池の決壊による災害は生じていないが、異常気象時にはあらかじめ管理者によって定められた監視員、連絡員が水位変動を監視して河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

また、危険あるいは老朽化したため池の改修について改修を促進するためには負担の軽減を図る必要がある。そこで、国、府の補助制度を活用し、ため池の補強整備に努める。

（３）その他農業用施設の災害予防計画

用排水路、排水機場、農道等の農業用施設の構造が不適当又は不十分なものについて、整備補強等の改善措置を図る。

対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害を与えるおそれのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討する。

①保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底させるとともに、老朽化や機能障害等で安全性に問題がある施設については必要な対策を行うよう指導する。

②耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

③防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりをもった農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業施設についても、防火用水等緊急時の用水確保に利用することができる。利用可能なところは、地域防災施設として位置づけ、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第５節　建築物等災害予防計画

＜危機・防災対策課、都市整備部、消防本部、教育委員会事務局＞

（１）建築物等の災害予防計画

①ブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀及び窓ガラスその他の地震時における落下物となるおそれのあるものを新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法の遵守を指導するほか、通学路等を中心にブロック塀等の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所については生け垣やフェンス等への転換を奨励するなど､改修について必要な助言､勧告等を行う。

また住民に対し、ブロック塀等の安全点検、耐震性の確保及びその方法等について、広報紙やパンフレット等による啓発・知識の普及を図る。

②窓ガラス、看板等落下防止対策の推進

窓ガラス、看板等の落下防止対策として、危険なものについてはその改善を指導する。

また、通行量が多い市街地の道路に面した窓ガラス、看板等については、飛散防止措置等の指導、普及を図る。

③家具等転倒防止対策の推進

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止し、家具等の耐震安全性の確保を図るため、その適正な対策・転倒防止方法等について、パンフレットの配布等による普及啓発を図る。

（２）学校における施設・設備等の災害予防計画

①施設の点検及び補修等の実施

電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

②防災機能の整備

ア　避難設備等の整備

災害時に学校において､迅速かつ適切な消火､避難及び救助ができるよう､避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

イ　避難場所としての機能整備

避難場所である学校は周辺住民を収容することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

③設備・備品の安全対策

震災時の被害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、転倒防止対策等の適切な予防措置を講じる。

第３章　防災知識の普及・防災訓練計画、自主防災組織の整備

第１節　防災知識の普及

＜危機・防災対策課、企画管理部、消防本部、教育委員会事務局＞

水害・地震及び土砂災害等から、住民の生命、身体、財産を守るためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。

そのために、基本理念である自助（自分の命を自分で守る）、共助（地域の皆さんで助け合う）、公助（公共機関による支援）の役割を明確にし、防災に取り組むことが必要である。

市は防災対策を推進するために、市職員に対しては、専門的教育訓練等を実施して防災知識の向上に努める。市民に対しては関係機関と協力を密にして、防災知識の普及啓発を図り、常に防災意識の高揚に努める。

また、訓練や被災時には男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

（１）市職員に対する防災教育計画

①防災教育の実施

市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、必要に応じて気象、非常無線通信等に関する講習会等を開催する。

②防災計画の周知徹底

防災計画は、市関係各課、府及び各機関に対して防災計画を送付するほか、適宜説明会を開催することで職員への周知徹底を図る。

また、災害時の活動マニュアルを作成し、各職員の役割分担と活動内容を明確化しておく。

（２）住民に対する防災教育計画

①実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、主に市の定期的な広報媒体により随時実施するものとする。

ア　実施期間

ａ．防災全般に関する事項	防災の日	９月　１日
	防災週間	８月 30 日～ ９月　５日
	防災とボランティアの日	１月 17 日

	防災とボランティア週間		1月15日～21日
b．火災予防に関する事項	火災ゼロの日		毎月 1日
	春季火災予防運動		3月 1日～ 3月 7日
	秋季火災予防運動		11月 9日～11月15日
	特別年末警戒		12月 1日～12月27日
	年末警戒		12月28日～12月30日
	文化財防火運動		1月22日～ 1月28日
c．震災に関する事項			8月末～9月初
d．土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間		6月 1日～ 6月30日
e．建築物に関する事項	建築物防災週間	（上期）	8月30日～ 9月 5日
		（下期）	3月 1日～ 3月 7日
f．水防に関する事項	水防月間		5月 1日～ 5月31日

イ　実施方法

市の広報紙やハザードマップ等印刷物を配布し、適宜、講習会・防災訓練を行う。

②実施内容

ア　市地域防災計画の概要の周知

イ　洪水・土砂災害・地震等の災害に関する一般知識

ウ　日常の心がけ

a．住宅、屋内の整理点検

b．火災の防止

c．非常食料、非常持出品の準備

d．避難地、避難場所、避難路等の確認

e．応急救護、救出方法の習得

エ　洪水・土砂災害・地震等の災害発生時の心得

a．場所別、状況別

b．出火防止及び初期消火

c．避難の心得

オ　緊急地震速報の普及・啓発

カ　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の周知

キ　避難行動について

避難情報に応じた避難行動

（３）学校における防災教育計画

各学校においては、洪水・土砂災害・地震等の防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

①児童・生徒に対する防災教育

洪水・土砂災害・地震等の災害時及び災害予防活動時における児童・生徒等の安全確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動等、学校行事等

の教育活動全体を通じて、洪水・土砂災害・地震等の災害の基礎的な知識、災害発生時の緊急行動、応急処置等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

②教職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ災害防災に関する専門的知識を高め、応急処置等の技能の向上を図る。

（４）防災上重要な施設管理者等に対する防災教育計画

防災上重要な施設の管理者に対して防災教育を実施し､その資質の向上を図るとともに、危険物の流出防止、出火防止、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

①実施の方法

ア　防火管理者に対して技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害発生時における防災体制を強化する。

イ　事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて、災害発生時における行動力を強化する。

ウ　地震等の災害発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等の事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

エ　総合防災訓練への参加呼びかけや啓発事業の実施、情報提供等を行う。

②実施の内容

ア　地震等の災害の特性及び過去の主な被害事例

イ　危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

ウ　事業所等の自主防災体制の確立と地域への防災活動の支援

エ　パニック防止のための緊急放送等の体制整備

オ　出火防止、初期消火等、地震等の災害発生時における任務分担

カ　緊急地震速報の普及啓発

（５）防災週間における啓発活動

防災の日である 9 月 1 日をはさんで、8 月 30 日から 9 月 5 日までが防災週間となっている。また、1 月 17 日が防災とボランティアの日、1 月 15 日から 21 日までが防災とボランティア週間とされている。防災週間は防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを趣旨としており、下記の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

ア　各種防災訓練、展示会等の開催

イ　講演会、研修会、映画会、その他防災教育

ウ　ポスター、パンフレットによる広報

エ　標語、作文、図画等の募集

オ　防災功労者の表彰

カ　緊急地震速報の普及啓発

第２節　防災訓練計画　　＜危機・防災対策課、消防本部、各機関＞

地震等の非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践能力の向上を図り、また､関係機関の有機的な連携を強化して､応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、ハザードマップ等を活用して防災機関が一体となり住民の協力のもとに災害を想定した訓練を実施する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

（１）城陽市防災訓練

市民の災害対応力の更なる向上を図るとともに、関係機関との災害時の共同連携の向上を図るため、必要に応じ城陽市防災会議が主唱し、校区の自主防災組織、防災協定締結団体等と連携し、実践的な防災訓練を行うことができる。

①訓練の時期

校区の自主防災組織等と協議して決定した時期

②訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

③訓練の方法

ア　校区の自主防災組織等と協議し、実施する訓練の想定を設定する。

イ　防災協定締結団体等と協議、調整する。

ウ　訓練実施の準備段階から、校区の自主防災組織に情報提供し、今後の訓練計画の立案に活用する。

④訓練の内容

その都度校区の自主防災組織等と協議のうえ決定する。

（２）防災関係機関の訓練

防災関係機関は、初期消火訓練、防災資機材の運用訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練、避難訓練等災害の種別に応じた訓練を指導し実施する。

①消防訓練

市及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、近隣市町と合同して大火災を想定した訓練も実施するものとする。

さらに府や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて合同訓練を行う。

②自主防災組織の防災訓練

市、消防機関、その他関係機関は、自主防災組織の防災訓練を積極的に指導するものとする。

実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡を取り、必要に応じて他の関係する訓練と併せて実施する。

③土砂災害に対する防災訓練

市は関係機関と協力し、梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に、土石流及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

（３）住民・事業所等の防災訓練

①住民の防災訓練

非常災害時における避難情報の発令による立ち退き等を円滑かつ迅速に行うため、市、警察機関、消防機関、その他関係機関は、住民の協力を得て防災訓練を実施するよう努めるものとする。

②事業所等の防災訓練

市、消防機関、その他関係機関は、学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、防災訓練を指導するものとする。

第３節　防災調査の実施　　＜まちづくり活性部、都市整備部、各部＞

市内における河川、ため池、地すべり及び宅地造成等災害時において危険が予想される箇所の調査、あるいは地震、風水害、土砂災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

（１）防災パトロール

ア　各防災機関と共同して災害時に危険が予想される箇所の調査を年１回以上行い、その実態を把握するとともに、必要な指示指導を行い災害時に対処できるよう図る。

イ　各施設の所有者等は、自主的に定期調査及び災害多発期の前に調査を行い、災害の予防を図るものとする。

（２）危険箇所の周知

防災パトロール等の結果に基づいて地震、風水害、土砂災害等の被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめて住民及び関係機関に周知する。

（３）調査記録等

調査結果に基づき、危険箇所台帳を作成し、安全対策を必要とする事項等については、施設所有者及び関係機関に指示指導を行う。

第４節　自主防災組織の育成計画

＜危機・防災対策課、消防本部＞

＜自主防災組織の目的＞

災害対策基本法第５条第２項、第７条にも示されているとおり、住民の協同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要である。

このため、小学校区単位で設置されている自主防災組織の活動を支援し、その育成に努める。

なお、その際、女性の参加の促進に努めるものとする。

＜自主防災組織の具体的活動＞

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の活動を行う。

・平時 ‥ 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の事前の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

・災害発生時 ‥ 災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

（１）地域住民等の自主防災組織

市は、自主防災組織を育成して災害の被害を軽減するため、自主防災活動の必要性等についての広報を行い、自主防災組織の運営や訓練の実施等に対する指導・助言を行う。

①住民の防災意識の高揚

地域内の土砂災害警戒区域や浸水被害想定区域等の災害危険区域や避難場所・避難路を周知徹底するため、ハザードマップ、パンフレット、ポスターの作成及び研修会等の開催を検討し、住民の防災意識の高揚を図る。

②各自主防災組織の指導、助言

市は、自主防災組織が行う自主防災計画の作成や組織の運営、防災器材の備蓄及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

③自主防災組織に対する補助

市は、自主防災組織の活動を支援するため、「城陽市自主防災組織運営補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織の防災活動に要する経費に対する補助を行う。

④地域防災リーダーの養成

自主防災組織の力量の向上には、中心となる地域のリーダーの存在が不可欠なため、「城陽市地域防災リーダー設置要綱」に基づく地域防災リーダーを設置し、研修会等を通じて

地域防災リーダーの育成に努める。
また、女性の参加の促進にも努めるものとする。

⑤自主防災計画の策定

災害を予防し、また、被害を軽減するため、効果的な活動ができるように自主防災組織は防災計画を定めるものとする。防災計画の策定に当たっては、次の事項について考慮・検討を行う。

ア　地域住民は、河川等の氾濫や土砂災害の発生が予想される箇所を調査・点検し、災害発生時の対策を検討する。
イ　地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
ウ　自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。
エ　地域住民それぞれが分担し、多様な意見を反映させるための情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
オ　自主防災訓練の時期、内容等について計画を立て、市が行う訓練にも積極的に参加する。
カ　防災機関、自主防災組織及び各世帯との連絡方法や情報交換方法等を定める。
キ　出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他機材の配置場所等の周知を図る。
ク　災害の種類、規模に応じた避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討する。
ケ　負傷者の救出、搬送方法を検討する。
コ　その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

（２）職域自主防災組織の整備

地震等の大規模な災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設及び石油・ガス等の危険物を製造もしくは貯蔵する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、大規模な被害発生が予想される。このため、これらの被害の防止と軽減を図るため施設の代表者や責任者は自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてるものとする。

また、企業も地域コミュニティの一員とする観点から、地域自主防災組織等との交流を進めていく。

①対象施設

ア　中高層建築物、学校、公共施設、旅館、病院等多数の者が利用又は出入する施設
イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造や貯蔵及び取り扱う施設
ウ　多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止に当たることが効果的であると認められる施設
エ　利用（入居）事務所が共同である複合用途施設

②設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画をたてるものとする。

ア　役員

ａ．防災責任者及びその任務

ｂ．班長及びその任務

イ　会議

ａ．総会

ｂ．役員会

ｃ．班長会等

③自主防災計画の策定

災害を予防又は災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織は防災計画を定めるものとする。防災計画の策定に当たっては、次の事項について考慮・検討を行う。

ア　事業所の職員が分担すべき任務を検討する。

イ　自主防災訓練の時期、内容等について計画を立て、市が行う訓練にも積極的に参加する。

ウ　本部、防災機関、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換方法等を定める。

エ　出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他器材の配置場所等の周知を図る。

オ　負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関して検討する。

カ　避難場所、避難経路、避難の伝達と誘導方法、避難時の非常持出し等を検討する。

キ　地域住民との協力に関して検討する。

ク　その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

第４章　体制・組織の整備

第１節　災害活動体制の整備　＜危機・防災対策課、消防本部、各部＞

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、その主力となる活動要員の確保と発生初期における初動体制の整備を図る。

（１）職員の初動体制の整備

勤務時間内の災害については、直ちに応急活動体制を確保できるが、夜間、休日における災害については職員の確保が困難である。

このため各課においては、緊急災害時の職員連絡系統図を毎年作成し、配備基準等を確認したうえで職員への周知に努める。

（２）活動マニュアルの整備

各課において、災害時の迅速な対応を図るために、各課所管事務の具体的な活動要領についてマニュアルを作成し、これに基づいて定期的な訓練を行うものとする。

（３）水位・雨量観測体制の強化

市内河川には、現在水位観測所が７か所、雨量観測所が５か所、河川防災カメラが２か所設置されており、その観測データは風水害の予防や危険性の把握に役立てられている。今後とも各観測所の維持管理を行うとともに、木津川上流域の市町村、京都地方気象台、淀川河川事務所等との連携を強化し、それぞれの観測データの共有化、及び連絡体制の確立に努める。

■水位観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	所管
木津川	城陽樋門	－	－	国
木津川	枇杷庄水位観測所	－	－	国
木津川	奈島生口	－	－	国
青谷川	青谷川（山城）	1.60m	2.20m	京都府
古　川	寺田	－	－	京都府
古　川	近鉄橋下流（古川）	－	－	京都府
長谷川	長谷川（城陽市）	0.80m	1.30m	京都府

■雨量観測所

観測所名	住　　所	所管
城陽市消防本部	富野東田部 33	城陽市
城陽市消防署 久津川消防分署	平川横道 29-1	城陽市
城陽市消防署 青谷消防分署	中樋ノ上 45-1	城陽市
寺田	寺田今橋 1-3 地先	京都府
芦原	奈島高塚	京都府

■河川防災カメラ

河川名	箇所名	所在地	所管
長谷川	長谷川（城陽市）	奈島下ノ畔	京都府
青谷川	青谷川（山城）	井手町大字多賀小字東北河原	京都府

（４）応援体制の整備

①広域応援体制の整備

市は災害時の相互応援を行うことを目的として、京都南部都市において相互応援に関する協定等を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。また、京都市との相互応援体制についても協議する。

なお、人的支援の実施においては男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

②消防相互応援体制の整備

宇治市、京田辺市、八幡市、久御山町と締結している相互応援協定、大規模災害の発生に備え締結している、消防組織法第 39 条の規定に基づく京都府広域消防相互応援協定の内容の充実に努める。

また、消防組織法第 45 条の緊急消防援助隊として登録している消火部隊、救急部隊及び後方支援部隊の応援出動体制の整備並びに本市が被災した場合における受援体制の整備を図る。

③自衛隊への応援派遣要請

平時から応援業務内容、方法等について協議し、災害時における応援体制の確立を図る。

（５）器材の整備点検

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な器材を平素から整備し、その機能を有効に発揮できるようにするとともに、常時これらの整備点検を行う。

第２節　情報連絡体制の整備

＜危機・防災対策課、消防本部、ＮＴＴ西日本株式会社＞

（１）通信施設の整備

地震等の災害発生時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、通信施設の計画的な整備と各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

①京都府衛星通信系防災情報システム

現在京都府では、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から、府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疏水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により２重化された、確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムの運用がされているので、本市においても有効に活用していく。

ア　非常用発電設備の整備

バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。

②城陽市における無線通信施設の充実・強化

ア　城陽市防災無線の充実・強化

災害時に被害の軽減を図るには、迅速な情報収集や確実な情報伝達が必要となることから、城陽市防災行政無線の充実・強化を図る。

イ　消防無線の充実・強化

災害時における迅速な情報収集や円滑な消防活動を実施するため、基地局を城陽市消防本部に置き、移動局を 47 台（車載携帯型 21 台、携帯型移動局 24 台、卓上固定型移動局 2 台）設置している消防無線の充実・強化を図る。

③その他の通信手段の整備・活用

ア　非常通信

災害発生時に、城陽市から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信市町村連絡にしたがって通信連絡を行う。

■非常通信経路

総合信頼度	非　常　通　信　経　路
A	城陽市役所 ――――――――――― 京都府(災害対策課)
A	(1.1㎞------城陽市消防本部) ～～～～京都府（災害対策課）
A	0.75㎞ ----城陽警察署 ――― 府警察本部 ―――京都府（災害対策課）

備考　　――― 無線区間　　------- 使送区間　　～～～～有線区間

参考－通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

	A　級（高度信頼度）	B　級
全中継回数	3　以　下	4以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可　　能	不可能
通信担当者の配置	常時配置(又は非常の際30分以内に配置)	左記以外
有線区間	無(又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている)	有

総合信頼度　「A級」は経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。
「B級」は経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

イ　携帯電話、衛星通信等の活用

ウ　アマチュア無線の活用

エ　インターネットの活用

④住民とのコミュニケーション環境の整備

これまでの住民とのコミュニケーション手段は主に広報紙であったが、今後はこれに加えてインターネットやファックス情報サービス（自動応答によるファックス送信）等の複数のメディアを組み合わせた新しい情報発信機能の整備を検討する。また、現在保有する公用車にスピーカー等の広報装置を整備し、迅速な広報に努める。

高齢者や障がい者、外国人といったいわゆる要配慮者に対しては、各人の状況に応じて多様な手段を用いてコミュニケーションを図る。具体的には、点字や外国語による広報紙の作成や、手話、ファックス等を使ったサービスの導入を検討する。

（２）防災関係機関等との協力体制の確立

災害時における通信連絡手段として、ＮＴＴ電話施設及び防災行政無線の活用を想定しているが、混乱が予想されるため、日頃から防災関係機関との協力体制の確立に努める。

①防災関係機関等との非常通信

有線通信系統が災害により不通となった場合、市は防災行政無線を使用するが、これとあわせて無線を整備している防災関係機関に、次の事項についての通信依頼に協力を求めるものとし、日頃から協力体制の確立や諸規則の習熟に努める。

ア　人命の救助に関すること
イ　被害状況等の通信に関すること
ウ　応援もしくは支援要請に関すること
エ　その他、災害に関して緊急を要すること

（３）震度情報ネットワークシステムの活用

地震発生時における被害情報の収集は、住民からの通報や行政職員等の警戒出動等によって対応しているが、これだけでは被害の全体像をつかむのに時間を要する。この情報時間をどのように短縮するかは非常に重要な問題である。

そこで京都府では、地震発生直後の被害状況を早期に把握するため、各市町村に設置した計測震度計の震度情報を府庁で収集するとともに国、市町村及び防災関係機関に配信する「震度情報ネットワークシステム」の整備を行った。市では、これを活用することにより、発災直後における被害予測を行い、迅速な防災対策を図ることに努める。

（４）エリアメール・緊急速報メール等の活用

市は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール、緊急速報メール及び安心・安全メールの活用を進める。

第３節　水防用応急復旧資機材の確保に関する計画

＜都市整備部、消防本部＞

（１）水防用応急復旧資機材の確保

水防管理団体は、水害の発生に備え、水防活動に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、以下のように定期的な点検補充を行うこととする。

ア　資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ　むしろ、麻袋等は最悪の場合を予測してあらかじめ調達の方法を検討しておく。

ウ　資材、器材を破損した場合は、直ちに補充する。

エ　備蓄資機材の点検は毎年５月に実施する。

（２）協力体制の確立

市は、水防活動に関して府、淀川・木津川水防事務組合との情報連絡体制の整備強化に努め、洪水等が発生するおそれのある場合には相互に援助を行う協力体制の確立を図る。

第４節　避難体制の整備

＜危機・防災対策課、教育委員会事務局＞

（１）市及び防災上重要な施設の避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害発生時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保については男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

①城陽市の避難計画

避難計画は､住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、避難者支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア　避難情報の発令を行う基準及び伝達方法

イ　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ　避難場所への経路及び誘導方法

エ　避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ａ．給水措置

ｂ．給食措置

ｃ．毛布、寝具等の支給

ｄ．衣料・日用必需品の支給

ｅ．負傷者に対する応急救護

オ　避難所の管理に関する事項

ａ．避難収容中の秩序保持

ｂ．避難者に対する災害情報の伝達

ｃ．避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

ｄ．避難者に対する各種相談業務

e．避難所運営マニュアルの整備

カ　広域避難場所等の整備に関する事項

ａ．収容施設

ｂ．給水施設

ｃ．情報伝達施設

キ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

ａ．平時における広報

・広報紙、掲示板、パンフレットの発行

・住民に対する巡回指導

・防災訓練等

・ハザードマップの活用を促進する。

b．災害時における広報

・広報車による周知

・避難誘導員による現地広報

・自主防災組織を通じた広報

②防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア　学校施設が被災した場合における、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、児童生徒を集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保、避難経路、誘導及び指示伝達の方法、並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法

イ　病院においての、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法

ウ　高齢者、障がい者及び児童施設等においての、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

（２）学校における避難体制の整備

教育委員会は、防災教育の充実を図るとともに学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒及び保護者への周知徹底に努める。学校においては、発災時の避難、保護者への引き渡し又は児童・生徒等の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

また、学校は避難場所に指定されていることから、各学校の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難場所の運営にかかる体制について考慮する。

①児童・生徒等の安全確保のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童・生徒等の伝達段階、各学校の実情に応じ次の事項について定める。

ア　発災時の教職員の対応方策

イ　保護者との連絡・引き渡し方法

ウ　施設・設備の被災状況の点検等

②避難所としての運営方法

市職員が配置されるまでの間、避難所運営にかかる業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を定めておく。

（３）避難の周知徹底

①事前措置

市長、水防管理者等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・河川の氾濫等による水害・土石流やがけ崩れによる土砂災害等の危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

②避難情報の信号

市は、風水害、土砂災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、サイレン等による周知方法をあらかじめ周知しておく。

③避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアル（避難情報の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害））に従って的確に実施する。

ア　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

イ　避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難情報発令の想定対象区域をあらかじめ定める。

ウ　避難情報の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に次の表による三段階の避難情報発令の判断基準を定める。

＜三段階の避難情報一覧＞

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出し品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル４】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

（４）避難所の自主運営体制の整備

円滑な避難所の運営を確保するため、自主防災組織等の避難者による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について「避難所運営マニュアル」を作成する。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

避難所運営マニュアルについては以下の事項を記述する。

①避難者による自治組織とその運営に係る事項

ア　避難者の把握
イ　組織体制について
ウ　仮設トイレ、炊事場、医療救護所等の設置について
エ　避難行動要支援者に対する対応について
オ　水、食料その他の物資の配給方法について
カ　避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項

②避難者に対する情報伝達に係る事項

ア　避難所における情報通信機器の整備状況
イ　情報収集と避難所内における広報の方法について
ウ　防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について

③その他避難所の自主的な運営に必要な事項

（５）災害危険区域における警戒避難体制の整備

水防法第 14 条に規定する浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条に規定する土砂災害警戒区域に存する要配慮者施設については、法律に基づき下記により警戒避難体制の整備等を図る。

ア　当該施設の名称及び所在地のリスト
イ　洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立
ウ　ハザードマップ等の配布による災害危険情報の周知

第５節　飲料水・食料等の確保に関する計画

＜危機・防災対策課＞

災害発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

なお、非常食は、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市においても備蓄するものとする。

（１）家庭備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民に対し、以下に示す飲料水、食料の備蓄及び非常持ち出し品の啓発、普及を図る。

①飲料水

ア　各家庭においては、災害時最低３日分（できれば７日分）の飲料水を備蓄する。

イ　生活用水として浴槽等に貯水する。井戸も利用できるよう事前にその所在や水質について調査する。

ウ　飲料水消毒用の塩素や濾過装置付のストロー等が市販されているので、備えておくことが望ましい。

②食料

家族１人当たり３日分（できれば７日分）の主食、副食等の保存食を平時から備蓄しておく。特に主食については、米が調理不可能な場合も考えて、乾パンや缶詰等、調理不要な食料も用意しておく。備蓄食料は、賞味期限等に注意し、定期的に点検、入れ替えを行う。

③非常持ち出し品

非常時の持ち出し品として、簡易トイレ、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置き場所を決めておく。医薬品や乾電池等については、期限等に注意し、定期的に点検して入れ替えを行う。

（２）市の備蓄

市は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となるクッキー等の非常用食料、寝具等の生活必需品を備蓄する。

また市は、避難場所に必要な物資を提供できるよう、避難場所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

①飲料水

市は、生命維持のため、飲料水の最低必要量を１人１日１ℓの３日分を備蓄する。

ア　応急給水用器材の整備

各小学校区ごとに可搬式浄水器の整備を図り、その活用を図る。また簡易水質検査機器の整備を図り、あわせて消毒薬の備蓄も行う。

②食料・生活必需品

市は、各避難所に備蓄倉庫を整備することを目標とし、被災者が当面の生活に必要な食料、生活必需品等の備蓄を図る。

ア　食料

備蓄品としては保存期間が長くかつ調理不要な品目が望ましいため、以下のような品目の備蓄に努める。

・主　　食　　品：アルファ化米、クッキー等
・乳　　児　　食：液体ミルク等
・そ の 他 の 食 品：保存水等
・要配慮者向けの食品：おかゆ、減塩食品等

なお、これらの備蓄に当たっては、食物アレルギーにも十分に配慮し、品目の確保に努めるものとする。

イ　生活必需品

ａ．寝具（タオルケット、毛布、布団等）
ｂ．肌着（シャツ、パンツ等）
ｃ．身回り品（タオル、靴下、靴、サンダル、傘等）
ｄ．炊事用品（炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等）
ｅ．食器（茶碗、皿、箸等）
ｆ．日用品（石鹸、歯磨用品、ティシュペーパー、トイレットペーパー等）
ｇ．光熱材料（マッチ、使い捨てライター、プロパンガス）
ｈ．簡易トイレ（バリアーフリー対応のものを含む）
ｉ．情報機器
ｊ．要配慮者向け用品（紙おむつ、生理用品（高齢者・乳幼児・女性等））
ｋ．マスク、手指消毒薬等（感染予防）

（３）物資の調達体制の整備

府へ生活必需品のあっせん等を要請するほか、市内の事業者などとの災害時における物資の供給に関する協定の締結を進めるなど緊急時における物資調達の体制を確立する。

（４）物資集配施設

救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のための施設は、避難場所との位置関係及び近隣市町等からの輸送経路を考慮し、城陽市総合運動公園とする。

また、物資の集積、保管に関する協定の締結を進めるなど、緊急時における物資の集積、保管体制を確立する。

第６節　交通輸送体系の確保

＜危機・防災対策課、都市整備部、消防本部＞

市は、災害時に必要な輸送力を確保する。そのため、道路上に散乱した障害物の除去とともに、破壊箇所を応急補修し、早急に緊急輸送道路を確保することが必要である。

（１）交通規制対策

①京都府の指定する緊急輸送道路

京都府では、地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために緊急輸送路線（緊急輸送道路）を指定している。

このうち本市域を通過する道路は次のとおりとなっている。

これらの道路では、応急工事及び障害物除去を早急に行うとともに、必要に応じ国土交通省、市町村、所管警察署等と協議の上、交通規制を行い、また、住民に的確な情報提供を行うこととされている。

■緊急輸送道路

	路　線　名
第一次	新名神高速道路
	京奈和自動車道
	国道 24 号
	国道 24 号城陽井手木津川バイパス
第二次	国道 307 号
	主要地方道城陽宇治線
	一般府道山城総合運動公園城陽線

（２）輸送拠点

緊急輸送を実施する際の輸送拠点として、城陽市総合運動公園を指定する。輸送拠点は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を行う物資集配地であり、発災後速やかに開設するとともに、民間事業者等との防災協定に基づき輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。

（３）公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（災害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について交通事業者、国、府、本市等関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図る。

（４）航空（ヘリコプター）輸送

緊急時に、ヘリコプターによる物資輸送が必要となった場合のヘリポート予定地として

は、下記の 22 か所とする。輸送拠点としている城陽市総合運動公園を優先的に使用するものとする。

■ヘリコプター発着予定場所

地　区	名　　称	施設規模	発着必要最小地積 幅×長さ（m）
久津川	久津川小学校グラウンド	中型	50× 60
古　川	古川小学校グラウンド	大型	50× 80
	北城陽中学校グラウンド	大型	80× 90
久　世	久世小学校グラウンド	中型	50× 60
深　谷	深谷小学校グラウンド	小型	40× 70
	東城陽中学校グラウンド	大型	80×100
	史跡正道官衙遺跡	大型	80× 80
寺　田	寺田小学校グラウンド	大型	60× 75
	城陽中学校グラウンド	大型	90×130
	城陽高等学校グラウンド	大型	90× 90
寺田南	寺田南小学校グラウンド	大型	60× 75
	城陽市総合運動公園	大型	60×130
寺田西	寺田西小学校グラウンド	大型	60× 80
	西城陽中学校グラウンド	大型	100×100
今　池	今池小学校グラウンド	大型	70×100
	西城陽高等学校グラウンド	大型	80×130
	木津川河川敷運動広場	大型	80×130
富　野	富野小学校グラウンド	中型	50× 60
	南城陽中学校グラウンド	大型	70× 90
	防衛省長池演習場	大型	300×1500
	京都府立木津川運動公園	大型	100×100
青　谷	青谷小学校グラウンド	小型	40× 70

第７節　医療計画　　＜危機・防災対策課、福祉保健部＞

（１）初期医療体制の整備

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、市は緊急事態が発生したときの対応を宇治久世医師会等と協議し、災害時に出動を要請するとともに、医療救護班が直ちに対応できる体制を確立する。

なお、災害の規模等から必要があると認めるときは、災害派遣医療チーム（DMAT:Disaster Medical Assistance Team）の派遣を京都府に要請し、特に災害時の急性期の医療体制を確立するものとする。

①医療救護班の整備

市は、初動医療を担う医療救護班を宇治久世医師会・DMAT 等の協力を得て編成する。

②医療救護活動のマニュアルの作成

市は、宇治久世医師会の提出した医療救護活動マニュアルに基づき、医療救護班の編成、救護所の設置及び災害医療情報の収集・発信等の具体的な活動マニュアルを策定する。

③災害医療情報の総合的な収集及び提供

山城北保健所・宇治久世医師会と協力し、また広域災害・救急医療情報システム（EMIS: Emergency Medical Information System）や京都府健康医療よろずネットなどの情報から、医療機関の診療応需情報等を把握する。そのためには現行の救急医療体制を災害時にも活用できるよう再整備するとともに、迅速かつ正確に情報把握ができるよう、通信手段や情報収集システムの拡充を図る。

④医療活動

ア　市内（被災地域内）の医療機関による医療活動

市内（被災地域内）の医療機関による医療活動市内の医療救護活動の中心として保健センターを医療救護拠点に位置づけ、公的医療機関による医療活動を行うとともに、災害発生時の協定に基づき宇治久世医師会に対し協力を求める。

イ　被災地域外からの救護班の派遣

京都府に対して京都 DMAT、日本 DMAT の派遣を要請する。必要に応じて日本赤十字社、府医師会等の医療関係機関（「地域災害拠点病院」等）に対して救護班の派遣を要請するものとする。

ウ　救護所の開設と救護班の派遣

小学校に医療救護地区拠点として優先的に救護所を開設し、医療救護班による巡回診療を行う。

エ　トリアージ（負傷者選別）

トリアージとは、災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合に、負傷者を最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機の４段階に振り分けることをいう。現場での一次選別と、病院での二次選別がある。

トリアージでは、治療の優先度をカラーで表示した選別票（トリアージタッグ）を負傷者に取り付ける。市は、救急医療処置の迅速化を図るため、医療機関を通じてトリアージタッグを確保する。

オ　ライフライン確保

治療するときに不可欠な水、電気等のライフラインを確保する。そのためには病院の給水タンクや非常用電源の耐震性を強化する等、ライフラインの設備の耐震化を促進する。

また、市内医療施設の耐震性・耐火性を向上させるとともに、平素より医療機器や薬品棚の転倒防止策を施すことを奨励する。

（２）後方医療体制

①後方医療体制の整備

後方医療機関においては、重傷者の診断や治療を行えるよう後方医療体制の整備が必要である。

②広域搬送及び後方医療活動の支援要請

必要に応じ区域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

また、搬送に必要な傷病者のために、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段の充実を図る。

③被災者の健康管理

感染者の予防、生活環境の向上を働きかけるとともに、被災者の精神的な不安に対するメンタルケアを進める。そのためには、保健センターに保健師の派遣を要請する他、①日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）②日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）③災害派遣福祉チーム（DWAT）などの派遣を要請し、シームレスなケアを提供できるようにする。

（３）医療用資器材の備蓄・調達

医療救護班が使用する消毒薬等の医薬品、医療用器材等の備蓄・調達は、宇治久世医師会の協力のもと、城陽市が備蓄・調達を行う。

（４）広域応援体制の整備

効率的な救急・救護・医療救護活動を行うため、地区医師会等と災害時医療協定を締結するなどの広域応援体制の整備を図ることが必要である。

城陽市においては、災害医療救護活動を円滑に行うため、宇治久世医師会等と災害医療救護活動に関する協定を締結している。

第８節　ボランティアの育成

＜福祉保健部、危機・防災対策課、市民環境部＞

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送及び地震被災建築物応急危険度判定等幅広い分野での活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。その際、被災時の老若男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

（１）ボランティアの育成

①ボランティア意識の普及啓発活動

市は、平常時におけるセンターが行う活動を、市と市社協及び市内の民間ボランティア団体等の協力を得て構成する城陽市災害ボランティアセンター推進協議会（以下「推進協議会」という。）に運営を要請し、各種講座・訓練等を通じて市民へのボランティア意識の向上に努める。

②災害ボランティアコーディネーターの養成

推進協議会は、災害発生時における被災者等からの多様なニーズの支援要請と、ニーズに合わせた活動を行えるボランティアとの調整等を行うコーディネーターを養成するため、京都府等において行われるコーディネーター養成講座の受講を計画的に進めるなど、コーディネーターの養成に努める。

（２）ボランティアネットワークの整備

①センタースタッフの確保

推進協議会は、大規模災害により活動が長期化することも想定し、必要となるスタッフを確保するため、日ごろより市内企業や各種団体に対しセンタースタッフの登録要請を行うとともに、個人希望者の登録も呼びかける。

災害発生時にセンターが支援活動の窓口となるため、市社協が作成する災害ボランティア運営マニュアルの活用普及に努めるとともに、市は必要なマニュアルの整備に支援協力を行う。

②一般のボランティアの募集（資格、技術を必要としない業務）

市及び市社協は、必要に応じて生活全般に関するボランティアを募集する。

③専門のボランティアの確保

市及び市社協は、医療、介護、建物危険度判定、手話通訳、要約筆記、視覚障がい者ガイドヘルパー等の専門のボランティアを災害時必要に応じ確保するため、常日ごろから、京都府及び関係機関等と連携に努め、円滑に確保できる体制を構築する。

④広域応援体制の確立

市及び市社協は、災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、広域的な支援が得られるよう、近隣市町村あるいは遠隔市町村との連携強化に努める。

第５章　要配慮者への対策

災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンデキャップのある人は少なくない。こういった要配慮者に対する情報、避難、救護等の支援体制の確立を推進する。

第１節　要配慮者への対応

＜危機・防災対策課、企画管理部、福祉保健部＞

（１）社会福祉施設等の安全対策

①社会福祉施設等の安全性の強化

社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

さらに、避難経路における段差や傾斜の解消等とともに防火性の高い施設・設備の整備を図る。

②洪水や土砂災害に対する対策

激しい降雨や長時間の降雨時には、施設内で土砂災害の前兆現象に注意するとともに避難が必要と判断されたときの避難場所、避難経路等の避難方法について検討しておくよう指導する。

また、市地域防災計画に記載された社会福祉施設の管理者は、利用者の避難誘導等を定めた避難確保計画の作成や避難訓練を実施する。

③防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

（２）防災知識の普及

①要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発について、漫画やビデオ等の手法を取り入れたり点字版や外国語版を制作するなど、要配慮者の実情に配慮した普及活動を実施する。

②社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

（３）地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者が災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。また、市は、民生委員やボランティアを含む要配慮者の近隣の住民等の協力を得て、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を名簿の作成等によって把握し、それを基に地域ぐるみの救護体制を整備する。

（４）個別避難計画の策定

災害時要配慮者を災害から確実に保護するためには、より具体的な活動計画が必要になっていることから、市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者ごとに個別避難計画を策定するように努め、必要な支援体制の整備を図る。

また、避難支援計画の具現化を図るため、市社会福祉協議会、消防団、自主防災組織、民生委員、障がい者団体等の福祉関係者、ボランティア等の協力を得て、情報提供や要配慮者支援のための仕組みづくりを行う。

（５）要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

①多様なメディアを活用したきめ細やかな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、インターネットの活用方法について検討し、システムの構築を図る。

②情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図る。また、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。

（６）要配慮者に対する災害対策

市は、社会福祉施設や障がい者支援施設等の福祉施設、旅館等の宿泊施設と協定を締結するなど福祉避難所の確保に努める。

また、その他の避難所のユニバーサルデザイン化に努めるとともに、要配慮者への対策として、以下の事項等について検討する。

ア　要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
イ　生活支援のための人材確保
ウ　障がいの状況等に応じた情報提供
エ　粉ミルクや柔らかい食品等特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
オ　避難場所・居宅への必要な器材の設置・配布
カ　避難場所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
キ　第二次避難を要する要配慮者についての該当施設への受入れ要請の実施

（７）外国人に対する災害対策の配慮

①外国語による防災情報の提供

日本語の不自由な外国人は、災害時に情報が伝わらないという事態も考えられ、平素からの配慮が必要である。

所属する事業所等を通じて日頃から防災訓練等を実施するとともに、外国語による防災の手引き、マップ等を作成・配布して防災意識の向上に努める。

②外国語による相談窓口の開設

外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国人からの防災に関する質問や相談を受ける窓口の開設を図る。

（８）災害時の避難支援者対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の生命と身体を守るため、避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに平時においても適正な管理を行い、また、別に避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画を作成するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画を策定することにより実効性のある避難支援体制を構築する。

①避難支援等関係者

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

避難支援等関係者となる者は、以下のとおりとする。

ア　本市消防本部
イ　本市消防団
ウ　本市民生児童委員
エ　本市社会福祉協議会及び校区社会福祉協議会
オ　地区自主防災組織
カ　城陽警察署
キ　その他災害時において要配慮者に対して避難支援を行う者で、市長が認めた者

②避難行動要支援者名簿の作成

本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

ア　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

a.　氏名

b. 生年月日
c. 性別
d. 住所又は居所
e. 電話番号その他の連絡先
f. 避難支援等を必要とする事由
g. 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　避難行動要支援者名簿の記載対象者

避難行動要支援者名簿には、以下の要件に該当する者を記載対象とする。

ａ．介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号）第１条第１項に規定する要介護３、要介護４又は要介護５に該当する者

ｂ．身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳の交付を受け障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める１級又は２級に該当する者

ｃ．療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者であってその障がいの程度がＡに該当する者

ｄ．精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第 １２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する障害等級が１級又は２級に該当する者

ｅ．その他市長が必要と認める者

前記ａ.～ｄ.に掲げる者のほか、災害時等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要すると認められ、本人が希望する者

③名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法は、本市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約することとし、本市が把握していない情報については府その他に対して情報提供を求めるものとする。

④名簿の更新

避難行動要支援者名簿の更新については、１年に一度以上の更新を行う。

⑤名簿情報の提供に際して求める措置

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために本市が求める措置及び本市が講ずる措置は、以下のとおりとする。

ア　避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ　施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ　名簿情報の取扱状況の報告を求める。

ク　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

ケ　避難行動要支援者名簿は、災害時において避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、平時から、情報伝達、避難支援等について実際に機能するかを点検しておくため、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を得ながら、防災訓練等に活用する。

⑥要配慮者の円滑避難のための通知又は警告

避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難等の発令及び伝達に当たっては、以下のとおり留意するものとする。

ア　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるように努める。

イ　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることにも留意する。

ウ　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選ぶなど、その情報伝達について配慮する。

⑦避難支援等関係者等の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置がとられるように本市として努めるものとする。

第２節　高齢者や障がい者に配慮したまちづくり計画

＜福祉保健部、都市整備部＞

高齢者や障がい者にとって、放置自転車・立て看板等によって狭められた道路や階段・段差等は、日常生活においても大きな困難となることが多い。そして災害時にはさらに危険が高まるだけでなく精神的に余裕がなくなるため、極めて危険な状態を招く懸念が大きい。

したがって、平素から高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進めることは重要である。特に高齢者や障がい者が通所・入所している社会福祉施設等から一時集合場所及び避難場所に至るまでの経路では、避難する際に障害となる物を除去したり、段差を解消するなど避難路の安全確保を図る。

第６章　災害危険箇所の調査や災害の防止に関する調査・研究

＜危機・防災対策課、都市整備部＞

市内における河川、ため池、急傾斜地及び宅地造成地等災害時に危険が予想される箇所の調査、あるいは水害、土砂災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図ることが必要である。

また、大地震による被害は複雑かつ多様であり、火災等の様々な二次災害の発生が予想される。したがって、震災を防止し又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進するため、震災に関する調査・研究が必要である。

本市においては、全庁型の地理情報システム（ＧＩＳ）が稼働している。また、消防本部では緊急情報システムを整備しており、災害予防における利用が可能である。

これらのシステムを風水害等防止に関する調査・研究に活用し、防災ＧＩＳを構築することが望まれる。

（１）被害想定に関する調査・研究

水害、土砂災害がどこで、どの程度の規模で起こるかを予測する手法を研究する。地震がどこで、どの程度の規模で起こるかを予測することは困難であるため、現段階では地震による最大限の被害を想定するとともに、その結果に基づいて人的被害予測、建物被害予測、火災予測、公共施設被害予測等を行い、風水害及び震災対策等を立てる上での指標とする。

被害想定を行う際には、防災面における既存ＧＩＳの活用を検討する。

①防災ＧＩＳの構築による被害想定

防災アセスメントの結果として得られる災害危険区域をデータベース化し、家屋情報や世帯情報等の既存データと重ね合わせることにより、被害規模の想定を行うことが可能である。このような防災ＧＩＳを構築することによって、危険区域での防災対策事業を抽出することができる。

（２）災害予防に関する調査・研究

災害に強いまちづくりを推進するためには、災害危険箇所の調査を行い、災害の発生を防ぐための防災整備を行うことが必要であることから、急傾斜地等の土砂災害が発生するおそれのある箇所や、既往災害における浸水区域等について、詳細な現況調査を行う。

また、震災に強いまちづくりを推進するためには、建築物の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、都市基盤整備を総合的・一体的に実施することが必要であることから、以下に示す調査を推進する。

①防災に関する基礎調査

地震によって引き起こされる土砂災害や延焼火災、建築物等の倒壊等の危険性を事前に

把握するため、建築物の不燃性・耐震性に関する基礎的な調査を実施する。

②公共建築物等の耐震性に関する調査

公共建築物等は、災害が発生した場合の防災活動拠点となる重要な施設であることから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

③公共土木施設の耐震性に関する調査

道路、橋梁等の公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助・救護活動に支援をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、施設の耐震性等について慎重かつ十分な点検調査を行う。

④水害・土砂災害警戒区域等に関する調査

市域における河川、ため池、土砂災害並びに宅地造成等で災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化に努める。

（３）火災の防止に関する調査・研究

地震発生時には、同時に多くの火災が発生するおそれがあり、また、時間や季節等によってはさらに延焼し、大規模災害となるおそれがあることから、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等の重要事項に関する調査を行う。

（４）避難の安全確保に関する調査・研究

避難場所は、災害に際して常に安全性が確保されなければならず、現在指定している避難場所の安全性は、時間の経過や周辺の状況の変化等により低下する場合も起こり得る。したがって、避難場所及び避難経路については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

＜ 第３編　災害応急対策計画 ＞

第１章　応急活動体制の整備

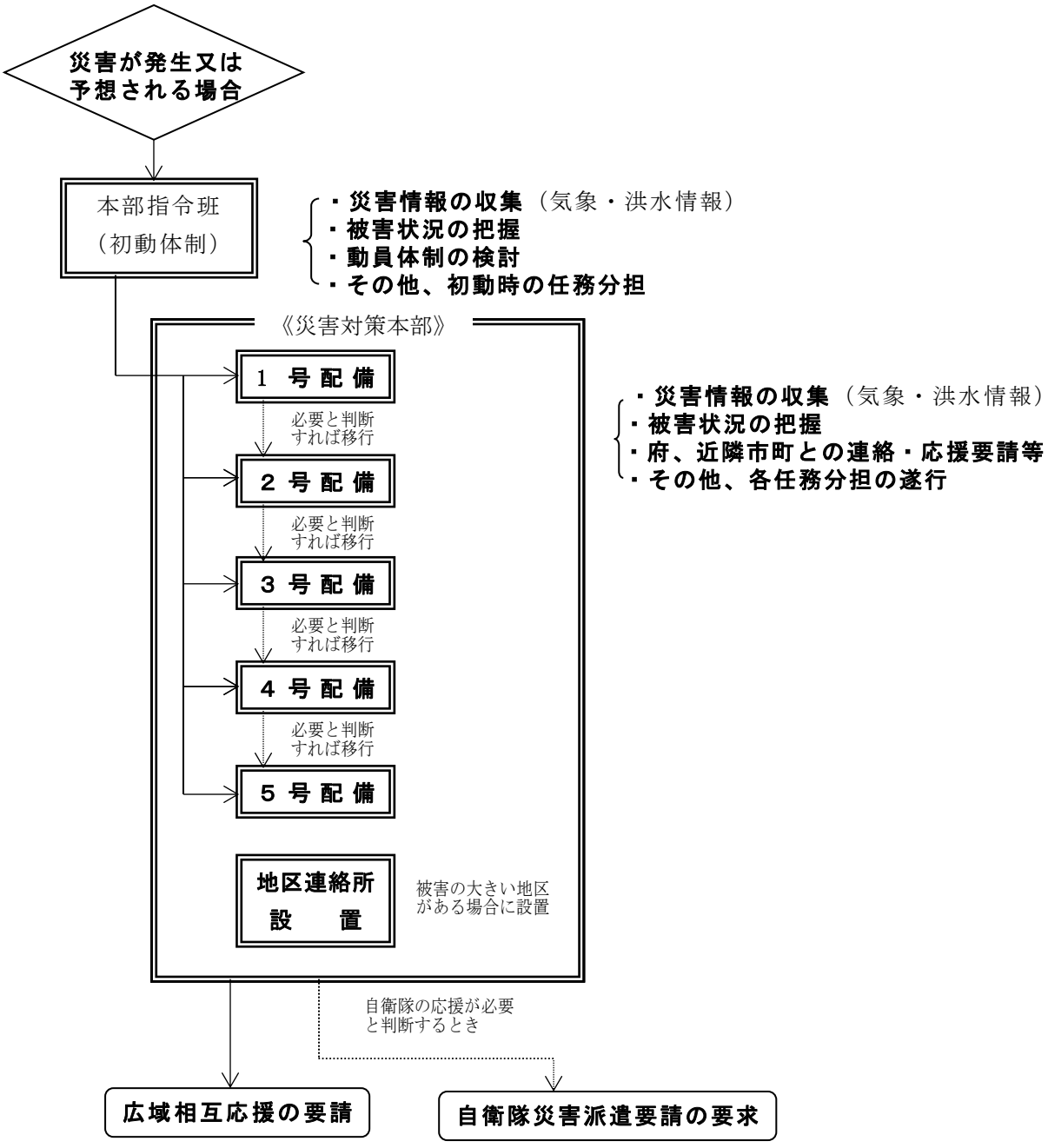
＜危機・防災対策課、各部、各機関＞

第１節　組織計画

（１）風水害時の組織計画

市内に洪水、土砂災害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、万全な活動体制をとるようにする。

■初動活動の流れ



①初動体制の確立

大雨、洪水及び強風等の注意報、又は警報が発表され、被害の発生が予想されるとき又は予測できない災害が発生したときに、被害情報、気象情報等の収集、市民への広報活動、災害対策本部設置の準備等、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するために優先すべき初期の防災活動を行う体制を確立する。

ア　設置基準

総括部長は、気象業務法に基づく予警報が発表され、被害の発生が予想されるとき又は予測できない災害が発生したときは、本部指令班の要員を招集し、情報の収集及び応急対策に当たる。

イ　組織

あらかじめ本部指令班の要員として指定された職員によって組織される。

ウ　任務分担

ａ．気象、洪水に関する情報収集及びそれらの情報の関係機関への伝達

ｂ．被害状況の把握（市内、近隣市町）

ｃ．災害対策本部設置の準備

エ　災害対策本部への移行

市長は、収集した情報等から大規模な被害の発生又は被害の拡大が予測される場合、災害対策本部を設置し、災害の規模に応じた動員体制へと移行を行う。

②地区連絡所の設置

大雨、暴風等により、土砂災害、洪水等の災害が発生又は予想される場合、災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、本部長の指示に基づき、地区連絡所班が地区連絡所を設置する。

ア　実施の責任者

実施の責任者は、統括及び各地区連絡所の責任者とし、市長があらかじめ指定した者とする。

イ　設置基準

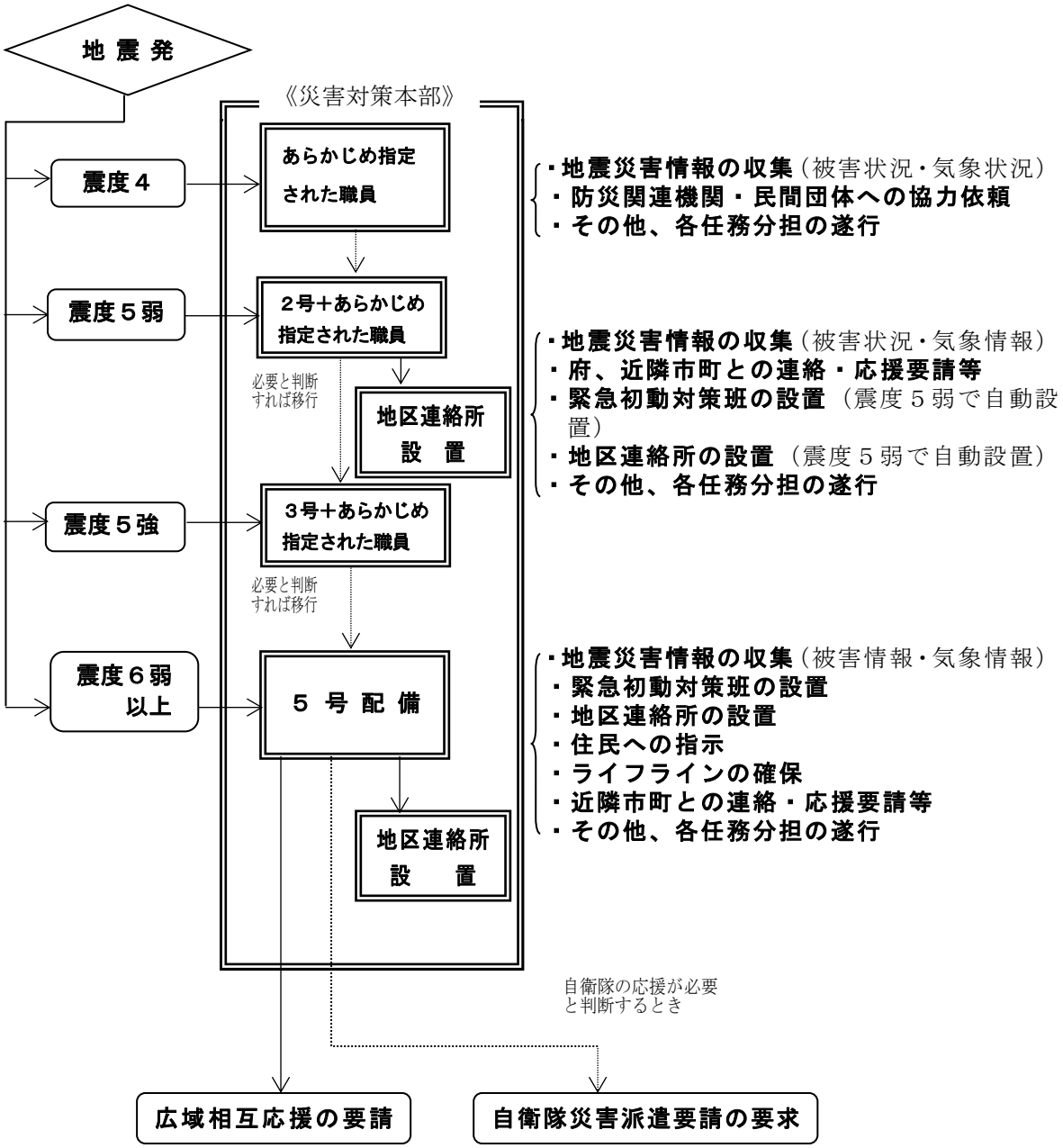
発生又は予想される被害の規模に応じ、本部長が必要と判断する地区に地区連絡所を設置する。

（２）地震時の組織計画

市域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害応急対策を強力かつ迅速に実施するため、万全な活動体制をとるようにする。

職員は､以下のように震度別に３とおりの体制をとった上で初期活動を行う｡ただし、震度３以下の場合においても被害状況を判断の上、関係機関と調整し初期活動を実施するものとする。

■震度別による初動活動の流れ



①地震発生直後の措置

地震が発生した場合には、地震の規模によってそれぞれ次に定める活動体制をとる。地震発生が勤務時間内の場合は、動員配備が比較的容易であることを活かして迅速かつ横断的な対応をとる。勤務時間外の場合は配備計画に基づき自主参集し、速やかに以下の活動を行う。

ア　震度４の地震が発生した場合　【あらかじめ指定された職員による対応】

ａ．地震及び気象に関する情報収集

ｂ．被害状況の把握

イ　震度５弱の地震が発生した場合【２号配備及びあらかじめ指定された職員による対応】

城陽市災害対策本部条例施行規則第６条より、２号配備の要員（緊急初動対策班要員を含む）は自主参集の上、速やかに所定の配備につき次の活動を行う。

また、地区連絡所班員としてあらかじめ指定された職員は、災害の有無に関わらず地区連絡所を設置する。

ａ．地震及び気象に関する情報収集

ｂ．被害状況の把握（市内、近隣市町）

ｃ．近隣市町との連絡、応援要請等

ｄ．その他「災害対策本部の編成及び事務分掌」に定める業務

ウ　震度５強の地震が発生した場合【３号配備及びあらかじめ指定された職員による対応】

城陽市災害対策本部条例施行規則第６条より、３号配備の要員（緊急初動対策班要員を含む）は自主参集の上、速やかに所定の配備につき次の活動を行う。

また、地区連絡所班員としてあらかじめ指定された職員は、災害の有無に関わらず地区連絡所を設置する。

ａ．地震及び気象に関する情報収集

ｂ．被害状況の把握（市内、近隣市町）

ｃ．近隣市町との連絡、応援要請等

ｄ．その他「災害対策本部の編成及び事務分掌」に定める業務

エ　震度６弱以上の地震が発生した場合　【全職員による対応】

市長は、直ちに災害対策本部体制を確立する。緊急初動対策班要員をはじめ、その他の職員は全員自主参集の上、所定の配備について次の活動を行う。

また、地区連絡所班員としてあらかじめ指定された職員は、災害の有無に関わらず地区連絡所を設置する。

ａ．地震及び気象に関する情報収集

ｂ．被害状況の把握（市内、近隣市町）

ｃ．近隣市町との連絡、応援要請等

ｄ．その他「災害対策本部の編成及び事務分掌」に定める業務

②緊急初動対策班の設置

震度５弱以上の地震が発生した場合に、情報収集、救助、医療救護、給水、生活物資供給等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため緊急初動対策班をおき、その後の活動を滞りなく実施するための初期の防災活動を行う。

ア　設置基準

城陽市域に震度５弱以上の地震が発生した場合。

イ　組織

緊急初動対策班の要員は、市長があらかじめ指定した職員（庁舎周辺に居住する職員を基本とする）によって組織される。

ウ　任務分担

緊急初動対策班要員は、地区連絡所の開設準備、被害状況の把握、市民への広報活動など、迅速に災害応急対策活動を実施するために特に優先すべき業務に当たる。また、参集した職員は担当部署の如何に関わらず、優先する事項より臨機応変に対処するものとする。

エ　緊急初動対策班から災害対策本部体制への移行

地震発生から一定の時間が経過し、事態が落ち着いてきた段階において逐次災害対策本部の各班へ引継を行い、所定の業務へ移行するものとする。

③地区連絡所の設置

震度５弱以上の地震が発生した場合、地震発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所班が地区連絡所を設置するとともに、迅速に避難者の安全を確保できるよう、各避難場所へ要員を配置する。

ア　実施の責任者

実施の責任者は、統括及び各地区連絡所の責任者とし、市長があらかじめ指定した者とする。

イ　設置基準

震度５弱以上の地震が発生した場合、あらかじめ指定された地区連絡所班員は、（３）地区連絡所の開設に示す地区連絡所及び地区内の各避難所へ自主参集する。

（３）地区連絡所の開設

地区連絡所は以下の各箇所におく。ただし、地区連絡所に予定する場所が浸水・破損等の被害を受け、連絡所としての機能を受け持つことができないと判断される場合は、隣接する地区の安全な場所に地区連絡所を移設する。

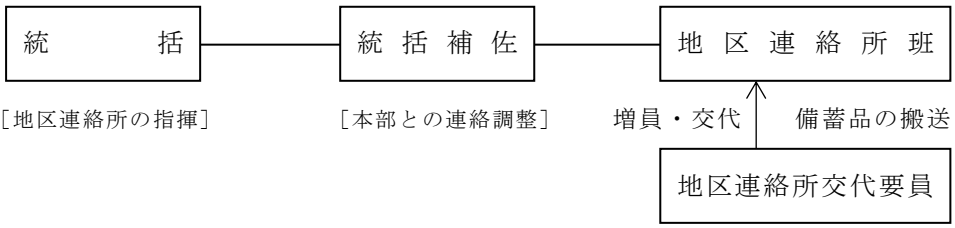
■地区連絡所設置箇所

No.	防災地区	配　備 人員数	設置箇所	電話番号 防災無線番号	第２順位箇所	電話番号 防災無線番号	地区内指定緊急避難場所 ・指定避難所
1	久津川地区	８人	久津川小学校	52-1703 605	北城陽中学校	55-1009 601	久津川保育園 平川幼稚園、陽和苑
2	古川地区	８人	古川小学校	53-1500 600	北城陽中学校	55-1009 601	北部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、里の西保育園
3	久世地区	８人	久世小学校	52-3670 608	東城陽中学校	54-0407 611	久世保育園、陽東苑 東部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
4	深谷地区	６人	深谷小学校	53-3200 612	東城陽中学校	54-0407 611	地域子育て支援センター
5	寺田地区	８人	寺田小学校	52-2589 619	城陽中学校	52-2708 618	城陽高等学校、しいの木保育園、男女共同参画支援ｾﾝﾀｰ
6	寺田南地区	１４人	寺田南小学校	52-6800 621	城陽中学校	52-2708 618	鴻の巣会館、くぬぎ保育園 城陽市民体育館、文化ﾊﾟﾙｸ城陽、鴻の巣保育園
7	寺田西地区	８人	寺田西小学校	53-7005 625	西城陽中学校	53-1600 626	佐伯幼稚園、陽幸苑
8	今池地区	８人	今池小学校	56-2402 630	西城陽中学校	53-1600 626	今池保育園、西城陽高等学校、今池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
9	富野地区	１４人	富野小学校	52-0009 636	南城陽中学校	53-7009 637	南部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、青少年野外活動総合ｾﾝﾀｰ、清心保育園、城陽市保健ｾﾝﾀｰ、せいじん保育園、ｱﾙ・ﾌﾟﾗｻﾞ城陽駐車場（地下を除く）、府立木津川運動公園
10	青谷地区	１１人	青谷小学校	52-0040 639	南城陽中学校	53-7009 637	陽寿苑、府立心身障害者福祉センター体育館、青谷保育園、青谷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ

①地区連絡所の組織体制

地区連絡所での任務は、市長があらかじめ指定した地区連絡所班員（各連絡所周辺に居住する職員を基本とする）をもって行う。

各地区の責任者は平時から施設管理者と協議の上、鍵の保管場所や施設設備について熟知しておく必要がある。



なお、災害対策本部設置後は状況により地区連絡所交代要員を招集し、備蓄品の搬送（備蓄品搬送グループによる）及び地区連絡所班の増員・交代（交代要員による）を図り、特に被害の大きい地区には現地災害対策本部を設置するものとする。

②地区災害応急活動の実施

各地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施に当たる。

ア　風水害時

ａ．地区連絡所の開設及び表示板の掲示

ｂ．被害情報（人命、道路、浸水区域等）の収集

ｃ．避難所の開設と住民の避難誘導

ｄ．救護所の開設と救護活動

ｅ．住民に対する広報活動

ｆ．その他災害対策本部等の指示した事項

イ　地震発生直後

ａ．地区連絡所の開設及び表示板の掲示

ｂ．被害情報（人命、道路、倒壊家屋等）の収集

ｃ．避難所の開設

ｄ．住民に対する広報活動

ウ　地震発生後一定時間経過

ａ．上記ｂ．～ｄ．の活動

ｂ．住民の避難誘導

ｃ．救護所の開設と救護活動

ｄ．その他災害対策本部等の指示した事項

（４）災害対策本部（直通電話番号　56-4100）の設置

城陽市災害対策本部は、本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が本部長となって各行政委員会事務局等の職員を統括し、城陽市防災会議との緊密な連絡のもとに、本市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものである。なお災害対策本部の運営に関しては、城陽市災害対策本部条例に基づくものとする。

市長は次に示す基準によって災害対策本部を設置し、速やかに庁内及び府、関係機関並びに一般住民に対して通知公表する。なお、災害対策本部設置後、突発的重大事故が起こった場合は、事故対策本部を設置して対策に当たるものとする。

①設置基準

ア　局地的集中豪雨又は暴風雨等により、本市域において相当の被害が発生するおそれのあるとき

イ　台風が近畿地方に上陸することが確実となり、本市域において災害が発生するおそれのあるとき

ウ　震度５弱以上の地震が発生したとき

エ　特別警報が発表されたとき

オ　大規模な災害、あるいは予測しがたい災害が発生したとき

カ　その他市長が必要と認めたとき

②通知公表

市長は災害対策本部を設置した場合、庁内及び府、関係機関等に対して通知公表する。

■通知方法

通知及び広告先	通　知　方　法	実施責任者
各　部　内	庁内放送・有線電話	危機・防災対策課長
住　　民	報道機関・広報車	秘書広報課長
府　機　関	京都府防災情報システム	危機・防災対策課長
報 道 機 関	口頭又は文書	秘書広報課長

③実施責任者

総括指導権限者は本部長（市長）とするが、不在の場合は次の順序による。

第１順位	第２順位	第３順位
副　市　長	教　育　長	公営企業管理者

④開設場所

災害対策本部は、本庁舎第二会議室におく。ただし、被害によって本部機能を全うできないと本部長が判断した場合は、次の順序により本部を移設する。

優先順位	指定場所	所　在　地	電話番号	防災無線番号
第１順位	消防本部	富野東田部 33	54-0113 54-0115 54-0116 54-0150	119

⑤組織体制

災害対策本部の組織は図－１によるものとし、各班の編成と任務分担は表－１による。

災害対策本部では本部の下に本部事務局を配置し、さらに部、班を設置するものとし、

各部及び各班の総括担当責任者及び次順位の担当者をあらかじめ指定する。本部は、本部長及び副本部長、本部員で構成し、本部事務局は本部事務局長をはじめとする事務局員によって構成するものとする。

⑥職員の証票

市職員が災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所若しくは、物資を保管させる場所に立ち入り検査を行う場合は、職員の身分を示す証票として、市の発行した職員証をもってこれにかえる。

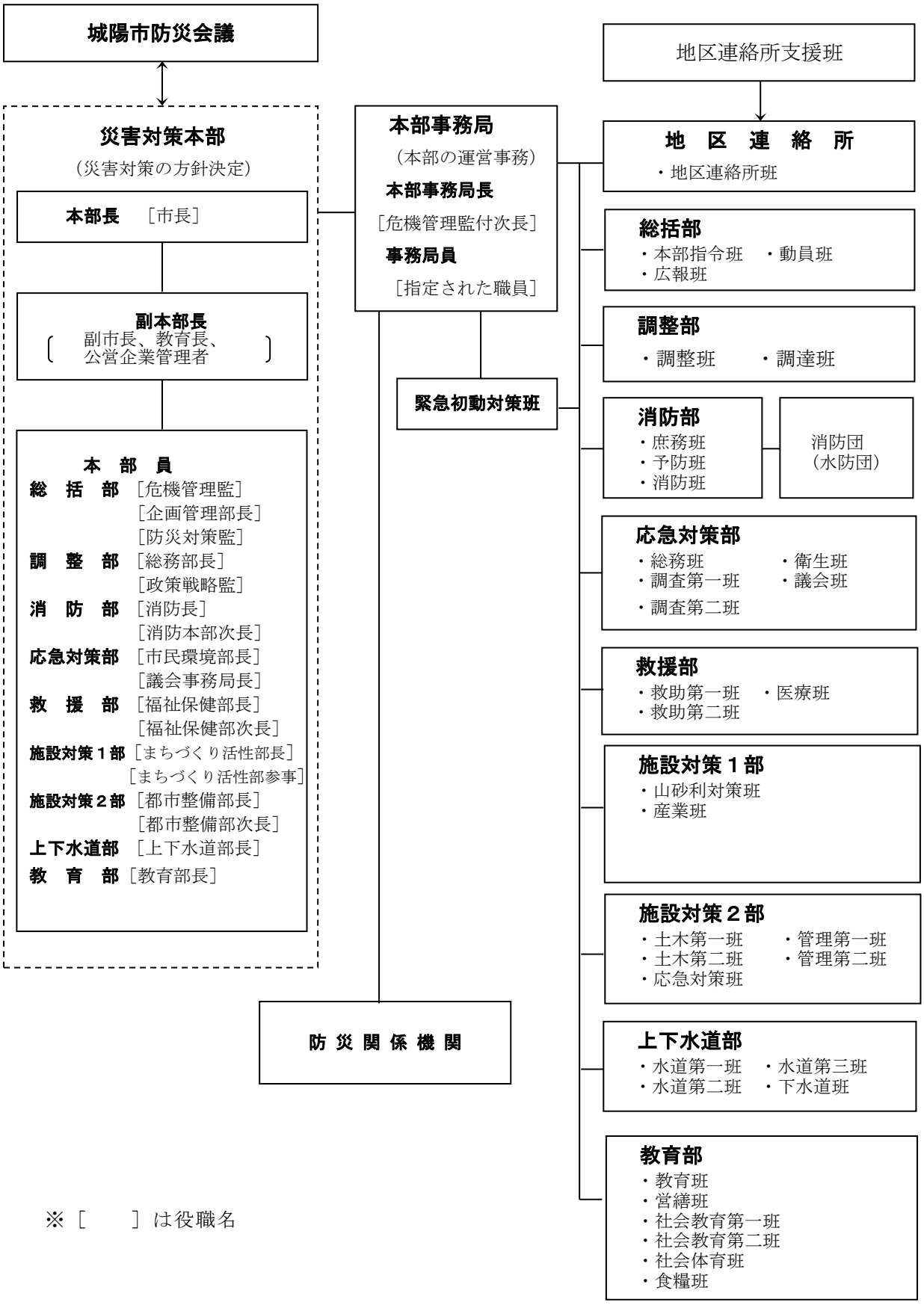
⑦閉鎖基準

ア　市域内において災害のおそれが解消したとき

イ　災害応急対策及び早期に必要な復旧対策がおおむね完了したとき

ウ　その他本部長が必要なしと認めたとき

図－１　災害対策本部の組織体制



※［　　］は役職名

表－１　災害対策本部の編成及び任務分担

担当部署名		任務分担	風水害				地震災害				
								3～5号配備			
部名（担当部名責任者）	班名		本部指令班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上	1号配備	緊急初動対策班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上
総括部 部長 危機管理監 副部長 企画管理部長 防災対策監	本部指令班	1　本部の設置及び閉鎖に関すること		○	○	○			○	○	○
		2　会議の運営に関すること		○	○	○			○	○	○
		3　防災関係機関との協力体制に関すること		○	○	○			○	○	○
		4　命令及び決定事項の連絡に関すること		○	○	○			○	○	○
		5　災害情報及び被害状況の把握に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6　防災行政無線の運用に関すること		○	○	○			○	○	○
		7　自主防災組織との連絡調整に関すると	○	○	○	○		○	○	○	○
	動員班	1　動員職員の非常招集に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2　動員職員等の健康管理に関すること				○					○
		3　動員職員等の公務災害に関すること		○	○	○			○	○	○
		4　動員職員等の出勤状況及び被災状況の把握に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5　災害時における動員職員の服務及び給与に関すること				○					○
	広報班	1　市民に対する広報活動に関すること	○	○	○	○		○	○	○	○
		2　報道機関への連絡に関すること		○	○	○			○	○	○
		3　災害記録（写真）の収集及び編さんに関すること		○	○	○			○	○	○
		4　災害時の市民相談に関すること				○					○
		5　被災地に係る照会等に関すること				○					○
		6　自治会との連絡調整に関すること	○	○	○	○		○	○	○	○
		7　各種陳情の応対に関すること				○					○
調整部 部長 総務部長 副部長 政策戦略監	調整班	1　自衛隊の派遣要請及び防災関係機関に関する協力要請に関すること		○	○	○			○	○	○
		2　府に対する災害の報告に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3　広域防災連絡会との連絡調整に関すること				○					○
		4　渉外に関すること		○	○	○			○	○	○
		5　部内の調整に関すること		○		○			○	○	○
		6　他の部及び班に属さないこと		○		○			○	○	○
	調達班	1　資材及び物資の調達に関すること		○	○	○			○	○	○
		2　金銭の出納に関すること				○					○
		3　応急財政措置に関すること				○					○
		4　調達について救援部との連絡調整に関すること		○	○	○			○	○	○
消防部 部長 消防長 副部長 消防本部次長	庶務班	1　災害信号の発令及び周知徹底に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2　消防団員の動員及び配置に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3　災害情報の収集に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4　気象情報の統括に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5　水防資材の調整点検に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		6　部内の調整に関すること				○					○
	予防班	1　防火対象物及び重要文化財の防火管理の指導強化に関すること		○	○	○			○	○	○
		2　危険物施設の安全管理の指導強化に関すること		○	○	○			○	○	○

担当部署名		任務分担	風水害				地震災害				
								3～5号配備			
部名 (担当部名 責任者)	班名		本部指令班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上	1号配備	緊急初動対策班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上
消防部 部長 消防長 副部長 消防次長	消防班	1　災害情報の受信に関すること 2　雨量の記録に関すること 3　消防無線の運用及び保全に関すること 4　水防活動に関すること 5　救急救助活動に関すること 6　避難誘導に関すること	○ ○ ○ 	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ 	○ ○ ○ 	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
応急対策部 部長 市民環境部長 副部長 議会事務局長	総務班	1　災害に係る損害賠償及び損失補償請求に関すること 2　自家発電の確保に関すること 3　市有財産の被害状況調査及び応急対策に関すること 4　部内の調整に関すること		○	○	○ ○ ○ ○			○	○	○ ○ ○ ○
	調査第一班 調査第二班	1　人、住宅等の被害状況調査に関すること 2　家屋等の固定資産に対するり災証明に関すること		○	○	○	○		○	○	○ ○
	衛生班	1　浸水家屋等の防疫に関する調査及び措置に関すること 2　防疫用薬品の配布に関すること 3　ごみ及びし尿の処理に関すること 4　漂流物の処理に関すること 5　有害物品等による被害対策に関すること 6　救援物資の輸送に関すること 7　家庭動物の保護及び収容対策に関すること 8　部内の調整に関すること		○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	議会班	1　議員に対する連絡に関すること 2　被災地の慰問に関すること		○	○	○ ○			○	○	○ ○
救援部 部長 福祉保健部長 副部長 福祉保健部次長	救助第一班	1　救助物資の配給に関すること 2　救助物資に関して調整部との連絡調整に関すること 3　部内の調整に関すること		○ ○	○ ○	○ ○ ○			○ ○	○ ○	○ ○ ○
	救助第二班	1　避難所の運営に関すること 2　応急仮設住宅への収容に関すること 3　応急託児施設の開設に関すること 4　社会福祉施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 5　母子家庭、災害弱者世帯等の応急対策に関すること 6　ボランティアセンターの運営に関すること 7　義援金品等の配分に関すること	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	医療班	1　救護所の開設に関すること 2　医療救護関係者の受入れ及び出勤に関すること 3　傷病者の救護及び収容に関すること 4　衣料品、医薬品、医療器具等の整備に関すること 5　医療機関の被害状況調査に関すること	○ ○ 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	 ○	○ ○ 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

担当部署名		任務分担	風水害				地震災害				
								3～5号配備			
部名（担当部名責任者）	班名		本部指令班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上	1号配備	緊急初動対策班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上
施設対策1部部長 まちづくり活性部長 副部長 まちづくり活性部参事	山砂利対策班	1 山砂利採取地の応急対策及び災害復旧の指導に関すること				○					○
	産業班	1 応急供出米の調査に関すること		○	○	○			○	○	○
		2 農林関係被害状況調査に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		3 家畜等の被害状況調査に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		4 農業用排水路、樋門及びため池の水位情報の収集に関すること		○	○	○			○	○	○
		5 農地及び農林畜産業施設の応急対策に関すること		○	○	○			○	○	○
		6 京都やましろ農業協同組合との連絡調整に関すること		○	○	○			○	○	○
		7 商工業者の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		8 燃料等の供出に関すること				○					○
		9 城陽商工会議所との連絡調整に関すること				○					○
		10 部内の調整に関すること				○					○
施設対策2部部長 都市整備部長 副部長 都市整備部次長	土木第一班	1 電力、電話及びガス施設の被害状況調査に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		2 道路、橋りょう及び河川の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
	土木第二班	3 道路の障害物の除去に関すること		○	○	○			○	○	○
		4 都市公園の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
	管理第一班	5 都市下水路の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		6 排水ポンプの運用に関すること				○					○
	管理第二班	7 災害復旧の指導に関すること				○					○
		8 応急仮設住宅地の確保に関すること				○					○
		9 開発許可に係る応急対策に関すること				○					○
	応急対策班	10 災害時における建築禁止区域の指定に関すること				○					○
		11 部内の調整に関すること				○					○
上下水道部部長 上下水道部長	水道第一班	1 飲料水の確保及び供給に関すること		○	○	○			○	○	○
		2 飲料水の水質検査に関すること		○	○	○			○	○	○
	水道第二班	3 上水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		4 上水道施設の応急対策に要する資材の調達及び整備点検に関すること		○	○	○			○	○	○
	水道第三班	5 水道工事業者との連絡調整に関すること			○	○				○	○
		6 金銭の出納に関すること				○					○
		7 部内の調整に関すること				○					○
		（水道危機管理マニュアルに基づき水道給水対策本部長が必要に応じ別途編成）									
	下水道班	1 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		2 下水道施設の応急対策に要する資材の調達及び整備点検に関すること		○	○	○			○	○	○
		3 下水道工事業者との連絡調整に関すること				○					○
		（水道危機管理マニュアルに基づき水道給水対策本部長が必要に応じ別途編成）									

担当部署名		任務分担	風水害				地震災害				
								3～5号配備			
部名(担当部名責任者)	班名		本部指令班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上	1号配備	緊急初動対策班	発災当日	発災後4日以内	発災後4日以上
教育部 部長 教育部長	教育班	1 学校教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		2 学校教育施設の応急使用に関すること		○	○	○					○
		3 児童生徒の応急教育に関すること				○					○
		4 学用品の配布に関すること				○					○
		5 部内の調整に関すること				○					○
	営繕班	1 応急仮設住宅の建設に関すること				○					○
		2 応急危険度判定の実施に関すること							○	○	○
	社会教育第一班 社会教育第二班	1 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること		○	○	○	○		○	○	○
		2 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること			○	○				○	○
	社会体育班	1 社会体育施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること			○	○				○	○
		2 社会体育関係団体との調整に関すること				○					○
	食糧班	1 炊き出しに関すること			○	○				○	○
		2 炊き出しの協力団体との調整に関すること				○					○
地区連絡所統括 市民環境部 市民課長	地区連絡所班(任命された職員)	1 地区連絡所の開設及び表示板の掲示	○	○	○	○		○	○	○	○
		2 被害情報の収集	○	○	○	○		○	○	○	○
		3 避難所の開設と住民の避難誘導	○	○	○	○		○	○	○	○
		4 救護所の開設と救護活動		○	○	○			○	○	○
		5 住民に対する広報活動	○	○	○	○		○	○	○	○
		6 その他災害対策本部が指示した事項			○	○				○	○
	地区連絡所支援班	1 地区連絡所の任務分担に対する支援		○	○	○			○	○	○

（５）城陽市防災会議の招集

防災会議会長（市長）は、必要に応じて城陽市防災会議条例に基づき城陽市防災会議を招集する。

また、城陽市防災会議の委員は、必要があると認めるときに会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

第２節　動員配備計画　　＜危機・防災対策課、各部＞

（１）動員基準

城陽市災害対策本部条例施行規則に基づく動員基準は、次のとおりとする。

①１号配備

大雨、氾濫及び強風等の注意報、又は警報が発表され、被害の発生が予想される場合又は予測できない災害が発生した場合、総括部長の動員指令により、あらかじめ１号配備要員として指名されている各職員は、災害情報の収集、被害状況の把握、その他応急対策に関する任務分担を遂行する。また、災害の状況に応じて、１号配備要員以外の職員も招集し、被害の拡大に備える。

②２号配備

ア　大雨、氾濫及び暴風等の警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合、総括部長の動員指令により、あらかじめ２号配備要員として指名されている各職員は、被害の拡大に備えた任務分担を遂行する。

イ　震度５弱の地震が観測された場合、あらかじめ２号配備要員として指名されている各職員は、被害の拡大に備えた任務分担を遂行する。

③３号配備

ア　大雨、氾濫及び暴風等の警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合、又は局地的な災害の被害が甚大となるおそれがある場合、災害対策本部長の動員指令により、あらかじめ３号配備要員として指名されている各職員は、被害の拡大に備えた任務分担を遂行する。

イ　震度５強の地震が観測された場合、あらかじめ３号配備要員として指名されている各職員は、被害の拡大に備えた任務分担を遂行する。

④４号配備

大雨、氾濫及び暴風等の警報が発表され、局地的な災害の被害が甚大となるおそれがある場合、３号配備体制を強化するため、災害対策本部長の動員指令により、あらかじめ４号配備要員として指名されている男子職員全員は、被害の拡大に備えた任務分担を遂行する。

⑤５号配備

市内で震度６弱以上の地震を観測した場合、全職員は災害対策活動を遂行する。

■動員基準

種　別	配　備　体　制	配　備　時　期		配備人員の基準
		風水害	地震	
1 号配備	災害の発生防除、救助のための準備及び状況把握できる体制	大雨、氾濫、強風等の注意報が発表され、降雨等の状況により被害の発生が予想されるとき。 大雨、氾濫、暴風等の警報が発表されることが予想されるとき。 その他の状況により総括部長より出動指示があったとき。		70 人以上
2 号配備	1 号配備体制を強化し、災害の発生防除、救助のための準備及び状況把握を強化するとともに局地的災害対策活動が遂行できる体制	大雨、暴風及び氾濫の警報が発表され、局地的災害が発生することが予想されるとき。	市内で震度 5 弱の地震を観測したとき。	110 人以上
3 号配備	市内全域にわたる災害に対して災害対策活動が遂行できる体制	大雨、暴風及び氾濫の警報が発表され、局地的災害が発生したとき、局地的災害の被害が甚大となるおそれがあるとき、又は市内全域にわたって災害が発生するおそれがあるとき。	市内で震度 5 強の地震を観測したとき。	200 人以上

種　別	配　備　体　制	配　備　時　期		配備人員の基準
		風水害	地震	
４号配備	３号配備体制を強化し、男子職員全員が活動する体制	大雨、暴風及び氾濫の警報が発表され、局地的災害の被害が甚大となるおそれがあるとき、又は市内全域にわたって災害が発生するおそれがあるとき。		男子職員全員
５号配備	４号配備体制を強化し、全職員が活動する体制	上記に同じ。	市内で震度６弱以上の地震を観測し、市内全域にわたる災害が発生したとき。	全職員

（２）動員方法

①勤務時間内の動員方法

庁内放送、庁内電話、メールにより動員する。

②勤務時間外の動員方法

・電話、メールによる伝達により動員する。
・震度５弱以上の地震の観測が発表された場合、連絡の有無に関わらず自主参集する。

③連絡系統

本部長 → 総括部長 → 動員班長 → 各部長 → 各班長 → 要　員

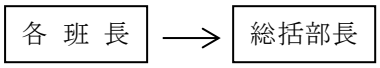
（３）消防職員・団員の動員

消防本部で定める非常招集の方法により動員する。

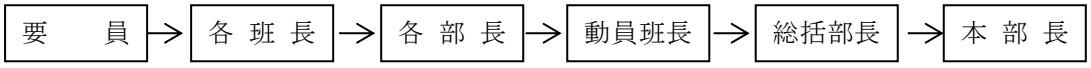
（４）動員状況の把握

各動員配備による活動を円滑に運営するため、以下のとおり動員状況を報告するものとする。

①１・２号配備の報告系統



②３～５号配備の報告系統



③報告内容

ア　所属別、男女別人員

イ　対策従事者、待機者の内訳及び状況

ウ　待機者の待機場所等

エ　応招途上における調査

ａ．応招ルート

ｂ．道路の被災状況

ｃ．公共施設の被災状況

ｄ．一般家庭の被災状況

ｅ．その他の防災対策上必要な事項

第３節　応援要請計画

（１）行政機関との応援協力体制　　＜危機・防災対策課、各部＞

大規模な災害が発生し、市職員だけでは対応が不十分になる可能性がある場合、災害対策基本法及び応援協定等に基づき、近隣市町、府や民間団体に対し防災活動の応援要請等を行う。

応援要請を行う場合は、必要事項を明確にした上で所定の手続きにより要請する。

①災害時相互応援協定締結市町への応援要請

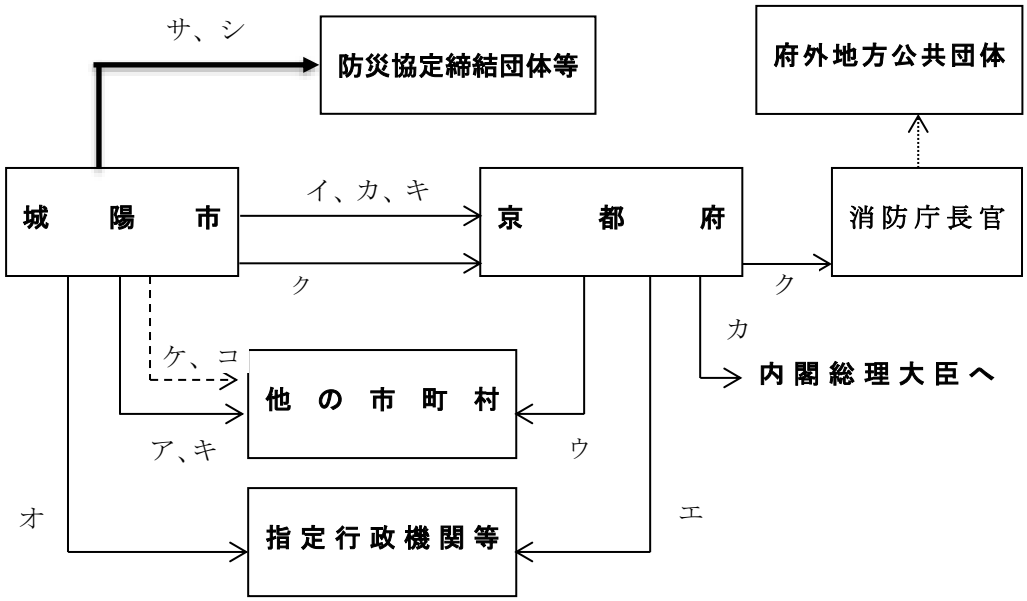
本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の自治体との災害時相互応援に係る協定を締結している。

大規模な災害発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は各自治体に応援を要請する。

②京都府への応援要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援を要請する。

■法律、協定に基づく広域応援要請系統



⟶ 法律・政令による応援要請

ア	他の市町村長に対する応援の要求	災害対策基本法第 67 条
イ	京都府知事等に対する応援の要求等	災害対策基本法第 68 条
ウ	京都府知事の指示による他市町村の応援	災害対策基本法第 72 条
エ	京都府知事等の指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に対する職員の派遣の要請	災害対策基本法第 29 条第 1 項

オ　城陽市から指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に対する職員の派遣の要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
カ　職員派遣のあっせんを求める	災害対策基本法第 30 条第 2 項
キ　派遣職員	地方自治法第 252 条の 17
ク　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条

----> 相互協定による応援要請

ケ　京都府広域消防相互応援協定に基づく応援要請	消防組織法第 39 条（消防相互応援協定）
コ　京都南部都市災害時相互応援協定	

⟶ 防災協定による応援協定

サ　防災協定に基づく応援要請

シ　福祉避難所協定に基づく応援要請

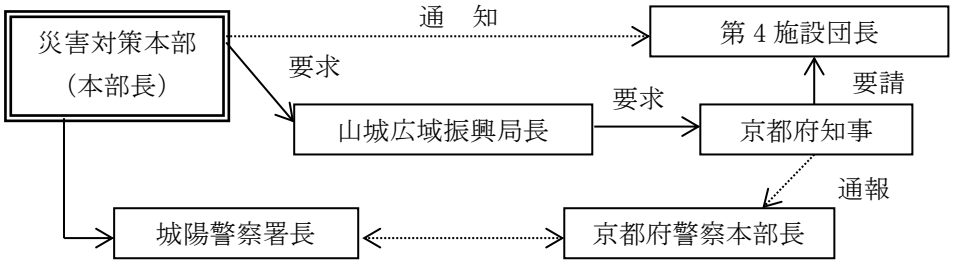
（２）防災関係機関との応援協力体制　　＜危機・防災対策課、各部＞

活　動　項　目	担　当　班	該当する事務分掌	応 援 協 力 要 請 先
緊急輸送手段の確保	本部指令班 調整班	関係機関等への渉外	西日本旅客鉄道(株)京都支社 近畿日本鉄道(株) 京都京阪バス(株) 日本通運(株)京都支店 市内運送業者 西日本高速道路(株)
災害情報の連絡	〃	〃	NTT 西日本株式会社（京都支店） ＫＤＤＩ(株) (株)ｴﾇ･ﾃｲ･ﾃｲ･ﾄﾞｺﾓ関西 NTT ドコモビジネス(株) タクシー業者
災害情報の放送	広報班	報道機関への連絡	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関 ラジオ報道関係機関
地域防災活動	広報班 調査第一班・第二班 庶務班	自治会、自主防災組織との連絡調整 被害状況の把握	城陽市自治会 自主防災組織
災害ボランティアセンターの運営（災害時）	救助第二班	災害ボランティアセンターとの連携及び運営支援	城陽市災害ボランティアセンター
医療及び助産	医療班	医療救護活動	京都府医師会、宇治久世医師会
生活関連施設の復旧	土木第一班・第二班 管理第一班・第二班 応急対策班	ライフライン被害状況の把握	NTT 西日本株式会社（京都支店） 関西電力送配電(株) 大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部 ＬＰガス城陽市域防災連絡協議会 城陽ＬＰガス協会
応急作業従事	〃	関係機関との連絡調整	城陽市建設業協会
応急仮設住宅の建設	土木第一班・第二班 管理第一班・第二班 応急対策班・営繕班	住宅対策	城陽市建設業協会 城陽市電気工事業者 城陽市建具業者
物資・食料の調達	調達班 産業班	資材及び物資の調達 関係機関との連絡調整	城陽商工会議所 米穀販売業者 京都やましろ農業協同組合

活　動　項　目	担　当　班	該当する事務分掌	応 援 協 力 要 請 先
上下水道施設復旧	水道第一班・第二班・第三班 下水道班	関係機関との連絡調整	日本水道協会京都府支部 城陽市公認上下水道協同組合 城陽市指定給水装置工事事業者 城陽市排水設備工事指定業者 城陽市建設業協会 みずパートナーＪＯＹＯ共同企業体 日本下水道管路管理業協会 全国上下水道コンサルタント協会
炊き出しの実施	食糧班	炊き出しの協力団体との連絡調整	近畿農政局　企画調整室 日本赤十字社京都府支部

（３）自衛隊災害派遣要請の要求　　＜危機・防災対策課、企画管理部＞

自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を必要とする場合、必要事項を明確にした上で、所定の手続きにのっとって本部長から派遣の依頼を山城広域振興局を通じて府に要請する。



①派遣要請基準

本部長は、災害応急対策の実施に当たり、市の組織等を活用してもなお事態を収拾することができない場合、又は、事態が緊急を要する状況にあるときは、自衛隊の派遣要請について山城広域振興局長を通じて知事に要求（依頼）する。

なお、人命救助等のため緊急を要し山城広域振興局長を通じて知事に派遣要請することができない場合に限り、直接指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長）に対しその旨及び当該市に係る災害の状況を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

②派遣要請依頼の要領

本部長が山城広域振興局長を通じて知事に自衛隊派遣要請依頼をするときは、次の事項を明らかにした文書（様式１）により要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。また、通信の途絶により知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、自衛隊に知事に派遣要請するよう要求できない旨及び災害状況を通知する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

■連絡先

通　報　先	所　在　地	電話番号 （府衛星通信系 防災情報システム）
京都府危機管理部災害対策課長	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	075-414-4472 （衛星 7-700-8110） （地上 8-700-8110）
山城広域振興局長	宇治市宇治若森	21-2101 （衛星 7-750-200） （地上 8-750-200）
陸上自衛隊第７普通科連隊長	福知山市天田堀	0773-22-4141 （衛星 7-835-8103） （地上 8-835-8103）
陸上自衛隊第４施設団長	宇治市広野町風呂垣外 1-1	44-0001 （城陽市防災無線 120） （衛星 7-757-8101） （地上 8-757-8101）

③自衛隊派遣受入れ体制及び準備

自衛隊の活動はかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されることから、市長は平時から次の事項について計画を定めておく。

ア　調整班は、派遣部隊との連絡に当たるため、あらかじめ連絡職員を配置する。
イ　調整班は、庁舎内での自衛隊用本部事務室、自衛隊が集結できる空地（宿舎、資材置き場、炊事場、駐車場として利用できる空地（避難場所を除く））を確保する。
ウ　臨時ヘリポートを確保する。
エ　作業内容に応じ各部は作業計画を樹立し、派遣部隊と作業につき協議する。
オ　自衛隊で保有する使用器材等以外の作業実施に必要な器材等についてはあらかじめ準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮する。

	名　　称	所　在　地
自衛隊用本部事務室	城陽市役所	寺田東ノ口 16･17
自衛隊が集結できる空地	城陽市総合運動公園	寺田奥山 1
	長池演習場	長池地内
臨時ヘリポート	参照：「第２編．災害予防計画 第４章　第６節　交通輸送体系の確保」	

④災害派遣部隊到着の措置

ア　派遣部隊との作業計画等の協議は、副本部長及び都市整備部長がこれに当たる。

イ　部隊到着後速やかにその旨を山城広域振興局長を経て知事に報告する。

⑤災害派遣部隊の主な活動内容

ア　人命救助活動
イ　水防及び消防活動
ウ　地すべり、山くずれ等の応急対策並びに道路応急復旧等の土木活動
エ　救援物資等の輸送活動
オ　応急の医療、防疫、給水及び通信の支援
カ　その他公共的予防及び応急措置

⑥経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市が負担するものとし、市において負担することが適当でないものについては府が負担する。

ア　災害派遣部隊の宿泊施設借上料、損料、光熱水料、電話料、入浴料及び付帯設備料
イ　アに規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

⑦撤収の内容

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって山城広域振興局長を経て知事に報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出する。

（４）応援受入に必要な体制の確立

国・府及び自治体等からの応援を円滑に受け入れるため、関係機関の応援活動のための施設を確保するなど、必要な体制づくりを行う

ア　消火、救助、救急部隊等の受入
イ　重症患者広域搬送・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、救護班等の受入
ウ　救援物資受入
エ　災害時における相互応援協定を締結した自治体及び他の自治体等の応援要員の受入

（５）地域住民との協力

被災地の地域住民は災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

なお、市は地域住民の防災活動が有効に実施されるよう住民の健康管理に努める。

ア　防災機関への協力
イ　被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
ウ　出火防止及び初期消火
エ　初期救急救助
オ　要配慮者の保護
カ　家庭における水、食料の備蓄

第４節　ボランティアの受入れ

＜危機・防災対策課、市民環境部、福祉保健部＞

災害時において被災者に対してきめ細かな支援をするには、ボランティア活動等が重要な役割を担うため、市内外からのボランティアを円滑に効率よく受け入れるため、市は体制の強化に努める。

（１）センターの災害時体制への移行

市は、被災者のニーズに迅速かつ的確に応じるため、市社協に対しセンターの災害時体制への移行を要請する。

市社協は、市の要請を受けてセンターを災害時体制に移行し、推進協議会等の支援団体とともに、指定された公共施設にボランティアの受け入れ窓口を開設する。

（２）災害体制移行時のセンター運営

市は、センターと必要な連携を図るため、市職員をセンターに派遣し、情報を共有化するとともに必要な支援を行う。

センター運営が長期化する場合や、業務量が増大するときには、従事するスタッフの健康管理を考慮し、市からの派遣人数を増員するなど、弾力的な支援が行えるように努める。

①ボランティア募集等に関する広報の協力

市は、センター運営の支援としてボランティア募集広報を活動状況に沿って行い、活動内容、活動場所、活動期間、必要人数等の周知に協力する。

②活動資機材等の調整･提供

市は、計画的に活動資機材の備蓄に努めるとともに、災害時においては被災地でのボランティア活動状況を把握し、随時必要な活動資機材等の調整･調達を行う。

③ボランティアの受入れ・マッチング

センター長及び事務局は、市と連携を図りながら、被災者等からの支援要請とボランティアの受付を行うものとし、推進協議会等の支援団体とともに必要な活動内容や派遣場所等を勘案の上、受け入れ及びマッチングを行う。

④ボランティアセンターの運営

災害が広範、甚大でセンター運営が困難な場合は、京都府災害ボランティアセンター等と緊密な連携や支援のもとに、即効性のあるセンター運営を実施する。

なお、ボランティア活動に伴う事故等に備えボランティア保険制度を積極的に活用する。

⑤ボランティアの活動内容

ボランティアは、概ね次のような活動を行うものとする。

ア　物資の運搬、仕分け、配布

イ　屋内外の片付け

ウ　避難所での手伝い（給水、炊き出し、清掃、洗濯等）
エ　要配慮者等への対応（配食、生活支援、買い物、付き添い等）
オ　日常生活支援（家事手伝い、子どもの遊び相手、話し相手、ペットの世話等）
カ　被災者の訪問調査、被災者の健康状態の確認、被害状況の確認
キ　引っ越し手伝い
ク　暮らしに必要な情報の提供
ケ　仮設住宅での支援活動
コ　コミュニティづくりへの支援
サ　その他、センターが必要と認める活動

⑥センター平時体制への移行協議

被災住民の自立支援確立のため、センターとボランティア活動について協議し、平時体制への移行時期を決定する。なお、平時体制移行後も、災害時要配慮者等への支援活動を必要に応じて継続するとともに、生活相談窓口を設けるなど必要な支援に努める。

第５節　災害救助法の適用範囲　　＜危機・防災対策課、福祉保健部＞

災害救助は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に実施されるものである。

（１）救助の実施

災害救助法による救助は知事が行う。

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与
イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　被災者の救出
カ　福祉サービスの提供
キ　住宅の応急修理
ク　生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与
ケ　学用品の給与
コ　埋葬
サ　死体の捜索及び処理
シ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（２）災害救助法の適用基準

城陽市で災害救助法が適用されるのは、下記のいずれかに該当する災害となる。

■災害救助法の適用基準

1	城陽市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 80 世帯以上であること。
2	京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、城陽市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 40 世帯以上であること。
3	京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上あって、城陽市の区域内の被害世帯数が多数であること。
4	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

注１　同法施行令第１条に規定する人口が５万人以上 10 万人未満の区分を適用

注２　住家が滅失した世帯の数の算定は、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれの住家の滅失した１世帯とみなす。

なお、世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

参考　被害の認定上の基準

被害の区分	認　定　基　準
住家の全壊 （全焼・流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの
住家の半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの
住家の床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

1　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
2　住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
3　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
4　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

（３）災害救助法の適用要請

災害による被害状況が災害救助法適用基準に該当し、又は該当する見込みのあるときは、市長は直ちに次の事項を明確にして知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

ア　災害発生の日時及び場所
イ　災害の原因及び被害の状況
ウ　法の適用を要請する理由
エ　法の適用を必要とする期間
オ　既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

第２章　情報の収集・伝達

第１節　災害情報収集・伝達計画　　＜危機・防災対策課、各部＞

大雨、暴風等及び地震による災害発生時において、災害応急対策を適切に実施するため府や広域防災連絡会、防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況等の収集・伝達及び報告に努める。なお、特別警報が発表された場合には、重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な状況のため、直ちに身を守る行動をとるよう住民に呼びかける。

（１）気象予警報等収集体制

京都地方気象台より発表される気象予警報等の収集を行い、迅速かつ的確に伝達する。

①予警報の種類

ア　特別警報・危険警報・警報・注意報（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概　　要
レベル５ 特別警報 （警戒 レベル５ に相当）	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等（※1）が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 氾濫特別警報	河川（※2）氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル４ 危険警報 （警戒レベル４に相当）	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等（※1）が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 氾濫危険警報	河川（※2）氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル３ 警報 （警戒レベル３に相当）	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等（※1）が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報	河川（※2）氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル２ 注意報 （警戒レベル２）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等（※1）が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 氾濫注意報	河川（※2）氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。

※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※２　洪水予報河川

イ　特別警報・警報・注意報（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概　　要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。

警報等の名称等		概　　要
注意報	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

ウ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

エ　時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

オ　京都府気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の５つである。

a．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「京都府気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。基準は、１時間 90 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときであ

る。」

ｂ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「京都府気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

ｃ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目安に、予測情報として「京都府気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

ｄ．気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「京都府気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

ｅ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

カ　全般気象解説情報、近畿地方気象解説情報、京都府気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（　）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

キ　木津川下流洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらか

じめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。木津川下流については、淀川ダム統合管理事務所と大阪管区気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル２及び３～５に相当する。

また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

指定河川洪水予報の名称と概要

名　称	概　要
レベル５ 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
レベル２ 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。

木津川下流洪水予報の基準水位　（単位 m）

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
淀　川	木津川下流	加　茂	4.50	5.90	6.00

②予警報の発表基準

特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準	気象庁が示すレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	気象庁が示すレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	気象庁が示す基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準	対象格子において気象庁が示すレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	対象河川の格子において気象庁が示すレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	気象庁が示すレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準	気象庁が示すレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	気象庁が示すレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準（※１）	気象庁が示すレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	気象庁が示すレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm

注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	気象庁が示すレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	気象庁が示すレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準（※１）	気象庁が示すレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	気象庁が示すレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	－	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨（※２）	
	低温	最低気温-4℃以下（※２）	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
	着氷	－	
	着雪	24 時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：-2℃～2℃	

※１　表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※２　気温は京都地方気象台の値。

③気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア　予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ　補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

ウ　解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが、長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

気象情報は台風情報の場合を除き、原則として京都地方気象台から随時に発表し、特に定める場合のほか、注意報・警報に準じて取り扱う。

④緊急地震速報の実施及び実施基準

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（２）被害情報等収集体制

①情報収集・報告体制

各部門における施設等の被害状況及び応急措置状況等の情報収集・調査体系は次のとおりとする。なお、収集、調査の各段階において防災関係機関と十分な調整を図る。

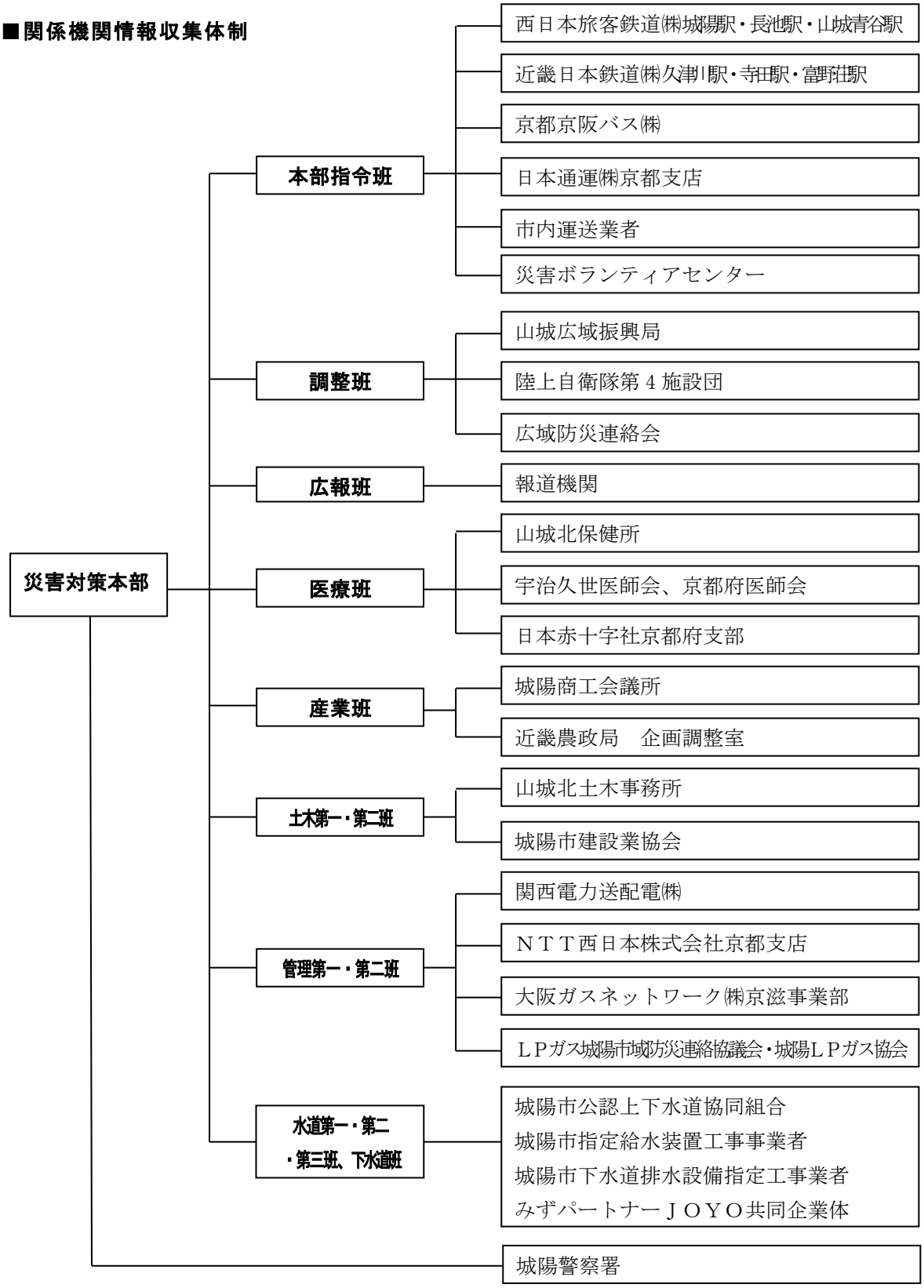
■被害状況の報告体制

報告事項		担当班
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者等の把握	調査第一班・第二班
住家被害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況	調査第一班・第二班
非住家被害	農林業施設、農林産物及び家畜の被害状況	産業班
	商工業施設の被害状況	
	危険物施設等の被害状況	予防班
公共建築物被害	医療施設の被害状況	医療班
	学校の被害状況	教育班
	社会教育施設・社会体育施設・文化財の被害状況	社会教育第一班・第二班 社会体育班
	社会福祉施設の被害状況	救助第二班
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	衛生班
	その他公共施設の被害状況	各施設
土木構造物被害	道路、橋梁及び河川等の被害状況	土木第一班・第二班
	都市公園の被害状況	管理第一班・第二班
	上水道施設の被害状況	水道第一班・第二班・第三班
	下水道施設の被害状況	下水道班
ライフライン被害	鉄道・バス等の被害状況	本部指令班
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	管理第一班・第二班
他の報告	火災発生状況	庶務班
	避難所の開設状況	救助第二班
	救護所の開設状況	医療班

②防災関係機関の情報収集体制

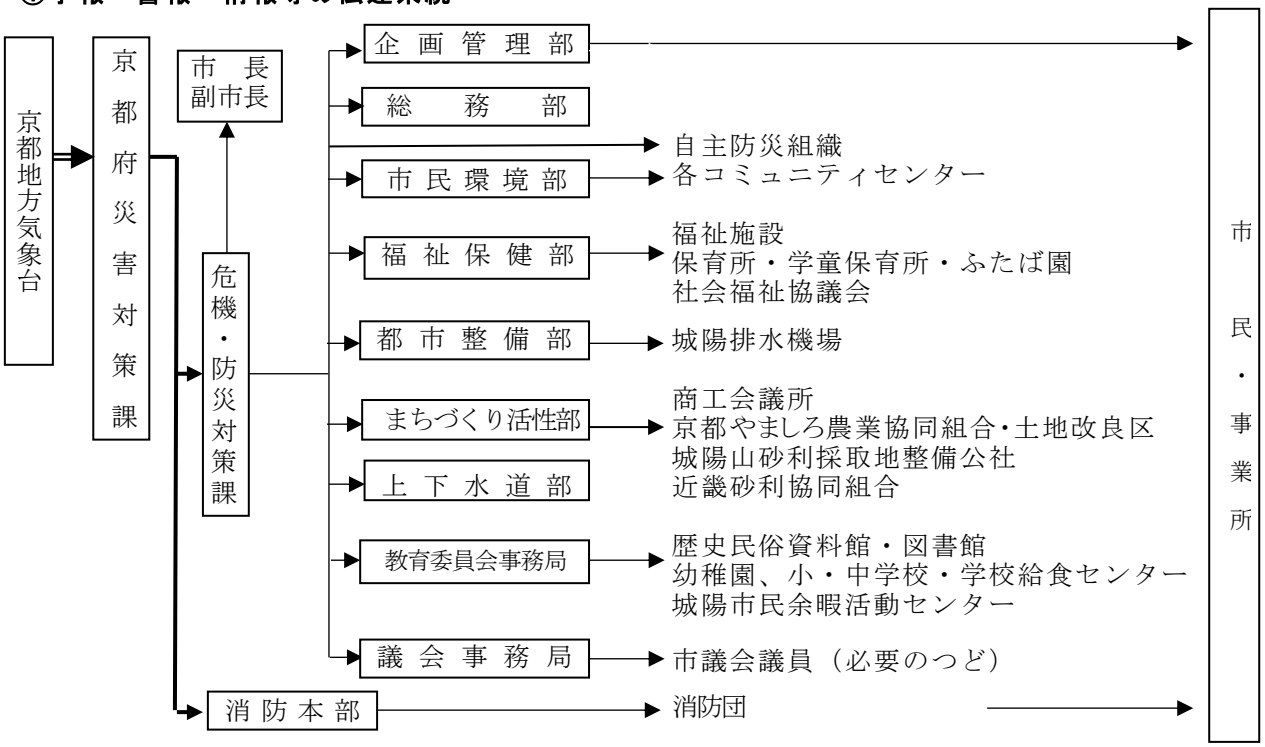
市は、必要に応じて防災関係機関と災害情報等について情報交換を行う。

■関係機関情報収集体制



（３）伝達系統の確立

①予報・警報・情報等の伝達系統

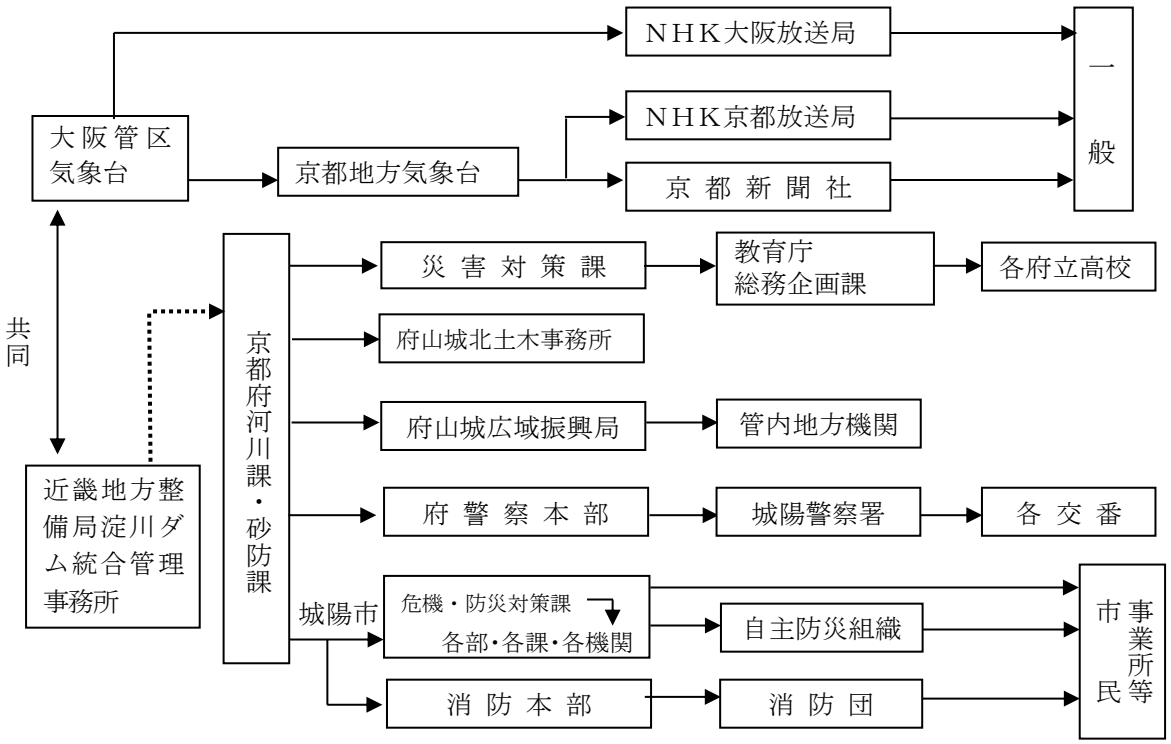


＊各部から各課・関係機関へ伝達する。
＊全職員へは、庁内放送により伝達する。
＊閉庁時は、消防本部から関係課・関係団体等へ連絡する。

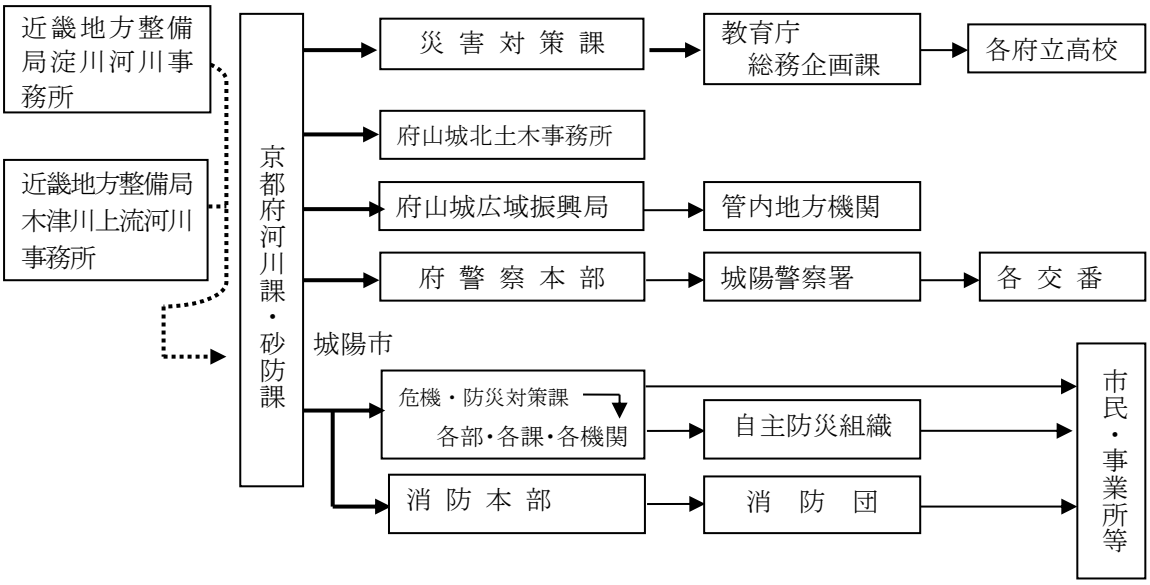
═══	防災情報提供システム
━━━	京都府衛星通信系防災情報システム
───	ＮＴＴ回線・庁内放送

②洪水に関する伝達系統

ア　淀川水系（淀川支川木津川）洪水予報

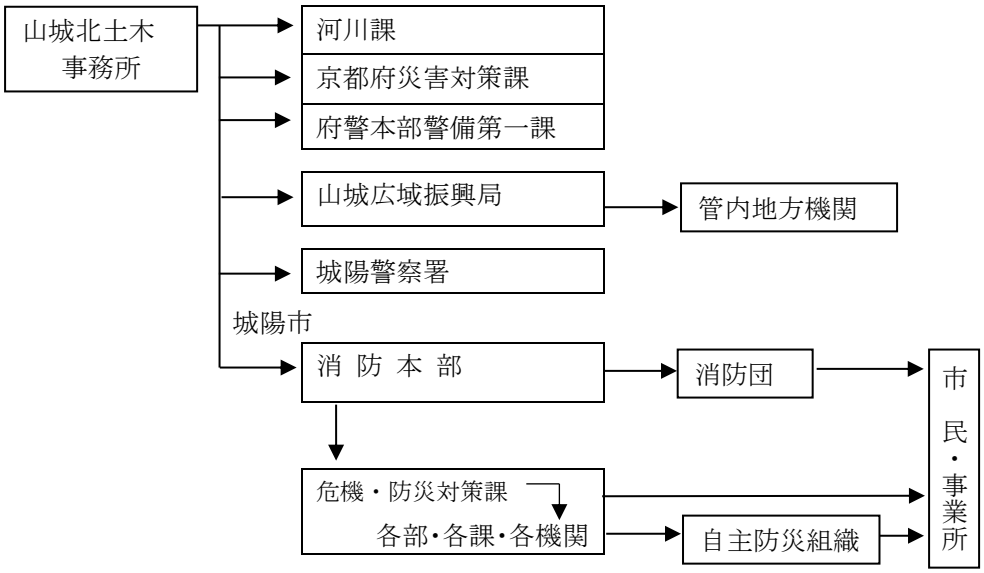


イ　淀川水系（淀川支川木津川）水防警報

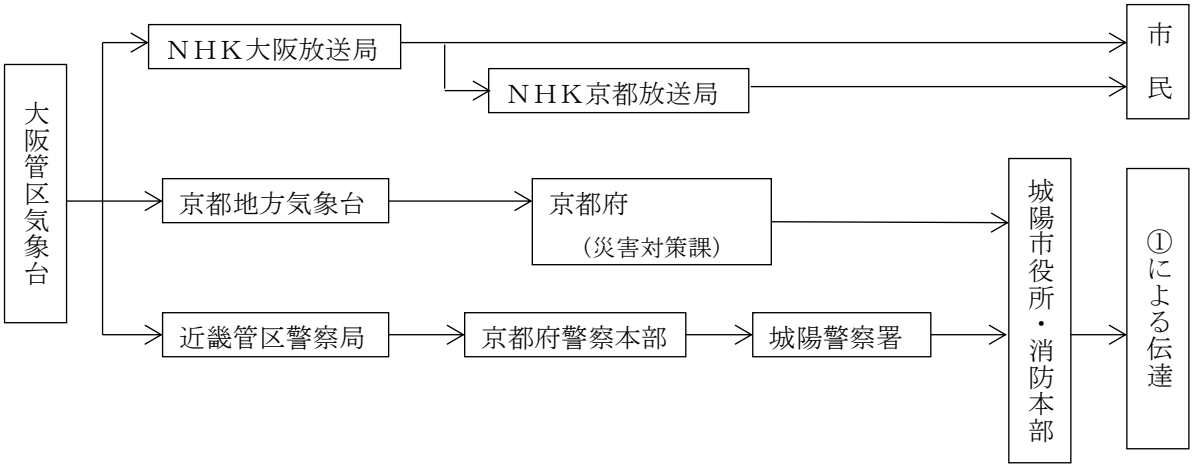


凡例		
	———	京都府衛星通信系防災情報システム
	·····	無線（国土交通省マイクロ）
	———	有線

ウ 古川・青谷・長谷川水防警報



③地震に関する伝達系統



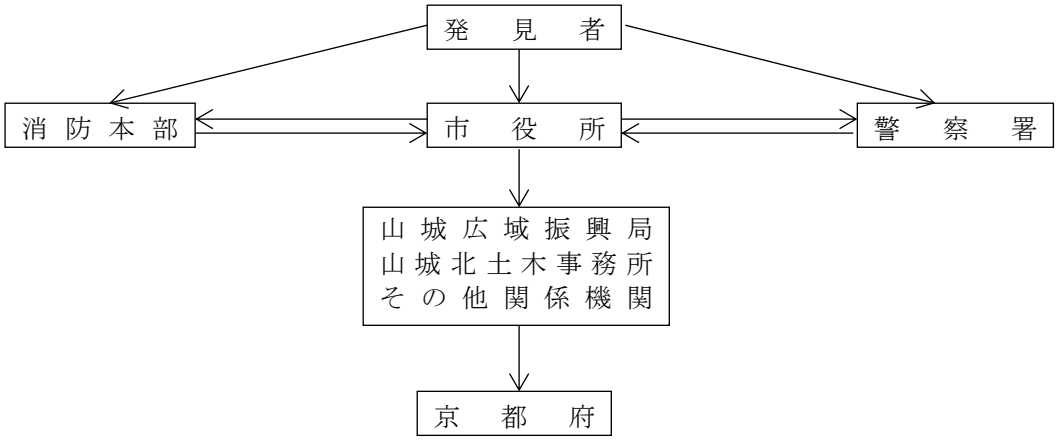
④異常現象の伝達系統

大雨、暴風などの発生に伴う洪水、斜面の崩壊、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。また、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

住民等から異常現象の通報を受けた者は、関係課に通報するとともに災害対策本部の本部指令班（災害対策本部設置前においては危機・防災対策課）に報告する。通知を受けた関係課等は、直ちに必要な措置等を行い、その結果を山城広域振興局（府災害対策本部設置時は府山城広域災害対策支部）を通じて府（府災害対策本部）に報告する。また、広報班は災害の規模、内容に応じて住民への災害情報の周知を実施する。

なお、通信の途絶等のため山城広域振興局又は府へ報告が不可能な場合は、直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、山城広域振興局又は府への通信が回復した段階で、速やかに報告を行うものとする。

■異常現象の伝達系統



（４）収集すべき情報

早期の応急対策の実施と、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断のために収集、伝達する情報の種類は以下のとおりとし、別に定める様式２に即して整理する。

なお災害発生時の第一報は、住民・職員からの通報や警察・消防等の情報をもとに整理し、状況を把握する。

また、人的及び物的被害の判定は、被害程度の認定基準による。

①気象・水防・地震情報

②被害情報

ア　人的被害（死亡、行方不明、重・軽傷）
イ　住家被害（全壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、床上・床下浸水）
ウ　非住家被害（店舗、工場等）
エ　公共建築物被害（病院、避難場所、救護所等）
オ　農地被害（田畑の流失、埋没、冠水等）
カ　土木構造物被害（河川、急傾斜地等）
キ　ライフライン被害（通信、交通、ガス、電気、水道）

③人命救助に関わる情報

ア　生き埋め情報
イ　傷病者発生情報
ウ　崖崩れ情報
エ　火災情報
オ　道路情報
カ　医療機関情報

④火災・延焼に関わる情報

⑤各部・各班の初動対応に関わる情報

火災情報は、本部指令班から府山城広域災害対策支部を通じて府災害対策本部へ伝達する。

（５）京都府に対する報告

市は、当該区域内に災害が発生したときは、府地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告する。

この報告は、本部指令班又は調整班から府山城広域災害対策支部を通じて府災害対策本部へ伝達する。

■災害情報等の伝達

	電話番号	ＦＡＸ番号	*衛星通信系情報システム(地上)
府山城広域災害対策支部	21-2101	21-2106	7-750-211～6 7-750-218 (FAX) 7-750-8100
府災害対策本部	(075)414-4472	(075)414-4477	対策本部 7-700-8111～7 災害対策課 7-700-8110 (FAX) 7-700-8102
消防庁広域応援室 （平日） （休日・夜間）	 (03)5253-7527 (03)5253-7777	 (03)5253-7552 (03)5253-7553	

*衛星通信系情報システムの地上系は７の部分が８（8-XXX‥）となる。

①被害の認定基準

災害による被害程度の認定は、「災害報告取扱要領」による。

②報告の内容

ア　災害情報報告

城陽市域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。

ただし、市が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合に、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。

（ア）報告の内容

ａ．被害の概要

ｂ．市災害対策本部設置の状況

ｃ．避難情報の発令の状況

ｄ．消防機関の活動状況（消防職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）

ｅ．応援要請状況

ｆ．要員及び職員派遣状況
ｇ．応急措置の概要
ｈ．救助活動の状況
ｉ．要望事項
ｊ．その他の状況

（イ）報告の概要

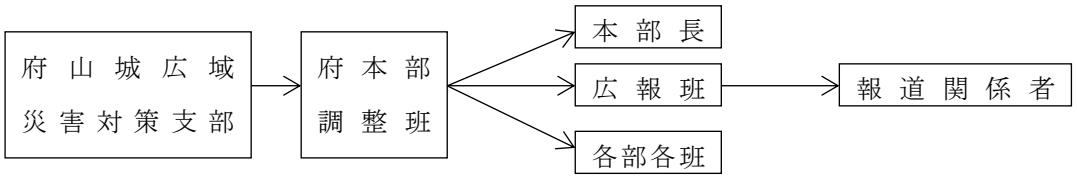
ａ．（ア）に揚げる事項が発生次第、その都度様式２若しくは京都府防災情報システムにより報告する。

ｂ．自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

（ウ）報告の処理概要

ａ．市長は、山城広域振興局長（災害対策支部長）を経由して知事に報告する。

ｂ．ａの報告に基づき、府本部は次により報告を処理する。



ｃ．災害救助法が適用された場合における救助活動の詳報報告は、別にされる指示に基づき行う。

イ　災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、様式３若しくは京都府防災情報システムにより行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後１時間以内に報告すること。

ウ　被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次様式４若しくは京都府防災情報システムにより報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

エ　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に様式４若しくは京都府防災情報システムに基づいて報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

オ　被害詳細報告

衛生・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細は、別の指示するところに従って報告する。

カ　被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

③報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として京都府衛星通信系防災情報システムをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

通信設備利用に際しては、次の事項に留意すること。

ア　電話による場合

「非常電話」、「緊急電話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ　防災行政無線による場合

次の事項について防災行政無線を利用する。

なお、無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

ａ．緊急要請

ｂ．予警報の伝達

ｃ．災害対策本部指令及び指示

ｄ．応急対策報告

ｅ．被害状況報告

ｆ．その他災害に関する連絡

ウ　西日本旅客鉄道㈱の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅の通信設備を利用する。

エ　通信途絶時における措置

公衆電気通信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

第２節　通信連絡体制　　＜危機・防災対策課、企画管理部＞

災害の予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の応急対策に必要な指示・命令等は防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

ア　加入電話等の有線通信が途絶した場合

携帯電話や市防災無線、京都府衛星通信系防災情報システム、消防無線、その他の無線を利用する。

イ　通信施設が不通の場合

通信可能な地域まで連絡員（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告する。

（１）通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者、管理者は相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

（２）通信施設の運用

災害による被害が比較的少ない無線通信や、一般住民など民間からの協力を得やすいインターネット等の有効な運用体制を設定し、災害に強い情報通信ネットワークの構築に努める。

①防災行政無線

市内や府及び他市町村への連絡手段として、また有線通信が途絶した場合における通信手段として京都府衛星通信系防災情報システム、市防災無線を活用する。

②非常通信

ア　非常無線通信の内容

ａ．人命の救助に関すること。

ｂ．天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。

ｃ．緊急を要する気象等の観測資料に関すること。

ｄ．電波法第 74 条に定める指令及びその他の指令に関すること。

ｅ．非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

ｆ．暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

ｇ．非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

ｈ．非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

ｉ．鉄道線路、道路、電力設備、電気通信回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。

ｊ．災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、知事又は市長村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。

ｋ．災害対策基本法第 79 条の規定に基づき指定地方行政機関の長、府知事又は市長が、災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
ｌ．防災関係機関相互間発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
ｍ．災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、府知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
ｎ．民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

③ＪＲ通信設備

災害に際して通知、要請、伝達及び警報若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、京都府知事と西日本旅客鉄道㈱社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」により、西日本旅客鉄道㈱が設置する通信設備を利用する。

④インターネット

インターネットを活用することで、市内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

⑤放送の要請

市長は、災害に際して通知、要請、伝達及び警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のための緊急かつ特別の必要があるときは、次の定めるところにより放送機関に放送を要請するものとする。

ア　災害対策基本法に基づく放送の要請

災害対策基本法第 57 条等に基づく下記の協定により、必要な事項について放送を要請する。

協定等	相手	締結日
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	ＮＨＫ京都放送局 ＫＢＳ京都	S41.5.10
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)エフエム京都	H4.4.22
緊急時における放送実施に関する協定	エフエム宇治放送(株)	H18.3.13

イ　緊急警報放送の要請

電波法に定める緊急警報信号により災害に関する放送を要請するときは、京都府知事とＮＨＫ京都放送局長との間に締結された「緊急警報放送の要請に関する覚書」第 2 条により、京都府知事に対して要請するものとする。

ただし、市と府との通信途絶など特別の事情がある場合には、直接放送要請を行うものとする。

ウ　コミュニティＦＭ放送の要請

市が出資・事業委託しているエフエム宇治放送㈱に対し、災害情報及び市民生活の安全を確保する上で緊急に放送することが必要なときは、放送を依頼する。

エ　放送の要請手続

ａ．災害情報等の要請は、重要加入電話（災害時優先電話及び災害時優先携帯電話）に

より行うものとする。

b．緊急警報放送にあっては、あらかじめ電話等により放送要請の予告をした後、文書により行うものとする。

ただし、緊急を要し文書によるいとまのない場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

オ　放送の要請内容

a．放送を求める理由（避難情報の発令、各種予警報の通知、その他）

b．放送内容

c．希望放送日時（即時、月　日　時　分）

d．災害時の状況（災害の態様、時、場所等）

e．その他

第３節　広報計画　　＜危機・防災対策課、企画管理部＞

災害時に住民及び報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と住民生活の安全、社会秩序の維持を図るために災害広報を行う。

（１）実施機関

災害時における広報は、広報班が行うものとする。ただし、災害の状況によっては各所管においても実施する。

（２）留意事項

ア　広報担当者は一般住民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。

イ　広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。

ウ　レベル５特別警報が発表された場合には、重大な災害が発生する可能性が高まっているため、直ちに身を守る行動をとるよう住民に呼びかける。

エ　災害発生前の広報については、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止などに必要な注意事項をとりまとめて広報する。

オ　被害発生後の広報については、被害の推移、避難情報、応急措置状況が確実に周知できるよう広報する。

カ　避難所を開設した場合には、市防災無線、広報車、チラシ、メール、市ホームページやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、各避難所へ迅速かつ的確に気象情報、被害状況等を提供する。

（３）広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断のもとに実施していく。

①災害の概況と被害状況

ア　気象情報、河川情報及び警戒宣言等の情報

イ　発生地域、人的・物的被害状況

②避難に関する事項

ア　避難情報の発令

イ　避難所の開設及び収容

③応急対策実施状況

ア　救護所の開設及び保健衛生等に関すること

イ　交通機関、運輸、通信等に関すること

ウ　ライフライン等の復旧に関すること

④安否情報

⑤その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

ア　家族で実施すべき防災対策
イ　自主防災組織に対する防災活動の要請
ウ　応急仮設住宅への入居募集に関すること
エ　生活必需品の支給等に関すること
オ　被災者援護制度に関すること
カ　被災相談所の開設に関すること
キ　災害ボランティアの募集に関すること
ク　その他必要な情報

（４）広報手段

広報に当たっては次に定める手段を併用し、迅速かつ的確な情報伝達を行う。

①交通通信施設が利用できる場合

ア　公用車の利用
イ　広報紙、チラシ、メール等の配布（新聞折込、広報掲示板、避難所、公共施設等への掲載）
ウ　新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請

②交通通信施設が途絶した場合

ア　市防災無線による各地区連絡所への通報
イ　オートバイ、自転車、徒歩等による周知
ウ　自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
エ　市内アマチュア無線局への協力依頼
オ　サイレン

（５）報道機関に対する発表

報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について定期的に、また必要に応じて随時発表する。

■新聞報道関係連絡体制

新　聞　社	所　在　地	電　話　番　号
朝日新聞社　京都総局	京都市中京区御池通柳馬場角	Tel　075-211-3351 Fax　075-211-8339
毎日新聞社　学研・宇治通信部	宇治市宇治里尻 78-5 南郷ビル４階	Tel　21-2084 Fax　21-2080
産経新聞社　京都総局	京都市下京区烏丸通仏光寺上ル産経京都烏丸ビル７階	Tel　075-351-9145 Fax　075-341-6610

新　聞　社	所　在　地	電　話　番　号
読売新聞社　京都総局	京都市中京区烏丸通六角下る 七観音町 630	Tel　075-231-1111 Fax　075-241-4680
京都新聞社　南部総局	久世郡久御山町林高黒 1-8	Tel　45-1212 Fax　45-1214
洛タイ新報	宇治市宇治里尻 81-3	Tel　22-4109 Fax　20-1417

■テレビ・ラジオ報道関係連絡体制

放　送　局	所　在　地	電　話　番　号
NHK 京都放送局 学研都市報道室	京田辺市田辺中央 1-7-2 ベルバール新田辺 301 号	Tel　68-2481 Fax　68-2482
㈱京都放送	京都市上京区烏丸上長者町	Tel　075-431-7360 Fax　075-441-0360
㈱エフエム京都	京都市下京区烏丸通四条下ル 水銀屋町 620　COCON 烏丸 8F	Tel　075-344-0894 Fax　075-344-1894
エフエム宇治放送㈱	宇治市宇治琵琶 45-13 宇治市産業会館内	Tel　24-8818 Fax　24-2038

（６）安否情報の広報

被災者の避難場所、連絡先等の安否情報に関しては、災害対策本部、地区連絡所、各避難所等に専用掲示板を設置するとともに、報道機関に対しても必要に応じて随時発表する。

（７）外国人に対する広報

市内に居住する外国人については、特に情報面での孤立を避けるため、外国人を支援する城陽市国際交流協会等の団体と連携を図るとともに勤務又は所属する事業所等に連絡窓口を設けさせ、それを通じた外国語による広報体制を確立する。

また、避難所等においては専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行うことで対応する。

（８）災害時における記録写真

報告、記録等に供する写真は広報班が担当し、各部各班の被害調査員が撮影した写真を収集するとともに、市民等が撮影したものについても極力活用するものとする。

（９）庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。よって災害対策本部の指示に従い、適宜、庁内広報ビラの発行及び庁内放送を実施する。

第４節　広聴活動計画　　＜危機・防災対策課、企画管理部＞

住民のニーズを聴取して必要なサービスを把握するとともに、生活上の問題を解決していくため、効果的な広聴活動を実施する。

ア　関係機関の協力を得て、被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

イ　災害に関して、被災者、住民、近隣市町等からの各種の問い合わせに対しては、防災各機関においてそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第３章　消防活動等

第１節　消防活動計画　　＜消防本部＞

（１）警戒体制

①火災警報等の発令

市長及び消防長は、強風注意報、乾燥注意報の通報を受け、気象の状態が火災予防上危険であると認めたときは火災警報、火災注意報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。

②警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、又は火災による飛火等で火災延焼のおそれがあるとき、あるいは火災発生によって著しく混乱を招来するか又は人的危険が予想されるときは、消防職員並びに消防団員による警戒体制を確立する。

③大規模地震の発生

大規模地震が突発的に発生した場合、消防長は次の基準により非常警備を発令する。

ア　城陽市域に震度５弱以上の地震が発生したとき

イ　その他、消防長が必要と認めたとき

（２）消防職員・団員の非常招集

火災警報等の発令により職員等を増強する必要が生じたときは、消防計画の規定により招集する。

また、城陽市域又は隣接市町に火災が発生したときには、「城陽市消防職員服務規程」に基づき、消防職員は消防署に出署し、分団本部員は各分団本部器具庫へ参集する。

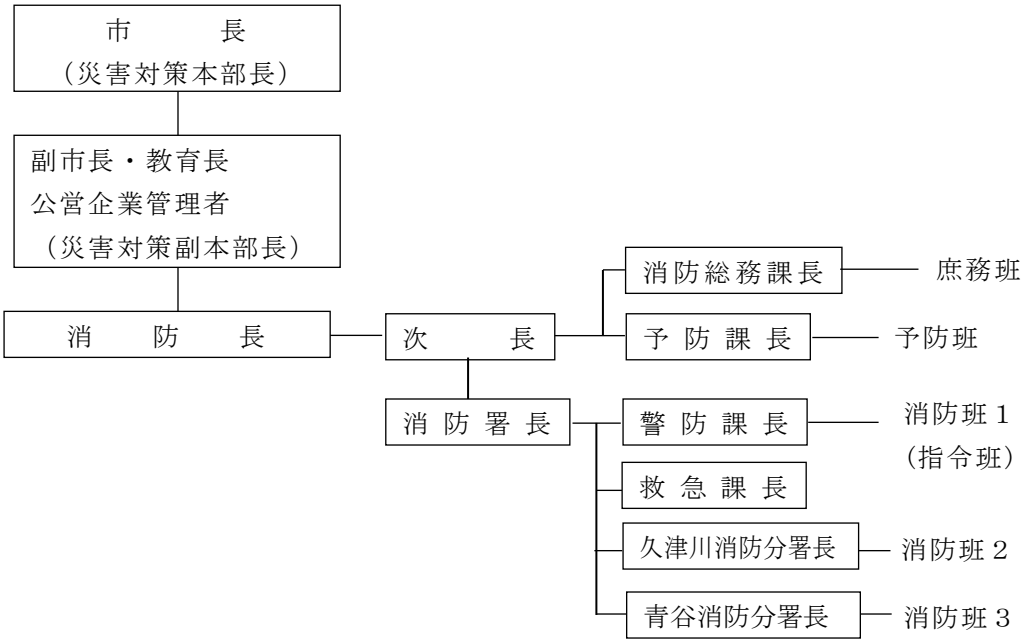
城陽市域に震度５弱以上の地震が発生したときは招集命令を待つことなく、消防職員は消防署に出署し、団員は各分団本部器具庫へ参集する。

（３）組織体制

①消防本部の組織体制

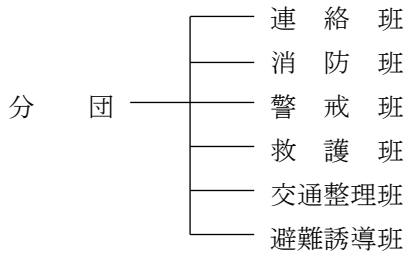
消防本部の組織体制は以下のとおりとし、災害時における消防活動は、災害対策本部及び現場指揮本部等の指揮命令により行動する。

■消防本部の組織体制



②消防団の組織体制

消防団の組織体制は「第２編　災害予防計画　第２章　第１節　火災予防対策」のとおりとし、災害発生時には状況により消防分団内に次の班を編成する。



（４）部隊の編成

消防隊の編成は、「城陽市消防隊出動計画」によるものとする。

（５）情報収集

①消防本部

ア　消防長は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。

ａ．高所に見張りを置き、市内全域の被災状況を収集する。

ｂ．参集職員及び出動隊の指揮者から活動障害、被災状況等の情報を収集する。

ｃ．消防本部は市災害対策本部から必要な情報を収集する。

ｄ．署付近の一般住民等から積極的に周辺の状況を収集する。

ｅ．消防車を管内に出動させ、広報及び情報を収集する。

ｆ．その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報収集に努める。

イ　収集項目は次のとおりとする。

ａ．消防庁舎の被害及び消防車の出動の可否

ｂ．実働人員の把握
ｃ．主要道路、橋梁等の交通障害状況
ｄ．区域内住民の動向
ｅ．火災、救急、救助事象発生状況
ｆ．救護病院等の状況
ｇ．危険物、ガス等の多量流出、火災危険の有無
ｈ．消火栓、防火水槽の使用可否
ｉ．その他の障害状況

②消防団

ア　団長及び副団長は、次の手段を講じて管轄内の必要な情報を収集する。
ａ．参集団員及び管内出動隊から消防障害、被害状況等の情報を収集する。
ｂ．高所に見張員を置き、被災状況を収集する。
ｃ．携帯無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
ｄ．団詰所付近の一般人等から、積極的に周辺の状況を収集する。
ｅ．その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

イ　収集項目は次のとおりとする。
ａ．区域内住民の動向
ｂ．火災、救急、救助事象発生状況
ｃ．道路、橋梁等の交通障害状況
ｄ．消火栓、防火水槽の使用可否
ｅ．その他の障害状況

ウ　留意事項
ａ．地震当初は家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分留意する。
ｂ．通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかを確認する。

（６）報告

消防長は消防本部や消防団の収集した情報を災害対策本部に報告する。また、大火災等の災害が発生した場合又は、大地震に伴って大火災が発生した場合において、市長は次により調査の上､災害対策に必要な情報に意見を添えて府に報告する｡府はこの情報により、計画に基づいて必要な対策を講じるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日　消防災第 267 号消防庁長官通知）に定める火災即報とする。

①調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日　消防災第 267 号消防庁長官通知）による。

②調査報告を要する基準

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

ア　一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について別に定める様式５により報告すること。

ａ．死者が３人以上生じたもの

ｂ．死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

ｃ．自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ　個別基準

次の火災及び事故については、上記アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ａ．建物火災

・特定防火対象物で死者の発生した火災

・高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

・国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

・建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

・他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上となる見込みの火災

・損害額１億円以上と推定される火災

ｂ．林野火災

・焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

・空中消火を要請又は実施したもの

・住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ｃ．交通機関の火災

・航空機火災

・列車火災

ｄ．その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

ｅ．危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

・負傷者が５名以上発生したもの

・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

・500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

・河川への危険物等流出事故

・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ｆ．原子力災害等

・放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
・放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ｇ．その他特定の事故
・可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

ｈ．消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

ウ　社会的影響基準

ア一般基準、イ個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること

③救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　死者５人以上の救急事故

イ　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

ウ　要救助者が５人以上の救助事故

エ　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

オ　消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

カ　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

キ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

ク　上記アからキに該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

ａ．列車、航空機に係る救急・救助事故

ｂ．バスの転落による救急・救助事故

ｃ．ハイジャックによる救急・救助事故

ｄ．不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

ｅ．全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

④武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他

の人的又は物的災害。

イ　国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は関節に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

⑤災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　一般基準

ａ．災害救助法の適用基準に合致するもの

ｂ．京都府又は本市が災害対策本部を設置したもの

ｃ．災害が２府県以上にまたがるもので一の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

ｄ．気象業務法第 13 条の２に規定する大雨、津波、火山の噴火等に係る特別警報が発表されたもの

ｅ．自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ　個別基準

次の災害については、アの一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合も含む。）について報告をすること。

ａ．地震

・地震が発生し、京都府又は本市の区域内で震度５弱以上を記録したもの

・人的被害又は住家被害を生じたもの

ｂ．風水害

・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊により人的被害又は住家被害を生じたもの

・強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ｃ．雪害

・積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

ウ　社会的影響基準

ア一般基準、イ個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

⑥直接即報基準

消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

ア　火災等即報

ａ．交通機関の火災

②のイのｃに同じ

ｂ．危険物等に係る事故

・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
・負傷者が５人以上発生したもの
・危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
・危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
(a) 河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
(b) ５００キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等
・市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
・市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

ｃ．原子力災害等
②のイのｆに同じ

ｄ．ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

ｅ．爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

イ　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ａ．列車、航空機等による救急・救助事故

ｂ．バスの転落等による救急・救助事故

ｃ．ハイジャックによる救急・救助事故

ｄ．映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

ｅ．その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度の高いもの

ウ　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

（２）国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は関節に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

エ　災害即報

ａ．地震が発生し本市の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

ｂ．風水害が発生し死者又は行方不明者が生じたもの

⑦調査報告の期限

市長の提出期限	消防庁長官に対する知事の提出期限	備　　考
即　　時	即　　時	様式５により報告すること

⑧報告系統

市　　長 ― 知事（災害対策課、原子力防災課、危機管理総務課、消防保安課） ― 消防庁長官

（７）火災防御

①防御

ア　避難地、避難路確保の優先

イ　延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路の防御を行う。

②部隊運用

ア　消防本部

ａ．発災直後における消防隊の出動は、単独活動とする。

ｂ．消防隊の出動は、消防長の命令によることを原則とする。

ｃ．消防長は火災状況及びこれらの進展予測を行い、具体的な防御方針を決定し、効率的に部隊を運用する。

イ　消防団

ａ．発災直後における出動は、単独活動とする。

ｂ．団長又は分団長は、管内の火災状況及びこれらの進展予測を行い、効率的に部隊を運用する。

ウ　出動不能時の措置

道路障害等のため、出動不能の場合は､可搬式動力ポンプ等を最大限に活用し防御に当たる。

エ　出動途上の留意事項

ａ．出火防止、初期消火等について広報を実施する。

ｂ．他の火災に遭遇した場合は、消防長に報告し、指示命令を受ける。

ｃ．救急・救助事象に遭遇した場合には、付近住民に協力を要請する一方、必要に応じて最小限の人員を配置し、火災現場に出動する。

ｄ．交通障害等により出動を阻害され、他に適当な迂回路がない場合は、その旨消防本部へ報告し、応急措置により通行可能な場合は、適切な方法を施し通行する。

オ　進入

ａ．原則として屋内進入は行わない。

ｂ．消防力が優勢で攻撃防御が可能な場合は、延焼危険の大きい方面から順次包囲態勢をとり一挙鎮滅を図る。

ｃ．消防力が劣性の場合は、守勢防御とし、延焼防止上重要な方面に部署する。

ｄ．避難地又は、避難路確保を要する場合は、周囲の火流から避難者を保護するため、避難路に面する部分を優先する。

カ　注水

ａ．死角のない場所を選定し、努めて移動注水を行う。

ｂ．注水は、努めて大口径かつ強力注水とする。

ｃ．使用水量が不足するおそれがある場合は、火点周辺の延焼阻止を図る。

キ　転戦

ａ．転戦は、他への延焼危険がほぼなくなった時点とし、残火処理は、消防団等に依頼する。

ｂ．転戦を要する場合は、指揮者の判断により転戦先での防御に必要な最小限のホースを収納するか、転戦途上に署又は団詰所がある場合は、立ち寄って不足ホースを補充し転戦する。

（８）救急・救助

①活動方針

ア　救急・救助隊は、救命活動を優先して実施する。

イ　同規模程度の救急・救助事象が併発した場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を実施する。

ウ　同時に複数の救急・救助事象が発生した場合は、少数の隊員で多数の人命救助ができる事象に主力を注ぐ。

エ　救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的措置を行わせる。

②活動体制

ア　発災初期は被害状況の覚知が遅延するので各活動拠点周辺の救急・救助を行う。

イ　火災発生件数が少なく救急・救助件数が多い場合は、消防車両を災害現場に投入し早期に関係機関と協力し、救急・救助体制の確立を図る。

ウ　救急・救助事象の把握は、災害対策本部からの指示のほか、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。

エ　医療機関の開設、収容能力については、災害対策本部との連絡を密にして、早期にその状況把握に努める。

③出動の判断

消防長は火災発生後管内の救急・救助事象の発生状況及び火災状況を判断し、次のいずれかを決定し出動させる。

ア　火災が多発延焼し、総力を上げて消火活動を行う状態のときは、火災現場及びその周辺における救急・救助活動を行う。

イ　火災が発生していても現有消防力で対応できる場合は、消火活動と救急・救助活動を併行して行う。

ウ　火災が発生していても延焼火災がなく、主力を救急・救助活動に従事させることがで

きる状態のときは、必要最小限の防御隊を残し、他隊は救急・救助活動を行う。

④部隊運用

ア　消防本部

消防長は、災害対策本部より救急・救助指令を受けたときは速やかに出動隊を決定し、出動させる。

イ　消防団

災害対策本部から救急・救助指令を受けた分団は、速やかに出動する。

ウ　出動途上の留意事項

ａ．救急・救助出動路において交通障害に遭遇した場合は、消防本部へ連絡し、応急措置により通行可能な場合は適切な方法を施し通行する。

ｂ．救急・救助出動する場合は、火災の発生及び他の救急・救助事象の発見に努め、火災に遭遇した場合は、消防団員に消火活動を行わせるとともに、付近の住民に協力を依頼する。また、必要があるときは隊員の一部を消火指揮のために残し、救急・救助現場に出動する。

ｃ．他の重大と判断される救急・救助事象を発見した場合は、その旨消防本部へ報告し、発見した救急・救助事象活動に従事する。

⑤現場活動

ア　救急・救助は救命処置を必要とする者を優先して救出し、その他の負傷者は消防団等に協力を求めて救出する。

イ　活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる負傷者を優先し、短時間に少しでも多く救出する。

ウ　関係機関及び自主防災組織等の協力を得て十分な救出活動ができるように努める。

エ　消防長若しくは団長等は、負傷者の発生状況を考慮し、部隊の増強を必要と認めた現場に救急・救助応援部隊及び管轄分団を応援出動させるとともに災害対策本部に対しても、関係機関等の応援を要請する。

オ　検索済みの家屋等については重複した救助活動を避けるため「活動済み」の表示をする。

（９）消防活動に必要な器材の整備

消防本部は、必要な器材を整備し応急活動時に備えるものとする。

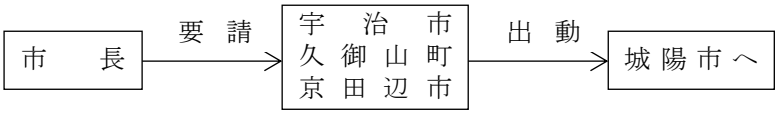
（１０）応援要請

火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、相互応援協定を締結している宇治市、久御山町、京田辺市への応援要請を行う。

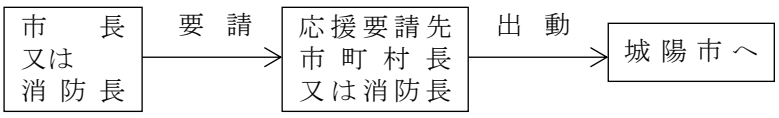
また、災害の拡大が甚だしい場合は、京都府広域消防相互応援協定に基づき、府内市町村及び消防一部事務組合への応援要請を行う。

さらに、火災が著しく拡大し、府内の市町村の消防力では対応できない場合は、知事は国に対し他府県の消防機関の応援及び緊急消防援助隊の派遣を要請する。相互応援を要請するときの連絡系統は以下に示すとおりである。

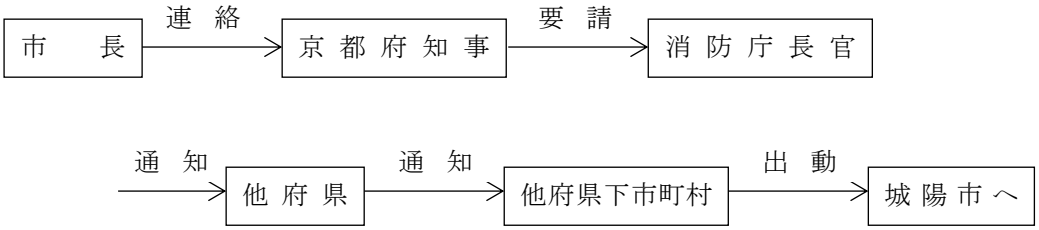
■近隣市町応援要請



■京都府広域消防相互応援要請



■緊急消防援助隊応援要請



①受入れ消防体制及び準備

緊急消防援助隊等の応援部隊が速やかに消防活動を開始できるよう、市長は平時から次の事項について計画を定めておく。

ア　調整班は、応援部隊との連絡に当たるため、あらかじめ連絡職員を配置する。

イ　調整班は、応援部隊が集結できる空地を確保する。

ウ　臨時ヘリポートを確保する。

エ　作業内容に応じ作業計画を樹立し、応援部隊と作業につき協議する。

第２節　水防活動計画　　＜消防本部、都市整備部＞

大雨、洪水及び大地震発生により、浸水及び水害が発生若しくは発生するおそれがある場合、市は監視・警戒活動等を行う。

（１）水防組織

水害発生時の水防組織は災害対策本部長が統括し、水害の規模、範囲に応じて水防組織を編成する。

（２）水防活動に必要な器材の整備

水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防器材の備蓄を把握しておく。

（３）救急・救助

災害対策本部長は、水害による被害状況に応じ救急・救助隊を組織し、人命救助を優先とした救急・救助活動を実施する。

（４）監視・警戒活動

①出動

災害対策本部長は、次の場合直ちに消防班及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒に当たらせる。

ア　河川及びため池の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ　その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

②応援要請

ア　災害対策本部長は、大規模な水防活動を要するため水防法第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、警察官及びその他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

イ　この場合、災害対策本部長は現場に責任者を置くものとする。

ウ　責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は回転灯によりその位置を明確にする。

エ　援助、応援を求めた場合には、直ちに山城広域振興局長にその詳細を報告する。

（５）出動、水防開始並びに堤防及びため池の異常に関する報告

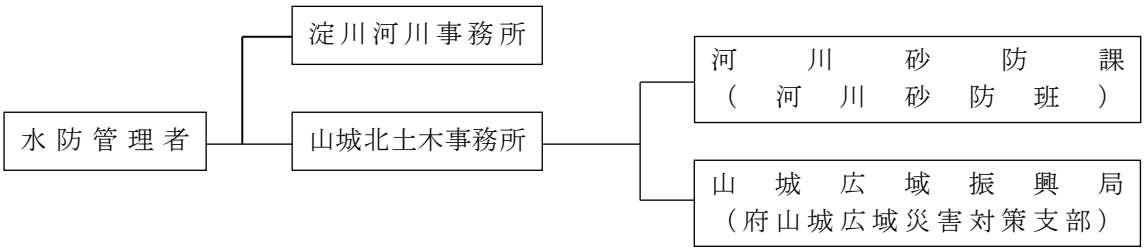
ため池、樋門、排水機等の管理者は、大雨、洪水、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し､又は発生するおそれがあると認めた場合には､連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときには直ちに水防管理者並びに関係河川管理者に連絡する。

ア　次の場合には、連絡系統図により直ちに報告する。

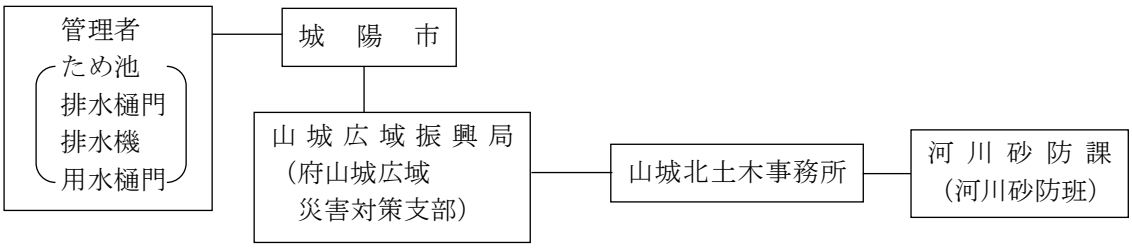
ａ．水防団及び消防機関が出動したとき

ｂ．水防作業を開始したとき

ｃ．堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）



イ　ため池の異常を発見したときは(これに関する措置を含む)、次の系統により報告する。



ウ　決壊等の通報

大雨、洪水、大地震発生により堤防あるいはため池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合には、市においては、水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を山城北土木事務所長、山城広域振興局長及び氾濫する隣接方向の水防管理団体に通報しなければならない。山城北土木事務所長においては、これを直ちに建設交通部河川課、警察署、又は直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要箇所に連絡するものとする。

（６）公用負担

①公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を有するものは、市長(水防管理者)、消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示するものとする。

第　　号

公用負担命令権限証

所属
階級　　氏名

上記の者に　　の区域における水防のため、
水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。

平成　　年　　月　　日　　時

城陽市長　　印

②公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずる者に手渡し、これを行うものとする。

第　　号

公 用 負 担 命 令 書

目的物（　　）　種類（　　）　数量（　　）
負担内容（　　）
使用　　収容　　処分

平成　　年　　月　　日　　時

様　　城陽市長　　印
事務取扱者（受任者）　印

（７）水防解除

災害対策本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ警戒の必要がなくなったと判断したときは、水防解除を命じ、これを一般市民に周知させるとともに山城北土木事務所長及び山城広域振興局長に報告する。

（８）水防てん末報告

災害対策本部長は水防活動が終結した都度、遅滞なく山城北土木事務所経由で知事に報告し、水防現場写真の撮影を行うものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りではない。

第３節　危険物施設等応急対策計画

＜消防本部、城陽警察署＞

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設及び毒物劇物貯蔵施設での、洪水、暴風又は火災等による被害時や地震による火災、爆発又は漏えい等の被害時は、二次災害を引き起こす危険が大きい。これらの被害を最小限にとどめ、施設や周辺の人々に対する危害防止を図るために、特に迅速な措置をとる。

特に危険物所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」という。）は、災害発生時における危険物に対する自主防災体制を確立しておく必要がある。

責任者と消防本部及び保健所等の防災関係機関は、災害発生と同時に以下の対策措置を講ずるものとする。

（１）屋外タンク等の危険物施設

災害発生に伴い、屋外タンク等の危険物施設が破損又は火災が発生した場合は、次の応急措置を行う。

①火災発生の場合

ａ．関係防災機関相互の通報
ｂ．被災者の救出救護
ｃ．立入禁止区域の設定及び交通整理
ｄ．避難誘導及び群衆整理
ｅ．遺体の処理

②屋外タンク等石油類流出の場合

ａ．関係防災機関相互の通報
ｂ．立入禁止区域の設定及び交通規制
ｃ．流出石油類の拡散防止、除去又は処理
ｄ．石油類が河川流入の場合における下流地域への通報

（２）高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

ア　災害の規模・態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類及び気象条件等を考慮し、施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

イ　爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに際しては、次の措置をとる。

ａ．京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請
ｂ．負傷者の救出救護
ｃ．立入禁止区域の設定及び交通規制
ｄ．避難誘導及び群衆整理
ｅ．遺体の処理
ｆ．消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

ｇ．緊急輸送路の確保

ｈ．引火性、発火性又は爆発性物質の移動

ウ　イに加えて毒性ガスの漏えいに際しては次の措置をとる。

ａ．施設の管理者等に対する防毒措置の指示

ｂ．付近住民等に対する中毒防止方法の広報

ｃ．防毒器材の輸送援助

（３）毒物・劇物保管施設応急措置計画

災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散又は散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において、回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、山城北保健所、消防機関又は城陽警察署に届ける（毒物及び劇物取締法第 17 条)。

第４節　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区等に対する応急対策計画

＜まちづくり活性部、都市整備部＞

大雨、洪水、又は地震発生により、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区では斜面崩壊・崩落が発生し、被災者が避難時にこれらの土砂災害に巻き込まれるおそれがある。したがって、京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警報や京都府土砂災害警戒情報システムによるメッシュ情報並びに市民通報や巡視活動から得られる前兆現象に関する情報等を活用し、災害発生後、被害の状況把握に努めるなど住民の安全対策を講じるとともに、施設の復旧に努める。

（１）警戒区域等の警戒巡視活動

①実施体制

施設対策１部及び施設対策２部は、斜面の崩壊崩落等による災害から住民を守るため、大雨、洪水、地震発生により土砂災害が発生する危険性のある場合には直ちに警戒区域等の現地視察を実施する。また、山城北土木事務所等にも応援協力、情報提供を依頼する。

②巡視の優先順位

巡視は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区及びその他の箇所について、次の順位で行うものとする。

ア　各住宅地周辺の警戒区域等
イ　緊急時確保路線沿道の警戒区域等
ウ　各住宅地から避難収容施設までの避難ルート沿道の警戒区域等
エ　その他の警戒区域等
オ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域以外で必要な場所

③被害発見時の措置

ア　被害発見者（施設対策１部及び施設対策２部）

ａ．巡視の際に被害を発見した者は現場にロープを張るなどした上、直ちに本部に通報し、次の指示を待つ。

ｂ．市長及び本部の指示を受けるまでに、消防、警察等の関係機関から交通規制の実施等の指示が伝達された場合は、これに協力する。

イ　本部（事務局、調整班）

連絡を受けた後、市長が交通規制等の実施を決定し、これを受けて次の分掌にすばやく当たる。調整班は、被害にあった施設の管理者、府、消防、警察等関係機関に速やかに連絡し、広報班は各部班、避難場所、地区連絡所、住民等に対する広報活動を実施する。

ウ　避難誘導者及び避難者

避難ルートの被害などの情報を得た場合は、防災業務従事者の指示に従って避難行動を実施する。また、特に指示がなくとも状況を的確に判断し、ルートを変更するなどして迅速に避難する。避難ルートを変える際には、できる限り、前もって防災業務従事者にその旨を連絡する。

（２）応急復旧対策

崩壊崩落等によって被害を受けた施設については、府、施設管理者及びその他防災関係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第５節　救出計画　　＜消防本部＞

暴風、洪水、大規模地震などの発生に伴い、倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行う。

（１）実施体制

被災者の救出は消防班が行うものとし、消防団あるいは派遣された自衛隊や城陽警察署の緊密な連絡のもとに作業を進める。

消防団は災害の状況に応じ必要な人員を勘案し、その組織をもって編成する。

（２）救出対象

ア　暴風、洪水、土砂災害、地震災害等のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

ａ．流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合

ｂ．山津波等により生き埋めになった場合

ｃ．火災発生建物に取り残された場合

ｄ．倒壊家屋等の下敷きになった場合

ｅ．列車、自動車、航空機、雑踏、爆発などの重大事故が発生し、乗客や被災者の救出が必要な場合

イ　災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

（３）救出方法

被災者の救出は災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各部との緊密な連携のもとに行う。特に災害発生直後は、地域の自主防災組織がそれらの機関の救出活動に協力するとともに自主的な救出活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、府等のヘリコプター出動を要請するなど、迅速かつ的確な措置を講じる。

①被災者が少ない場合

消防長の指揮により救出作業に当たり、負傷者を直ちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難場所へ誘導する。

②被災者が多い場合

消防長の指揮下で救出作業に当たり、救護班及び市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うとともに応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症患者については、後方医療施設に移送する。

③その他

救出のために必要となる最低限の機材は各地域の公共施設等の倉庫に保管しておき、特殊な機材については関係機関との十分な連絡のもとに調達を図り、市内の建設業者等に応援を求める。

（４）防災関係機関への要請

消防職員・団員のみでは救出が困難なときは、山城広域振興局、城陽警察署、近隣市町等に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

また、必要に応じて消防組織法第 39 条、第 44 条第 3 項に基づき、他府県、他市町村の消防組織へ応援を要請する。

第４章　避　難

第１節　応急避難計画

＜危機・防災対策課、福祉保健部、市民環境部、都市整備部、消防本部、教育委員会事務局＞

災害緊急時における人的被害の軽減のために、被災者の自主的避難への対応と、危険地域の住民に対する避難情報の発令を行うことで、住民の身体、生活の当面の安全を確保する。

（１）実施体制

避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊等による。また避難の実施が決定したときは、広報計画に基づいて住民への周知を図る。

■避難の実施区分

	実施責任者	措　　置	実　施　の　基　準
避難指示	市　　長 災害対策基本法第 60 条	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるとき
避難の指示等	知事及びその命令を受けた職員 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	立退き指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 水防法第 29 条	立退き指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警　察　官 災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	立退きの指示警告 避難等の措置	市長が避難のための立退きを指示することができないとき、市長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは警告を発し、特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる
	自　衛　官 自衛隊法第 94 条	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合に警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた自衛官は避難について必要な措置をとる
知事による避難の指示等の代行		知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する	

（２）水害・土砂災害時の避難情報発令の判断

①避難情報発令の判断のための情報

消防班は、河川氾濫、土砂災害等に対する避難情報発令の判断のために必要な次の情報の把握に努める。

ア　気象等予警報

京都地方気象台、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、府から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、氾濫予報、水防警報等）やテレビ、ラジオ、インターネットの情報

イ　雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等の気象予測情報

＜雨量計＞

観測所名	位置	確認情報	確認アドレス
宇治	宇治市宇治若森	京都府河川防災情報	http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/
田辺	京田辺市田辺明田		
井手	井手町梅ノ木原		
芦原	城陽市奈島高塚		
寺田	城陽市寺田今橋		

ウ　河川水位情報

木津川及び古川に設置された量水標の水位状況

＜量水標＞

所管	河川	観測所	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	確認アドレス
国	木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	2.5	4.5	5.9	6.0	http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/
		飯岡	京田辺市飯岡久保田	2.0	3.5	－	－	
府	古川	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.9	3.1	－	－	
		近鉄橋下流	城陽市寺田樋尻	－	－	－	－	
		寺田	城陽市寺田今橋	－	－	－	－	
	長谷川	長谷川（城陽市）	城陽市奈島下ノ畔	0.8	1.3	－	－	
	青谷川	青谷川（山城）	井手町大字多賀	1.6	2.2	－	－	

エ　その他周辺状況

ａ．河川、堤防等の巡回により確認できる水位状況等

ｂ．その他、巡回又は異常発見者により提供される、次に示すような土砂災害の前兆現象

＜様々な土砂災害前兆現象例＞

土石流	・近くで山崩れ、土石流が発生している　・立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる ・渓流の流水が急に濁りだしたり、流木等が混ざっている ・降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める　・異様な山鳴りがする ・異臭がする（こげくさい臭い）　・渓流付近の斜面が崩れだしたり、落石等が発生している ・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない
崖崩れ	・斜面に亀裂ができる　・小石が斜面からぱらぱらと落ち出す ・斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる　・斜面にはらみがみられる ・普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる ・湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる
地すべり	・地面にひび割れができている　・池や沼の水かさが急に変わる　・井戸の水が濁る ・斜面から水が吹き出す　・家や擁壁に亀裂が入る　・家や擁壁、樹木や電柱が傾く

②避難情報発令の判断基準

避難情報の発令は、原則次の表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどの辺りまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

ア　河川氾濫に関する避難情報発令の判断基準

対象地区	木津川、古川、長谷川、青谷川(注)の洪水浸水想定区域にある地域
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・水防警報の通知を受けたとき、大雨洪水に関する警報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる降雨が継続すると判断される場合 ・木津川においてレベル３氾濫警報が発表された場合
【警戒レベル４】 避難指示	・異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・木津川においてレベル４氾濫危険警報が発表された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・木津川において、レベル５氾濫特別警報が発表され、かつ指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象地区を限定する） ・氾濫発生情報（警戒レベル５相当）等を基に、決壊や破堤、越水・溢水を確認した場合

(注)長谷川及び青谷川は、水位計の情報や現地で確認した水位状況等を踏まえ、木津川の場合に準じて判断する。

イ　土砂災害に関する避難情報発令の判断基準

対象地区	土砂災害の影響下にある地域
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、３時間先までに警戒レベル４相当情報の基準（レベル４基準）に到達すると予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、警戒レベル４相当情報の基準（レベル４基準）を超過した場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が確認された場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、警戒レベル５相当情報の基準（レベル５基準）を超過した場合 ・土砂災害が発生した場合

（３）警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条の規定に従い、市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

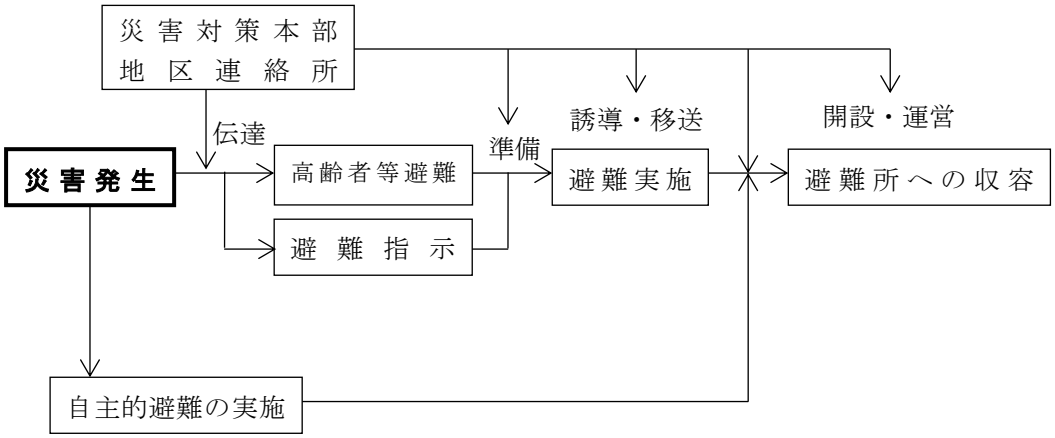
また、同条第 2 項及び第 3 項並びに第 73 条の規定に従い、警察官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

■警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要　件　と　根　拠　法
市　　長	災害全般	災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるとき＜災害対策基本法第 63 条＞
警　察　官	災害全般	同上の場合で市長や委任を受けた吏員が現場にいない、又はこれらの者から要求があったとき＜災害対策基本法第 63 条＞ 生命・身体への危険、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等、危険な事態がある場合＜警察官職務執行法第 4 条＞
自　衛　官	災害全般	市長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合に限る＜災害対策基本法第 63 条＞
消防吏員又は消防団員	災害全般	災害の現場で、消防活動の確保を主目的に設定する＜消防法第 36 条において準用する同法等 28 条＞
水防団長、水防団員	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場合において（消防機関に属する者を含む）＜水防法第 21 条＞
府知事による応急措置の代行	市長が全部又は大部分の事務をできないときは警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行＜災害対策基本法第 73 条＞	

＊警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

活動体制は、消防班、救助第二班を中心に避難場所への収容を行い、救援活動を実施する。



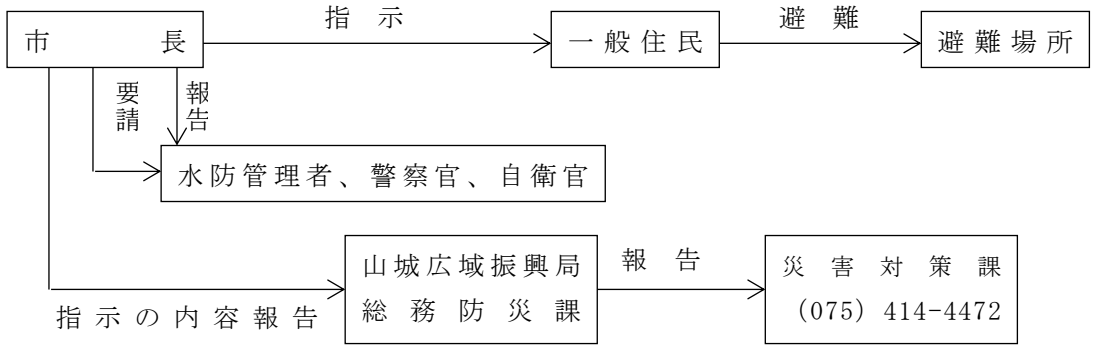
（４）避難情報の伝達方法

①実施基準

避難情報の発令は、次の実施基準に基づき行う。

種　　別	条　　件	伝　達　内　容	伝　達　方　法
【警戒レベル３】 高齢者等避難	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想される場合	①発令者 ②高齢者等が避難を開始する理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①広範囲の場合： テレビ、ラジオ、市防災無線、広報車、メール等 ②小範囲の場合： 広報車によるマイク放送 ③必要に応じ上記を併用する。
【警戒レベル４】 避難指示	当該地域また土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	①発令者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等	高齢者等避難に同じ。但し、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難指示に同じ。	マイク、口頭伝達、サイレン、及び必要に応じて準備指示の方法を併用する。

■避難情報の発令の連絡系統



②住民に対する伝達

ア　信号による伝達

サイレンによる避難信号は次による。

■サイレンによる伝達方法

サ　イ　レ　ン
1分　　1分　　1分 ○ ―― ○（休止5秒）○ ―― ○（休止5秒）○ ―― ○

イ　Ｌアラートによる伝達

京都府総合防災情報システムへの入力により、マルチメディア振興センター（令和８年１２月からは国において運用）を通じてテレビやネット配信事業者へ情報を発信し、テレビのｄボタン等で表示されるようにする。

ウ　市防災無線による伝達

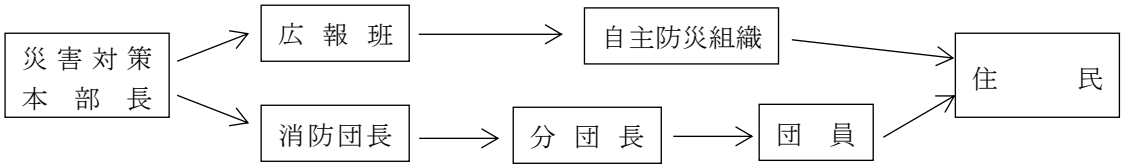
防災無線により直接・同時に指示をする。

エ　広報車による伝達

市所有の広報車を活用して関係地区に指示をする。

オ　伝達員による戸別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、次の伝達組織で戸別に伝達する。



カ　エリアメール・緊急速報メール等による伝達

住民に迅速に情報を周知徹底するため、携帯電話のエリアメール、緊急速報メール、安心・安全メール等を活用して伝達する。

③知事に対する報告

市長等が避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに山城広域振興局長を通じ知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

④関係機関への連絡

ア　施設の管理者への連絡

市内において避難所として利用する学校・幼稚園・保育所等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

イ　警察機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察機関に指示の内容を伝え協力を求める。

（５）避難誘導

避難の指示、避難誘導は、消防班を中心に警察官及び消防団員等の協力のもとに実施する。集合場所以外の場所に避難している住民に対しては、必要に応じて集合場所へ誘導する。

また施設対策２部は、城陽警察署と協力し、災害応急復旧活動の交通手段となりうる主要な道路の交通規制を行う。

①避難時における指示

ア　避難時には、火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。

イ　できれば３日分程度の食料、水、最小限の着替え、肌着及び懐中電灯等を携行し、過

重な携行品は除外する。

ウ　服装は基本的に軽装とするが、必要に応じて防寒雨具等を携行すること。

エ　できれば氏名表を携行すること。(住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの。)

オ　会社及び工場にあっては、油脂類の流出を防止し、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を講ずること。

②避難順位

緊急避難の必要がある地域から行い、要配慮者を十分に配慮した上で、次の順位によるものとする。

ア　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及びこれらの介助者

イ　一般住民（外国人も含む）

ウ　防災従事者

③避難者の誘導

避難の誘導は消防班が行うが、必要があるときは警察官、自主防災組織等の応援を求める。

ア　最も安全とみられる避難路を指示する。

イ　避難路に危険箇所があるときは、これを知らせ、注意を促す。

ウ　安全確保のため、誘導ロープ等を使用する。

エ　誘導員は出発及び到着の際、人員点検をする。

オ　避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止に関する連絡を行う。

④集合場所・避難場所への誘導

ア　地震時の集合場所と避難場所への誘導

集まった人々の安全をある程度確保できるスペースをもった公共施設等（学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等）で、住民の生活圏と結びついた場所を設定する。

避難の流れとして段階避難方式をとるため、一旦ここに集合してから災害の状況によって自主防災組織のリーダーや避難誘導要員の誘導で避難場所施設へ向かう。

イ　水害時の避難場所へ誘導

早期の立ち退き避難区域から早期立ち退き避難区域外の避難場所へ誘導する。

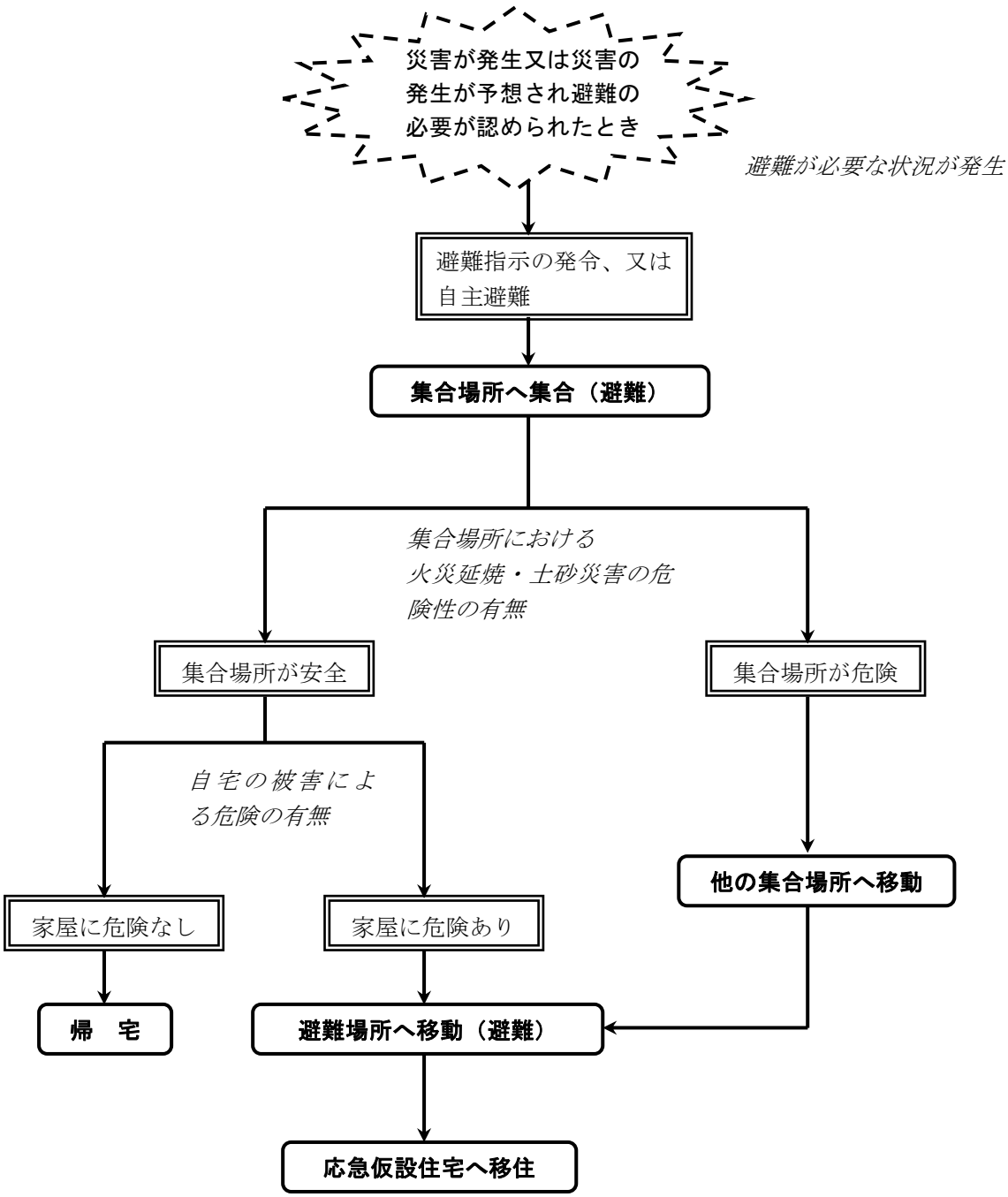
ウ　避難場所

避難場所は、「第２編　災害予防計画　第１章　第１１節　防災拠点の整備・強化」に示す箇所（建物、空地の両方を含む避難場所は１か所と数える）とする。これらの避難場所は、災害により被害を受ける、又はそのおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急的な生活の場とする。

また、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

避難所として指定されている公共的施設は、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき整備に努めるものとする。

■地震時の避難行動の流れ



（６）自主防災組織の避難対策

①避難誘導

自主防災組織リーダー・避難誘導要員等は、あらかじめ定めた避難計画に基づいて災害の状況に応じてより安全な避難地に誘導する。

②避難指示の周知

避難指示の方法は、サイレン、ハンドマイク等によるものとし、指示の内容を周知徹底させる。また、避難の指示を発したときは、その旨を市本部、警察署、消防署等に報告する。

（７）学校の避難対策

①避難誘導

学校長は､あらかじめ定めた避難計画に基づき､教職員に適切な緊急避難の指示を行う。また、教職員はその指示に従い、適切な避難順序に基づいて児童・生徒を安全な避難場所に誘導する。

②避難指示の周知

児童・生徒及び教職員に対する避難の指示は、校内放送やサイレン等によって周知の徹底を図る。

また、避難の指示を発した場合は、直ちに市本部、警察署、消防署等に対してその旨を報告する。

③移送方法

引率責任者である教職員は、消防職員等の協力を得て安全かつ効率的な移送を行う。

（８）病院の避難対策

①避難誘導

病院長あるいは病院管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者に区分し、徒歩患者については適当な人数の班組織を編成し、医師、看護師等の職員が引率して安全な場所に誘導する。

②避難指示の周知

避難の指示は、院内放送等によって周知を図る。

③移送方法

患者の移送に当たっては、医師ほかの職員を引率責任者とするが、消防職員の協力を得ることで、より安全な方法をとる。また、移送に必要な車両等が自力では調達できない場合も、市の応援を要請する。

④避難場所等の確保

患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、必要となる医薬品、食料品、衣類、担架等を備蓄しておく。

（９）駅等の避難対策

①避難誘導

駅長等は災害時において運行の休止等が生じた場合は、輸送中の交通機関の利用者に対して、駅施設内の安全な避難場所か、(それがない場合は）市、警察に連絡した上で駅近隣の避難場所に誘導する。

②移送方法

災害の状況によって、乗客の移送が自力で行えない場合は、市の車両等の応援を要請する。

（１０）事業所等の避難対策

①避難誘導

多数の者が勤務、又は出入りする施設の管理者は、施設内にいる者に対してあらかじめ定められた非常口等を利用して施設内又は施設外の安全な場所まで誘導する。

②移送方法

災害の状況によって、勤務者等の移送が自力で行えない場合は、市の車両等の応援を要請する。

③避難場所等の確保

災害時における避難場所をあらかじめ定めておくとともに避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備する。

（１１）要配慮者の避難対策

①社会福祉施設の要配慮者

ア　施設の被災状況

社会福祉施設について以下の被災情報を調査・把握し、市本部に速やかに連絡する。

ａ．施設入所者の被災状況

ｂ．施設・設備の被災状況

ｃ．他施設等からの被災者の受入可能人数

ｄ．ライフライン・食料等に関する情報

また、これら社会福祉施設の機能が災害によって麻痺している場合は、近隣市町への人員派遣、入所者の移送など必要な援助を要請するが、平時より防災訓練などの実施やボランティアとの連携協力等を強化しておく。

イ　社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平時から大雨、洪水、地震等を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄などに努める。

②在宅の要配慮者

市本部は避難支援等関係者などの協力を得て、避難行動要支援者名簿を利用するなどして要配慮者の状況把握に努める。安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行う。

特に、在宅の障がい者については福祉事業者や障がい者団体等と連携し、発災後の安否確認を行う。

また、災害の情報を迅速かつ正確に把握することが困難な外国人については、多言語で情報発信するアプリケーション（Safety tips 等）や行政機関のホームページの利用を外国人に周知する。

（１２）洪水浸水想定区域における避難対策

水防法第 14 条に規定する洪水浸水想定区域に存する要配慮者施設には、電話連絡等の方法により避難に関する情報等を早急に伝達する。（対象となる施設は資料要配慮者利用施設一覧のとおり。）

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

・福祉保健部から施設長に電話連絡
・広報車による巡回広報
・自主防災組織会長等に電話連絡
・市職員等による戸別訪問
・テレビ・ラジオ（NHK、KBS 京都、FM うじ等）による緊急放送

②ハザードマップの活用

第２節　避難所開設・運営計画

＜危機・防災対策課、企画管理部、福祉保健部、市民環境部＞

（１）避難所の開設

①避難所の開設

避難所の開設は、災害救助法の開設基準（支出費用を含む）に準じて、地区連絡所の統括又は施設管理者が指定の避難所を開設する。ただし、通常の開設手順のいとまがない場合は、地区連絡所の統括の指示のもと災害対策要員が開設する。

また、指定の避難所が水害、風害、地震災害等により使用不可能な場合や、浸水、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕を設営する等の措置を講じるものとする。

避難所の開設においては、次に定める任務を遂行する。

ａ．施設の開錠と看板の掲示

ｂ．避難者の一時収容場所への誘導

ｃ．避難所運営のための事務所の設置

ｄ．避難所運営計画の作成

②公衆無線 LAN の開放

小学校の避難所では公衆無線 LAN（SSID：00000JAPAN）を開放し、避難者が広く情報収集できる状態を確保する。

ａ．対象施設

No.	学校名	住所	無線設置個所
１	久津川小学校	平川指月１番地	体育館等
２	古川小学校	上津屋境端 57 番地	体育館等
３	久世小学校	久世芝ヶ原 143 番地	体育館等
４	深谷小学校	寺田深谷 111 番地の２	体育館等
５	寺田小学校	寺田北山田２番地	体育館等
６	寺田南小学校	寺田新池 23 番地の１	体育館等
７	寺田西小学校	寺田西ノ口 65 番地	体育館等
８	今池小学校	寺田大畔 177 番地の１	体育館等
９	富野小学校	富野堀口１番地	体育館等
１０	青谷小学校	中向河原１番地	体育館等

ｂ．開放方法

学校教育課端末により、SSID を「00000JAPAN」にする。

ｃ．開放基準

避難所開設決定後速やかに（避難所閉設時まで）

ｄ．周知

小学校の避難所の避難者に対し、貼り紙等により公衆無線 LAN が利用可能であることを周

知する。

③福祉避難所の開設

福祉避難所は、避難所生活において特別な配慮を必要とする要援護者の収容が可能な施設とし、必要に応じて、協定を締結している福祉施設に開設する。なお、福祉施設への開設が難しい場合は、一般の避難所に福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき開設するものとする。

④避難所の運営に参画する福祉避難サポートリーダーのマネジメント

福祉避難サポートリーダーにより、避難所の環境改善、要配慮者の受付サポート、関係機関との調整等を図る。

（２）避難所開設の報告

ア　市長は、避難所開設状況をまとめ次第、山城広域振興局長を経由して知事に次の事項を報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

ａ．避難所開設日時、場所及び施設名（指定避難場所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID による）

ｂ．収容状況及び収容人員

ｃ．開設期間の見込み（災害救助法による避難所の開設の期間は、災害発生の日から７日以内とする。）

ｄ．その他参考となる事項

イ　避難所責任者は避難者の出入りを確実に把握し、一定時間ごとに本部へ次の事項を記録し、報告するものとする。

ａ．住民避難状況調べ（様式６）

ｂ．避難所開設日誌（様式７）

（３）避難者の他地区への移送

市長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合には、府及び近隣市町の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

また、避難者の生命・身体保護のため移送を必要と認めたときは、公用車あるいは借上車両により避難者を移送するものとする。

（４）避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

避難所責任者は市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。

市長は、避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

（５）避難所の運営

①避難所運営方針

避難所の運営が短期的に終了すると想定される場合は、地区連絡所班を中心に当該施設管理者、職員の補助及び避難者と協力して運営を行い、長期化すると想定される場合は、避難者を中心とした自治組織により運営する。

②避難所運営に関する業務内容

避難所内で発生する様々な業務を効果的に行うため、以下のような事項を職員、施設関係者及び避難者と協同して行う。

＜避難所運営に関する業務項目と業務内容＞

業務項目	業務内容
総務に関する事項	市本部との調整、避難所レイアウト、物資調達　等
情報広報に関する事項	災害広報、情報管理、掲示板作成、避難所記録　等
避難者管理に関する事項	避難者名簿整備、来客者対応、郵便物等取次ぎ　等
環境衛生に関する事項	清掃・消毒、ごみ処理、トイレ設置管理、風呂設置管理　等
救護に関する事項	医療・介護活動、要援護者への対応　等
施設管理に関する事項	避難施設の安全管理、危険箇所への対応、防火・防犯　等
食料物資に関する事項	食料・物資の調達・受入れ・管理・配布、炊き出し　等
ボランティアに関する事項	受入れ・登録、連絡調整、活動支援　等

③避難所の運営体制

避難所内で発生する様々な作業を効果的に行うため、以下のような事項を職員、施設関係者及び避難者と協同して行う。

ア　避難所内の組織編成

近隣住民からなるグループに編成、グループの代表者を選出し、避難所内における各グループ及びグループ内の役割分担を行う。

イ　取り決め事項の設定・周知

避難所内で共同生活を行うために最低限必要となる次の施設利用上の生活規則を設定、周知する。

ａ．施設、設備の使用

ｂ．就寝、起床、食事、清掃等の時間や役割

ｃ．電話の使用、伝言、回覧板

④要配慮者への対応

ア　相談窓口の設置

避難所を開設した場合には、派遣職員は、自主防災組織、地域住民、ボランティア等と連携して、要配慮者用の窓口を設け、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の把握と

個々の健康状態や疾病状態の聞取り調査、相談対応、確実な情報伝達、支援物資の提供等を実施する。

イ　健康面への配慮

アの状況等により、これらの要配慮者に対する食料配給の栄養面への留意や、必要により、他の施設への優先的な入居を行う。

ウ　福祉避難所の運営

アの状況等により、市本部が福祉避難所の開設を必要と認める場合、施設管理者と協議の上、福祉避難所を開設し、要配慮者の受入れを行う。福祉避難所は、原則、市所管の福祉施設を利用するが、要援護者の受入れが困難な場合は、民間の福祉関連施設等について、福祉避難所として利用が可能か否かの被災情報を集約し、施設管理者と協議の上で利用可能な施設において福祉避難所を開設する。

⑤健康対策

市が山城北保健所の指導を受けながら関係機関と連携して、保健師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回健康相談チームを編成し、避難所における巡回健康相談のほか、被災地における一般家庭・施設入居者への訪問指導及び健康調査など健康相談活動を実施する。

⑥避難生活の長期化への対応

ア　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等に対しては、避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置を講ずる。

イ　被災者が相互に交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

ウ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

エ　指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑦避難所外避難者への対応

避難者は、その意思に応じて避難場所を選択するため本市が指定した避難所外に多数発生することが想定される。

市は、車中泊避難者や指定避難所外の避難者に対しても、次の支援に努める。

ア　状況把握及び支援

市は、自主防災組織等の協力を得て車中泊等指定避難所外に避難している避難者の避難場所、人数、支援の要否等を把握するとともに、食料、物資の提供、仮設トイレの設置等必要な支援に努める。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

イ　健康等への配慮

避難者はトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控える傾向にあり、特に車中泊避難者は、狭隘な車両での避難生活や運動不足からエコノミークラス症候群等を発症する危険性が高い。

市は、それらの予防のため避難者の健康管理及び生活指導等に努める。

⑧ペット同行避難者への対応及びペット保護

災害発生時における愛玩動物の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」に基づき飼主による管理を原則とする。

市は、ペットの所有者・管理者に対して飼主の明示（鑑札等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発する。

また、感染症の予防、危害の防止、動物愛護の保持を図るため、被災により放置された犬、猫等災害時のペットの救護及び収容に努める。

第５章　救援・救護・医療

第１節　給水計画　　＜上下水道部＞

災害時における生活用水の確保、並びに火災発生時の消防活動が円滑にできるよう、市内における速やかな応急給水対策及び水道設備の復旧対策を講じる。

（１）実施体制

責任者は市長とし、本市において実施する。実施ができないときは、近隣市町の協力を得て実施するものとする。また、災害救助法が適用された場合及び知事が必要と認めた場合の給水は府が実施するものとする。

（２）被害状況調査の実施

以下に示す被害状況調査は、水道第一班・第二班・第三班が行う。

ア　送配水管路関係調査（給水施設を含む）

イ　浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の施設関係調査

（３）応急給水の水源

①主要水源

応急給水の水源は、配水池を主体とする。

②外部水源

被災地において確保することが困難なときは、近隣市町水道事業者等の協力を得て、浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

■供給水源の状況

名称	容量(㎥)
中区配水池　（第１浄水場）	3,000
低区配水池　（第２浄水場）	5,000
高区配水池	6,000
直配区配水池　（第３浄水場）	8,000
芦原配水池	700
市全体	22,700

※上記以外に、長谷山配水塔（100 ㎥）がある

（４）災害発生後の時間経過ごとの給水計画

時間経過	住　　民	災　害　対　策　本　部
～24 時間 程度	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 （３ℓ／日・人を目安）	・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水着手 （病院など人命救助の観点から緊急性の高い施設への給水を優先） ・府本部への応援依頼
～３日 程度	・上記事項の継続 ・応急給水により飲料水を確保	・各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
４日目 以降	・上記事項の継続 ・応急給水活動に協力	・上記事項の継続 ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬給水

（５）給水方法

①拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、社会福祉施設、学校、市役所などの拠点給水とする。

②運搬給水

医療施設及び福祉施設等を優先的に配慮するとともに、避難収容施設など被災地内の地区拠点に給水タンク、給水袋等を配備し運搬給水を行う。

運搬においては、上下水道部が所有する給水車、貨物自動車等により対応する。また、災害の規模により、近隣市町や日本水道協会等の応援を受けて対応する。

③給水可能日数

１日１人当たり最低３ℓを確保する必要があり、供給可能な日数は下表のとおり。

配　水　池	供給可能量	供給可能日数
災害時無損の場合	11,000 ㎥	49
被災時の場合	8,000 ㎥	35

（６）応急給水用器材の調達

給水車、給水タンク、給水袋等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、近隣市町水道事業者等の応援を受けて確保する。

第２節　給食計画

＜危機・防災対策課、学校給食センター＞

災害発生時における食料供給については、被害状況の把握とともに必要食料品の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あっせんの措置を講ずるものとする。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

（１）実施体制

食料供給は、救助第一班及び産業班を中心に日赤奉仕団、自衛隊、その他各種団体の応援協力のもとに実施する。

（２）食料の調達

①米穀の調達

卸売業者並びに市内の小売業者から調達することを基本とするが、業者の保有分による配給が困難な場合は、産業班は山城広域振興局長を経由して知事に要請する。また、災害救助法が適用された場合は、同様に知事にその旨を報告する。

②パン、ミルク（乳幼児用）の調達方法

調達班は、必要に応じて市内及び近隣市町のパン製造業者やミルクの販売業者に依頼して、適宜調達する。

③副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料については市内の販売業者に依頼し、調達班が適宜調達する。調達が困難な場合は、知事にそのあっせんを依頼する。

（３）食料の応急配給

①応急配給の対象

食料の応急配給の対象は以下のとおりとするが、特に乳幼児や高齢者、重症心身障がい者等については適切な食品の調達に努める。

ア　避難所、救護所等に収容されている被災者
イ　住家被害で炊事のできない被災者
ウ　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
エ　救助、救援、災害防止、災害復旧等の従事者

②配給品目

炊き出し、非常用食料、給食業者からの給食及びその他の食品による給食とする。

③食料の配給場所

食料の配給は、原則として各避難所及び市が指定する場所で行う。

食料の搬送は、公用車で対応するほか必要に応じて民間車両の協力を要請する。

（４）食料の配給時期等

①災害発生後の時間ごとの食料供給計画

食料は、住民による家庭内備蓄を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は次のとおりとする。

時間経過	住民	災害対策本部
第１次供給 （６時間程度）	原則として各家庭の備蓄食料で対応	・被災状況、住民の避難状況等の把握 ・備蓄食料の供出（→ライフライン途絶による調理の困難を想定して公的備蓄品を供給する。） ・府本部に備蓄食料の払い出しを要請
第２次供給 （12 時間程度）		・上記事項の継続 ・備蓄食料の供出（→第１次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達と、可能な場合は炊き出しを行う）
定時供給 （３日目程度）	上記に加え、市等による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置（避難所等） ・府備蓄物資の受入れ ・避難所等への食料搬送 ・避難所等での食料供給 （→被災地域外からの緊急物資による調達）
（４日目以降）	上記事項に加え、可能な範囲で炊事、調理を実施	・上記事項の継続 ・府外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの本格的な実施

②供給量等

支給する主食は米穀を基本とするが、消費や被害の状況に応じてクッキー等を供給する。米穀の場合、大部分が玄米で保管されており、災害発生等の精米所の保安と電力供給の確保対策が必要であるが、これには京都やましろ農業協同組合や市内の米穀販売業者の精米機を活用して対応する。

なお、米穀の場合の給食基準量は次のとおりとする。

ア　被災者に対し、炊き出し給食を行う場合：200ｇ／人・食

イ　被災により通常の販売を行えない業者に代わり販売する場合：400ｇ／人・日

ウ　救助活動等の応急復旧活動に従事する者に給食を行う場合：300ｇ／人・食

（５）米飯の炊き出し

①実施要領

炊き出しは、食糧班（学校給食センター）が計画、実施する。炊き出しは学校給食セン

ター施設の利用を基本とし、調理の委託業者に対して炊き出しへの協力を要請する。ただし、必要に応じて他の給食施設の専門職員の応援、協力も依頼する。

また、災害の状況に応じて自主防災組織の協力を求め、避難所などで炊飯を実施する。

②協力機関等

自衛隊、日赤奉仕団城炊会、自主防災組織に対し炊き出しの実施を要請する。炊き出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが被災地の実情に即している場合は、炊き出し基準を明示の上業者から購入して配給する。

③炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液、その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付ける。

第３節　生活必需品供給計画　　＜危機・防災対策課、総務部＞

災害により住家等に被害を受け、日常生活を営むことが困難となったものに対し、衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

（１）実施体制

被災者に対する衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、産業班を中心に各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

（２）衣料等物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の供給等の基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は次に揚げるもののうち、必要最小限度のものとする。

ア	寝具	就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
イ	外衣	作業衣、婦人服、子供服等の普段着
ウ	肌着	シャツ、パンツ、ズボン下、襦袢等
エ	身の回り品	タオル、手拭等
オ	炊事道具	なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等
カ	食器	茶碗、汁碗、皿、はし等
キ	日用雑貨品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等
ク	光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス及び器具等
ケ	衛生用品	紙おむつ、生理用品等

（３）物資の供給方法

①物資の調達

調達班は、被害状況等に基づき配分計画を作成し、配分計画に基づいて必要な生活必需品等を調達協定業者や小売業者から調達し、救助第一班は、業者の協力のもとに各避難所に搬送する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、府本部に対して物資の調達を要請する。

②災害発生後の時間経過ごとの生活必需品供給計画

時間経過	住民	災害対策本部
～24 時間程度	住民相互応援により対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄物資の供出 ・産業班の編成 ・府本部への応援依頼

～３日目程度	上記事項に加え、市等による供給により生活必需品を確保	・供給場所の設置 ・府備蓄物資の受入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給
４日目以降		・上記事項の継続 ・府外から輸送された物資を、避難所等に輸送・供給

（４）救援物資の受入れ体制

市内の住民をはじめ他市町村から寄せられる救援物資は、調達班が輸送拠点の総合運動公園等で受付、仕分け等の業務を行い、救助第一班は物資の搬入量に応じて各防災地区の避難所等へ移送する。

①人員配置

ア　人員配置については被害規模など状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配備する。

イ　被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成の上、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次本部に報告する。

②配車

物資の輸送は、本部からの配車（運転手、助手）を受けて行う。

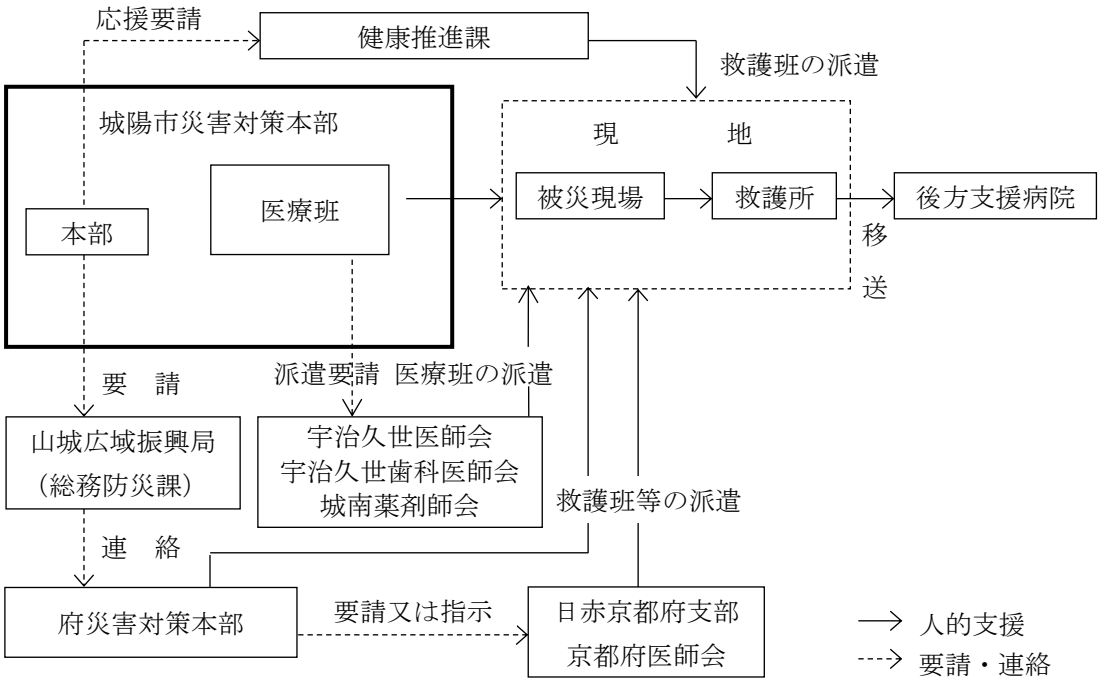
第４節　医療・救護計画　　＜危機・防災対策課、福祉保健部＞

災害時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被災状況を把握した上で、救護活動が可能な施設において実施する。

（１）実施体制

被災者の状況に応じて医療救護班を編成し、被災地域及び避難収容施設の医療、助産の万全を期するものとし、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき宇治久世医師会等に医療班の派遣を要請する。また、災害の規模及び発生状況に応じ、山城広域振興局を通じて府本部に対して救護班等の派遣を要請するものとする。

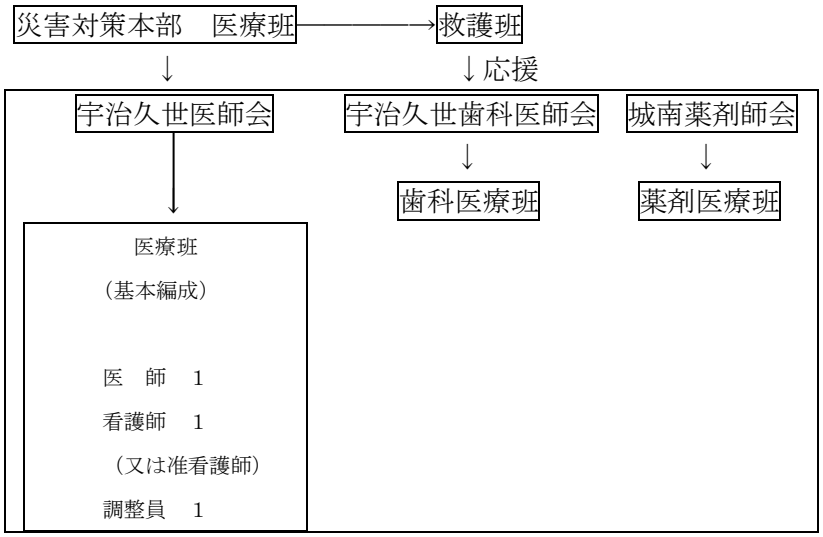
■医療救護活動の実施体制



（２）宇治久世医師会医療班の編成

宇治久世医師会医療班の編成は、医師１人、看護師（又は准看護師）１人、調整員１人を基本の班とし、被災状況に応じて適宜増員する。救護活動にあたっては、救護所に医療班が常駐する場合と巡回を行う場合とがあり、柔軟な体制をとる。

■医療救護班の組織体制



（３）医薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、市内主要薬局薬店より調達するものとするが、災害の種類、規模に応じて宇治久世医師会、山城北保健所等に協力を要請する。

（４）府への救護要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難であると宇治久世医師会が判断したときは、山城北保健医療福祉調整地域本部を通じて府本部に対して救援を要請するものとする。また、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

（５）救護所の開設

医療班は被害状況に応じ、医療救護拠点である保健センターを通じて、病院や災害対策本部等と連絡調整の上､被災地付近の小学校を医療救護地区拠点として救護所を開設する。なお、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要が生じたときは迅速に最寄りの医療機関に収容する。

これらの医療救護拠点には、救援救急医療物資などを集積する。

また、ヘリコプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する。

（６）医療・助産の活動内容

①医療・助産の範囲

ア　医療

ａ．診療（傷病者の重傷度の判定）

ｂ．薬剤又は治療材料の支給

ｃ．処置、手術、その他の治療及び施術
ｄ．病院又は診療所への収容
ｅ．看護

イ　助産
ａ．分娩の介助及び分娩前後の処置
ｂ．脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

②活動内容

救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。
ａ．傷病者の重傷度の判定
ｂ．救急救命医療の実施
ｃ．後方医療施設への移送指示
ｄ．助産活動
ｅ．遺体の検視

第５節　防疫・保健衛生計画

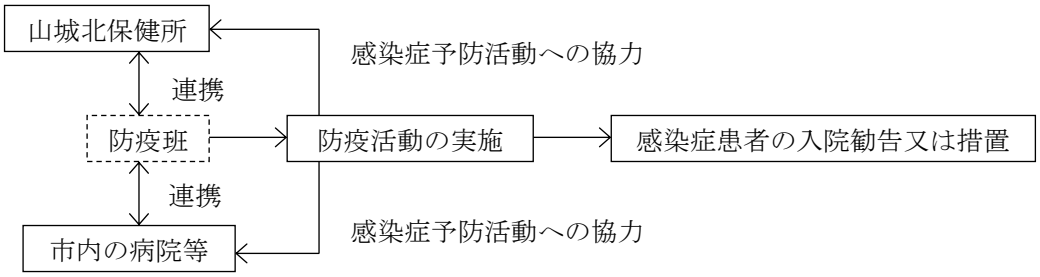
＜危機・防災対策課、市民環境部、福祉保健部＞

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれがあるため感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

（１）実施体制

衛生班は、山城北保健所、保健センター及び市内の病院等の応援協力のもと、防疫班を編成して防疫及び保健衛生活動を実施する。

■防疫及び保健衛生活動の実施体制



（２）防疫活動

①被災地区における防疫（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条、第 28 条、第 29 条）

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的に、適切な方法による消毒作業及び清潔作業を実施する。

また、必要に応じて薬剤によるねずみ族・昆虫の駆除を同時に実施する。

②消石灰等の配布

ア　浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤としておおむね１世帯当たり６kgの消石灰を配布する。

イ　浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤として塩化ベンザルコニウムなど代替消毒薬を配布する。

ウ　消石灰等については、自治会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。

③備蓄器材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

④避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生管理並びに保健衛

生上の注意事項等について啓発宣伝を行う。

⑤感染症患者の入院勧告又は措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条）

ア　被災地において感染症患者又は保菌者を確認したときは、直ちに山城北保健所へ報告する。入院勧告や措置は山城北保健所が行う。

⑥予防教育及び広報活動

衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を記載したパンフレット及びリーフレットを配布し、被災者への広報活動を行う。また、保健師による訪問健康相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえて被災者に対する衛生指導を行う。

（３）食品衛生活動

関係機関及び（公社）京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

ア　良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て、衛生面等良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

イ　避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、京都府の避難所における食品衛生確保ガイドラインに基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

ウ　炊き出しによる食事提供時における衛生確保

炊き出し実施者は、京都府の避難所における食品衛生確保ガイドラインに基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

（４）家庭動物の保護及び収容対策

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府文化生活部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策はおおむね次のとおりとする。

ア　放浪している動物を保護し収容する。

イ　負傷や病気の動物を治療し収容する。

ウ　飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

エ　飼養されている動物に餌を配布する。

オ　動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。

カ　特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

キ　家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第６節　行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬計画

＜危機・防災対策課、福祉保健部、城陽警察署、医師会、日本赤十字社＞

行方不明者や災害により死亡していると推定される者が発生した場合は、警察との連携のもとに捜索及び収容を行い、死亡者は検視の上で埋葬する。

（１）実施体制

遺体捜索及び処理、埋葬は、警察や医師会等の関係機関との緊密な連携のもとに実施する。

（２）遺体の捜索

①捜索の対象

ア　行方不明の状態にある者で諸般の情勢によりすでに死亡していると推定される者

イ　死亡した原因のいかんは問わない

②捜索の実施

市長が、消防機関、警察官に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ捜索を実施する。場合によっては地域住民の協力を得る。

③応援要請

市のみでは捜索の実施が困難であり、近隣市町の応援を要請する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、山城広域振興局及び近隣市町並びに遺体の漂着が予想される他市町村に対して次の事項を明示して要請する。

ア　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ　応援を要する人員又は舟艇、器具等

（３）遺体の収容処理

①実施者及び方法

遺体の処理は、市長が防災関係機関、警察官に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地区住民等の協力を求める。

②変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届出し、検視後に遺体の処理に当たる。

③関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡の上遺体を引き渡すものとする。

④遺体の処理方法

ア　遺体を発見したときは、速やかに警察の検視及び医師の検案を受ける。

イ　検案後遺体は毛布で包み､搬送車で遺体収容所(被害現場近くの公共施設又は寺社等)に搬送し、収容する。

ウ　遺体は、遺体収容所到着順に仮安置する。

エ　仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。

オ　遺品を整理の上、ドライアイス等を入れて納棺する。

カ　性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体収容所に提出する。

キ　身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。

ク　身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

⑤遺体処理に関わる手続き

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、市内外の葬儀業者から調達する。

（４）遺体の埋葬

①実施者及び方法

埋葬の実施は、市が直接土葬若しくは火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意すること。

ア　事故死等による遺体については城陽警察署から引き継ぎを受けた後埋葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察官に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬、又は火葬にする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取り扱う。

エ　埋葬の実施が市において実施できないときは関係機関の協力を得て行う。

②応援要請

市単独で処理不可能な場合は、府本部に対して応援を要請する。

（５）漂着遺体の取扱い

ア　災害救助法の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

ａ．漂着した遺体が京都府内の市町村で災害救助法が適用されている地域からのものである場合は、市長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。ただし、引き取るいとまのない場合においては、知事に遺体の漂着日時、場所等を報告するとともに、必要に応じその指揮を受けて市長が埋葬又は遺体の処理を行うものとし、これに要する費用については京都府が負担する。

ｂ．漂着した遺体が京都府以外の市町村で災害救助法が適用されている地域からのもの

である場合は、市長はａ．により措置するものとし、それに要する費用については京都府が支弁する。

イ　災害救助法の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できないとき。

ａ．市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の定めるところに従って、その遺体を措置するものであるが、措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した時期が当該救助の実施期間内であるときに限り、法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用についてはアａ、ｂにより取り扱う。

第６章　交通の確保及び災害警備

第１節　輸送計画　　＜危機・防災対策課＞

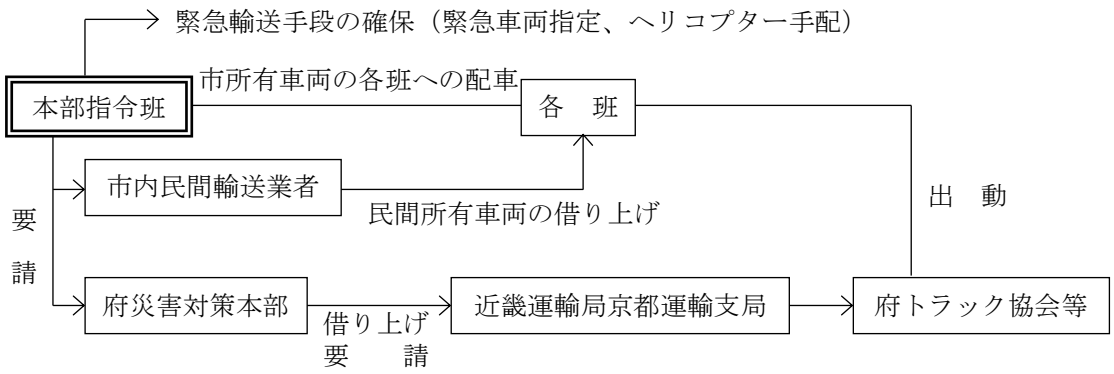
災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な器材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法などの輸送体制を確立する。

（１）実施体制

輸送体制の確立は本部指令班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は各所管班において実施し､その結果を本部指令班に報告する。

また、市所有の車両等のみでは災害応急対策を実施することが不可能と認められる場合には、民間輸送業者車両の借り上げや府本部に応援協力を要請するものとする。

■緊急輸送体制



（２）輸送方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

ア　トラック、バス等の車両による輸送
イ　鉄道等による輸送
ウ　航空機等による輸送
エ　人力等による輸送

（３）輸送力等の確保

①市所有車両の確保

市所有車両は、あらかじめ定められた各班への配車を原則とするが、災害対策状況により本部指令班が必要と認めた場合はこの限りではない。

②輸送の要請

本部長は､市所有車両のみでは災害応急対策を実施することが不可能と認める場合には、

次に定める措置のうち適当な措置を講ずるものとする。

ア　府及び他市町村に対する応援協力要請

本部長は、市内で車両の確保が困難な場合又は応急対策物資の輸送上、他市町村又は自衛隊車両を確保する方が効果的な場合は災害対策基本法第 67 条に基づき他市町村に、若しくは災害対策基本法第 68 条に基づき知事に要請する。

イ　要請事項

ａ．輸送区間及び借り上げ期間

ｂ．輸送人員又は輸送量

ｃ．車両等の種類及び台数

ｄ．集合場所及び日時

ｅ．その他必要な事項

ウ　その他

輸送の要請、借り上げ手続き、その他必要な事項は調達班において実施する。なお、救助第一班において救助物資等の輸送に万全を期するため必要があるときは調整班に連絡し、調整班は災害状況に応じて次に掲げる関係機関に対し連絡又は必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

ａ．西日本旅客鉄道(株)

ｂ．日本通運(株)

ｃ．福山通運(株)

ｄ．佐川急便(株)

ｅ．ヤマト運輸(株)

ｆ．西濃運輸(株)

ｇ．京都京阪バス(株)

ｈ．近畿日本鉄道(株)

③人力による輸送

災害状況により、車両、ヘリコプター等による輸送手段が講じられないときは、人力による輸送を行う。

④航空機（ヘリコプター）等による輸送

緊急輸送手段として航空機（ヘリコプター）等の活用が有効と考えられる場合には、府本部に航空機（ヘリコプター）等の派遣要請を行う。

このとき、２編４章６節に示すヘリコプター発着予定場所から、被害状況、緊急輸送道路等を勘案し、最適なヘリコプター発着場所を選定し、臨時ヘリポートを開設する。

（４）緊急通行車両の取扱い

①緊急通行車両の取扱い

災害対策基本法第 76 条に基づき、公安委員会において、災害発生時車両の通行禁止又は制限が行われるため、災害時緊急通行を必要とする市所有車両にあっては、次により公安委員会へ緊急通行車両としての確認手続きを得ておくものとする。

緊急通行車両の確認申請

緊急通行を必要とする車両にあっては、緊急通行車両確認申出書（様式 8）に自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し等を添付の上、城陽警察署長等に提出し、緊急通行車両の確認を受けるものとする。

確認されたものについては、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の標章（様式 9）及び緊急通行車両確認証明書（様式 10）が交付される。

②緊急通行車両の基準

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

ａ．警報の発令及び伝達並びに避難情報の伝達に従事する車両
（以下、「に従事する車両」省略）
ｂ．消防、水防、その他の応急措置
ｃ．被災者の救出、救助、その他保護
ｄ．災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
ｅ．施設及び整備の応急の復旧
ｆ．清掃、防疫、その他保健衛生
ｇ．犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
ｈ．緊急輸送の確保
ｉ．その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

（５）輸送の優先順位等

①輸送の優先順位

災害時における輸送は次に定めるものを優先するものとする。

ａ．被災者の避難及び救出
ｂ．給水
ｃ．救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
ｄ．食料、生活必需品などの生活物資の搬送
ｅ．公共施設の応急復旧
ｆ．遺体の移送

②緊急輸送の実施

緊急輸送は、災害発生後の時間経過に伴い必要とされる物資・要員などが変化するため、以下の事項を考慮の上、実施する。

ア　災害発生直後

ａ．救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資
ｂ．消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な要員及び物資
ｃ．情報通信、電力、ガス、水道施設等の応急対策に必要な要員及び物資等
ｄ．後方医療機関へ搬送する負傷者等

ｅ．緊急輸送に必要な施設の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

イ　災害発生後３日程度まで

上記アに加えて、

ａ．食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

ｂ．傷病者及び被災者の被災地域外への移送

ウ　災害発生後４日目以降

上記イに加えて、

ａ．災害復旧に必要な要員及び物資

ｂ．生活必需品

③救援物資及び備蓄物資の輸送

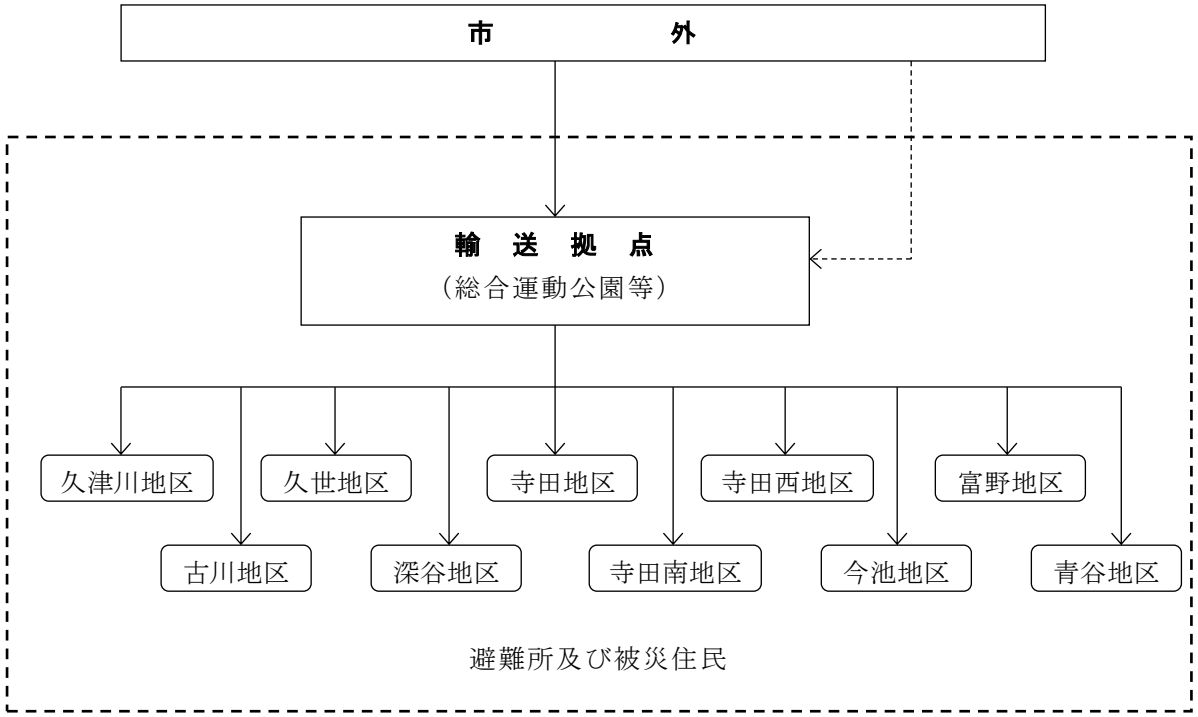
ア　救援物資の輸送

衛生班は、支援救助物資を輸送拠点に集積し配分を行った後、各地区の避難所に輸送する。

イ　備蓄物資の輸送

調達班は、市の備蓄物資を、輸送拠点に輸送し、配分をした後、市内各所の避難所まで輸送する。

■緊急時交通輸送体系のイメージ



第２節　交通規制　　＜都市整備部、城陽警察署＞

災害発生時にはできるだけ速やかに災害対策基本法第 76 条による交通規制を実施し、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

（１）交通規制の実施要領

①状況把握

各道路の通行可否や交通状況を迅速に把握するため、道路管理者及び警察署等は、現場の被害調査を行う。

②実施要領

ア　災害発生直後

救出・救護の迅速な実施と避難路の確保及び被害の拡大防止を図るため、走行中の車両を停止させた上で道路外又は道路左側に退避させ、被災地区に通じる幹線道路の流入車両を抑制する。

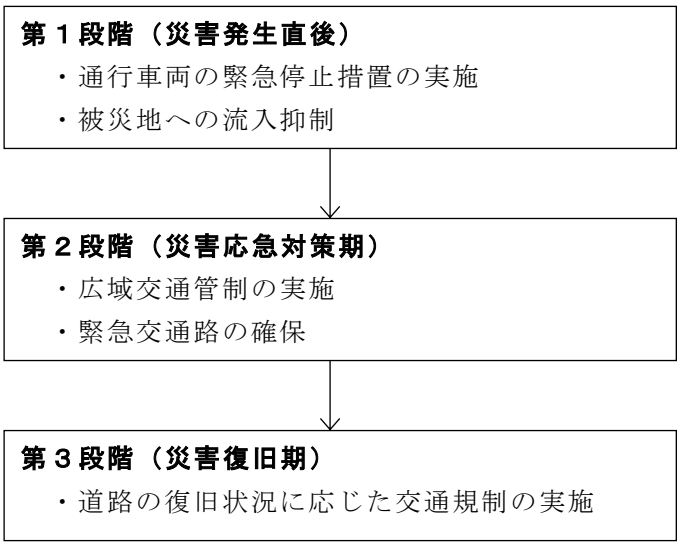
イ　災害応急対策期

災害応急対策期における緊急交通路を確保するため、広域交通管制を実施し、区域又は区間を指定した上で、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限する。

ウ　災害復旧期

円滑かつ有効な災害復旧を目指すため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

■交通規制の実施フロー



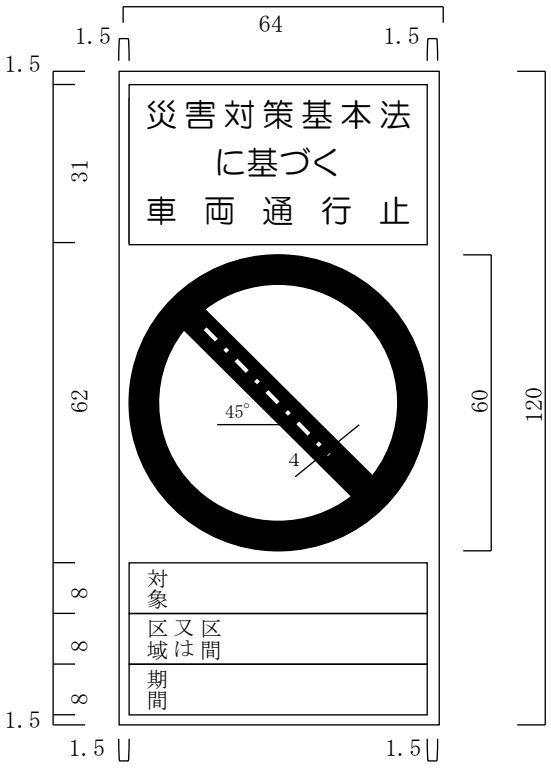
③規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は、次の標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示する。その上で必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において交通整理等に当たるものとする。

ア　規制標識

規制を行う法令により次の様式によって明示する。

規制を行う法令	様　　式
道路法及び道路交通法	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定めるもの
災害対策基本法	災害対策基本法施行規則様式第２



備考）１　色彩は、文字・縁線・区分線を青色、斜めの帯・枠を赤色、地を白とする。
２　縁線・区分線の太さは１㎝とする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は２分の１まで縮小することができる。

イ　規制条件の明示（災害対策基本法施行令第 32 条）

道路標識には次の事項を明示することとする。

ａ．禁止又は制限の対象

ｂ．規制する区域又は区間

ｃ．規制する期間

ウ　迂回路の明示（災害対策基本法施行令第 32 条第１項）

規制を行ったときは適当な迂回路を明示して、一般の交通に支障のないよう努めるものとする。

（２）緊急輸送道路の確保

①緊急輸送道路における交通規制

警察、道路管理者が協議し、緊急輸送道路のうち通行可能な路線を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行うものとする。

■緊急輸送道路

確保優先順位	路　　線　　名
第一次緊急輸送道路	京奈和自動車道
	国道 24 号
	市道 17 号線
第二次緊急輸送道路	国道 307 号
	主要地方道城陽宇治線
	一般府道山城総合運動公園城陽線
	市道 12 号線

②交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去に当たり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

③警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

（３）交通情報の提供

緊急交通路確保のための交通規制が決定したとき、又は災害によって道路が通行不可能となったときは、テレビ、ラジオ等の報道機関、インターネット、道路交通情報板、路側通信、道路交通情報センター及び現地の警察等の指示によって、速やかにそれら道路情報の周知徹底を図るとともに迂回誘導を行う。

（４）広域交通管制の実施

大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

第３節　災害警備　　＜城陽警察署＞

（１）警察の任務

警察は風水害や地震等による災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持に当たる。

（２）災害発生時における主な警察活動

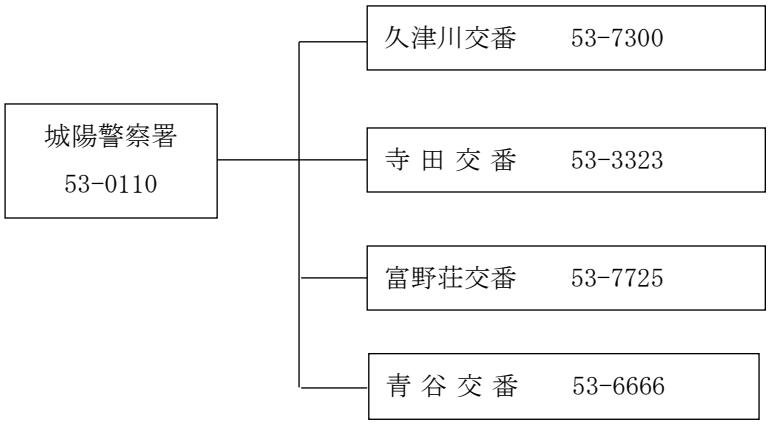
ア　被災実態の把握
イ　被災者の救出救助
ウ　避難道路及び緊急通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
エ　遺体の検視、見分及びその身元の確認
オ　行方不明者の捜索
カ　被災地及び避難所における犯罪の予防検挙
キ　災害に関する広報活動
ク　防災関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
ケ　災害対策基本法に基づく災害未然防止措置
コ　その他災害警備に必要な警察活動

（３）城陽警察署緊急事態対策本部等の設置

大規模な災害等総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態が発生した場合、府警対策本部が設置されたときは、速やかに署長を長とする警察署緊急事態対策本部（以下「署対策本部」という。）を設置する。

また、府警対策本部が設置されていない場合においても、緊急事態の対処に必要と認めるときは、署対策本部または城陽警察署緊急事態対策室（以下「署対策室」という。）を設置する。

■交　番



第７章　ライフラインの応急対策

第１節　上水道　　＜上下水道部＞

市及び水道事業者は、水道危機管理対策マニュアルに基づき、水道施設の応急復旧を実施する。

（１）応急復旧対策

ア　被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水・導水・浄水施設の機能の確保を図る。それとともに、浄水場から主要配水施設に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を最優先して行う。

その後、病院、避難所等への給水が早急に行えるよう考慮しながら、順次配水支管・給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

イ　復旧後の施設の使用開始に当たり、水質保全に留意して、管内の清掃・塩素消毒を十分に行う。

ウ　管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画について、他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を図る。

（２）関係機関との連絡協力体制

ア　関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせておく。

イ　緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制

施設等の占有物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事項を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事項の打ち合わせをしておく。

ウ　被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話、道路等の占有施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。

第２節　下水道　　＜上下水道部＞

市及び下水道工事業者は、下水道危機管理マニュアルに基づき、下水道施設の応急復旧を実施する。

（１）応急復旧対策

ア　重要施設の緊急調査・点検を行い被災状況の概略を把握し、以後の対応・復旧の基本方針を定める。原則として以下の項目を考慮するものとする。

ａ．被災状況及び被災程度

ｂ．一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の程度及びその生じる確率

ｃ．応急復旧に対する制約条件（道路被害状況、電気・通信障害の状況）

イ　施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い､応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

ａ．地域及び施設の将来計画

ｂ．再度の災害の危険性

ｃ．他施設との関連

ウ　施設の重要性や被災状況を勘案した上で本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。本復旧の水準は以下の項目を検討し、総合的に判断して定めるものとする。

ａ．被災施設の効用、機能の増大

ｂ．ルートの変更

ｃ．修復の可能性

ｄ．耐震性の向上

（２）関係機関との連絡協力体制

ア　関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入れを行う。

イ　緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事項を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事項の打ち合わせをしておく。

ウ　被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話、道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。

第３節　電力　　＜関西電力送配電㈱＞

実施担当機関である関西電力送配電㈱は、災害による電力供給施設等の被害軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに電気災害の防止を徹底する。

（１）応急対策

①復旧要員の確保

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

②災害時の広報

ア　停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するために広報活動を行う。

イ　広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

③災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続する。ただし、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（２）復旧対策

復旧対策においては、人命に関わる重要箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を優先するなど、効率的な計画の策定及び実施に努める。

①応急復旧用資材の確保

ア　調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

（ア）現地調達

（イ）対策組織相互の流用

（ウ）他電力会社、他一般送配電事業者からの融通

イ　輸送

復旧用資機材の輸送は､原則として､あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

②復旧用資材置き場と工事用地の確保

災害時において、復旧用資材置き場と復旧工事用地を確保する必要があり、用地の確保

が困難な場合、府本部及び市本部に協力を要請して確保に努める。

（３）復旧順位

各設備の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくものとするが、設備の被害状況や復旧の難易度等を勘案のうえ、供給上効果が大きいものから行う。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第４節　ガス

（１）都市ガス施設の応急対策　　＜大阪ガスネットワーク㈱＞

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

①情報の収集伝達及び報告

ア　気象予報、被害状況等の収集、伝達

気象情報、洪水、土砂災害及び地震情報等の被害情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

ａ．気象情報

気象情報システム、河川、地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

ｂ．地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ　通信連絡

ａ．災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

ｂ．事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ｃ．対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

②応急対策要員の確保

ア　災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。

イ　震度５弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事務所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全体的な活動ができるよう動員を行う。

ウ　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

③災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

④危険防止対策

ア　水害、冠水地域の整圧の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ

などを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ　地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

ウ　ＳＩ値 60 カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。ＳＩ値 30 カイン相当以上、60 カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

エ　ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

⑤応急復旧対策

ア　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

（２）プロパンガス施設の応急対策　＜ＬＰガス販売業者＞

①初動体制と連絡通報体制

ＬＰガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図り、暴風、土砂災害等によるガス漏れ事故発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

②現場到着時の措置

出動したＬＰガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を察知し、ガス災害防止のためのガス供給停止等、必要な措置をとる。

この場合、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、ＬＰガス販売事業者は消防機関と連携を保つとともに、消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとるものとする。

③ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則としてＬＰガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、現場指揮者が以下の条件からガス供給停止の必要を認めた場合は、消防機関がガスの供給を遮断するものとする。

ア　火災が延焼拡大しているとき

イ　家屋の倒壊等によってガス配管が損傷しているおそれがあるとき

ウ　漏洩箇所が不明で、広範囲にわたりガス臭があるとき

④ガス供給停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡し、住民ほかガス消費者に周知の徹底を図る。

⑤ガス供給の再開

ＬＰガス販売事業者は、個別点検など二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス消費者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うが、この際、消防機関との十分な協議を経るものとする。

⑥現場活動の調整

消防の現場指揮者は、現場における関係機関との協議を十分に行い、円滑な活動推進を図る。なお、関係機関はこれに積極的に協力する。

⑦警戒区域の設定と広報活動

火災警戒区域（原則としてガス漏れ箇所から 100ｍの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25％を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

また、消防、警察、ＬＰガス販売事業者は相互に協力してこれらの事項について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

⑧避難措置等の指示及び解除

市長及び警察官等は必要に応じ、避難計画に従って避難指示を行うものとする。

第５節　通信施設

＜ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱＞

災害発生時においては、復旧活動・医療機関等のほか一般通信の確保のために、通信サービスの維持並びに被害の復旧を迅速かつ的確に行う。災害応急対策は、実施主体であるＮＴＴ西日本株式会社の規定に従って対処するものとする。

（１）設備及び回線の応急措置

電気通信設備が大雨､浸水及び地震等により被災し､通信回線の機能が停止したときは、ＮＴＴ西日本株式会社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

（２）回線の復旧順位

ア　第１順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信確保に関係のある機関、電力供給の確保に関係のある機関。

イ　第２順位

ガス・水道の供給の確保に関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国・地方公共団体。

ウ　第３順位

第１順位、第２順位に該当しないもの。

（３）災害時の通信手段

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況になっている場合には、ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス㈱は「災害用伝言ダイヤル１７１」を提供し、、ＮＴＴ西日本株式会社、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱及びソフトバンク㈱は「災害用伝言板サービス」を提供する。

第８章　建築物及び土木施設等の応急対策

第１節　建築物等の応急対策

＜総務部、市民環境部、都市整備部、教育委員会事務局＞

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等市民の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物並びに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

（１）公共施設の応急対策

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

①自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、大雨、洪水時の浸水及び地震時の出火等のパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

ア　避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
イ　災害時における混乱の防止措置を講ずる。
ウ　緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
エ　避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
オ　施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

②被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市対策本部（社会福祉施設は救助第二班、医療機関は医療班、学校教育施設は教育班、社会教育施設は社会教育第一班・第二班、社会体育施設は社会体育班）に報告するものとする。

③被害状況調査

本部指令班は本部長の判断の上、被災建物による二次災害防止のため救助第二班、医療班、教育班、社会教育第一班・第二班、社会体育班からの報告（各施設からの被害状況報告）に基づき、浸水や倒壊等による被害状況の調査を実施する。

④応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき応急復旧を行う。

（２）応急危険度判定調査

地震により建築物に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

①応急危険度判定士の派遣要請

応急危険度判定を実施するときは、京都府に対して地震被災建築物応急危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

②応急危険度判定の準備

営繕班は、応急危険度判定実施計画を策定し、実施に必要なものを準備する。

ア　判定区域の割り当て地図
イ　判定士受入名簿の作成、判定コーディネーターの配置と判定チームの編成
ウ　判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、備品の準備
エ　応援要員の宿泊場所、食事、車両の手配
オ　応急危険度判定の相談窓口の設置

③応急危険度判定の実施

応急危険度判定士の派遣を受けて、市は公共建築物、民間建築物を問わず建築物の傾斜と沈下、建物の主要部の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について応急危険度判定を実施し、二次災害の危険性を把握する。

なお、判定は重要度の高い施設より優先的に行うものとする。

④応急危険度判定の実施に伴う広報

広報班は、応急危険度判定を実施する前に、市民に制度の周知を促す広報を行い住民の理解を得るよう努めるものとする。

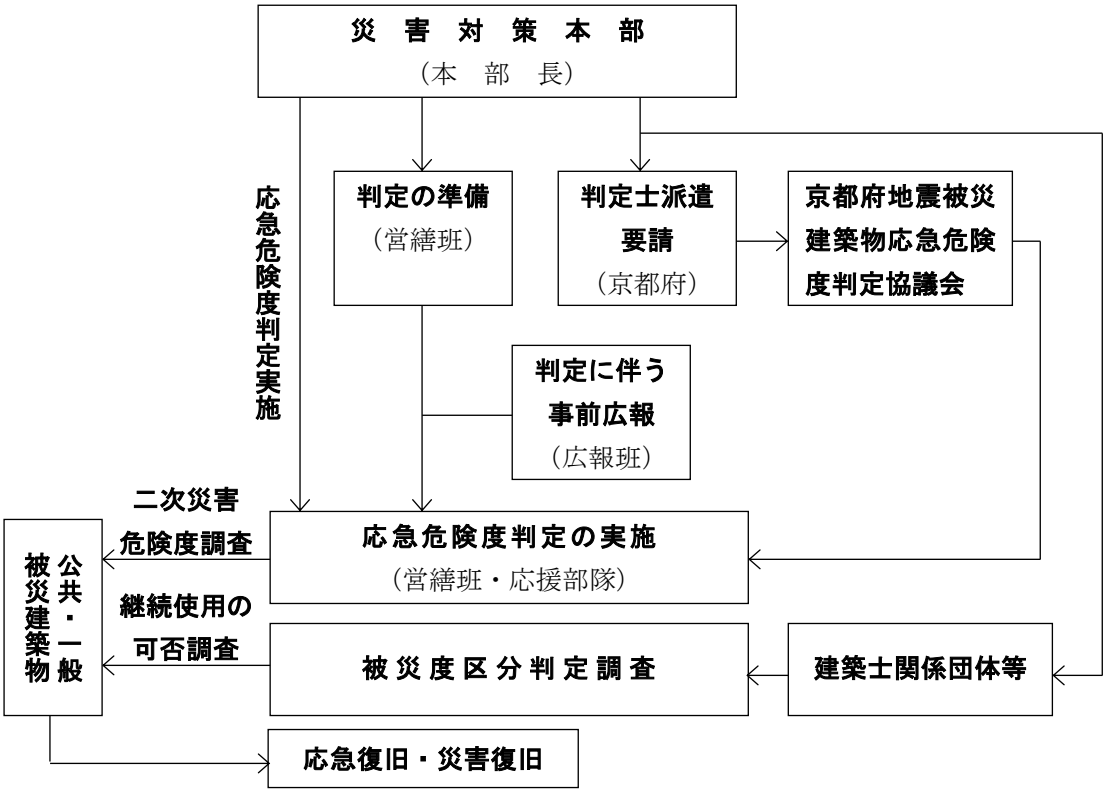
⑤被災度区分判定調査

応急危険度判定により、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等で危険があるとされたものについては、継続的な使用の可否を判断するため、建築士関係団体等に依頼して、被災度区分判定調査を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判断する。

⑥被災者の相談受付

被災建物の所有者から相談を受けるための相談窓口を設け相談に応じるものとする。

■応急危険度判定の流れ



（３） 被災宅地危険度判定調査

施設対策２部は大地震又は降雨等の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、宅地が二次災害発生のおそれがあると判断される場合、被災宅地危険度判定の実施を決定し、平成１７年度に制定された「京都府被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づく被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定調査を実施する。

・被害状況確認（擁壁）
・被害状況確認（宅盤）
・被害状況の詳細調査
・調査結果の掲示

①危険度判定実施本部の設置

施設対策２部は被災宅地が二次災害発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

②被災宅地危険度判定士派遣等の要請

施設対策２部は被災宅地危険度判定士の派遣や実施のための支援を府に要請する。

③危険度判定の実施に伴う広報

広報班は危険度判定を実施する前に、住民に制度の周知を促す広報を行い、住民の理解を得るよう努める。

④危険度判定の準備

施設対策２部は危険度判定計画を策定し、実施に必要なものを準備する。

⑤危険度判定結果の表示

施設対策２部は二次災害を防止又は軽減するために危険度判定の結果を当該宅地に表示する。

⑥被災者の相談受付

被災宅地関係者からの相談に応じるため、相談窓口を設ける。

（４）市庁舎の応急修理計画

ア　災害時において、市庁舎の施設管理者は、速やかに浸水、損壊等の被害状況を調査し、軽易な被害については応急修理を実施することとする。被害が著しい場合は、府と協議の上で修理を行うものとする。なお、必要に応じて府建設交通部の協力を得るものとする。

イ　地震災害時において、市庁舎の施設管理者は、速やかに応急危険度判定を実施し、軽易な被害については応急修理を実施することとする。被害が著しい場合は、被災度区分判定調査を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判断する。

なお、執務に支障がある場合は、執務を行うための施設又は仮設庁舎を確保するものとする。

（５）文化財の保護計画

災害が発生した場合、教育委員会は速やかに以下の措置をとる。

ア　文化財管理者に対し、被災状況の情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣する。

イ　被災状況調査を実施する。

ウ　被害が小さいときは文化財管理者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

エ　被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

オ　被害の大小にかかわらず、防護対策を設けて現状保存を図れるようにする。

カ　美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第２節　土木施設の応急対策　　＜都市整備部＞

（１）河川管理施設及び砂防設備応急対策計画

施設対策２部は、大雨、暴風及び地震等による被害及び出水による二次災害を防止するために以下の応急対策を講じる。また、破損や損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防設備の応急復旧に努める。

①応急対策

施設対策２部は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるように指導する。

ア　水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立

イ　河川管理施設、砂防設備の巡視（特に工事中の箇所及び危険箇所を重点とする）

ウ　水門若しくは閘門に対する遅滞のない操作

エ　水防に必要な器材及び設備の確保

オ　近隣市町における相互協力及び応援体制の確立

カ　被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

②復旧計画

ア　洪水、土砂災害及び地震等による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

イ　被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

（２）道路施設応急対策計画

洪水、土砂災害及び地震等により被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。応急復旧に当たっては、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行うものとする。

①情報の収集

施設対策２部は、災害発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する被害状況を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに府本部（道路班）に連絡する。

ア　道路管理者間の情報連絡

施設対策２部は、収集した情報を府本部に連絡するとともに近隣市町との道路管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

イ　道路占用施設管理者との情報連絡

市が管理する道路における上・下水道、電気、ガス（管路のみ）、電話等の道路占用施設の被害状況等の把握に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

ウ　警察との情報連絡

道路管理者（施設対策２部）は、城陽警察署の署対策本部または署対策室との連携を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

②応急復旧

施設対策２部は、収集した道路情報を基に応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。応急復旧は、原則として緊急輸送道路と市庁舎や避難場所を連結する路線を優先的に行う。ただし、国道・府道管理者から、緊急輸送道路の迂回路として市道を利用したい趣旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

ア　器材・要員の確保

応急復旧の際には、対応可能な業者を城陽市建設業協会等に要請する。

第３節　農林業施設等の応急対策　　＜まちづくり活性部＞

農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

（１）農林用施設応急対策計画

産業班は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関や地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行道の利用や農業用水の飲料水や消火水としての利用に協力するものとする。

①被害状況伝達対象農業用施設の管理者

ア　当該施設が損壊し、広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに市本部（産業班）をはじめとする関係機関に連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

イ　危険の程度により市本部への支援の要請を行うものとする。

②土地改良区理事長

施設が被災又は危険な状態になったとき、被災の程度に応じて、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い応急対策に当たる。

（２）畜産施設応急対策計画

災害発生による畜舎及び管理施設の浸水、破壊、家畜の逃亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

①市本部（産業班）

産業班は、家畜の被害調査と応急救護及び防疫を実施する。また、畜産農家や家畜保健衛生所より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら速やかに応急対策を行う。

②畜産農家

災害により畜舎及び関連施設が浸水、破壊等の被害を受けたり、それにより家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないように努める。

③家畜保健衛生所

家畜の死亡、病気の発生やそのおそれがあるときは、府本部に報告するとともに、市本部や農協、家畜診療所等の協力により死亡家畜の処分並びに病気の発生や蔓延を防止するための必要な措置（予防接種や薬剤散布等による消毒）を実施する。

（３）治山施設応急対策計画

洪水、土砂災害及び地震等により堰提や護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が、破壊や崩壊等の被害を受けた場合、産業班は早急に現場の被災状況を点検調査し、消防本部、警察署等の関係機関に連絡するとともに、必要に応じ速やかに施設の応急復旧に努める。

第９章　被災地の応急対策

第１節　障害物除去計画　　＜都市整備部＞

道路、住家等に運び込まれた土砂・瓦礫等の障害物除去を実施することで、緊急輸送道路や必要最小限の住民生活を確保する。

（１）道路関係障害物の除去

①実施体制

市道における障害物の除去は施設対策２部が実施する。

府が管理する道路については、山城北土木事務所長に速やかに連絡し障害物の除去を要請する。また、国が管理する道路については、国土交通省関係機関に速やかに連絡し障害物の除去を要請する。

②障害物除去の優先順位

まず、災害発生直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して障害物除去を実施する。

また、市民が避難場所に避難する際、迅速かつ安全に避難できるよう、避難路となる道路についても障害物除去を優先して行う。

③交通規制等

道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、災害対策本部長が城陽警察署と協議し、適切な措置をとるものとする。

④電柱、電線等公共物の倒壊による障害物件の除去

電柱、電線等公共物の倒壊による障害物件については、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

（２）河川関係障害物の除去

河川関係の障害物の除去の実施体制については、道路関係障害物の除去に準じて行う。

（３）住宅関係障害物の除去

①実施体制

障害物の除去は、施設対策２部が実施し、市保有の器具・機械を使用するものとする。

労力又は機械力が不足する場合は山城北土木事務所に要請し、近隣市町からの派遣を求める。また、労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体等からの器材・労力等の提供を求める。

第２節　清掃計画　　＜市民環境部、城南衛生管理組合＞

被災地の土砂・瓦礫やごみ、し尿等の廃棄物処理を適正に行い、環境衛生に万全を期する。

なお、大規模災害と認定したときは、城陽市災害廃棄物処理計画に基づき行動する。

（１）実施体制

災害時における廃棄物の処理及び清掃の実施主体は市とし、市の被害が甚大なため市独自で実施することが困難なときは、近隣市町の応援を得て実施する。そのいずれの場合にも府に連絡するものとし、廃棄物の収集運搬及び処分については、必要なあっせんを求めるものとする。

（２）ごみ処理

①収集方法

被災地の状況に応じて速やかに避難所など被災集中地区を重点的に、ごみ収集車をもって収集処理する。収集車によることができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布する。

②処理方法

収集したごみは、城南衛生管理組合の処理施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不可能になった場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号)」等の規定に従い、近隣市町等に処理を要請する。近隣市町で応援体制が確保できない場合には、府に対して広域的な支援の要請を行う。

（３）し尿処理

倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地の防疫上、速やかに収集処理を行う。また、ライフラインの途絶によってトイレが使用できなくなった場合は、仮設トイレの設置を実施する。

①収集方法

被害の規模に応じ、城南衛生管理組合及び浄化槽清掃業許可業者と緊密な連絡をとり、避難所など被害者集中地区を重点的に収集する。これによる対応が不可能になった場合は、府に支援を要請する。

②処理等の方法

ア　し尿の処理

収集したし尿は、城南衛生管理組合のし尿処理施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け処理が不可能になった場合は、近隣市町等に処理を要請する。近隣市町で応援体制が確保できない場合には、府に対して広域的な支援の要請を行う。

イ　仮設トイレの設置

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、被災地域の避難所の人員に応じて仮設トイレを設置するものとする。設置の際には、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しない場所を選定する。

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

ウ　くみ取りの制限

被災地域での処理能力が及ばない場合にはとりあえずの措置として、便槽内容の２～３割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。

（４）災害廃棄物処理

災害により生じた瓦礫・廃材は、発生量や最終処分地等を考慮の上、災害廃棄物処理実行計画を策定し、これに基づいて処理する。

ア　災害廃棄物の処理に当たって、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管できる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量の災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ　応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)」等の規定に従い、適正な処理を進める。

（５）府への報告

市は、処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と災害廃棄物の発生量見込み等について府に報告する。

第３節　環境保全に関する計画　　＜市民環境部＞

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合、府との連携を図りながら生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

（１）環境影響の応急及び拡大防止措置

ア　環境汚染が発生したときは、関係防災機関等へ通報する。

イ　住民の生命・身体に危険が予測される場合には、住民への周知と避難誘導を行う。

第４節　文教応急対策計画

＜危機・防災対策課、教育委員会事務局、福祉保健部＞

（１）実施体制

応急教育体制の実施は、教育班を中心に、府教育委員会やＰＴＡの教育関係団体の応援協力のもと実施する。実施の責任者は、市立学校、幼稚園、その他の教育機関については市長及び教育長とする。

また、校長・園長は施設や児童・生徒等の実情に応じた防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。その際、学校・園内での活動中を想定した計画と、学校・園外での活動中を想定した計画を区分した上で、避難場所や避難誘導等について明記し、緊急避難に備えて万全を期するものとする。

（２）災害情報の収集・伝達

①発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

②被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、次の項目について被災状況を速やかに収集する。

ア　学校施設の被害状況

イ　社会教育施設の被害状況

ウ　教職員の被災状況

エ　児童・生徒等の被災状況

オ　応急措置を必要とする事項

情報の収集は発災後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の防災マニュアルに基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じあらゆる手段での情報の収集・伝達に努める。

（３）学校等における安全対策

①学校における安全対策

ア　在校時の対策

児童・生徒等の在校時に発災及び発災のおそれのある場合は、災害の状況に応じ安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

イ　在校時以外の対策

児童・生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童・生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

ウ　保護者への児童・生徒等の引き渡し

児童・生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全・確実に実施する。

②学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

（４）教育に関する応急措置

①教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育委員会事務局職員で構成し、市立学校、幼稚園、その他教育機関における被災状況の報告に基づき、応急対策等について協議する。

②授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童・生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

③施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

④教科書、文房具及び通学用品の調達及び支給

市教育委員会は被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の市立学校の児童・生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から１か月以内に、(一社)教科書協会に無償補給の申請をするとともに、京都府教科図書販売㈱に補給を依頼し、教科書の補給、配分を実施する。

また、文房具及び通学用品をそう失又はき損した要保護、準要保護等の市立学校の児童・生徒で再購入困難と認める場合は、速やかに調達、配分を実施する。

⑤学校給食等の対策

市教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、山城広域振興局長並びに関係機関と協議の上応急配給を実施する。

⑥児童・生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童・生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

⑦教職員の確保

応急教育を実施するに当たって、京都府山城教育局と緊密な連絡をとり、必要な教職員

の確保に努める。

⑧卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

（５）学校等における保健衛生及び危険物の保安

①保健衛生

災害発生時における児童・生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び器材の確保が適切に行われるよう努める。

また、災害の状況に応じ、被災学校の児童・生徒等に対し必要な感染症予防接種及び健康診断を指定学校医により実施する。

②危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

（６）保育所・幼稚園における安全対策

①休園措置

災害の発生により、保育の安全が確保できないような場合には、当該施設長は必要に応じて休園の措置をとる。

ア　保育開始前の措置

休園措置を園児の登園前に決定したときは、遅滞なくその旨を防災行政無線、保護者の連絡網等により周知させ、災害対策本部に報告するものとする。

イ　保育開始後の措置

保育開始後において、休園措置を決定した場合は、遅滞なくその旨を防災行政無線、保護者の連絡網等により周知させ、園児の引渡しを行う。

②園児等の健康管理

災害による感染症等の発生を防止するため、施設の衛生保持に努めるとともに、園児及び職員に対して、健康診断等適切な措置を講ずるものとする。

（７）被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市本部と連携を図る。

また必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第５節　要配慮者対策計画　　＜福祉保健部、危機・防災対策課＞

災害時には、障がい者、高齢者、幼児、妊産婦等、何らかのハンディキャップを有する人々は迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされる。したがって、これらの要配慮者に対しては特別な配慮をもってそれぞれの応急対策を講ずる必要がある。

また、その実施に当たってはハンディキャップの内容、程度が個々で異なることを認識し、適切な対応に努めるものとする。

（１）基本方針

災害によって弱い立場に置かれた高齢者や障がい者等に対して福祉行政と地域組織が連携し、安否確認や緊急援助をすることにより生活基盤の建て直しを支援する。

また、外国人については語学のハンディキャップがあるため、所属する事業所等を通じた対応を原則とするが、語学ボランティアによる情報提供等でも生活支援を図っていく。

（２）災害発生時の要配慮者の安否確認等

被害が予想される場合、府との連携のもとに、迅速に、市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者の各戸を訪問することにより、要配慮者の状況を確認する。

また、避難場所に避難している要配慮者の所在についても確認を行う。

なお、在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講ずる。

（３）高齢者に係る対策

①相談体制の整備

高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、民生委員や災害ボランティア等の協力を得て、避難所における相談体制の整備及び住宅の高齢者の訪問相談を実施する。

②高齢者の緊急入所等の措置

高齢者の被災状況、健康状況等から判断して、避難所での生活が困難と判断される場合は、福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送を速やかに実施する。

③避難所における生活支援

避難所においては、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努めるほか、介護スペースの確保や冷暖房等の空調に関する配慮等に努める。

④健康対策の実施

高齢者の健康管理には特に留意し、府と連携し、巡回医療等による健康対策を講じる。

⑤避難所及び仮設住宅の設置時等における配慮

避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消等高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。また、仮設住宅や公営住宅への優先入居についても配慮する。

（４）障がい者に係る対策

①福祉機器及び情報伝達機器の確保

府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いす等の福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ＦＡＸ、文字放送テレビ、掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

②情報伝達システムの確立

府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

③手話通訳やガイドヘルパー等の確保

府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により手話通訳やガイドヘルパー等のサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

④障がい者の緊急入所措置

府との連携のもとに、障がい者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい福祉施設等への緊急入所等を勧める。

⑤避難所における生活支援

避難所においては､府との連携のもとに､障がい者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努めるほか、介護スペースの確保や冷暖房等の空調に関する配慮等に努める。

⑥健康対策の実施

障がい者の健康管理には特に留意し､府と連携し､巡回医療等による健康対策を講じる。

⑦避難所及び仮設住宅の設置時等における配慮

避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置等障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。また、仮設住宅や公営住宅への優先入居についても配慮する。

⑧聴覚障がい者への支援

身体障害者手帳（聴覚）の保有者及び関係団体に対し、城陽市聴覚障がい者防災マニュ

アルを配布し、災害時の避難場所、避難所でのコミュニケーションについて事前に確認することにより支援がスムーズに行えるよう体制をとる。

（５）児童に係る対策

①避難所における生活支援

避難所においては、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

②要保護児童の把握

府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

（６）外国人に係る対策

府との連携のもとに、「災害時における外国人支援に関する協定」を締結している城陽市国際交流協会並びに災害時の通訳・翻訳のボランティアとも連携し、外国人との情報伝達システムの確立を図る。また、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

第６節　住宅応急対策計画　＜総務部、都市整備部、教育委員会事務局＞

災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復又は再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理を行うことで居住の安定を図る。また、この実施に当たっては男女双方の視点とともに高齢者・障がい者等の要配慮者に対して十分に配慮する。

（１）一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、市又は府は災害直後に応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構による災害関係諸貸付制度について指導に当たり、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

（２）公営住宅に対する措置

公営住宅の事業主体においては、災害による公営住宅の被災状況を早急に調査し、必要な応急措置を行うとともに、再建設又は補修の必要な公営住宅については早期に復旧を図る。

（３）応急仮設住宅の建設・供給

①応急仮設住宅の建設

災害救助法を適用した災害については知事が建設し、一般災害及び知事が職権の一部を委任した場合は、市長が建設する。市長が建設する場合は、営繕班を中心として計画を立て、市内の建設業者の応援協力のもとに実施する。

ア　供給基準

応急仮設住宅の供給基準は、災害救助法が適用された場合、同法及びその運用方針による。

イ　入居対象者

応急仮設住宅への入居は、次に定める者のうちから十分な調査に基づいて市が選考する。

ただし、供給戸数に対して入居希望者数が上回る場合は、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、高齢者や心身障がい者等の要配慮者世帯を優先的に入居させるものとする。

ａ．住家が全壊、全焼又は焼失して、居住不能の状態にある者

ｂ．相当期間滞在できる親類、知人等の居宅がない者

ｃ．自らの資力では住宅を確保できない者

・生活保護法による被保護者及び要保護者

・特定の資産のない失業者

・特定の資産のない寡婦及び母子家庭

・特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

・特定の資産のない勤労者

・特定の資産のない小企業者
・全各号に準ずる経済的弱者

ウ　居住者の集会等に利用するための施設の設置

同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

エ　建設と供給の時期

応急仮設住宅の建設は、プレハブ建築協会や府建設業協会等の関係団体の協力のもとに災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに竣工させる。建設に当たっては、段差の解消、スロープや手すりの設置など、高齢者、障がい者等に配慮した構造となるよう努める。

また、その供与期間は完成の日から２か年以内を限度とする。ただし、災害の程度によって延長される場合もある。目的を達成した後の処分については災害救助法及びその運用方針によって対応し（参考：建築基準法第 85 条仮設建築物に対する制限の緩和）、入居者にはこの趣旨を徹底させるとともに公的住宅のあっせん等を行うものとする。

オ　建設場所

応急仮設住宅の建設場所は市有地を原則とし、応急対策班は二次災害の危険性や給排水施設等を勘案の上、平常において、あらかじめ適地を選定しておくものとする。

カ　応急仮設住宅の形式、規模及び費用

応急仮設住宅の建築規模は、１戸当たり２Ｋ（延床面積 29.7 ㎡）を基準とした連戸型とする。

また、１戸当たりの建設費用の限度額は、災害救助法に定めるものに準じる。

②応急仮設住宅の供与

ア　市長は､入居者選考機関を設置し､調査及び必要に応じて民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他生活条件を十分に考慮の上決定するものとする。

イ　応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであることから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住居のあっせん等を積極的に行う。

③応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

④応急仮設住宅における要配慮者対策

高齢者及び障がい者等が入居する応急仮設住宅には保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を行い、要配慮者の日常生活機能の確保と健康維持を図る。

⑤既存公的施設の利用

市は、あらかじめ選定された一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を利用し、応

急仮設住宅の供与までの間の居住の安定を図る。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする。

（４）住宅の応急修理

一般災害については住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合、自らの資力により応急修理ができない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が行うものとする。ただし、知事が職権の一部を市長に委任した場合は市長が行う。

なお、対象者や費用の限度額等については、災害救助法等により定めるところによる。

（５）建築資材の調達

応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理に伴う建設資材の供給は、市内又は近隣市町の建設業者から速やかに調達する。

第７節　労務供給計画　　＜企画管理部＞

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは、労力的に不足するときにおける労働力の確保について定めるものとする。

（１）実施責任者

労働者の雇上げは、市の責任において行うものとする。

（２）労働者の業務範囲

ア　被災者の避難
イ　医療及び助産
ウ　被災者の救出
エ　飲料水の給水
オ　行方不明の捜索
カ　死体の処理
キ　救援物資の整理、輸送及び配分
ク　その他災害応急対策に必要な業務

（３）労働者確保の方法

ア　市は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、府本部はこれをとりまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。

また、労働者の確保の要請に際し、災害対策本部は、労働条件を提示するものとする。

イ　対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。

ウ　動員班は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受入れる。

（４）費用の負担

ア　労働者の雇上げに要する費用は、市の負担とする。

イ　労働者の賃金は、京都府内における通常の実費とする。

第８節　義援金品等に関する計画　　＜福祉保健部＞

災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、災害義援金品の募集受入れを行う。

また、義援金品の受付については、府、市、その他関係機関が受付窓口を設けて行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者へも公平性に配慮しつつ配分を行う。

（１）義援金

①義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、市及び支援関係団体等を構成員とする義援金募集委員会が行う。

②義援金の受付・保管

ア　義援金の受付及び保管は救助第二班が行う。

イ　受付期間は災害発生のおおむね１か月以内とし、必要に応じ延長する。

ウ　義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

エ　救助第二班は受け付けた義援金を義援金募集委員会に送金する。

オ　義援金の受付の事務が終了したときは、様式 13 によりその結果を知事に報告するものとする。

③義援金の配分

救助第二班は義援金配分委員会を設置し、被災者の状況等の調査を行い、義援金募集委員会から送金された義援金を、協議会の方針に準じて被災者に対し配分を行う。配分の事務が終了したときは、様式 14 によりその結果を知事に報告するものとする。

なお、配分対象は以下のとおりとし、り災者名簿より被害状況別、地区別に把握する。

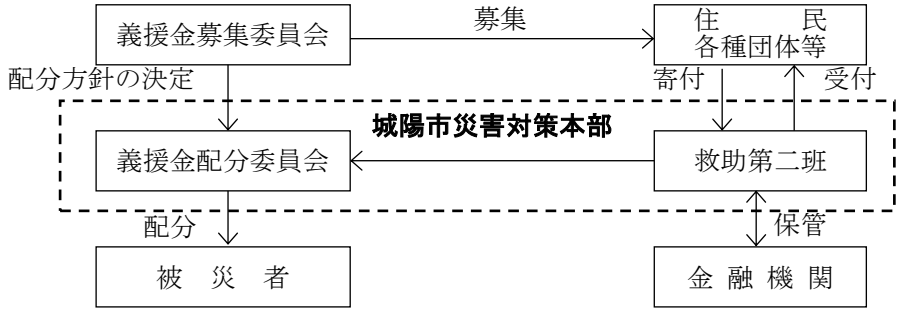
ア　死者（遺族）

イ　災害により障がい者となった者・重傷者

ウ　住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯

エ　その他、災害の状況に応じて委員会で協議の上決定する者

■義援金の流れ



（２）義援物資

①義援物資の募集

救助第二班は災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、広報班を通じ義援物資の募集を行う。その際、府及び市は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

ア　被災地において必要とする物資

イ　被災地において不要である物資

ウ　当面必要でない物資

エ　義援物資送付の際の留意事項

ａ．送付者において仕分けを徹底すること

ｂ．腐敗物、危険物等の送付を差し控えること

ｃ．その他の留意事項

②義援物資の受付・保管

ア　義援物資の受付及び保管は救助第二班が行う。

イ　受付期間は災害発生の日からおおむね１か月以内とし、必要に応じ延長する。

ウ　義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを様式 13 に記録し、受付の事務が終了したときは、その結果を知事に報告する。

エ　受付の際に、大量の義援物資が予想される場合には、輸送拠点においてボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

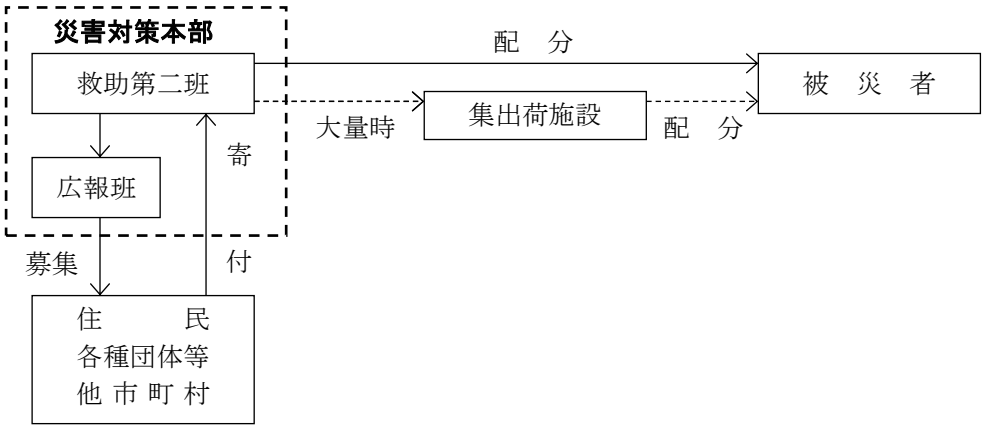
オ　物資の搬入、集積及び仕分けが困難な場合には、府及び近隣市町に協力を要請するものとする。

③義援物資の配分

救助第二班は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分に当たっては、り災者名簿より被害状況別、地区別に配分の対象者を把握し、公平な配分を行う。

配分の事務が終了したときは、様式 14 によりその結果を知事に報告するものとする。

■義援物資の流れ



第９節　り災証明の発行　　＜危機・防災対策課、総務部、消防本部＞

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免、保険の請求等の手続きに必要とされる家屋等の被害程度について、災害対策基本法第９０条の２の規定により、被災者から申請があったときは、遅延なく、住家の被害その他の被害の状況を調査し、り災証明書を交付する。

（１）り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、次の項目の証明を行うものとする。

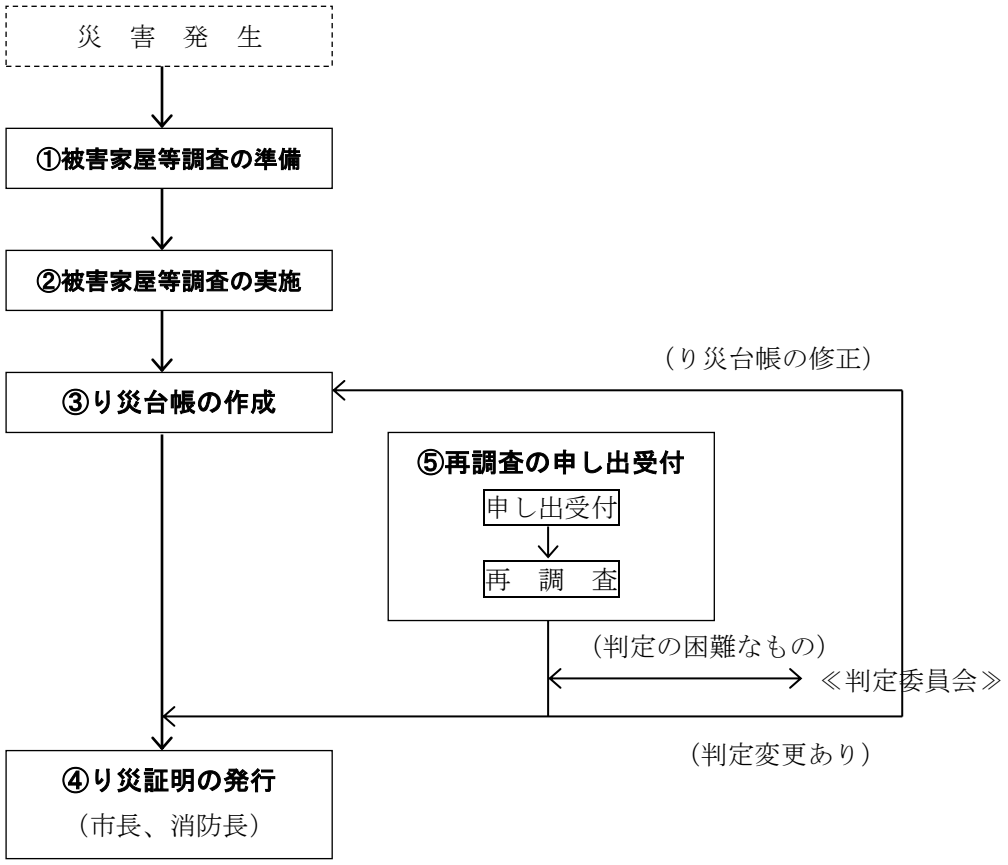
ア　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水、流失等

イ　火災による焼損、水損等

（２）被災家屋等の被害認定基準

上記に係る被災家屋等の被害程度の認定基準は資料－２に示すとおりである。

（３）り災証明の流れ



①被害家屋等調査の準備

被害状況の速報を基に、調査第一班・第二班は、次の準備作業を実施する。

ア　調査第一班・第二班を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、府や近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ　調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ　調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両、宿泊場所等の手配を行う。

②被害家屋等調査の実施

ア　調査期間

被害家屋等調査は、速やかに実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋等について被災者の申し出に基づき実施する。

イ　調査方法

被害家屋等を対象に２人１組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、１棟ごとの内部立入調査により実施する。

③り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。

④り災証明書の発行

市長は、り災証明申請書（様式 15）により、申請のあった被災者に対してり災台帳に基づき被災家屋等のり災証明書（様式 15－1）は１世帯当たり１枚を原則に発行する。ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

⑤再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋等について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から３か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

調査第一班・第二班は、申し出のあった家屋等に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

（４）り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに市広報紙等により被災者への周知を図る。

＜ 第４編　災害復旧計画 ＞

第１章　民生安定のための緊急措置に関する計画

第１節　生活確保に関する計画

＜危機・防災対策課、総務部、福祉保健部、都市整備部＞

災害により被害を受けた市民に対し、人心や生活の安定を図るための支援策について定める。

（１）職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、他市町村との連絡調整を行い、離職者の早期再就職のあっせん及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図る。

（２）租税の徴収猶予及び減免

被災した納税者等に対し、それぞれの実態に応じて、地方税法又は市税条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を講じる。

①期限の延長

市長は、地方税法第 20 条の 5 の 2 及び市税条例第 18 条の 2 の規定に基づき、納税者が災害により、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限の延長を認めるものとする。

②徴収の猶予

市長は、地方税法第 15 条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、１年以内の期限に限り、その徴収を猶予するものとする。

③減免

市長は被害の実情に応じて市民税等の減免措置を講じるものとする。

（３）融資対策

災害により被害を受けた生活困窮者に対して、次に示す災害援護資金等を貸付けることにより生活の安定を図る。

①災害援護資金

実施主体は社会福祉法人京都府社会福祉協議会であるが、社会福祉法人城陽市社会福祉協議会と緊密な連絡のもとに「城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 7 月 1 日条例第 21 号)」により貸付けを行う。

ア　貸付条件

本市の区域内で災害救助法による救助が行われた自然災害による被災世帯を対象とする。

イ　利率と償還方法

貸付利率は年 3.0%（据置期間は無利子)、償還方法は 10 年間の年賦又は半年賦償還（３年間の据置期間を含む）とする。

ウ　貸付限度額等

被害の種類及び程度		金　　額
a	b	
1)療養に要する期間がおおむね１か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」とする）がある場合	家財についての被害額がその価格のおおむね 1／3 以上である損害（以下「家財の損害」とする）及び住居の損害がない場合	1,500,000 円
	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	2,500,000 円
	住居が半壊した場合	2,700,000 円 ただし、被害を受けた住居を建て直すに際して当該住居の残存部分を取り壊さざるを得ないなど、特別の事情がある場合で市長が特に必要があると認めるとき(以下「特別の事情がある場合」とする)は、3,500,000 円とする
	住居が全壊した場合	3,500,000 円
2)世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000 円
	住居が半壊した場合	1,700,000 円 ただし、特別の事情がある場合は 2,500,000 円とする
	住居が全壊した場合	2,500,000 円 ただし、特別の事情がある場合は 3,500,000 円とする
	住居の全体が滅失、又は流失した場合	3,500,000 円

②生活福祉資金

ア　災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

イ　貸付金額

ａ．生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）　　1,500,000 円以内

ｂ．生活福祉資金（住宅資金）　　4,000,000 円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

ウ　貸付条件

ａ．償還期間　　７年以内（住宅改修のときは 14 年以内）

ｂ．据置期間　　３か月以内（状況に応じて 2 年以内）

ｃ．利子

据置期間　　無利子

据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合　無利子、立てない場合　年 1.5%

③母子・寡婦福祉資金

被災者については当該世帯の申請によって母子父子寡婦福祉資金貸付けの特別措置を行う。資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として２年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払いは本人の申請により猶予される。

（４）災害弔慰金等の支給

災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害見舞金は、「城陽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 7 月 1 日条例第 21 号)」に基づき支給を行う。

①災害弔慰金

ア　支給条件

ａ．災害救助法による救助が行われた自然災害による死亡者の遺族を対象とする。

ｂ．遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母とする。

イ　支給額

支給額は、死亡者が上記遺族の生計を主として維持していた場合１人につき 500 万円、その他の場合 250 万円とする。

②災害障害見舞金

ア　支給条件

災害救助法による救助が行われた自然災害により負傷、あるいは疾病にかかり治癒したとき（その症状が固定したときを含む）に、精神又は身体に法律で定める程度の障がいがある住民を対象とする。

イ　支給額

支給額は、障がい者が世帯主の場合 250 万円、その他の場合は 125 万円とする。

（５）被災者生活再建支援制度の活用計画

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して都道府県が拠出した基金を活用して、自立した生活の開始ができるよう支援を行う。

①対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で次のいずれかに該当する場合

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村

イ　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

オ　ア～ウの区域のいずれかに隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

②支給対象世帯

被災者生活再建支援金は、①の対象となる災害により、次のいずれかに該当する被災を受けた世帯に支給される。

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

③支援金の支給額

被災者生活再建支援金の支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる（中規模半壊世帯を除く）。（※　世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3／4 の額）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 （②アに該当）	解体 （②イに該当）	長期避難 （②ウに該当）	大規模半壊 （②エに該当）	中規模半壊 （②オに該当）
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	－

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（②ア～エの場合）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

ウ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（②オの場合）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	100 万円	50 万円	25 万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 100（又は 50）万円

④支援金の申請手続

被災世帯の世帯主は、当該自然災害が発生した日から起算して 13 月を経過する日までに市に申請する。救助第二班は世帯主等から事実関係を十分に確認し、支給対象額を算定し、添付書類をとりまとめた上で、申請書類を府に送付する。

⑤実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援基金に指定された（公財）都道府県会館に委託）

⑥支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人１/2・国１/2

（６）大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

市は、府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金を活用して、被災住宅の再建等を支援する。

①対象となる災害

被災者生活再建支援法第２条第１項に規定する自然災害で次のいずれかに該当するものである。

ア　被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く、以下、同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イに該当しないもの。

イ　支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

ウ　ア及びイに準ずる自然災害として市長が認めたもの。

②支援の対象となる者

被災住宅の居住者のうち、被災住宅の再建等の実施に係る世帯（住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。）を主宰する当該世帯を構成する者。

③支援の対象となる経費

ア　住宅再建経費　支援対象者が支出する新築・購入費、補修費、賃借料、解体費等。

イ　住宅再建関連経費　被災住宅において、使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費（住宅再建経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するもの。

ウ　住宅再建融資返済経費　新築・購入費又は補修費の支出について、次に掲げる融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付の実行日から５年以内（元金の据置期間を含む。）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）に要する経費（当該融資に係る利息に相当する額（b に掲げる融資にあっては、当該融資に代えて a に掲げる融資を利用したとした場合における利息に相当する額又は b に掲げる融資に係る利息に相当する額のいずれか少ない額）に限る。）をいう。

ａ．独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

ｂ．大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建に必要な資金の調達に係る融資として市長が別に定める融資

④補助金の限度額

再建等の種別	対象者	補助限度額			
		全壊	大規模 半壊	半壊	一部破損 床上浸水
新築・購入	支援金を受け取ることができる者	150 万円	100 万円	―	―
	その他の者	300 万円	250 万円	150 万円	50 万円
補修	支援金を受け取ることができる者	100 万円	60 万円	―	―
	その他の者	200 万円	150 万円	150 万円	50 万円
賃借	支援金を受け取ることができる者	75 万円	40 万円	―	―
	その他の者	150 万円	100 万円	―	―

⑤実施主体

市

⑥補助金の費用負担

補助金の費用負担は、市が 1/3、府が 2/3 とする。

（７）生活相談所の開設

被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等に答えるための生活相談所を開設し、生活再建に向けての支援を行う。

①実施体制

関係各部より相談員を選定し、10 名程度の生活相談プロジェクトチームを立上げ、市庁舎内に被災者の生活再建に関連する支援情報を１か所でまとめて受けられる生活相談窓口を設置し、（１）から（５）に関する相談、手続きなどを実施する。

なお、内容によっては、法律、登記、税務等に関する専門的事項も予想されるため、弁護士会や建築関係機関などの協力を得て対応する。

また、災害の規模に応じて、被災地、避難所等に相談窓口を設け、被災住民からの相談、要望、苦情等の聴取を行う。

②総合的情報提供

被災後、時間経過により、被災者等の関心が多様になるが、生活相談プロジェクトチームは、おおむね次の相談内容に対応可能な情報を一元化し、窓口業務を実施する。また、生活相談窓口を開設したときは、広報紙等により市民に周知する。

ア　市税の減免、猶予措置に関すること

イ　被災者に対する災害弔慰金の支給及び資金の融資等に関すること

ウ　被災農家に対する災害資金の融資に関すること

エ　被災した商工業者に対する資金の融資に関すること
オ　り災証明の発行に関すること
カ　住家等の被災調査に関すること
キ　義援金の給付に関すること

第２節　文教復旧計画　　＜教育委員会事務局＞

災害により被害を受けた学校等の施設の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

（１）学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐火性、耐風性及び耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

ア　市立学校・幼稚園及びその他の教育機関からの被害状況の報告を待って現地調査を行う。また、被害額、復旧方法等の調査も同時に行う。

イ　調査結果に基づいて府の指導助言をもとに復旧計画を定めるとともに、京都府山城教育局を経て府教育委員会へ報告する。

ウ　復旧計画に基づいて迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努め、被害が甚だしい場合は、府に対して技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

（２）教育活動の再開

ア　被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市災害対策本部と連携し、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

イ　学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と連携し、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等を使用できない場合は、近隣の学校施設等を利用することも考慮する。

ウ　教育活動の再開に当たって、児童・生徒及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ａ．災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号)」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号)」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号)」による補助金に関すること。

ｂ．災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費に関すること。

ｃ．災害を受け、就学困難になった生徒に対する学資に関すること。

ｄ．被災教職員に対する救済措置に関すること。

エ　被災後、外傷後ストレス障がい等児童・生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、良好な心身の健康状態が保てるよう努める。また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童・生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

（３）文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、

復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第３節　住宅復旧計画

＜総務部、都市整備部＞

災害により滅失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置等を講じる。

（１）一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅債券や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

（２）災害公営住宅の建設

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により国はその建設に要する費用の一部について補助することになっている。

①公営住宅法第８条の規定による対象

ア　地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上又は市の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の１割以上であるとき。

イ　火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被害地全域で 200 戸以上又は市の区域内の住宅戸数の１割以上であるとき。

②建設戸数の限度

滅失住宅戸数の３割以内

③補助率

公営住宅標準建設費の３分の２

④建設の手順

ア　住宅災害速報の提出（災害直後）

イ　住宅災害現況の現地調査（災害直後）

ウ　災害確定報告書の提出（災害発生後 15 日以内）

エ　建設計画書の提出（災害発生後１か月以内）

オ　住宅滅失戸数の査定

カ　建設計画の内示

⑤激甚法適用の場合

ア　対象

「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

イ　建設戸数の限度

滅失住宅戸数の 50％以内

ウ　補助率

公営住宅標準建設費の４分の３

エ　建設の手順

公営住宅法の場合と同じ

第４節　中小企業への支援　　＜まちづくり活性部＞

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融資等について定める。

（１）支援対策

災害を受けた中小企業に対してその状況に応じてその都度判断し、次の対策を講じていく。

ア　事業の再建に必要な資金の円滑な融資を得るため関係金融機関に対し協力を要請する。

イ　城陽市中小企業低利融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府系金融機関並びに府中小企業総合センター、山城広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口等を通じ復旧資金の金融円滑化に対処する。

ウ　既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

第２章　公共施設等の復旧計画

＜都市整備部＞

被災した公共施設の復旧においては被害の程度を十分検討した上で、原形復旧を基本としながら必要な場合には施設の新設又は改良復旧を図り、再度災害の発生を防止する。その実施に当たっては、被害の状況に応じて施設の重要性と緊急性が高いものから優先的に復旧工事を行うものとする。

第１節　公共土木施設の復旧計画

（１）実施体制

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を迅速かつ計画的に行うため、市をはじめ各施設を管理する公共機関は実施に必要な職員を適正に配備するとともに、必要に応じて指導・助言のための職員の応援派遣等について府に要請する。

（２）復旧計画の基本方針

①災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定と交通の確保、施設の被害拡大の防止に努め、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

②応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事又は応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

③災害復旧の推進

災害復旧工事の施工は、災害の状況等により予算の弾力的執行の方途を講ずるほか、国庫負担金の財源の措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

④再度災害の防止

ア　公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合はこれに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図るものとする。

イ　再度災害の防止を図るため、災害復旧事業とあわせて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を実施するものとする。また、災害関連事業等については、災害復旧事業を並行して進捗しうるよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講ずるものとする。

（３）復旧事業計画

①公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象）

各年度別の復旧進度は、査定時の緊急度に応じて決定されるが、３か年で完了するよう必要な措置を講じる。

②単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

③小災害復旧事業

②の内、「激甚法」の適用を受ける小災害については、小災害復旧事業により復旧を推進する。

（４）復興事前準備

被災後に早期かつ的確に復興まちづくりが行えるよう、復興準備に向けた取組等を推進する。

第２節　農林業施設の復旧計画　　＜まちづくり活性部＞

災害により被害を受けた農林施設の復旧を早期に行い、農林業者の経営の回復安定を図る。

（１）復旧計画の基本方針

災害復旧計画は「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」「激甚法」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により災害復旧事業の対象となる事業について計画するものとし、その基本方針は次のとおりとする。

①補助の対象となる施設

１か所の工事の費用が 40 万円以上の次の施設

ア　農地

イ　農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）

ウ　林業施設（公共的な林地荒廃防止施設、林道）

エ　共同利用施設（農業協同組合、同連合会の所有する共同利用施設）

②補助率

災害が発生した当該年度の国の補助等の制度に基づく次の基準による補助率の適用を受け施行する。

区分＼補助率			普通補助率	補助率	
				１　次	２　次
農地農業用施設	農地		５０％	８０％	９０％
	農業用施設		６５％	９０％	１００％
	関連事業		５０％	―	―
林業用施設	林地荒廃防止施設		６５％	―	―
	林道	奥地幹線林道	６５％	９０％	１００％
		その他林道	５０％	７５％	８５％
共同利用施設			２０％	―	―

補助率は次の要領により適用される。

ア　農地・農業用施設

１戸当たりの事業費が８万円を超え 15 万円以下の部分には１次高率、15 万円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

イ　林道

被災林道の既設延長１ｍ当たりの事業費が 1,000 円を超え 1,200 円以下の部分には１次高率、1,200 円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

ウ　連年災害

ａ．農地・農業用施設

その年を含む過去３か年の合計事業費が１戸当たり 10 万円を超え、かつその年の事業費が１戸当たり４万円を超える場合は前項アの高率補助率を適用する。

b．林道

その年を含む過去３か年の合計事業費が１ｍ当たり 1,100 円を超え、かつその年の事業費が１ｍ当たり 500 円以上となる場合は、イと比較して有利な方を適用する。

③激甚災害の特例

「激甚法」の指定を受けた災害の復旧事業については、次の特別措置がある。

ア　農地農業用施設

②の補助率の適用後の事業費負担額が、被害農業者１人当たり２万円以上の場合は、その負担額について次の補助率が嵩上げされる。

被害農業者１人当たりの負担額	嵩上補助率
１万円を超え２万円以下の部分	７０％
２万円を超え６万円以下の部分	８０％
６万円を超える部分	９０％

イ　林道

②の補助率適用後の事業負担額が被害延長１ｍ当たり 180 円を超える場合等の負担額について次の補助率が嵩上げされる。

被害延長１ｍ当たりの負担額	嵩上補助率
110 円を超え 200 円以下の部分	７０％
200 円を超え 500 円以下の部分	８０％
500 円を超える部分	９０％

ウ　共同利用施設

次の補助率が適用される。

区　　分	１か所当たりの工　事　費	補　助　率	
		10 万円までの部分	10 万円を超えた部分
激甚地域内	３万円	４０％	９０％
激甚地域外	１０万円	３０％	５０％

第３節　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

＜総務部＞

市は、災害にかかった施設を原形に復旧するに当たり、国及び府により次に掲げる災害復旧事業債等の財政措置を講じるものとする。

（１）災害復旧事業債

（２）一時借入金等

一時に多額の資金を必要とする場合、各種金融機関からの一時借入金の借入れ、または基金からの繰替運用を行う。

（３）農林業関係融資

ア　天災融資法に基づく融資

イ　農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

ウ　農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助

第４節　激甚災害の指定　　＜総務部＞

著しく激甚な災害が発生した場合、当該地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚法」に基づき、国は地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。したがって市内で災害による大規模な災害が発生した場合には、「激甚法」指定の手続きを経た上で、国からの援助、助成を受けて災害復旧事業の円滑な実施を図る。

また、市は府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。